

〔書式六三九〕

組織變更ニ因ル會社繼續決議書

何合資會社ノ有限責任全社員ノ退社ニ因リ合名會社トシテ會社ヲ繼續スルニ關シ無限責任社員ノ一致ヲ以テ左ノ通り決議ス

一、何合資會社ハ年月日有限責任全社員退社シタルニ因リ無限責任全社員ノ一致ヲ以テ何合名會社トシテ會社ヲ繼續ス

二、組織ヲ變更シテ繼續スル合名會社ノ定款ハ別紙ノ通り之ヲ定メ本決議書ニ添附ス

右決議ヲ明確ナラシムル爲メ本書ヲ作り總社員左ニ署名捺印ス

年月日

何合資會社
無限責任社員 何 某等
(以下總無限社員署名捺印)

(二) 繼續の登記——は、本店の所在地では二週間に、支店の所在地では三週間に、合資會社に付ては、無限責任社員が解散の登記をし、合名會社に付ては、總社員により會社設立登記と同一事項の登記をせねばならない(商一六二四)。

〔書式六四〇〕

合資會社解散登記申請書(合資會社)

ヲ合名會社トシテ繼續ニ因ル

一、商 號 何合資會社
本店(又ハ支店) 何市區町番地

一、登記ノ目的 合資會社ヲ合名會社トシテ繼續ニ因ル解散登記

一、登記ノ事由 有限責任社員全社員退社シタルモ年月日無限責任社員ノ一致ヲ以テ何合名會社トシテ組織ヲ變更シテ繼續シ何合資會社ハ解散シタルニ付共ノ登記ヲ求ム

一、登録税 金七圓(支店貳圓)

一、添附書類
退社通知書又ハ戸籍抄本 登通
組織變更ニ因ル會社繼續同意書 登通
右登記相成度申請候也

年月日

何市區町番地 申請人 何合資會社
何市區町番地 無限責任社員 何 某等
(以下總無限責任社員列記捺印)

何區裁判所(何出張所) 御中

〔書式六四一〕

合資會社ヲ合名會社トシテ繼續登記申請書

一、商 號 何合資會社

一、本店(又ハ支店) 何市區町番地

一、登記ノ目的 合資會社ヲ合名會社トシテ繼續ニ因ル登記

一、登記ノ事由 有限責任社員全社員退社シ年月日無限責任社員ノ一致ヲ以テ何合資會社ヲ何合名會社トシテ繼續シタルニ因リ左記事項ノ登記ヲ求ム但會社成立ノ年月日 昭和年月日

商號 何合名會社
本店 何市區町番地

代表社員ノ氏名 甲野一郎
社員ノ氏名、住所、出資ノ目的、價格及履行ヲ爲シタル部分

一、金貳萬圓 何市區町番地 甲野一郎

一、金壹萬圓 全部履行 何市區町番地 乙野次郎

一、課税標準金額 金參萬圓外繼續事件

一、登録税 金四拾圓(千分ノ一繼續十圓、支店二圓、繼續二圓)

一、添附書類
定款 登通
社員ノ同意書 登通
(支店テハ本店ヲ爲シタ事項ノ登記簿抄本)

右登記相成度此段申請候也

年月日

(後略)——總社員ニ依ル申請

17. 清算

合資會社の清算に任意清算・法定清算の二種があること、清算人・清算手續等は合名會社の場合と同様だが、合資會社では、無限責任社員の過半数を以て別に清算人を選任した場合の外は、業務執行社員が法定清算人として清算手續を行ふことになつてゐる(商一六四)。それ以外の清算手續や殘餘財産の分配等に付ては、合名會社の説明を参照されたい。

18. 罰則

については、株式會社篇の罰則の所で、同時に述べて置いた(四三三頁以下)から参照されたい。

社 債 篇

★ 11 章 37 節

總 說

社債募集の制限
とその募集方法

社債の擔保

社債関係者の地位

社債募集の手續

社債券・社債原簿・社債の
譲渡質入・信託社債の公示

減債基金・社債
の利拂と借換

社債の償還

社債に関する會計上の處理

社債権者集會

信託事務の承繼・終了・社
債に関する費用・罰則

◇本篇の社債に關する説明は、商法の形式に従へば「株式會社の計算」の次でなすべきものだが、本書では便宜上別篇とした。

◇本篇で説明する社債は、商法に規定する無擔保社債と、擔保附社債信託法に規定する擔保附社債についてである。

◇資金調整法は、會社が社債の直接募集をするには、主務官廳の許可を要すとしてゐる。これについては資金調整・會社經理篇で詳述した。

總 說

1. 社債の意義

社債は、會社資金調達の重要な手段で會社の資本金による資金調達と共に、會社金融の特色をもつ。社債は他人資本で、資本金は自己資本たることは勿論だが、社債は他の他人資本たる支拂勘定・支拂手形・一般の借入金等とは異つた形態のものだ。

社債は、廣い意味では特殊會社の發行する債券(例へば勸業債券・興業債券)

等をも含むが、これ等は純然たる營利資金としての債券でなく、特殊の目的を持つてゐる。以下社債に付ての説明は、營利企業たる會社が發行する社債に付てのみに限る。

社債の經濟的役割

會社の營業資金は、原則として拂込株金によつて賄ふが、事業の擴張、負債償還等のため、更に資金を要する場合がある。資金調達の方法には、増資、金融業者からの借入金、社債募集があ

るが、何れも特質をもち、又事情によつて、一に依り得ても他に依り得ないことがある。

(一) 社債を起す主な場合——は、

(1) 確實に社債償還又は他の資金で肩替りできる見込ある場合——には、起債によること利益である。一時的に必要な流動資金は勿論、固定資金でも同様だ。

(2) 一般借入金は、多く擔保を要し、且つ長期低利多額の資金調達には適しない。増資は會社組織の永久的擴大で、將來その投下資本が回収された場合に、從來と同等以上の新投資口がない限り、會社の収益率の低下、從つて配當率の低下を來すから、高率配當を維持するには減資を必要とするが、之等には甚しき手續の煩瑣と費用を要し、又實際上株主の利害も伴つて簡單に行かない。

(3) 社債は豫め償還方法を定めて募集し、後日不用な資金が生じたときは、簡単に償還し得る便宜があり、低利長期且つ多額に資金を得易く、更に金利低下の場合には、低利借替の方法もある。

(4) 金融市場の狀況が起債を有利と

する場合——には、資金の性質上、増資によるべき場合でも屢々起債が行はれるが、適當の時期に、増資によつて振替償還されるやうだ。

(一) 高率配當を維持せんとする場合——現に多額の積立金を有し、又は収益の多い事業で、高率配當を續けてゐる會社が、資金を調達する場合に、増資によると配當率が低下するのは當然だから、

(2) 高率配當維持に足るだけのプレミアム附新株の發行が可能か、増資によるものと對して資金運用利益と同等以下の配當を與へ得ること

等、特別の事情のない限り、起債によるのが利益である。

(三) その他株主數又は公稱資本金の増加を避けんとする場合——等には、増資によらず社債によることもある。

(二) 社債發行は株式會社特有のもの——法は、社債の發行は株式會社の外、

株式合資會社にも認めてゐるが、株式合資會社數は極めて少く、事實社債を發行してゐるものは絶無で、假に發行したとしても、會社の性質上殆んど流通性はないから、實際上社債は、株式會社に特有な資金調達手段だと云つても大體間違はない。

法が社債發行を株式會社（及び株式合資會社）にのみ認めた理由——は、社債は一般の借財と異り、公衆より法定手續によつて多額の資金を長期に亘つて借入れる。従つて一般に大事業經營、信用公開制度を採る株式會社には適するが、社員個人信用を基礎とし、信用公開制度によらない人的會社には適しないからだ。

社債の性質

社債とは、會社が公衆より募集する方

關係にあり、債權者ではない。

(2) 社債權者は會社に對し、利益の有無に拘らず利息の請求をなし得るが、株主は利益がなければ利益の配當を受けられぬ。

(3) 社債權者は、償還期限の到來によつて當然債權元本の償還を受け得るが、株主は會社存続中は、拂金の拂戻は株式消却の場合以外にはない。

(4) 社債權者は、會社解散の場合に、會社の他の債權者と同一の地位に立つて辨濟を受け得るが、株主は、會社の債務完済後の剩餘財産に付てのみ分配を受け得る立場にあり、未拂株金は、社債權者の擔保をなす。

(5) 社債權者は株主でないから、會社の利益分配に與り又は總會に出席して、議決權の行使をなし得ない。

故に社債權者は、株主よりも法律上の地位は確實な代りに、會社の業績が良好であつても、多くの利益配當に與り得ない不利があり、更に會社の業績如何により、株式の市價は甚しい變動を來すが、社債は利率が一定してゐるから、その變動は極めて小で、この間の利・不利は、株式程妙味がない。社債券を利殖券といひ、株券を投機券とい

總 說——(一) 社債の意義

ふのも效にある。

併し株式にも議決權なき株式(商二四二)があり、社債にも轉換社債(商三六四—三六八)があるから、この兩者の距離は、法律的に經濟的に接近してゐる。

社債の種類

社債は見方によつて種々に區別できる

(一) 記名社債と無記名社債——社債の所有者が社債權者で、社債權者の氏名住所を社債原簿に記載し、且つ社債券上にその氏名が表示してあるものを記名社債といひ、社債權者の氏名が、社債原簿にも券面上にも記載のないものが無記名社債だ。記名社債は、記名株券の如く、白紙委任狀附で簡単に轉流通しないので、流通の關係上殆んどその全部が無記名社債である。無記名社債には利息取立の便宜のため利札

法によつて起した債務に對する債權でこれに關して發行した證券が社債券である。その性質は、社債關係成立後社債券を發行する場合は一種の消費貸借で、勸銀・興銀・北海道拓銀等のなす債券賣出の方法による場合は、社債券の賣買である。

(一) 社債と會社財産との關係——社債は純然たる會社の債務だから、會社の資本は増加することなく、又會社の純財産は増加しない。それは一方に現金の増加は、他方に同額又はそれ以上の債務を生ずるからだ。唯額面以上の社債發行の場合には、その超過額だけは純財産が増加する。社債發行は増資に似てゐるが、増資の如く定款變更手續によらず、業務執行として行はれる

(二) 社債權者と株主との相違する點 (1) 社債權者は會社の債權者で會社の外部にあるが、株主は會社の構成分子で、會社の内部

が附けられる。

(二) 短期社債と長期社債——社債は本來長期のもので、一年二年といふ如き短期償還のものはない。その償還期限は國情により、社債發達の如何によつて違ふが、わが國では十年以上に亘るものを長期、それ以下のものを短期と云つてゐる。

(三) 内社債と外社債——内社債は、國內で募集發行し、邦貨で示された社債で、外社債は外國で募集發行し、外國貨で示された社債だ。外社債は、國內法の許す範圍で、募集地の法令によつて發行されるから、内社債とはその取扱に相當の相違がある。

わが國では、曾ては主に内社債によつてゐたが、國際經濟の緊密化、わが産業界の發展による信用の増大から、外社債が相當發行されるやうになつた。外社債には二十年三十年といふ長期のものがある。

外社債は、外貨で社債が發行されるか

ら、現代の如き爲替相場の變動は、社債相場を左右し、これが直ちに収益を支配するから、種々の難問題を生ずる

(四) 無擔保社債と擔保附社債——の區別は、社債に物上擔保が附してあるか否かによるもので、商法會社篇に規定するものは、無擔保社債に付てあり、擔保附社債は、擔保附社債信託法に規定されてゐる。

擔保附社債は、會社が債務を辨濟しない場合は、擔保の實行によつて優先辨濟を受け得るが、無擔保社債は、會社の總財産が包括擔保をなし、一般債權者と同一の地位に於て辨濟を受け得るに過ぎない。

(1) 故に無擔保社債は、相當信用の高い會社でなければ發行は困難だ。唯財界が好況で一般に投資意が旺盛な時、發行條件が通常以上に好いとき、比較的短期のときは、さして信用の厚くない會社でも起債は可能だ。

(2) わが國では從來無擔保社債が斷然多かつたこれは擔保附社債は、會社不信用を自白する

ものだとの考からだつた。所がその後社債償還不能等の不始末が續出し、社債權者に迷惑をかけ、社債の信用を著しく墜したので、社債引受業者が連んで擔保附を要し、昭和八年に銀行・信託會社・生保會社等の間に、爾後社債引受は擔保附たるべきことを申合せたので、現在は擔保附が無擔保を凌駕する情態である。

(五) 保證社債——とは、社債の支拂に對し、第三者の保證ある社債をいふ保證者は起債會社以外の第三者で、個人たる人と法人たる人と國家たるとを問はないが、個人保證は少い。

社債に保證を附けるのは、多く會社が新設會社で信用不明のとき、又は信用があまり芳しくないとき、後順位の擔保社債又は無擔保社債の發行が困難な場合に、保證によつて專債を容易にするためだ。

(1) 保證の内容は、元本又は利拂のみに對するものと、元利拂に對するものとあるが、後者の場合が普通だ。

(2) この保證は、屢々親會社が直系又は傍系會社のために行ひ、又後述の爾後の獲得資産條項潜脱の方法として、

從屬會社に社債發行をさせるときに行はれる。

日本郵船が、近海郵船の社債募集について保證したところ、右社債保證の決議は定款所定の會社の目的に反するか無効だとの抗辯に對し、裁判所は次の如く判決した。

日本郵船と近海郵船とは所謂親子會社で、その何れかの營業の消長は、他に甚大な影響を及ぼす關係にある。日本郵船が近海郵船を直接間接に經濟上援助するは、同社の信用を高めると同時に他面自らを利することになるから、近海郵船の募集に付て保證をするのは、日本郵船の事業目的を達行するに必要な行爲、従つて日本郵船がなした保證決議は、毫も定款規定の目的に反せず、又この決議は特別決議を必要とせず(東地昭四)。

(六) 轉換社債——とは、一定の條件を以て、起債會社の株式に轉換し得る社債をいふ。わが國では、新法に於て初めてこの制度を認めた。

これは増資の一方法として、社債權者に社債を株式に轉換し得る請求權を與へて投資意を唆らせ、募債を容易にし

他面外資輸入を圖らんと目的だ。轉換社債の特徴として、會社の業績が良好なときは、轉換社債は株式と轉換し得る權利があるから、株式と同率に騰貴するが、配當率が低下したときは、社債は依然として一定の利息の支拂を受け得るため、株式ほど下落しない。轉換社債については、株式會社の増資の項で詳述した(二九九頁以下)から参照されたい。

2. 擔保附社債

擔保附社債の仕組

(一) 社債募集と擔保——擔保附社債の募集は、本來信用の薄い會社が、社債を募集するには何等かの保障がなければ安んじて應募するものなく、従つて資金を得ることが困難だから、その會社が物上擔保を社債權者に提供し、以て社債募集の目的を達せんとするにあるが、先にも述べたやうに昭和八年五月銀行・信託會社・生命保險會社が將來の社債引受は擔保附で減債基金附を原則とする申合せしたので、相當有力な會社でも、擔保附社債として募集するやうになり、無擔保社債を凌駕するやうになつた。

(二) 社債擔保の設定方法——擔保附社債について、多數の社債權者が個々又は共同でその擔保權を取得することは、會社との契約・擔保權の登記・社債の償還請求・擔保權の實行等に甚しい手数を要するは勿論、社債券は無記名式だから、絶えず輾轉流通して社債權者が移動し、更にこの困難を加重する。そこでこの手續を簡易化するため、英米法に倣つて、擔保附社債信託法が制定された。

(一) 大體の方法——は、社債發行會社と社債應募者との間に信託會社を介入せしめ、その信託會社をして、總社債權者のために物上擔保權の保存及び實行に當らしめる。

換言すると、發行會社は、信託會社との信託契約により、信託會社に對して、ある財産の上物上擔保權を設定し、信託會社は擔保權者として、總社債權者のために擔保權保存の任に當り、發行會社が社債の利息又は社債償還の債務を履行しないときは擔保權を實行し、その處分代金を、社債權

者にその社債金額に應じて交付すべき義務を負ひ各社債権者は、受益者として右の擔保権による利益を享け得る仕組である。

(II) その擔保の種類——は、動産質外十一種に限定され(擔四)、擔保附社債募集の受託會社は、擔保附社債に関する信託事業を営む會社に限られ(擔四、一)、この信託會社は主務官廳の嚴重な監督に服する(擔五—一六)。

(三) 擔保附社債信託法——は、明治三八年七月一日施行され、その後數回部分的に改正が行はれてゐるが新商法の社債に關する規定には、社債権者集會の制度、受託會社に社債権者のため社債償還を受けるに必要な一切の裁判上裁判外の權限を附與したことその他同法の規定を取入れたものが少くない本篇では擔保附社債信託法(以下擔債法とする)に付ても、會社篇の無擔保社債の説明と共に、なるべく詳細に説明する。

3. 新法の主なる改正點

新商法は、無擔保社債に付て大體次の如く改正した。

- (1) 社債権者の權利行使を有效確實にすると共に、會社の便宜のために、擔保附社債信託法に於けると同様社債権者集會を認め、詳細な規定を新設したこと(商三一九—三二四)。
- (2) 舊社債償還のための新社債募集に付ては、社債發行額の制限を緩和したこと(商二九七—三〇九)。
- (3) 社債募集の委託を受けた會社に、社債権者のために、社債償還を受けるに必要な裁判上裁判外一切の行爲をなす權限を認め、社債権者・會社双方の便宜を圖つたこと(商三〇九—三一四)。
- (4) 社債償還請求權等の消滅時效の規定を設けたこと(商三一六)。
- (5) 株式に轉換し得べき社債(轉換社債)の發行を認められたこと(商三六四—三六八)等。

社債の發行額には限度がある

(一) 原則——社債總額は拂込株金額を超えることを得ず、又最終の貸借對照表により、會社に現存する純財産額が拂込株金額に満たないときは、社債總額はその純財産額を超え得ない(商二九七—二九八)。

(2) これは拂込資本金を債権者に對する擔保能力と見たのだ。従つて、會社の正味財産が拂込株金額を超える場合でも、拂込株金額を超えて得ない。會社に負債があるときは、それを控除した現存正味財産高を限度とする。

(3) 法が社債總額を拂込株金額又は現存純財産額の何れか少い方を超過し得ないものとしたのは、會社の現在資力以上の社債募集は會社の基礎を危くし、會社債権者を害する虞があるからだ。

(4) 會社の現存財産額とは、會社の最終貸借對照表に表はれた總資産より、會社の總債務及び未拂込株金額を差引いた殘額である(大坂地明四三)。従つて未拂込株金額を含まない(4) 數回に分けて社債を募集する場合は、社

社債募集の制限とその募集方法

4. 社債募集の制限

社債の募集は一般大衆を相手とし、その金額も多額・長期に亘るのが普通だから、法はその手續を嚴にし、株式會社の募集設立の場合の株主募集と稍々同じ方法を定め、又直接募集に携はる受託會社に對しては、社債権者保護の

ために一定の義務を負はせると同時に必要な權限を與へた。會社が普通の方法(消費貸借、手形等)によつて資金を得るには、通常の業務の執行としてなし得るが、社債を募集するには次の制限がある。

總會の特別決議がある

このことに付ては後に述べる。

社債募集の制限とその募集方法——(4) 社債募集の制限

債總額はその合計額である。

(二) 例外——右の原則には次の例外がある。

(1) 特別の法令による場合

(イ) 特殊銀行會社

イ、日本興業銀行——拂込資本金の十倍、外に政府保証により十億圓

ロ、日本勸業銀行、朝鮮殖産銀行——同上十五倍

ハ、北海道拓殖銀行、東洋拓殖株式會社——同上十倍

ニ、南滿洲鐵道株式會社——同上二倍

(2) 地方鐵道法及軌道法による會社は、主務官廳の認可を要し、財源を抵當とする一般債務額を合せて總株金拂込額を超過し得ない。但し舊債償還の場合には、舊債務額を算入しない

(3) 電燈電力會社——主務大臣の認可を受け、拂込株金の二倍迄、但し社債は擔保附の最終の貸借対照表により、會社の現存財産が拂込金額に滿つることを要する

(4) 時局關係會社——次の事業を営む會社は、主務大臣の認可を受けられたときは、拂込株金額を超過して社債を發行し得る。條件は(2)と略々同様

航空機製造事業・金屬工作機械製造業・兵器及兵器部分品製造事業・鋼船製造事業・製鐵事業・産金事業・石炭鑛業・石油鑛業・石油精製業及石油輸入業

債については、各社債の金額は均一か又は最低額を以て整除し得べきものでなければならぬ(商二九九、摺一九ノ五)。わが國では株式は五十圓が普通だが、社債は百圓が普通だ(例外特殊銀行法等)。

商法は社債金額の最低限度を定めただのみで、株金の如く均一を要求してゐない。新商法は社債權者集會の制度を設けたので、その議決權の數を定める必要が生じ、數種の社債を發行したときは、集會は各種類毎に召集すべきものだから(商三三八)同一種類の社債にあつては、最低額の數倍なることを要するものとし、各社債權者は、社債の最低額毎に一個の議決權を有するものとした(商三二二一、摺五二五)。

社債權者に償還すべき金額が券面額を超過することを定めたときは、その超過額は、各社債に付て同率なることを要する(商三〇〇)。社債の發行が富強に類し、射倖心を唆る弊を防ぐためだ。但し特別法に例外がある(特殊銀行法等)

(1) 舊社債償還のための募債——社債總額は、前述の通り株金拂込額と現存純財産額の何れか少い額を超過し得ない結果、第二回以後の社債發行に於ては、新社債額は拂込株金額又は純財産額より舊社債額を控除(社債は負債)した残額を超過し得ないことになる。

(1) だがこの舊社債償還のために新社債を募集する場合は、舊社債は新社債の拂込金で直ちに償還され、永く併存しないから、一時的に制限額を超過しても弊害はなく、又之を認めないと實際上甚だ不都合を生ずる。

(2) そこで法は、舊社債償還のためにする社債の募集に付ては、その舊社債の額は社債總額の中に算入しないこととし、この場合には拂込期日、若し數回に分けて拂込をさせるときは、第一回拂込期日より六ヶ月内に舊社債を償還することを要するものとした(商二九九)

七五〇。制限額を超過して社債を募集したり、期日に舊社債の償還を怠ると、五千圓以下の過料に處せられる(商四九八、二二)。

再募集は未拂込社債があるときはできぬ

會社は前に募集した社債總額の拂込をさせた後でなければ更に社債を募集し得ない(商二九八)。これは社債の濫發を禁ずる趣旨だが、未拂込額が僅かである場合に資金を要するときは、事實困難が生ずる。

社債金額は二十圓以上

社債金額は、無擔保社債では二十圓を下ることを得ないが、物上擔保附社債では制限はない。そして同一種類の社

受託會社の事務承繼者の制限

銀行又は信託會社でなければ、社債募集の委託を受け又は受託會社がなくなつた場合に、その事務承繼者となることはできぬ(商改五六一、摺五、六)。

擔保附社債に付ての特別制限

(一) 擔保附社債は發行會社と受託會社との信託契約に従つて發行すること——を要し(摺二)、數會社が合同して社債を發行する場合には、社債の募集を受託會社に委任するか、又は受託會社にその總額を引受させるかせねばならない(摺三二)。社債に附すべき擔保も法定され(摺四)、その他種々の届出義務を負はせてゐる。

(二) 外國に於ける物上擔保附社債募集——に付ては、募集せんとする會社は、主務官廳の許可を受けねば外國會社と信託契約を締結し得ない(摺二七五)

(1) 外國會社の代表者——右の場合に、信託を引受けた外國會社が日本に支店を有しないときは、日本に於ける代表者を定めることを要する。商事會社は外國會社の代表者となることのできる(摺一七五五)。

監督官廳の認可・許可

特殊銀行・特殊會社・地方鐵道會社・電氣事業會社が社債を發行するには、監督官廳の認可を要し、一般會社は從來起債認可を要しなかつたが、日支事變勃發によつて資金調整法が施行せられ、社債發行には大藏大臣と商工大臣の許可を要することとなつた。但し金融業者に社債の引受又は募集をさせる場合は、金融機關又は證券引受業者が許可申請をする。これに付ては、資金調整篇で詳しく述べた。

5. 社債の發行價額

(一) 社債の發行價額は必ずしも額面と一致しない——この點は株式募集の場合と同様で、發行價額が額面と一致するものを平價發行、額面以下の發行を割引發行、額面以上の發行を打歩發行といつてゐる。事の實際に於ては、平價發行が斷然多く、割引發行も相當行はれる。これは金利低落による相場騰貴率の可成り大きいこと、抽籤により又は期限前の償還による差益利得の妙味等から、人氣が立ち發行が容易だからである。打歩發行は殆んどない。之は株式發行と大に違ふ點で、社債賣出の場合には額面以上といふことがある。

(二) 社債の發行價額を支配する主な

原因——としては、

- (1) 社債の利子歩合。
 - (2) 起債會社の信用状態。
 - (3) 社債に對する擔保の有無、その種類、順位。
 - (4) 元利支拂に對する保證。
 - (5) 起債當時の金融状態。
 - (6) 社債償還期限及び償還方法。
- 等で、これ等の點を綜合して受託會社と協議の上決定するが、割引發行の場合の割引は、額面百圓に付一二圓から四五圓程度が普通のやうだ。

6. 社債募集の方法

社債募集の方法には、公募による場合と、特定の者が社債總額を引受ける場合とがあり、又社債總額を一時に募集する場合と、數回に分割して募集する場合があるし、更に社債を發行會社自ら募集する場合と、第三者に委託して募集する場合とがある。

社債の公募

には、直接募集と委託募集とがある。
(一) 直接募集——とは、社債の發行會社が、自ら社債募集の外部的手續即ち申込證の作成、募集公告、申込の受付、割當、拂込等をする場合で、無擔保社債に付て行はれるが、擔保附社債は必ず信託會社や銀行に委託して發行

することを要するから(擔二、三二)、これには直接募集は認められない。

直接募集は發行手数料の節約はできるが、未経験者又は不馴な者が行ふから、その間金融界の洞察を缺き、公募條件等を定めるに困難であり、發行には煩雜な手数を要し、豫定額まで公募し得るやの疑問がある等の缺點を免れないので、餅は餅屋といふ所から、専門屋たる信託會社や銀行に委託して行ふのが普通で、直接募集は餘り行はれない事實直接募集は募集額が極めて少いか、又は會社の信用薄弱で引受者がない場合に限られるやうだ

(二) 委託募集——は、起債會社が他の銀行又は信託會社に社債の募集を委託し、受託會社が自己の名を以て委託會社のために募集する方法で、募集の大部分はこの方法によつて行はれる。これには商法の規定する無擔保社債の場合(商三〇四)と、擔保附社債信託法による物上擔保附社債の場合(擔三三、三四、三三三)とがある。委託募集に付ては後に詳述する。

(三) 引受募集(請負募集)——とはある者が單獨又は共同(社債引受團)で、社債募集の制限とその募集方法(五) 社債の發行價額(六) 社債募集の方法

社債の總額引受

で、社債募集事務を請負つて募集する方法で、請負契約は仕事の完成に對し報酬を與へることを内容とするから、若し應募額が請負額に満たないときは自らその不足額を引受けねばならない(一) この場合、請負者がその募集を更に下請させることも行はれる。應募不足の部分を請負者が引受けるには、その部分に付て申込證の作成又は募集公告を必要としない(商三〇一、二、三〇二)。

(2) 引受募集に付ては法に直接の規定はないが引受募集者の信用・知識・經驗を利用し、社債を有利確實に募集せんとする點は委託募集と同様だ。

は、契約によつて社債總額を一括して受託會社又は第三者に引受けさせる方法で、委託募集に次いでこの方法が多く行はれる。社債總額の引受者は、受託會社の場合と第三者の場合とがある。第三者の資格に付ては制限はない

から、法人でも個人でも差支なく、一人でも数人共同で引受ても差支ない。

(一) 引受募集には公募手續を要しない——契約によつて社債總額を引受ける場合は公募ではなく、又受託會社が自ら社債の一部を引受ける場合も、その部分に付ては公募せず、その引受人は會社の現狀を熟知してゐるから、公募の場合のやうに、社債申込證の作成社債募集の公告を要せず、發行會社と引受人との引受契約のみで足りる(商三〇二、三〇三、二九、三二)。

この場合は、社債の總額又は一部は一括して引受人の所有に歸し、引受人は減額を見て市場に賣出すのだ。發行會社も、この方法によると迅速に資金の獲得ができ、又市場の狀況によつて有利に社債發行をなし得る利益がある。

(二) 擔保附社債の總額引受
(一) 次の場合には社債總額の引受が認められる。

(1) 信託契約の定によつて受託會社が引受けるとき(擔二五)。

(2) 擔保附社債——に付ては、社債總額を數回に分けて發行することが認められる(擔一九ノ二、一九ノ三、三二)。

(1) 數回に分割發行の内容條件——は信託契約で定めるを要し、各回の發行に付て之を信託契約で定めないときは、委託會社と受託會社と發行毎に契約を以て定める。各回の發行に付ての契約は信託契約と同一の效力を有し、補充契約たる性質を有する(擔一九ノ三)。

社債總額を數回に分割發行する場合には、各回の發行金額の引受は社債總額の引受と看なされ(擔三三ノ二)、前述の社債總額引受人が有すると同一の權限が與へられる。

(2) 發行期間——社債總額の分割發行の場合には、最終の回の發行は、信託證書作成の日から五年間に發行を要する(擔三二ノ二)。

餘り長期に亘ると、分割發行を認められた趣旨に反するからだ。この期間を過ぎると、その殘額に付ては發行し得ない。

(3) 未發行に因る社債總額の減額契約——社債總額を分割發行する場合に、未發行のものがあるときは、委託會社は、受託會社との契約を以て、社債の總額をその既發行額の限度に減額を請求し得る。この場合には、受託會社は正當の事由なくしてこの契約の締結を拒むことを得ない。但し之がため受託會社が受けた損害は、委託會社が賠償せねばならぬ。この契約書は、信託證書と同一の效力を有する(三二ノ三)。

(4) 社債權者集會の決議——法は社債總額を數回に分割發行の場合に、ある回のみの社債權者に利害關係があつて他の回の社債權者に損害を及ぼさないときはその回の社債權者集會の決議を以て定め、社債權者集會の決議が、ある回のみの社債權者に損害を及ぼすべきときは、一般社債權者集會の決議の外に、その回の社債權者集會の決議を要する。

ものとし(擔六七ノ二、六七ノ三)、各回の社債權者を保護した。

事項を公告せねばならぬ(擔二七)。この賣出は實質上擔保附社債の募集であるからだ。賣出發行に付ては後述する。

社債の合同發行

とは、二以上の會社が合同して社債を發行すること、商法には何等の規定はないが、擔債法には規定がある。

合同發行は、二以上の會社が資本關係その他特殊の關係ある場合に行はれ、合同發行の債務は各會社が連帶して負ふから(商五一)I、各單獨で募集するよりも信用を増大し、有利な條件で募集し得る利益がある。

二以上の會社が合同して社債を發行するには、その事實及び各會社の負擔部分を信託證書に記載することを要し(擔一九I)0。この記載を缺くと信託契約は效力がない。

合同發行の場合には、法は直接募集を認めず、社債募集は必ず受託會社に委任するか、又は受託會社をして社債總額を引受けさせるか、何れかによるべきものとした(擔三二後)。

これは發行會社に單獨又は共同で募集・債券發行・利拂・償還等の事務を行はせると極めて複雑となるからだ。

合同發行の受託會社は、信託契約に定がなくとも、當然社債券の發行・社債償還及び利子の支拂に付て、一切の行爲をなす權限がある(擔三二、三三)。

社債の全額募集と分割募集

全額募集とは、社債總額を一時に募集するもので、分割募集は、社債總額を數回に分割して募集する方法である。

(一) 無擔保社債——に付ては、法は分割募集を認めず(商三〇三、三〇五)参照)全額募集に限るものとし、唯社債の拂込を數回に分けて爲さしめ得るものとしてゐる(商三〇二、三〇六)。

社債募集の制限とその募集方法——(6) 社債募集の方法

社債の擔保

保權を設定する點にある。會社が擔保附社債を發行するには、受託會社の手によつて行ふから、社債を中心としてその關係者間に種々の權利義務が生ずる。これに付ては後で詳しく説明する。

7. 緒 說

社債には無擔保社債と擔保附社債とがあることは先に述べた。擔保附社債の發行に關しては、擔保附社債信託法に詳細な規定が設けられてゐる。以下説明するのは同法による擔保についてである。

(一) 物上擔保附社債の發行は、必ず發行會社と信託會社又は銀行との間の信託契約によつてなすことを必要とする(擔二)。

ここに信託會社とは、擔保附社債に關する信託事業を營む會社で、特別法による興銀・華銀・北拓銀・鮮殖銀等の外、大藏大臣の免許を受けた會社銀行事業兼營の信託會社、信託業法による信託業を兼營する會社をいふ(擔一、五、六)。この場合、社債の發行會社を委託會社、信託會社又は銀行を受託會社といつてゐる。

(二) 擔保附社債に關する信託契約は總社債權者のために、物上擔保並に社債に付ての信託を設定することを目的とする契約である。この擔保物は、必ずしも委託會社の所有物たることは必要ではなく、第三者が提供しても差支ない。擔保附社債の特質は、社債に擔

8. 擔保權の特質

一般の擔保權とは大いに異なる

普通の場合には、債權者は自己の債權擔保のために、債務者に質權や抵當權を設定させるが、質權者抵當權者はその債權者だ。所が擔債法では、債務者たる委託(發行)會社と債權者たる社債權者との間に信託會社を介入させ(擔二)、信託會社は受託會社として、總社債權者の爲に質權又は抵當權を取得し保存し、實行する義務を負ひ(擔七〇)、社債權者は自ら擔保權をもたなくとも、受託會社を通じて、之を有したと同様の利益を受ける。即ち受託會社の有する擔保權は、自己の債權擔保のため

でなく、社債權者のために有し、云はゞ社債權者の法定代理たる性質をもつ。

擔保共同及び擔保平等の原則

本法上の擔保權は、信託證書に記載した總社債權者のために受託會社に歸屬し、同會社は、總社債權者のためにこれを保存・實行の義務を負ひ(擔七〇)、各社債權者は、その債權額に應じて平等に擔保の利益を享け、擔保權は總社債權者のためにのみ實行し得る(擔七一、七八)。これを擔保共同・擔保平等の原則といつてゐる。

受託會社への擔保の擴張

以上述べたやうに、本擔保は總社債權者のために設定されるが、法は受託會

社が信託業務を處理するに付て、正當に支出した一切の費用及び支出の日以後に於けるその利息を償還し、及び過失なくして受けた一切の損害賠償額をも擔保するものとし(擔九三)、その擔保の範圍を擴張した。

この受託會社の債權は、社債權者に優先して辨濟を受け得るが、この債權のみのために擔保權の實行を許さない(擔九三、七八)。

一般原則の排除

本法の擔保權は、以上の如き特性を有するから、法は民法の一般原則の適用を排除してゐるものがある。

(一) 轉賣の禁止(擔七三)

民三四八によれば、質權者はその權利の存續期間内、自己の責任で質物を轉賣し得るが、本擔保權は總社債權者の爲に取得保存すべきものだから、受託會社が自己の爲に轉賣することを禁じた。

(二) 流質契約の禁止(擔七三)

民三四九は、流質契約を禁止するが、商五一五(舊商二七七)は商行爲によつて生じた債權擔保のため

めの買付に付ては流質契約を禁止しない。社債募集は、營業のために附屬的商行為だから、原則上流質契約を認め得ることになるが、本擔保権は多數社債権者の爲に存し、公正確實に處分されることを要するから(擔八二)之を禁止した。

(三) 動産質の代物辨濟禁止(擔八二五)
民三五四によると、動産質権者がその債權の辨濟を受けたいときは、正當の理由ある場合には、裁判所に請求して鑑定人の評價に従ひ、質物を以て直に辨濟に充てる流質的處分が許されるが、本法の擔保権の特性からこの方法を除外した。

(四) 質權消滅規定の排除(擔九六)
質権者が善良な管理者の注意を以て質物を占有せず、質物の保存に必要な範囲を超えて、債務者の承諾なしに質物の使用・賃貸又は擔保に供したときは、債務者は質權の消滅を請求し得る(民三五〇、二九八五)が、受託會社は、總社債権者のため本擔保権を有し、受託會社の義務違反によつて之を消滅させるのは本法の趣旨に反するから、この規定の適用を除外した。

(五) 抵當權の處分禁止(擔七三)
民三七五によれば、抵當權者はその抵當權を以て他の債權の擔保とし、又同一の債務者に対する他の債權者の利益のために、その抵當權若はその順位を譲渡又は擔保し得るが、本擔保権に付て受託會社に於ての如き處分權を認め得ないのは當然だから、この規定を除外した。

獲得資産條項を加へ、起債會社が爾後獲得した資産は、提供擔保物件に包含すべきものとし、更に擔保力減退防止の方法として減價基金條項(後述)を定め、毎決算期に社債償還のために、一定金額を積立させる等の方法が行はれる。

制限附開放擔保

擔保附社債に於て、一旦提供した擔保は、社債完済までは擔保たることを免れ得ないが、この擔保以外に取得した財産は、擔保に加へられることはないこれを除外擔保といふ。前記の開放擔保では、追加發行による擔保力低下防止の手段として、社債發行後取得した新資産をも擔保に附加すべきものとす。これを包括擔保と呼ぶ。

(一) 開放擔保の制限——開放擔保にあつても、社債の追加發行を起債會社の自由意思に委せると、兎角從來の社債権者を害する結果を生ずるから、こ

社債の擔保(9) 各種の擔保制度

9. 各種の擔保制度

擔保は社債元利辨濟の確保だから、債權額よりその價值は大でなければならぬが、兩者の差額(擔保餘力)は少くとも二十五%以上を必要とされ、擔保餘力の大きい程社債の安全率は高まるこの擔保制度に閉鎖擔保・開放擔保・制限附開放擔保がある。

閉鎖擔保

一旦擔保物が社債發行のため提供されると、物價騰貴その他により、擔保餘力が如何に大きくなつても、同順位の抵當權としては社債の追加發行は認められない。この同一擔保物に付て、從來の抵當順位より後順位でなければ社

債發行を許さぬものを、閉鎖擔保又は禁止擔保といふ。

この制度は、同一擔保に付て同一順位での社債發行を許さないから、先順位の社債権者は、追加發行によつて害されることはないが、起債會社にして見れば、一旦提供した擔保に付て同順位で追加發行ができないのは不便の上なく、殊に他に擔保物なく擔保餘力が必要以上に大きいときは尙更だ

開放擔保

閉鎖擔保が前述の如き缺點をもつ所から、米國ではこの不自由を除くため、同一擔保物に付ても、從來の社債権者を害しない限度で、同一順位の社債追加發行を認める制度を採用した。この追加發行を無制限に認めるものを、開放擔保又は自由擔保といつてゐる。

(1) 開放擔保は、無制限に同一順位の社債追加發行を認めるから、擔保力が追加發行額と併行して増大せぬ限り、從來の社債権者は擔保力の低下によつて害される。
(2) 故に開放擔保制によるときは、契約を以て

れに次の如く追加發行金額を制限し、又はその外に社債権者集會の特別決議を要とする場合もある。

- (1) 會社が新に獲得した資産の正當價額の八十%以下
- (2) 建物機械等の附加改良設備に付ては、原價又は評價額若はその何れか低額なもの、七十%以下
- (3) 會社の現存有形資産(營業權特許權等無形資産を除く)の正當價額が未償還社債及び追加社債合計額の二倍以上
- (4) 追加社債發行直前一定期間(例へば三年)會社収益の平均が、未償還社債及び追加社債に支拂ふべき利子並に減價基金の二倍以上等

以上の如く、爾後起債會社が獲得した資産價額の八十%位を限度として、同一順位の社債の追加發行を無制限に許すのだ。これを制限附開放擔保といひ追加發行の許された最高限度の有無が開放擔保との區別點である。

(二) 爾後獲得資産條項の潜脱手段——開放擔保には、擔保力低下防止のため、爾後獲得資産條項は付き物だが、

これが又巧妙に潜脱される。その方法としてある學者は次の事項を擧げてゐる。

- (1) 購入財産擔保の方法を利用する
會社が例へば土地の購入資金が不足な場合に、代金四十萬圓中十萬圓を支拂ひ、殘額三十萬圓の支拂のために、買入土地をその擔保とすれば、その方へ一番抵當權を設定し、爾後獲得資産條項による開放擔保へは二番抵當を附けることになる。これは土地賣主と起債會社と特別の關係がある場合にのみ行はれる。
- (2) 從屬會社を新設し新資産を獲得させる
この場合、從屬會社の株式は、爾後獲得資産條項に基いて受託會社に預けるが、これによると、爾後獲得資産は從屬會社に於て一番抵當の下に社債が發行されることとなり右の條項は潜脱される。從屬會社の起債に對しては、親會社が保證する場合が多い。

(3) 直接購入に代へて新資産を賃借する

これは爾後獲得資産條項を持つ總會社等が、機關車・車輛等の買入の必要がある場合に、右の條項潜脱のため、賣主が賃貸の形式でこれを渡すのである。

(4) 他會社と合併し、爾後獲得資産條項を無効化する

右條項撤消のため、殊更に他の會社と合併する。この場合、その社債は存続會社又は新設會社が承継するが、爾後資産獲得條項は自然消滅の形となるから、新獲得資産に及ばない。故に信託契約にこの防止法を規定することがある。

わが國での情勢

(一) わが國では、曾ては内社債の擔保は閉鎖擔保であつたが、大正十三年東邦電力が米國で制限附開放擔保制で募集したのを始めとし、この種外債が相次いで募集され、昭和八年、物上擔保附信託法の改正によつてこの制度を輸入したので、内社債の低利借替に於ても、從來の無擔保を制限附開放擔保制に変更するに至り、この制度が全盛となつた。

(二) この開放擔保制による同順位の社債の分割發行は五年以内で、それを

經過すると閉鎖擔保制に變ずる(擔三ノ二)。この制度及び通常の擔保附社債にも、擔保物價格に對する調査報告を附するが、これは専門家をして調査させる。その社債募集文面の形式は、受託會社何銀行ノ査定ニ依レハ前記工場財團ハ本社債元利金ヲ擔保スルニ足ル價格ヲ有スとするのが普通である。

10. 擔保の設定・追加・變更・填補

前述のやうに、受託會社は總社債權者のために擔保權を取得するから、本擔保權は、普通の場合の如く擔保權設定者と債權者間の契約で設定されず、委託會社と受託會社との信託契約によつて設定される(擔二、七〇、七一、九四)。擔保提供者は、擔保權設定者たる債務者が通常だが、第三者の場合もあり得る(民三四二、三六九)。

又契約により一度設定された擔保に、追加又は變更がされる場合がある。受託會社の責に歸すべき事由に因つて擔保を減損した場合には、それを填補せねばならない。

基本的信託契約に基く擔保權の設定

擔保權は、後述の信託契約によつて設定されるから、社債の擔保は、その契約後社債成立前でも效力を生ずる(擔七二)。

普通の擔保は、根抵當は別とし、主たる債權の成立と同時にそれ以後に擔保權を設定する。

信託契約による擔保權の設定は、基本的信託契約に基づく場合と、補充的信託契約に基づく擔保の追加又は變更の場合とがある。

社債に附し得る物上擔保

は、有價物であればよいといふのではなく、法は

動産質・證券ある債權質・株式質・不動産抵當・船舶抵當・鐵道抵當・工場抵當・鑛業抵當・軌道抵當・運河抵當・漁業財團抵當・自動車交通事業抵當

の十二種に限定した(擔四)。

- (一) 右の内實際上の問題として、動産質はたとへ短期社債と雖も、無記名債權を除き、會社の營業用什器・商品・仕掛品・材料等が適當な擔保物たり得るや否は疑問で、これは唯擔保となり得るといふに過ぎない。
- (二) 動産・證券ある債權・株式・不動産・船舶の質又は抵當以外の七種は、營業設備を一團として財團を組織し、之を一個の不動産と看なして擔保權を設定する。
- (三) その財團を構成する物件は、種類により異なるが、一々法定され、擔保權を實行するには一團として處分することを要し、之を構成する物件を分離處分することは原則として許されない。分離處分するには一定の手續が要する。財團は、數多の財産から構成された収益力ある有機體で、例へば工場財團に付て云へば財團を構成する土地建物機械設備等は、團體的に結合して有機體として活動をなす。活動する限り正常機能に於ては収益を生ずる。勿論財團を組成する個々の財産は單獨で擔保物たり得るが、各獨立しての擔保力はその總和以上には用ない。
- (四) 財團はこれ等の財産が結合して工場たる組織體を作り、収益力を認め得るから、その擔保力は之を構成する個々の物件の價値の總和より遙に大きいのみでなく、財團として包括的に擔保權を設定し得るから、個々の財産を擔保とする場合に較べ、擔保權の設定が容易に

簡單にできる利益がある。

わが國で擔保附社債で最も多く利用されるのは、財團殊に工場財團で次が不動産だ。

工場財團について

右に述べた財團の内、工場財團は最も多く利用されるから、之に付て概説しよう。

- (一) 工場財團の組成——は、次のものの全部又は一部を以てなされる(工抵一)。
 - (1) 工場に關する土地及工作物
 - (2) 機械器具・電柱・電線・配置諸管・軌條その他の附屬物
 - (3) 地上權
 - (4) 賃借人の承諾あるときは物の賃借權
 - (5) 工業所有權(特許權・實用新案權・意匠權・商標權)
- 右の物に付て他人の權利の目的たるもの、又は差押・假差押・假處分の目的となつてあるものは工場財團に屬せしめ得ない(工抵一三)。
- (二) 財團を設定する方法——は
- (1) 工場に關する土地建物で、未登記のものは

社債の擔保——(10) 擔保の設定・追加・變更・填補

財團設定前に所有権保存の登記をする(工抵一)。
 (2) 財團の設定は、工場財團登記簿に所有権保存の登記をなすことによつてされる(工抵九)から、工場財團所有権保存登記を工場所在地管轄の登記所に申請する(工抵一七)。その記載事項、添附書類は法定されてゐる(工抵二一、二二)。

(三) 財團に付ての所有権保存登記申請をするに登記官吏は、

- (1) その財團に属すべきもので、登記のあるものに付ては、その財團に付所有権保存登記申請のあつた旨、申請受付年月日、受付番號を記載し(工抵二二)。
- (2) 動産に付ては、登記所は権利を有する者又は差押・假差押・假處分の債権者は、一定期間内(一ヶ月以上三ヶ月以内)に、その権利を申出づべき旨の公告を官報にする(工抵二四)。右の公告は所有権保存登記の申請が期間満了前に却下されたときは取消される(同五)。
- (3) 右の申出期間内に権利の申出がないときはその権利は存在しないものとみなされ、差押・假差押・假處分は效力を失ひ、初めて財團が設定される(工抵二五前)。

(四) 財團設定の効果

(1) 以上の工場財團の設定は、その所有権保存

登記後二ヶ月内に抵當權設定の登記をしないと效力を失ふ(工抵一〇)。
 (2) 財團が設定されると、財團に属するものは譲渡し、又は所有権以外の権利・差押・假差押・假處分の目的となし得ない。唯抵當權者の承諾を得れば貸貸はできる(工抵一三)。
 (3) 財團は所有権及び抵當權以外の権利の目的となし得ない。唯抵當權者の承諾を得れば貸貸し得る(工抵一四、二九)。
 (4) 工場所有者が抵當權者の同意を得て、財團に属するものを財團から分離したときは抵當權はそのものに付て消滅する(工抵一五)。
 (5) 財團に属するものは、同時に他の財團に属することを得ない(工抵八)。

(五) 財團の消滅防止の方法——以上

の如く、工場財團を設定して之に抵當權を設定するには、相當の長期間を要するから、之を社債擔保に供するには之等の期間を十分見込んで手續をせねばならない。

然も抵當權が消滅すれば、工場財團は當然即時に消滅するから(工抵八)、社債借替等の場合に舊債を一旦償還し、更に財團を設定して新社債を募集する

のは手續が大變だ。そこで一般に新社債に第二順位の抵當權を設定し、舊債償還前に發行する。これは工場財團に限らず、他の財團に付ても同様だ。
 この場合、新舊兩社債が重複するが、舊債償還によつて新債の第二順位の抵當權は當然第一順位になるから、この方法で財團の消滅を避けてゐる。

擔保權の設定手續

以上の擔保權は、その種類によつて設定手續が異なる。即ち擔保權を設定するには、信託證書の外に、

- (一) 動産質(無記名公債・無記名社債を含む)——は目的物を受託會社に引渡すこと(民一八一、三四五)
- (二) 證券ある債權質(記名公債・記名社債等但し株式を除く)——はその證券を相手方に交付する(民三六三)
- (三) 株式質——を物上擔保の目的とするには主務官廳の認可を要し(擔四)、且つ株券の交付を要する(商二〇七)。その認可申請は、次の様式により、信託會社が大藏大臣に提出する(擔施細二二)。

〔書式六四二〕

株式ヲ社債ノ擔保ト爲スコトノ認可申請書

委託會社何株式會社受託會社當會社間ニ於テ物上擔保附社債募集ニ關シ年月日別紙信託證書案ヲ作成シタルニ付別紙記載ノ株式ヲ物上擔保ノ目的ト致度候條御認可相成度此段及申請候也

- 一、信託證書案
 - 二、委託會社ノ社債募集ニ關スル株主總會ノ議事録原本
 - 三、擔保ト爲サントスル株式ノ銘柄毎ニ數量、價格、一株ノ拂込額及其ノ價格並ニ株式以外ノ擔保アルトキハ其ノ種類及價格ヲ記載シタル書面
 - 四、社債募集ノ事由ヲ記載シタル書面
 - 五、委託會社及擔保ト爲サントスル株式ヲ發行シタル會社ノ最終ノ財産目録、貸借對照表、損益計算書、利益ノ處分ニ關スル書面
 - 六、其ノ他會社ノ營業狀態ヲ知ルニ足ル書面
- 何市區町番地受託會社
 申請人 何信託株式會社
 代表取締役 何 某

- (四) 不動産擔當・船舶擔當・工場擔當・礦業擔當・漁業財團擔當は、當事者の合意による信託證書の作成によつて、擔保權の設定は效力を生ずる。
- (五) 鐵道擔當・軌道擔當・運河擔當・自動車交通

社債の擔保——(10) 擔保の設定・追加・變更・填補

擔保權設定の對抗要件

擔保權は、當事者間では以上によつて設定の效力を生ずるが、之を以て第三者に對抗するには、

- (一) 動産質——は本人又は代理人が質物を繼續占有するを要し(民三五二、一八一)。
 - (二) 證券ある債權質——は、指名債權(記名國債・記名公債)のときは、第三債務者に質權の設定を告知し、又は承諾を要し(民三六四)指圖債權のときは、その證券に質權設定の裏書をする(民三六六)。
 - (三) 株式の質入——は無記名株式は繼續占有のみで對抗要件を備へ、記名株式の質入は、株券を繼續占有すれば第三者に對抗し得(商二〇七)。
- 且つその氏名を株券に記載したときは質權者は會社から利益・利息理除財産の分配

等を受け得る(商二〇九)。

- (四) 不動産擔當・工場擔當・礦業擔當・鐵道擔當・漁業財團・船舶擔當——は、登記簿又は擔保原簿にそれノ登記又は登録を要する。この場合の登記權利者は受託會社である(擔一一八)。この場合、記載事項の表示方法に付て特別規定がある。即ち
 - (一) 信託契約による擔保權設定の登記を申請するには——不動産登記法一一六條又は一七條(註)による債權額の記載は、單に債權の總額を表示すればよ(擔一一九)。
 - (二) 右の場合に、社債總額を數回に分ち發行するとき——は不動産登記法一一六又は一一七に拘らず申請書には
 - (1) 社債の總額
 - (2) 社債の總額を數回に分ち發行する旨の表示
 - (3) 社債の利率の最高限度のみを記載すること(擔一一九)。
- (註) 不動産登記法一一六條 質權ノ設定又ハ轉讓ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債權額ヲ記載シ若シ登記原因ニ存続期間若ハ辨濟期ノ定アルトキ、利息ニ關スル定アルトキ違約金若ハ賠償額ノ定アルトキ、債權ニ條件ヲ附シタルトキ、民法三四六條但書ノ定アルトキ、三五六條若ハ三五七條ノ規定ニ異リタル定アルトキ、又ハ三七〇條但書ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス
- 同一七條 擔保權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債權額ヲ記載シ若シ登

記原因ニ辨濟期入定アルトキ、利息ニ關スル定アルトキ、其發生期若ハ支拂時期ノ定アルトキ、元本若ハ利息ノ支拂場所ノ定アルトキ、債權ニ條件ヲ付シタルトキ、民三七〇條但書ノ定アルトキ、又ハ抵當證券發行ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

補充的信託契約に基く擔保の追加又は變更

擔保の追加又は變更の自由

擔保は、一旦基本的信託契約によつて設定された後、自由に受託會社委託會社間の契約で追加し得るし(擔七四)、又受託會社は社債權者集會(後述)の決議によつて、委託會社との契約で擔保を變更することができる(擔七五)。この二つの契約は、基本的信託契約と同一の效力を有する(擔七六)。

擔保變更の場合に、社債權者集會の決議を要したるは、本來受託會社は社債權者のため擔保權を有するからその趣意に従ふ意味で、擔保追加は擔保力の増大で利益だからその決議を要しない。

株式擔保には認可がいる

右の擔保の追加又は變更契約により株式を社債の擔保とするには、大藏大臣の認可を要する(擔四九)。その申請様式は次により受託會社が申請する(擔施細二ノ三)。

〔書式六四三〕

擔保追加(變更)ノ爲メ株式ヲ社債ノ擔保ト爲スコトノ認可申請書

委託會社何株式會社受託會社當會社間ニ於テ年月日作成ノ信託證書ニ基ク物上擔保附社債募集ニ關シ擔保追加(變更)ノ爲メ年月日別紙契約證書案ヲ作成シタルニ付別紙記載ノ株式ヲ物上擔保ノ目的ト致度候條御認可相成度此段申請候也

- 一 契約證書案
- 二 社債ノ未償還高ヲ記載シタル書面
- 三 追加(變更)セントスル擔保ニ付擔保ト爲サントスル株式ノ銘柄毎ニ數量、價格、一株ノ拂込額及其ノ價格並ニ株式以外ノ擔保アルトキハ其ノ種類及價格ヲ記載シタル書面
- 四 擔保ノ追加(變更)ノ事由ヲ記載シタル書面

- 五、擔保ヲ變更スル場合ニハ擔債法七五ニ依ル社債權者集會ノ決議録ノ原本又ハ代表者ノ決定ヲ證スル書面
- 六、委託會社及擔保ト爲サントスル株式ヲ發行シタル會社ノ最終ノ財産目録、貸借對照表、損益計算書、利益ノ處分ニ關スル書面
- 七、其ノ他會社ノ營業狀態ヲ知ルニ足ル書面

何市區町番地受託會社
申請人 何信託株式會社
代表取締役 何 某

追加又は變更による擔保權の設定と對抗要件

は、基本的信託契約による擔保權について述べたと同様である。

契約書又は謄本の作成・公告・通知・謄本の交付

(一) 契約書の作成・公告・通知
この擔保の追加又は變更契約は、委託會社及び受託會社の代表者の署名した書面を以てなし、委託

會社及び受託會社は、各自公告をすることを要し知れた社債權者及び社債の總額を引受け九第三者には各別に通知せねばならぬ(擔七七)。

(二) 原本謄本の備置・閱覽

(1) この契約證書に、委託會社及受託會社が各自の一通を保存し、その原本を本店に謄本を各支店に備置くこと、この原本又は謄本は委託會社の株主・債權者又は社債募集者の請求があるときは、營業時間内何時でも閱覽させること。

(2) 受託會社又は委託會社は、社債を譲受けんとする者の請求があるときは、營業時間内何時でも右契約證書又はその謄本を閱覽させることを要する(以上擔七七)。

(三) 謄本の交付

委託會社又は受託會社は、右契約證書の謄本(委託會社又は受託會社の代表者が署名した原本と相違なき旨を認證した)を、社債總額を引受け九第三者に交付することを要する(擔七七)。

擔保の填補

受託會社が故意又は過失によつて、物上擔保を消滅又はその價格を減少させたときは、主務官廳は委託會社又は社

債權者集會の申請により、受託會社をして相當の金額を供託せしめ得る。

これは受託會社が善良な管理者の注意を以て、擔保物を保管すべき義務を負ふ所から當然である。この場合、委託會社がその供託金の上に質權を設定したものと看なされ、この質權は信託契約による質權と看なし(擔九四)、簡易迅速に擔保の缺損填補の方法を規定した。

〔書式六四四〕

過失(故意)ニ因ル擔保ノ消滅(價格ノ減少)ニ付金錢供託命令申請書

何市區町番地
申請人 何株式會社
右代表取締役 何 某
何市區町番地
被申請人 何信託株式會社
右代表取締役 何 某
申請ノ趣旨
被申請會社ハ申請會社ニ對シ金何圓也ヲ年月日迄ニ何銀行(又ハ何々)ニ供託スヘシトノ御命令ヲ求ム
申請ノ理由
一、申請會社ハ其ノ物上擔保附社債募集ニ關シ年

社債關係者の地位

11. 無擔保社債の受託會社の地位

受託會社の制限

無擔保社債の募集は、發行會社が特定會社、例へば銀行又は信託會社に委託してするが、この場合に委託を受ける者は會社たることを要し(商三〇四)、然もその會社は、銀行又は信託會社に限る(改商五六、商三一四)。唯有價證券引受

業法の規定により免許を受けた有價證券引受會社は、社債募集の事務承継者となることのできる(同法五)。

- (1) 委託募集は舊法も認めてゐたが、その規定(舊商二〇四ノ二)は極めて簡單だつた。併し募集會社と公衆との間に社債募集の委託を受けた會社(以下受託會社といふ)が介在する場合に、社債の對社會性、不良社債の仲介防止、社債権者保護の上から、相當嚴密な規定が要求される。
- (2) 受託會社は、自己の名を以て委託會社のために社債を募集するもので(商三〇四)、委託會社とは委任關係に立つが、社債権者に對しては契約上の義務を負ふ理由はないわけだ。
- (3) 併し法は、右の理由から、擔保附社債信託法の規定を取入れ、受託會社に特別な義務を負はせ、必要な権限を附與した。

受託會社の権限

(一) 社債募集及び社債拂込請求——受託會社は、自己の名を以て發行會社のために社債申込證を作り、各社債に付てその全額又は第一回の拂込をなさしめ得る(商三〇四)。

自己の名を以てするとは、社債募集行為を自己の名でするのみで、その募集された社債が自己に歸屬するのでなく、社債に關する權利義務は、會社の爲め即ち募集會社に歸屬する。

- (二) 社債償還に關する権限——受託會社は、社債権者のために、社債の償還を受けるに必要な一切の裁判上・裁判外の行為をなす権限を有する(商三〇九一、九二、九三、九四)。
- (1) 舊法は委託募集を認めただが、募集後に受託會社が社債権者の權利行使に協力する権限に付て規定しなかつた。だが社債は公衆より少額募集され社債権者は多數に上るのが常だ。
- (2) この場合、社債権者に一般債權の如く、裁判上・裁判外個々に權利を行使させることは

難きを強ふるもの。之を實力を持つ受託會社に一括して行使させれば、社債権者の權利維護に適切有效だ。

- (3) 會社側から見ても、元利金の支拂猶豫を求め、又は合併・減資等をなす場合に、個々の社債権者と交渉することは煩しい許りでなく一部強硬者のために不成功に終る。
- (4) この場合、社債権者に代表者を出させて團體的行動を取らせ、それと交渉し得れば非常に利益だ。擔保附社債信託法では、夙にこの方法を取つてゐる。そこで商法は無擔保社債に付ても、受託會社に社債権者の社債償還の爲め必要な裁判上・裁判外一切の権限を與へ社債償還を受けるまで、權利的に社債権者の權利維護に當らせられたのだ。
- (5) 従つて受託會社は、社債権者に代り、發行會社より社債償還を受け得るは勿論、必要があれば、自己の名を以て訴訟の提起、破産の申立もなし得ると解する。擔保附社債に付ては明文がある(擔九〇)。

(三) 數受託會社の權限執行——受託會社は一社たると數社たるとを問はないが、二社以上のときは、その權限に屬する行為は、共同してなすことを要し(商三一〇)、單獨にはなし得ない。併し社債権者より受託會社に對する請求は

一會社に對して爲しても、全受託會社に對して效力を生ずる(民四三四)。

受託會社の職務

(一) 公告と通知——受託會社は、右の權限を有する結果、受託會社が社債の償還を受けたときは、これを各種社債権者に支拂ふ必要があるから、受託會社は遲滞なくその旨を公告し、且つ知れた社債権者には通知を要する(商三〇九一、九二、九三)。公告の方法は、發行會社の定款所定の方法に従ふ(改商六〇)。これを怠ると、五千圓以下の過料に處せられる(商四九八二)。

- (1) 委託會社は、社債の償還金や利息金を一括して受託會社に交付し、簡單にその債務を免れ得る。
- (2) 従つて、假に受託會社が社債権者にそれを支拂はない場合でも發行會社に責任はない。この場合受託會社が社債の償還を受けるには社債券の呈示交付を要しない(大審昭六)。

受託會社の義務

(一) 權限行使の義務——受託會社は社債償還のため必要な一切の裁判上裁判外の權限を有するが、これは反面受託會社の義務だから、公平誠實にその職務權限を行使すべき義務がある。

(二) 償還金の支拂義務——受託會社

が二社以上なるときは、社債権者に對して、連帶して償還額の支拂をなす義務を負担する(商三二一)。

- (1) この償還額は、發行會社から受託會社が現實に償還を受けたる金額中、社債権者に支拂ふべき金額に限る。
- (2) 従つて發行會社が社債の全部又は一部を償還しない場合は、受託會社は社債権者に辨濟責任はない。

受託會社の辭任と解任

(一) 辭任

(1) 受託會社は一方的に辭任し得ないのが原則である。

- (1) 受託會社は、委託會社と委任・準委任の關係に立つから、一般原則によれば何時でも辭任し得るが(民六五二)、
- (2) 受託會社は、發行會社の爲に社債募集をするのみでなく、引續き社債権者擁護のために、前記の如く廣汎な權限を有し、

- (3) 社債募集に當つては、受託會社の名稱を示し(商三〇二五)、
- (4) 發行會社も社債権者も、當該會社の信用・能力・誠意に期待して委託し應募したのだから、一方的に辭任はできぬ。
- (5) 擔債法では、信託契約の定によつて一方的に辭任し得る(擔九七)が、信託證書は、關係者の閱覽に供することになつてゐるから(擔一九、二二)、不當な結果を生ずることは少いだらう。

(II) 辭任し得る場合

- (1) 原則は右の通りだが、社債は全部償還までは一般に長年月を要し、その間受託會社に種々の事情の變化(破綻・合併・解散等)を生じ、その任務遂行に支障を來す場合がある。
- (2) この場合は、受託會社は委託會社及び社債権者集會の同意を得て、又同意を得られないことその他已むを得ざる事由あるときは、裁判所の許可を得て辭任し得る(商三二二)。

る事由あるときは、裁判所の許可を得て辭任し得る(商三二二)。

[書式六四五] 委託辭任同意請求書

拜啓會社ハ年月日貴會社ト締結致候社債募集委託契約ニ基キ社債事務ヲ處理シ來リ候處今貴會社ノ事由ニ因リ社債事務ヲ取扱フコト能ハサル至リ候ニ付右委託ヲ辭任致度候間御同意被下度此段及請求候也
年月日
何信託株式會社
代表取締役 何 某

何株式會社
取締役 何某殿

[書式六四六] 委託辭任許可申請書

何市區町番地
申請人 何信託株式會社
右法律上代理人 何 某
取締役 何 某

申請ノ趣旨
申請人カ何株式會社第何回社債募集ノ受託者ヲ辭任スルコトヲ許可ストノ御裁判ヲ求ム
申請ノ理由
一、申請會社ハ年月日何株式會社ト締結シタル社債募集委託契約ニ基キ爾來社債事務ヲ處理シ來リタリ

[書式六四七] 受託會社解任申請

何市區町番地
申請人 何株式會社
右法律上代理人取締役 何 某
被申請人 何信託株式會社
右法律上代理人取締役 何 某
申請ノ理由
被申請人ノ申請會社第何回社債募集ノ受託者タルコトヲ解任ストノ御裁判ヲ求ム
申請ノ理由
一、申請會社ハ年月日被申請會社ト社債募集委託契約ヲ締結シ爾來被申請會社ヲシテ第何回社債募集ニ關スル事務ヲ處理セシメ來リタリ
二、然ルニ被申請會社ハ何々ノ事由ニ因リ右事務處理ニ不適任(又ハ何々)ナルヲ以テ被申請會社ノ右受託者タルコトヲ解任ヲ求ムル爲本申請ニ及ヒタリ
疎明方法及添附書類
一、委託契約書寫
一、何々
一、登記簿抄本商業登記簿抄本
右申請候也
年月日
申請人 何株式會社
取締役 何 某
何地方裁判所 御中

何市區町番地
申請人 何株式會社
右法律上代理人取締役 何 某
被申請人 何信託株式會社
右法律上代理人取締役 何 某
申請ノ理由
被申請人ノ申請會社第何回社債募集ノ受託者タルコトヲ解任ストノ御裁判ヲ求ム
申請ノ理由
一、申請會社ハ年月日被申請會社ト社債募集委託契約ヲ締結シ爾來被申請會社ヲシテ第何回社債募集ニ關スル事務ヲ處理セシメ來リタリ
二、然ルニ被申請會社ハ何々ノ事由ニ因リ右事務處理ニ不適任(又ハ何々)ナルヲ以テ被申請會社ノ右受託者タルコトヲ解任ヲ求ムル爲本申請ニ及ヒタリ
疎明方法及添附書類
一、委託契約書寫
一、何々
一、登記簿抄本商業登記簿抄本
右申請候也
年月日
申請人 何株式會社
取締役 何 某
何地方裁判所 御中

尙ほ辭任に付ては信託事務の承繼の項を参照されたい。
(二) 解任——受託會社がその事務を處理するに不適任なとき、その他正當の事由あるときは、裁判所は、發行會社又は社債権者集會の請求により解任することができる(商三一三、擔九九)。不適任・正當事由の有無は、各場合に付て裁判所が判断する。

(三) 辭任・解任とその受託會社の地位

社債關係者の地位 (II) 無擔保社債の受託會社の地位

12. 擔保附社債關係者の地位

受託會社の地位

受託會社は、委託會社と社債權者間に介入し、社債募集後は、社債權者のために社債の元利が圓滑に償還されることに努め、償還が行はれないときは、擔保權を實行して、社債權者に償還を得せしむる重大な役割を果すべきものだから、法は受託會社に種々の義務を負はせる一方、之に必要な權限を與へた。

受託會社の權限

受託會社は、總社債權者のために、後述の如く擔保權を取得保存し、且つ實

行する義務を負ふから、法は受託會社に對して次の權限を與へてゐる。

- (一) 委託會社に代つてなす權限
- (1) 受託會社は、委託會社の委任によつて、社債募集に關する一切の手續即ち社債申込證の作成、募集公告、募入の決定通知、拂込等をなし得る(擔二二前、二二、二四、二五)。
- (2) 受託會社は、信託契約に別段の定がないときは、債券の發行、社債償還、利息の支拂に關する一切の行爲をなす權限を有する。合同發行の場合は當然この權限がある(擔二二後、三三)。
- (3) 受託會社が社債總額を引受け、之を一般に讓渡したときは、委託會社に代つて、その社債の償還及び利息支拂に關する一切の行爲をなす權限がある(擔二八、三三)。
- (4) 受託會社は委託會社の委任によつて、第三者をして社債總額を引受けさ

せることができる(擔二九)。

- (二) 社債權者に代つてなす權限
- (1) 委託會社が定期に社債の一部を償還すべき場合に、その償還を遅延し二ヶ月を経過したとき、又は社債の利息支拂を怠り、三ヶ月を経過したときは受託會社は社債權者集會の決議又はその代表者の決定により、一定の期間内に支拂をなすべき旨、もしその期間内に支拂をしないときは、社債總額に付て期限の利益を失はせる旨の催告を委託會社になし得る(擔七九、八一、六四)。
- (2) 受託會社は、信託契約に別段の定のないときは、社債權者のために債務の辨濟を得るに必要な一切の行爲をなし得る(擔八四)。本法によつて總社債權者に代つて裁判上裁判外の行爲をなすには、各別に社債權者の表示を要しない(擔九〇)。

イ、辨濟を得るに必要な行爲とは、辨濟受領は

勿論、辨濟の催告・請求・取立等を含むが、訴訟行爲又は破産申立をするには、更に社債權者集會の決議を要する(擔八六)。
ロ、委託會社が減資又は合併をなすには、債權者に對し、異議申述の公告及催告を要するが社債權者が異議を述べるとは、集會の決議を要する(商三七六五、四一六五)が、この場合、信託契約で受託會社に對しても、異議申述の催告をなすべきものとし、右の集會の決議に基いて、受託會社より異議申述をなし得るものとすることも差支ない。

- (3) 受託會社は集會の決議により、總社債に付てその支拂を猶豫し、不履行に因つて生じた責任を免除し、又は和解をなすことができる(擔八五)。右の行爲は社債の一部に付てはなし得ない。
- (4) 受託會社は、集會の決議により、總社債權者のために訴訟行爲をなし、又は破産手續に屬する一切の行爲をなし得る(擔八六)。和議手續に付ても同様

受託會社の義務

の主なるものは次の通りである。
(一) 公平誠實の義務——受託會社は

公平且つ誠實に信託事務を處理すべき義務を負ふ(擔六八)。信託事務は、法律行爲のみならず、事實行爲をも含み、誠實熱心に又社債權者は多數だから、公平に事務を處理せねばならぬ。
(二) 注意義務——受託會社は、委託會社及び社債權者に對して、善良な管理者の注意を以て信託事務を處理する義務を負ふ(擔六九)。これは注意の程度を示したもので、普通の知識・經驗・誠實を有する者の用ふべき注意だ。
(三) 擔保權の保存實行の義務——信託契約による物上擔保は、信託證書に記載した總社債權者のために受託會社に歸屬するから、受託會社は、總社債權者のためにこの擔保權を保存し、且つ實行するの義務を負ふ(擔七〇)。これは受託者の義務中最も重要なものだ。
(1) 擔保權の保存は、その種類によつていろいろだ。即ち擔保權自體の保存、

抵當權の登記・登録、質物の登記、又は繼續占有、保存方法の注意、株式質の登録、債權質の對抗要件等、一々擧げ得ないが、要するに、擔保物の性質に從つて、それに相當する保存方法が必要だ。
(2) 擔保權の實行に付ては後に述べる(八三二頁以下)。
(四) 擔保物を自ら使用収益せざる義務——受託會社は、總社債權者のために擔保物を保存するから、自ら之を使用収益し得ない。併し總社債權者のために、法の許す限度で使用収益することは差支ない。
(五) 損害填補義務——受託會社が故意又は過失により物上擔保を消滅せしめ、又はその價格を減少させたときは主務官廳は委託會社又は社債權者集會の申請により、受託會社をして相當の金額を供託せしめ得る。この場合には

社債關係者の地位 (12) 擔保附社債關係者の地位

委託會社が供託金の上に質権を設定したものと看なされ、この質権は信託契約による物上擔保と看なされる(擔九四)之に付ては先に述べた(七五五頁以下)。

(六) 検査を受くべき義務——委託會社、社債権者集會の代表者又は少數社債権者は、何時でも受託會社に於ける擔保物保管の状況を検査し得るから、受託會社は、これを忍従する義務がある(擔九五)。

受託會社が右の検査を受けたときは遅滞なくその年月日及び検査の状況を主務官廳に報告せねばならぬ(擔九四)。

(七) 書類の備置・閲覧せしむる義務——受託會社は、信託證書、各回の社債募集に關する契約證書、擔保の追加變更契約證書、社債原簿、社債権者集會決議録の原本又は謄本を本店又は支店に備置き、株主・債権者・社債應募者の請求あるときは、営業時間内は何

時でも閲覧させねばならぬ(擔二〇、二一、四二、四四、六〇、七七)。

(八) 信託終了に關する義務——受託會社は、信託事務を終了したときは、總計算書を作成して之を公告せねばならぬ(擔一〇七、後述)。

(九) 各種の申請・届出義務——法は擔保附社債に關する事務の處理を監督するため、擔債法施行細則を設け、受託會社に種々の申請又は届出の義務を負はせてゐる。之に付ては各場合に付て説明したが、尙ほ次の場合も受託會社は届出を要する。

- (1) 登記又は登録をしたときは、遅滞なくその事項及年月日を記載した書面を添附して届出ること(擔九二)
- (2) 次の場合には、遅滞なくその事由又は状況を記載した書面を添附して届出ること(同二五)

- 一、信託事業に關する訴訟事件の當事者となつたとき及びその判決のあつたとき
- 二、非訟事件に付請求又は抗告をしたとき及びその決定のあつたとき
- 三、検査役の選任のあつたとき
- 四、支拂を停止し又は解散の事由が発生したとき
- (3) 定款を變更したとき(同二六)等

受託會社の權利

(一) 報酬請求權——受託會社は、委託會社に對し、信託事務の處理に付て相當の報酬を請求し得る(擔九一)。

信託會社は信託の引受は基本的商行為だから(擔三)、本條の規定がなくとも當然に報酬の請求ができる(商五一)。従つてこれは注意的規定にすぎない。

(1) 受託會社の報酬は信託契約で別段の定をなし得る(擔九二)。

通常定額主義によるものは、社債現存額の増減に拘らず定期に支拂ひ、比例主義によるものは、一定比率により、社債の現存額に應じて年又は半年に支拂ふが、社債現存額の算定は、その期の最高・最低・平均何れかを標準とする。

(2) 報酬に付て別段の定をしないときは民法規定(民六四八)による。即ち

報酬は、信託事務處理の後、期間を以て報酬を定めたときはその期間經過後に於て請求し得る。又信託事務が受託會社の責に歸すべからざる事由によつて履行半途で終つたときは、その履行の割合に應じて報酬を請求し得る。

(二) 費用並に損害補償請求權——受託會社は、信託事務を處理するに付て正當に支出した一切の費用及びその支出の日以後の利息の償還、並に過失なくして受けた一切の損害の賠償を委託會社に請求し得る(擔九二)。又受託會社は、信託事務を處理するに付て要する費用の前拂を請求し得る(同條)。

利息は法定利率で年六分だ。過失なくして受けた損害とは、善管の注意を以てしたのに尙ほ生じた損害をいふ。例へば集會の決議に基づいて訴訟を起して敗訴した如き場合である。

右の報酬並に損害賠償請求權は、物上擔保によつて保障され、社債権者に優先して擔保物から辨済を受ける(擔九三)

これは總社債権者共益の費用と見るべきものだからである。

(三) 募集減額による損害賠償請求權——社債總額を數回に分割發行する場合に、未發行のものに付ては、委託會社は受託會社との契約で、社債總額を既に發行した額まで減額し得る。この場合には、受託會社は正當の事由なくしてこの契約の締結を拒み得ないが、受託會社は、この契約に因つて受けた損害の賠償を委託會社に請求し得る(擔三一ノ三)。これに付ては先に述べた

受託會社の辭任・解任・資格喪失

に付ては後に詳しく説明する(信託事務の承継の項参照)。

社債總額を引受けた第三者の地位

擔債法は、第三者の社債總額の引受に付て規定してゐる。ここに第三者とは委託會社・受託會社以外の者をいひ、會社たると個人たるとを問はない。即ち委託會社又は受託會社は、信託契約の定に従ひ第三者をして社債總額を引受けしめ得る(擔二九)。この社債總額引受は基本的商行為とされる(同條)。

總 說

この第三者が社債を賣出すには、一般の募集公告に準じて公告を要するが(擔三〇一、二七)その公告事項中一受託會社力擔保ノ價格ニ付調査シタル結果ノ表示(書式六六四、六六五)ノ印事項参照)は、社債總額引受第三者力擔保ノ價格ニ付調査シタル結果ノ表示」を以て代へることができ(擔三〇二)。

第三者が社債總額を引受ける場合は、社債はその引受によつて成立し、社債申込證の作成及び募集公告を要しない(擔三〇、二五、商三〇)が、社債總額引受の第三者は、結局市場の情況を見て

一般に賣出すが、この場合委託會社・受託會社及び社債權者に對して特殊の立場に立つから、法はこの第三者に對して、一定の權限を與へると同時に義務を負はせた。以下之に付て説明する

權 限

(一) 委託會社の事務に關する權限——社債總額引受第三者は、委託會社に代つて、その社債の償還及び利息の支拂に關する一切の行爲をなす權限を有する(擔三〇、二八)。

この場合は、受託會社が社債總額を引受けたのと異なるからだ。この權限は、信託契約によつて委託會社から與へられるのではなく、法の規定に基いて與へられたものである。

(二) 受託會社の事務に關する權限——受託會社は、社債權者のために辨濟を得た金額は、遲滞なく債權額に應じて各社債權者に交付するを要し、社債權者を確知し得ないとき、受領の拒絶

若は不能のときは、その金額の供託を要するが(擔八八I)、この場合、必要がある場合は、右の行爲を社債總額引受第三者に委任し得る(同條II)。

これはこの第三者は、直接の社債提供者で、社債權者と直接の關係に立つから、この者に右の取扱をさせるのが便宜な場合があるからで、必要ある場合は、主に内國の信託會社が信託を引受け、外國で社債を募集した如き場合だ。

(三) 社債權者集會の事務に關する權限——は、社債權者集會の代表者として有する權限で、社債總額引受第三者は特殊な地位に立つから、集會の代表者に選任され得る(擔六四I)。代表に選任されたときは、集會の決議すべき事項を決定し、集會決議の性質が受託會社に於て執行を許さないときは、その權限に屬する事項は自ら執行し、又は他人をして執行せしめ得る(擔六五)。

義 務

(一) 誠實公平及び善良なる管理者の

注意義務——總額引受第三者が、受託會社に代つて社債の償還や利息支拂に關する一切の行爲をなすには、規定はないが、誠實公平に善良なる管理者の注意を以てなすことを要する(擔三〇、二八、八八I参照)。

(二) 公告——社債總額引受第三者が引受けた社債を讓渡するには、その旨の公告を要する(擔三〇I、二七I)。この公告は、擔保附社債募集公告に準じてせねばならぬ(擔三〇I、二七I)。

(三) 通知——社債總額引受第三者が社債原簿の記載に變更を生ずべき取扱をしたときは、その都度書面を以て、社債原簿を備ふる會社に通知することが必要だ(擔四七)。

權 利

(一) 費用並に損害賠償の請求——社債總額引受第三者は、社債の償還、利息

の支拂その他の信託事務を處理するから、之に付て正當に支出した一切の費用及び支出の日以後に於けるその利息を償還し、尙ほ過失なく受けた一切の損害の賠償を委託會社に請求し、又その費用の前拂を請求し得る(擔九二II)之は受託會社と同様だが、第三者の右の權利は、社債擔保權によつて保障されてゐない。尤も信託契約中で特約することは差支ない。

(二) 報酬請求——社債總額の引受は基本的商行為だから(擔二九I)、信託事務處理によつて當然報酬請求をなし得る(前五一)。この場合は、信託契約に定めるのが通常だ。

(三) 債券發行請求權——社債總額引受第三者は、その引受けた社債を分割して、之に相當する債券の發行を委託會社に請求し得る。信託契約によつて受託會社が發行權を有するときは、受託會社に請求し得る(擔二九五)。

(四) 集會召集權・出席發言權——社

債總額引受第三者は、必要あるときは何時でも集會を召集し得る(擔四八)。又集會に出席して發言し、又は書面を以て意見を陳べることが出来る(擔五三)。

委託會社の地位

權 利

の主なものは次の通りである。

(一) 信託義務の履行請求——委託會

社は受託會社に對して擔保附社債に關する信託義務の履行を請求し得る(擔七〇II)。受託會社が信託契約による義務を履行すべきは勿論で、その履行をしないときは、契約の當事者たる委託會社が之を請求すべきは當然だ。

(二) 損害賠償・損害填補の請求權——受託會社が信託義務に違反したときは、因つて生じた損害賠償を請求し得るのは勿論、受託會社が故意又は過失に因つて物上擔保を毀損又は減價せしめたときは、主務官廳に申請して相當の金額を供託せしめ得る。

この場合には、委託會社はこの供託金の上に質權を設定したものと看なされ、その質權は信託契約による物上擔保と看なされる(擔九四)。

(三) 擔保物検査權——委託會社は、何時でも受託會社保存の擔保物の狀況

を調査し得る(擔九五丁)。この調査権は社債権者集會の代表者及少數社債権者にも與へられてゐる。

(四) 受託會社に對する辭任の同意——受託會社は、委託會社及び社債権者集會の同意があるときは、信託契約に定がなくとも、信託事務を承継すべき會社を定めて辭任し得る。この場合、委託會社は同意をなす権利がある(擔九七丁)。

(五) 受託會社の解任請求——受託會社がその義務に違反し、又は信託事務を處理するに不適任なとき、その他正當な事由あるときは、委託會社はその解任を主務官廳に請求し得る(擔九九)。

義 務

の主なものは次の通りである。

(一) 社債の元利償還の義務——は根本的のもので、その償還の金額・時期

方法等は、一に信託契約の定むる所に由る。之に付ては後述。

(二) 報酬支拂の義務——委託會社が受託會社に支拂ふべき報酬に付ては先に説明した(擔九一七六二頁以下)。社債總額を引受けた第三者に對しても、法は規定しないが、特約があるときは支拂はねばならぬ。

(三) 費用及び損害賠償義務——委託會社は、受託會社又は社債總額引受第三者が、信託事務處理に付て正當に支出した一切の費用及びその支出日以後の利息を償還し、又過失なくして受け一切の損害の賠償をなすこと、及び請求により信託事務處理に要する費用の前拂をなすべき義務がある(擔九二)。

社債権者の地位

社債権者は、受託會社に歸屬した擔保

權の利益享受者だから、受託會社に對し、信託義務の履行を請求し得る基本的權利を有する外、之に附隨して次の權利が認められる。

書類閲覧請求權

(一) ここに書類とは、信託證書、各回の社債募集に關する契約證書、擔保の追加又は變更契約證書、社債原簿、社債権者集會の議事録の各原本及原本、集會代表者の決定記録、信託事務處理及び計算に關する帳簿書類等である(擔二一、四二、四五、六〇、六一、六七)。

(二) 無記名社債権者が請求するには、社債券の呈示を要する。正當の事由なくして閲覧請求を拒むと責任者は制裁を受ける(擔一一〇三)。

社債権者集會に於ける權利

(一) 集會招集請求權——社債總額の十分の一に當る社債権者は、必要ありと認めるときは、集會の目的及び招集

集會に出席し、又は代理人若し書面を以て議決權を行使し得る(擔五二)。

決議無効の訴提起權

集會招集の手續又は議決方法が、法令又は信託契約に違反する場合は、決議無効宣告の訴を提起し得る(擔五七)。

社債権者集會代表者選任權

集會に於て、一人又は數人の代表者を選任して、その決議事項の決定を委任し、之を解任又はその權限を變更することが出来る(擔六四、六七)。

擔保物保管狀況の検査權

この検査權ある者は少數社債権者で、社債總額の十分の一以下の者はなし得ない。そして検査に當つては、無記名式債券を有する者は、その債券を受託會社に供託を要する。この外右の検査

權は、委託會社、社債権者集會の代表者にも與へられてゐる。

特別代理人

ここに特別代理人とは

(一) 受託會社が社債権者のために爲すべき行為を爲つたとき
(二) 社債権者と受託會社との利害相反するとき
(三) 社債権者のため裁判上裁判外の行為をなす必要があるとき
社債権者集會の申請によつて、主務官廳により選任された受託會社の代理人である。

(一) 總社債権者のため爲すべき行為とは、

擔保權の保存・實行、公平誠實に善管の注意を以てなすべき信託事務の處理、社債總額に付て期限の利益を失はせる催告、社債権者のため債權の辨濟を得るに必要な一切の行為、總社債に付ての支拂猶豫不履行による免責和解、總社債権者の爲にする訴訟行為、破産・和議手續、集會の決議執行、社債権者の爲に辨濟を得た金額の交付・供託等

の理由を記載した書面を受託會社又は社債總額引受第三者に提出して、社債権者集會の招集を請求し得る(擔四九丁)この場合、二週間内に招集手續がないときは、主務官廳の許可を得て自ら招集し得る(擔四九)。

(二) 集會招集權——次の場合には、右(一)の少數社債権者は自ら集會を招集し得る。

- (1) 受託會社の清算人解任(擔一五丁)
(2) 受託會社が總社債権者の爲になすべき行為を爲つた場合の特別代理人の選任を主務官廳に申請するため(擔八九丁)
(3) 社債権者と受託會社との利害相反の場合に總社債権者の爲に、裁判上裁判外の行為をなす必要があるとき(擔八九丁)
(4) 受託會社が故意過失により、物上擔保物を減損した場合の擔保補金の供託を主務官廳に申請するため(擔九四)
(5) 義務違反、事務處理不適當、その他正當事由に基き受託會社解任を主務官廳に申請のため(擔九九)

(三) 議決權の行使權——各社債権者は、決議に特別の利害關係のない限り

社債關係者の地位——(12) 擔保附社債關係者の地位

ある。
(二) 受託會社が總社債權者のためになすべき行為を怠るの時は、故意過失による場合もあれば、意見の相違による場合もあるが、その事務處理如何は、總社債權者に重大な利害を齎すから、この場合、特別代理人制度を認め、その選任の要ありや等の判断を主務官廳に於てすることとしたのだ。

(三) 社債權者と受託會社と利益相反する場合とは、

受託會社が社債償還金を自己に費消し、義務違反により社債權者に損害を與へた如き場合に、社債權者が損害賠償の請求を裁判上裁判外なす如き場合だ。かくの如き場合に、受託會社に自己に對して請求をさせ得ないからだ。

特別代理人は受託會社の代理人

である。右(一)(二)(三)の如き事情があるときは、受託會社の信託事務處理に信頼し得ないから、その事務を代行すべき者として、特別代理人を選任するのである。故に原則として特別代理人は、受託會社のなすべき一切の行為を行ふわけだ。

特別代理人の選任

特別代理人は、集會の申請によつて主務官廳が選任する(擔八九九)。故に社債權者は單獨でその選任申請をなし得ず、必ず集會の決議によらねばならない。選任申請は次の様式による(擔施細一一)。
〔書式六四八〕

特別代理人選任申請書

何市區町番地
何株式會社社債權者集會
代表者 何 某
申請ノ趣旨
委託會社何株式會社受託會社何信託株式會社間ノ物上擔保附イ號第何回社債ニ關シ右何信託株式會社ノ特別代理人ノ選任ヲ求ム
申請ノ理由
一、何々二、何々三、何々
添附書類
一、受託會社カ爲スヘキ行為ヲ慮リタル事實ヲ證スル書面(擔八九九ノ場合) 何通
二、社債權者ト受託會社トノ利益相反スル事實及

其ノ事由ニ依リ總社債權者ノ爲ニ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面(擔八九九ノ場合) 一通
三、社債權者集會ノ議事録 一通
右申請候也
年 月 日
右申請人代表者 何 某
大藏大臣 殿

特別代理人の資格

には、何等の制限はないから、主務官廳が適當と認める者を選任すればよいわけである。

社債募集の手續

13. 總 說

社債の利廻計算

會社が社債を發行しようとする場合には、第一に起債市場の情勢を検討し、募集條件・経費・擔保等の點及び利廻等を調べる。

利廻には、發行利廻と投資利廻とがある。發行利廻は、發行會社から見た利廻で、手取額に對する諸経費(社債の

發行手数料・利息・償還差損等)の比率で、投資利廻は、社債の應募者又は購入者から見た利廻で、投資額に對する利益(利息及び社債償還差益)の比率だ。

利廻算出方法には、單利法と複利法があるが、後者は複雑だから、通常單利法により債券利廻表又は債券現價表を用ひる。單利法の利廻公式は次の通り。

- (1) 原價が額面以下の場合
利廻 = $\frac{\text{年利息額} + \frac{\text{額面} - \text{原價}}{\text{償還年數}}}{\text{原價}}$
- (2) 原價が額面以上の場合
利廻 = $\frac{\text{年利息額} - \frac{\text{原價} - \text{額面}}{\text{償還年數}}}{\text{原價}}$

社債引受の假契約

(一) 社債募集は、種々複雑な手續を経て行はれ、募集までには可成りの日數を要する。所が起債市場が好轉すると、各事業會社が起債を計畫するから好機を逸しないとも限らない。

(二) そこで直接募集の場合は別だが發行會社は株主總會の決議その他の手續に先つて、總額引受者又は請負募集者との間に、社債の發行及び引受の假契約を結ぶことがある。勿論これは當事會社間に極秘の内に行はれるのだが單なる假契約(豫約)にすぎないから募集條件に主要な事項である社債總額・利率・發行價格・償還方法・引受料等を定める。

〔書式六四九〕

社債引受假契約書

何株式會社ニ於テ物上擔保附社債ヲ發行スルニ付
其ノ受託並ニ引受ニ關シ何株式會社ヲ甲トシ何信
託株式會社ヲ乙トシ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 甲ハ左ノ要項ニ依リ物上擔保附社債ヲ發
行スルモノトス

一、社債總額ヲ金貳千萬元トス
一、社債總額ハ之ヲ數回ニ分チ發行ス
一、社債利率ハ最高年五分トス
一、社債ノ擔保トシテ甲ハ其ノ所有ニ係ル何區
裁判所何出張所登記簿何工場財團ノ上ニ第
一順位ノ抵當權ヲ設定スルモノトス

第二條 乙ハ本社債ノ信託ヲ引受タルモノトス
前項ノ信託事務取扱手数料ハ別ニ協定ス

第三條 甲ハ本社債ノ第壹回發行分トシテ左記要
項ニ依リ社債ヲ發行スルモノトス

一、發行金額 金五百萬元
一、利率 年五分
一、發行價格 金百圓ニ付金九拾九圓
一、償還方法及期限 元金ハ年月日迄償還キ其
後五ヶ年間ニ毎半年金何拾萬元以上ヲ抽籤又
ハ買入償還シ年月日迄ニ完済ス但シ償還期間
後ハ繰上償還ヲ爲スコトヲ得

一、發行時期 昭和年月日
第四條 乙ハ前條イ號社債總額金五百萬元ヲ引受
タルモノトス
前項ノ引受手数料ハ額面金百圓ニ付金何圓ト
ス

第五條 本社債ノ受託並ニ引受ニ關スル細目ハ信
託證書及引受契約書ニ於テ協定スルモノトス
右契約ヲ證スル爲メ本書式通ヲ作成シ各其ノ一通

ヲ所持ス

年月日

甲	何株式會社	何	某〇
乙	代表取締役	何	某〇
	何信託株式會社	何	某〇
	取締役社長	何	某〇

募集手續の順序

會社主腦部が社債を募集することを決
定したり、

(1) 内部的手續として株主總會の特別決議を要
し、且つ社債募集に付て官廳の認可・許可を
受けること

(2) 委託募集に付ては、受託會社と信託契約を
締結し、物上擔保附社債にあつては、擔保權
の登記登録をする。

(3) 發行會社又は受託會社は、外部的手續とし
て社債申込書の作成、社債募集公告、申込の
受付、割當、通知、拂込、社債登記の順序で社
債募集を行ふ。

以下これに付て順次説明しよう。

14. 社債募集の各 手續

株主總會の特別決議

社債は、株主總會の特別決議(商三四三
によらねば募集し得ない(商二九六)。社
債は巨額長期に亘り、會社の財政に影
響が大きいからだ。

(一) この特別決議に當り定足數を缺
くときは、假決議の方法によることか
ができる。

(二) 株主總會では、單に社債を募集
する旨の決議では足らず、社債の總額
各社債の金額、利率、償還方法及び期
限、發行價格、擔保附社債發行の場合
は、擔保の内容等に付て決議を要し、

之等一切を取締役一任となし得ないも
のと解する。但し社債總額を金何百萬
圓以内とし、その他の細目を取締役に
一任する旨の決議は有效と解される。
特別法には例外規定がある(勸銀法・
興銀法・北海拓銀法等)

〔書式六五〇〕

臨時株主總會招集通知書(社債募集)

(前略) 書式一〇九參照

會議ノ目的タル事項

(一)、無擔保社債ノ場合

左記要項ニ依リ社債募集ノ件

一、社債總額金五百萬元ヲ利率年五分以内ニテ募
集スルコト

二、元金ハ拾ヶ年以内ニ償還スルコト

三、其ノ他社債募集ニ關シ必要ナル事項ハ取締役
會ノ決議ニ一任スルコト

(二)、擔保附社債ノ場合

左記要項ニ依リ擔保附社債募集ノ件

一、物上擔保附社債金五百萬元ヲ(數回ニ分チ)
利率年五分以内ニテ募集スルコト

二、元金ハ何箇年以内ニ償還スルコト

三、右社債ハ轉換社債トスルコト(轉換社債トス
ル場合)

以上ノ外社債募集(並ニ社債轉換)ニ必要ナル事

〔書式六五一〕

株主總會議事録(社債募集)

年月日午前十時何市區町番地當本社本店ニ於テ臨時
株主總會ヲ開ク

(一)、總額一時ニ發行ノ場合

總株主數 何百人 總株式數何萬株
出席株主(委任狀共) 何百人
此株式數 何萬株

ニシテ總株主數ノ過半數且資本ノ半額以上ニ當ル
株主出席シタルヲ以テ取締役何某議長贈ニ着キ開
會ヲ宣シ

一、左記要項ニ依リ社債募集ノ件

ヲ附議社債募集ノ必要ナル理由ヲ詳細ニ述ヘ滿場
一致(又ハ議決權何萬個ニ對スル何萬個ノ多數)
ヲ以テ左ノ通り可決ス

一、社債總額金五百萬元ヲ募集ス

一、各社債金額ハ壹百圓 五百圓 壹千圓 五千
圓 壹萬圓ノ五種トシ無記名利札附トス

一、利率 年五分

社債募集の各手續

- 一、償還期限及方法 大體發行ノ日ヨリ何年何月何日迄ニ償還ス但償還期間後ハ繰上償還スルコトヲ得一部償還ハ抽籤ノ方法ニ依ル買入償還ハ何時ニテモ為スコトヲ得
- 二、擔保 何種業財團及何工場財團株主何某賛成意見ヲ述ヘ滿場異議ナク承認可決ス依テ議長閉會ヲ宣ス時ニ午前何時右決議ヲ讀スル爲メ議長、出席取締役及監査役左ニ署名捺印ス

何株式会社
議長取締役 何 某
取締役 何 某
(以下出席取締役及監査役署名捺印)

〔書式六五二〕

取締役會決議書

年月日ノ臨時株主總會ノ決議ニ基キ同日午後何時當社本店ニ於テ取締役會ヲ開キ左ノ決議ヲ爲ス決議事項

- (一) 一時ニ全額募集ノ場合)
 - 一、社債(物上擔保附社債)金五百萬圓ヲ發行スルニ付何信託會社ヲ受託並ニ請負募集會社トシ信託契約ヲ締結スルコト
 - 二、各社債ノ金額ハ壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬圓ノ五種トシ無記名利付トス
 - 三、利率ハ年五分トス
 - 四、發行價格ハ額面壹百圓ニ付壹百圓トス
 - 五、社債發行日及償還期日ハ年月日トス
 - 六、償還方法及期限ハ發行ノ日ヨリ年月日迄償還キ爾後毎年六月拾日、拾貳月拾日ノ貳回ニ各

- 額面金何萬圓以上ヲ償還又ハ買入償却シ年月日迄ニ完済ス但償還期間後ハ繰上償還スルコトヲ得一部償還ハ抽籤ノ方法ニ依ル買入償還ハ何時ニテモ為スコトヲ得
- 七、利息支拂方法及期限 利息ハ毎年六月拾日拾貳月拾日ノ貳回ニ各其ノ前半年分ヲ利引利換ニ支拂フ但シ六月ニ滿タサルトキハ日割計算トス
- 八、何區裁判所登記第何號工場財團ノ上ニ第二順位ノ抵當權ヲ設定ス但此ノ抵當權ハ本社債發行後還滞ナク第一順位ノ抵當權ヲ抹消シ本社債ノ抵當權ヲ第一順位ノ抵當權ト爲スモノトス(物上擔保附社債ノ場合)
- 九、以上ノ外社債募集ニ關シ必要ナル事項ハ取締役社長何某ニ一任スルモノトス

何株式会社
議長取締役 何 某
取締役 何 某
(以下出席取締役及監査役署名捺印)

〔書式六五三〕

取締役會決議書

年月日ノ臨時株主總會ノ決議ニ基キ同日午後何時當社本店ニ於テ取締役會ヲ開キ左ノ決議ヲ爲ス決議事項

- (一) 一時ニ全額募集ノ場合)
 - 一、社債總額 金何百萬圓
 - 二、發行價格 額面壹百圓ニ付壹百圓トス
 - 三、償還方法及期限 發行ノ日ヨリ拾箇年但内貳箇年償還爾後毎年半年毎ニ各利拂期ニ金何萬圓以上ヲ償還又ハ買入償却ノコト
 - 四、利拂期 毎年六月及拾貳月ノ各拾日
 - 五、擔保 何種業財團及何工場財團各第二順位但

物上擔保附社債の募集契約

は、以下述べるやうに、法定要件を備へた信託證書によつて契約せねばならない。この場合の信託契約は、

- (1) 社債發行の際締結する法の所謂信託證書たる基本契約(擔一八、一九)と
- (2) 社債總額分割發行の場合に、各回の發行條件契約及び社債總額の減額契約又は擔保の追加又は變更契約たる補充的信託契約(擔一九ノ三、三一ノ三、七四―七七)

受託會社との契約

無擔保社債の募集契約

に付ては、法は特別の規定をしてゐないから、委託會社と受託會社間で任意に契約書を作ればよいが、その書式は擔保附社債の場合の信託證書を參考とするのが便宜だ(書式六五三參照)。

何株式会社	
取締役社長	何 某
取締役	何 某
同	何 某
出席監査役	何 某

甲、擔保附社債募集の基本的信託契約證書によつて締結せねばならぬ(擔一八) 信託契約は、社債募集の條件・方法・擔保・各種の手續等に付、總社債権者のために重要な意義を有するから、その契約は證書によつて締結させ、尙ほその記載事項も次の如く法定した。

(一) 信託證書の記載事項――には、
絶対的の事項・相對的の事項・任意的事項の各記載事項がある。

- (1) 絶対的記載事項――は、證書の成立に必要な事項で、信託證書には少くとも次の事項を記載して、委託會社及び受託會社の代表者が署名せねばならぬ(擔一八、一九)。
- (2) 委託會社及受託會社の商號
- (3) 社債の總額
- (4) 社債發行の價額又はその最低價額
- (5) 社債の利率
- (6) 社債償還の方法及期限
- (7) 利息支拂の方法及期限
- (8) 債券に記載すべき事項(擔三五)の表示及利付附なるときはその旨の表示
- (9) 擔保の種類・目的・順位・先順位の擔保を附した債權の金額、その他目的物に關し擔保権者に對抗し得べき權利の表示
- (10) 會社が合同して社債を發行する社債なるときは、その事實及各會社の負擔部分
- (11) 委託及受託の表示
- (12) 證書作成の年月日
- (13) 社債總額を數回に分ち發行する場合――に右(3)乃至(8)の事項に代へ次の事項を記載すること(擔一九ノ二)。

イ、社債額を數回に分ち發行する旨の表示
 ロ、社債の利率の最高限度
 ハ、信託契約で、第一回又はその後發行する社債に付て發行金額又は前記(3)乃至(8)の事項を定めるときはその事項
 右のハの事項を定めるときは、後述の如く委託會社に委託會社との契約を以てその發行毎に定める(擔一九ノ三)。

(1) 社債の委託募集(擔二三前)
 (2) 委託募集の場合の債券發行・社債償還・利息支拂に關する委託會社の権限(擔二二後)
 (3) 委託會社の社債總額の引受(擔二二後)
 (4) 第三者の社債總額の引受(擔二二後)
 (5) 社債の合同發行の場合の委託募集又は委託會社の總額引受(擔二二後)
 (6) 擔法五〇Iの社債權者集會の召集地(擔五〇II)
 (7) 社債權者集會に於ける議決方法(擔五二I)書面による議決權の行使(擔五二II)社債の最低金額の十一倍以上を有する社債權者の議決權の制限(擔五二III但)
 (8) 擔法以外の規定以外の社債權者集會の決議事項(擔五八)

七、拂込期日 年月日
 八、發行期日 年月日
 第二條 本社債ノ元利金ハ乙ノ本店及支店ニ於テ社債券又ハ利札引換ニシテ支拂フモノトス
 第三條 本社債ノ債券ニハ左ノ事項ヲ記載シテ代表スル販籍役之ニ記名捺印シタル上乙ニ於テ本信託證書ニ依ル債券ナル旨ヲ記載シ其ノ代表者之ニ記名捺印スルモノトス
 一、委託會社及委託會社ノ商號
 二、本契約第一條第一號、第二號、第四號乃至第六號及第八號ノ事項
 三、物上擔保附社債ナルコト
 四、信託證書ノ表示
 五、本契約ニ依リ社債募集ヲ乙ニ委任シタルコト
 六、擔保ノ概要
 七、社債券ノ記號及番號
 第四條 本社債ノ債券ハ無記名式利札附トシ分割又ハ併合ヲ許ササセモノトス
 第五條 本社債ノ債券ヲ喪失シタル者ハ其ノ種類記號、番號及喪失事由ヲ記載シタル書面及除權判決ノ確定謄本ヲ提出シテ代り債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
 本社債ノ利札ヲ喪失シタルトキハ代り利札ヲ交付セズ但除權判決ノ確定謄本ヲ提出シテ請求シタル者ニ限り其ノ支拂期日到来セルモノニ對シ其ノ利息ヲ支拂フ
 本社債ノ債券ヲ毀損又ハ汚染シタルトキハ其ノ債券ヲ提出シテ代り債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得其ノ眞偽鑑別シ難キモノハ喪失ノ例

(9) 社債權者集會の代表者の選任(擔六四I)
 (10) 委託會社が社債權者の爲に債務擔保を受けらるに必要なる一切の行為をなす權限(擔八四)
 (11) 受任者の報酬(擔九一II)
 (12) 委託會社の辭任(擔九七)
 (1) 任意の記載事項——は、法令に規定のない事項で、それが強制規定に反しない限り、記載すれば效力を生ずる事項だ。通常次の如き事項を記載する。

(1) 社債手取金の使途に關する制限——例へば之を以て先順位の擔保を有する債務の返済
 (2) 擔保の追加、例へば新に取得した財産、擔保物に付ての増設、新設財産を社債擔保に追加すること。
 (3) 擔保物中保險に附し得る財産を火災保險・損害保險等に附し、委託會社にその保險金請求權を與ふること。
 (4) 擔保物の保存検査に關すること
 (5) 社債總額に付借借を要せず期限の利益を失はせること
 (6) 會社の利益分配の制限等
 (一) 證書の作成・備置・閲覧——信託證書は二通を作り、委託會社及び委託會社各一通宛を保存し、その原本を本店に、その謄本を各支店に備へ置く

こと(擔三〇)。委託會社の株主・債權者又は社債權者は、營業時間内何時でもその閱覽を求めることが出来る(擔二二)〔書式六五三〕

擔保附社債信託證書(一時ニ總額發行)

何株式會社(以下甲ト稱ス)ヲ委託會社トシ何信託株式會社(以下乙ト稱ス)ヲ委託會社トシ當事者間ニ左ノ信託契約ヲ締結ス
 第一章 總 則
 第一條 甲ハ左ノ條件ニ從ヒ物上擔保附社債ヲ發行スルモノトス
 一、社債ノ總額 金五百萬圓
 二、各社債ノ金額 壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬圓ノ五種トス
 三、發行價格 額面壹百圓ニ付金壹百圓
 四、社債ノ利率 年四分五厘
 五、社債償還ノ方法及期限 發行ノ日ヨリ年月日迄据置キ其ノ後毎半年各利拂期日ニ金何萬圓以上ヲ償還又ハ買入償却シ年月日迄ニ完済ス但シ据置期間後ハ其ノ全部又ハ一部ヲ繰上償還スルコトヲ得
 一部償還ハ抽籤ノ方法ニ依リ買入償却ハ何時ニテモ爲スコトヲ得
 六、利息支拂ノ方法及期限 利息ハ毎年六月拾日及拾貳月拾日ノ貳回ニ各其ノ前日迄ノ前半年分ヲ支拂フ但シ六月拾日ニ滿タサルトキハ日割ヲ以テ計算ス

社債募集の手續(14) 社債募集の各手續

第六條 代り債券交付の場合ニ於テハ甲ハ債券壹通ニ付手續料トシテ金五拾圓ヲ徵收ス
 第七條 償還セラルヘキ本社債ノ債券ニシテ償還期日後ノ利札欠缺シタルモノアルトキハ償還金額ヨリ其ノ利札ノ額面金額ヲ控除シ其ノ剩額ヲ支拂フモノトス
 前項利札ノ所持人ハ何時ニテモ其ノ利札ヲ提出シテ前項控除金額ノ還付ヲ請求スルモノトシ得但シ利札ノ支拂期日又ハ本社債最終償還期日後五箇年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 第八條 甲カ本社債ノ未償還金額ノ繰上償還又ハ一部償還ヲ爲サントスルトキハ償還期日ノ參週前ニ其ノ金額、期日其ノ他必要ナル事項ヲ乙ニ通知シ且ツ試問前ニ之ヲ官報及甲ノ定款所定ノ新聞紙ニ公告スルコトヲ要ス
 一部償還ヲ爲ス場合ハ甲ハ乙立會ノ上抽籤ニ依リ償還スヘキ債券ヲ決定ス
 甲カ本社債ノ買入償却ヲ爲シタルトキハ其ノ都度還付ナクモ金額、債券ノ種類、記號、番號、償却日其ノ他必要事項ヲ記載シタル書面ト共ニ該債券ヲ乙ニ提出シ之ヲ廢棄手續ヲ受クヘキモノトス
 第九條 本社債ノ元利金ノ支拂請求權ハ其ノ支拂期日發五箇年間行使セザルトキハ消滅スルモノトス
 第二章 社債擔保
 第十條 甲ハ本社債ノ擔保トシテ其ノ所有ニ屬スル左記財團ノ上ニ夫々順位第壹番ノ抵當權ヲ

設定シ乙ハ總社債權者ノ爲ニ之ヲ取得スルモノトス
 一、何區裁判所登記第何號營業財團
 二、何區裁判所何出張所登記第何號工場財團
 前項ノ各財團組成物件ハ之ヲ目録ニ調製シ財團目録謄本トシテ之ヲ本信託證書ト共ニ保存スヘシ
 第十一條 甲ハ本社債ノ擔保トシテ其ノ所有ニ屬スル左記財團ノ上ニ夫々順位第貳番ノ抵當權ヲ設定スルモノトス
 一、何區裁判所登記第何號營業財團
 二、何區裁判所登記第何號工場財團
 三、前條工場財團ノ上ニ設定セラレタル先順位ノ抵當權左ノ如シ
 第一順位抵當權
 一、抵當權者 何信託株式會社
 一、債權現存額 金百五拾萬圓(第壹回物上擔保附社債)
 第十二條 甲ハ本社債發行後還付ナク先順位ノ抵當權ヲ抹消シテ本社債ノ抵當權ヲ第壹順位ト爲スモノトス甲ハ還付ナク第何條ノ抵當權設定登記及前條ノ抵當權抹消登記手續ヲ了シ其ノ登記簿謄本ヲ乙ニ提出スルモノトス
 第十三條 甲ハ現ニ所有シ又ハ將來其ノ所有ニ屬スル財産ニシテ擔保財團ニ追加スルコトヲ得ヘキモノハ還付ナク之ヲ追加手續ヲ爲シ還付ナク其ノ明細書ヲ乙ニ提出スヘキモノトス該明細書ニハ乙ノ承認シタル社外技師ノ證明書ヲ添付スルコトヲ要ス
 第十四條 甲ハ擔保營業財團及工場財團所有權保

存登記簿簿目録簿本及其ノ後ノ追加並ニ變更登記簿簿目録簿本ニ供託スルモノトシテ
 第十三條 甲ハ擔保財團ニ屬スル不動産不動態並ニ設備等ニシテ廢物ト爲リ又ハ使用ニ適セザルニ至リタルモノハ乙ノ同意ヲ得テ處分スルコトヲ得
 前項ノ處分ニ因ル對價ノ使途ニ付テハ乙ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
 第十五條 甲ハ擔保財團ニ屬スル物件カ公用徵收其ノ他之ニ準スヘキ處分ヲ受ケントスル處アルトキハ遲滞ナク之ヲ乙ニ通知シ其ノ補償金ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ乙ニ供託スヘシ
 第十四條 甲ハ擔保財團物件ノ分譲ヲ請求シタルトキハ乙ハ左ノ場合ニ限り社債權者集會ノ決議ヲ要セス之ニ同意ヲ與フルコトヲ得
 一、何々(書式六五四第二十條參照)
 第十五條 甲ハ財團擔保物件ニ付善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ之ヲ保存管理スルコトヲ要シ其ノ組成物件ニ付瑕疵アルコトヲ發見シタルトキ又ハ之カ滅失毀損其ノ他ノ事由ニ因リ擔保力ヲ減少シ又ハ減少セントスル虞アルトキハ遲滞ナク之ヲ乙ニ通知スヘキモノトス
 乙ハ前項甲ノ保管義務ニ付必要ナル行為ヲ請求シ及前項通知ニ拘ラス擔保價值ノ不足ナルコトヲ認メタルトキハ擔保ノ追加ヲ請求スルコトヲ得追加擔保ニ付テハ本契約ノ原擔保ニ關スル規定ヲ準用ス
 第十六條 甲ハ乙ノ書面ニ依ル承認ヲ得ルニ非サレハ擔保財團又ハ其ノ組成物件ニ關シ左ノ行為ヲ爲スコトヲ得ス

一、擔保財團若ハ之ニ屬スル物件ノ上ニ物權ヲ設定シ又ハ之等ヲ使用、賃貸、委任經營等ノ方法ヲ以テ他ニ使用セシメ若ハ他ニ讓渡スルコト
 二、擔保財團ニ屬スル物件ノ形狀ヲ著シク變更スルコト
 三、前各號ノ外直接又ハ間接ニ工場財團ノ擔保價值ヲ著シク減少セシムル虞アル行為ヲ爲ス
 第十七條 甲ハ擔保財團物件中火災保險ニ附シ得ヘキ一切ノ物件ニ付乙ノ承認シタル保險會社ニ乙ノ適當ト認ムル金額ノ火災保險契約ヲ締結シ本契約ニ依ル債務ヲ完済スル迄之ヲ繼續スルコトヲ要ス
 甲ハ乙ヲシテ直接保險金ヲ受領セシムル爲メ乙ニ對シ保險金請求權ノ上ニ質權ヲ設定シ若ハ之ヲ讓渡シ保險證券及其ノ繼續證券ヲ乙ニ交付スヘシ
 第十八條 甲ハ前條ノ火災保險契約ノ締結又ハ繼續ヲ怠リタルトキハ乙ハ甲ノ費用ヲ以テ其ノ締結又ハ繼續ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ甲ハ遲滞ナク前條第二項ノ手續ヲ爲スヘシ
 乙ハ前項ニ依リ支出シタル保險料其ノ他ノ費用ニ付テハ甲ハ其ノ支出ノ日ヨリ完済迄日歩三厘ノ割合ニ依リ損害金ヲ支拂フモノトス
 第十九條 保險事故發生シタルトキハ甲ハ直ニ其ノ旨ヲ乙ニ通知シ、火災情況調査、損害見積書ヲ提出シ、損害填補ノ協定ニ付豫メ乙ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス
 第二十條 第十五條ニ依リ預託金及前條ニ依リ乙

カ保險會社ヨリ受領シタル保險金ハ乙ニ於テ本債ノ償還金ニ至ル迄保管スルモノトス
 甲ハ前項ノ保管金ヲ以テ財產ヲ取得シ又ハ設備ノ新設擴張若ハ改良ヲ爲サントスルトキ、罹災復舊費ニ充當セントスルトキ若ハ本債ノ償還又ハ買入償却ニ充當セントスルトキハ乙ハ一定ノ條件ヲ以テ其ノ保管金ノ全部又ハ一部ヲ甲ニ返還スルコトヲ得
 第三章 受託會社
 第二十一條 乙ハ本信託證書ニ依リ本債ニ關スル信託ヲ引受クルモノトス
 第二十二條 本債信託事務處理ニ關スル一切ノ費用ハ甲ノ負擔トシ乙ハ甲ニ對シ其ノ前拂ヲ請求スルコトヲ得本債ニ關スル登記又ハ登錄ニ要スル費用ニ付亦同シ
 乙ハ前項費用ノ全部又ハ一部ヲ立替ヘタルトキハ甲ニ對シ百圓ニ付日歩參錢ノ割合ニ依リ利息ヲ附シ辨濟スヘキモノトス
 第二十三條 甲ハ乙ニ對シ本債處理ニ關シ支拂フヘキ報酬ハ本債額高面壹百圓ニ付壹箇年金拾貳錢ノ割合トス
 前項報酬ハ本債發行ノ日ヨリ全部償還ノ日迄支拂フモノトシ毎年四月拾日及拾月拾日現在ニ於ケル残存高ヲ以後六箇月間ノ殘高ト看做シテ計算シ毎年四月拾日及拾月拾日迄ニ之ヲ前拂スヘキモノトス
 本債ノ報酬ニ付乙ハ社債權者ニ優先シテ本債ノ擔保物件ヨリ辨濟ヲ受クルコトヲ得
 第二十四條 乙ハ正當ナル事由アルトキハ何時ニテモ信託事務ヲ處理スヘキ會社ヲ定メテ聘任

スルコトヲ得

第四章 特約

第二十五條 甲カ合併、資本減少又ハ解散ノ決議ヲ爲シ又ハ社債ノ發行擔保附借入金其ノ他事業ノ經營又ハ財産ニ重大ナル影響ヲ及ボスヘキ行為ヲ爲サントスルトキハ豫メ乙ノ書面ニ依リ同意ヲ受クルコトヲ要ス
 第二十六條 甲ハ毎月末現在ニ於ケル收支計算書ヲ翌月拾日迄ニ乙ニ提出シ且毎決算期終了後遲滞ナク其ノ事業及財産狀況ニ關スル報告書ヲ提出スヘキモノトス此ノ報告書ニハ擔保ニ關スル報告書、財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益金處分案ヲ添附スルコトヲ要ス
 第二十七條 乙ハ社債權者ノ利益保護及擔保確保存ニ付必要アリト認メタルトキハ甲ノ費用ヲ以テ自ラ若ハ第三者ヲシテ何時ニテモ甲ノ擔保物帳簿書類ヲ調査シ又ハ甲ニ對シ其ノ報告書ヲ提出スルコトヲ得
 第二十八條 乙カ擔保財團又ハ其ノ附屬物件ノ競賣代金、任意換價金、保險金等ヲ保管スル場合ニ於テハ何手形交換所加盟甲種協定銀行ノ當座預金ト同率ニ依リ利息ヲ附スルモノトス
 本證書ハ原本貳通ヲ作成シ甲乙各代表者署名捺印シ各其ノ壹通ヲ保有ス
 年月日
 何市區町番地
 甲 委託會社 何株式會社
 代表取締役 何 某
 何市區町番地
 乙 受託會社何信託株式會社

〔書式六五四〕

擔保附社債信託證書

代表取締役 何 某

(數回ニ分割發行第一回分額額引受)
 何株式會社(以下甲ト稱ス)ヲ委託會社トシ株式會社何銀行(以下乙ト稱ス)ヲ受託會社トシ當事者間ニ左ノ信託契約ヲ締結ス
 第一章 總則
 第一條 甲ハ年月日開催ノ株主總會ノ決議ニ基キ本信託證書及其ノ補充契約證書ヲ定ムル所ニ依リ第何回物上擔保附社債(以下本債ト稱ス)ヲ發行スルモノトス
 第二條 本債ノ總額ハ金貳千萬圓トス
 第三條 本債ノ總額ハ之ヲ數回ニ分チ發行スルモノトシ各回ノ社債ハ其ノ發行日ニ從ヒテ是ノ順ヲ以テ之ヲ發行スルモノトス
 第四條 甲ハ本債總額貳千萬圓ヲ左ノ用途ニ充ツル爲メ之ヲ數回ニ分チ發行スルモノトシ各回ノ社債ハ其ノ發行日ニ從ヒテ是ノ順ヲ以テ之ヲ發行スルモノトス
 一、金五百萬圓ハハ號社債トシテ之ヲ發行シ甲カ株式會社何銀行ヨリ前借ヲ受ケタル金六百萬圓ノ一部返済資金ニ充當スルモノトス
 二、金壹千萬圓ハ甲ノ事業資金及之ニ充當ノ爲借入タル債務ノ返済資金ニ充當スルモノトス
 三、金五百萬圓ハ甲カ株式會社何銀行ヲ受託會社トシテ作成シタル年月日附信託證書ニ基キ發行シタル第何回物上擔保附社債總額四百萬

圓ノ借換ニ充當スルモノトス
 前項各回ノ社債ハ其ノ發行ノ都度乙ノ認定スル擔保價格ノ範圍内ニ於テ之ヲ發行スルモノトス
 第四條 本債ノ利率ノ最高限度ヲ年五分トシ各回ノ社債ノ利率ハ其ノ發行日ニ從ヒテ定ムルモノトス
 第五條 本債ノ各社債ノ金額ハ各回ヲ通シ壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓及壹萬圓ノ五種トス
 第六條 甲ハ擔保附社債信託法第三十一條ノ三ノ規定ニ依リ乙トノ契約ヲ以テ本債ノ總額ヲ其ノ既ニ發行シタル額ニ至ル迄減額セントスル場合ニ於テハ豫メ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ乙ニ通知シ正式ノ申込ニ先チ乙ト協議スヘキモノトス
 第七條 乙ハ本債ノ擔保ノ不足其ノ他ニ因リ第三條ニ依リ未ダ發行セザル回ノ社債ヲ發行スルニ不適當ナリト認メタルトキハ何時ニテモ甲トノ契約ヲ以テ本債ノ總額ヲ其ノ既ニ發行シタル額ニ至ル迄減額スルコトヲ得
 前項ニ依リ乙ノ申出アリタルトキハ甲ハ擔保附社債信託法第三十一條ノ三ノ規定ニ依リ契約ヲ拒ムコトヲ得該契約ノ締結ニ因リ損害ヲ被ルコトアルモ乙ハ其ノ賠償ノ責任ヲ承テス
 第八條 本債ノ債券ノ格式及記載事項ハ乙ノ承諾ヲ得テ各回ノ社債毎ニ之ヲ定ム
 第九條 本債ノ債券ニハ甲代表取締役之ニ署名捺印シタル上乙ニ於テ本信託證書並ニ其ノ補充契約證書ニ依リ債券ナル旨ヲ記載シ

其ノ代表者之ニ記名捺印スルモノトス
 第十條 本社債ノ債券ハ無記名式札附トシ分割
 又ハ併合ヲ許ササルモノトス
 第十一條 本社債ノ債券ヲ喪失シタル者ハ其ノ回
 種類、記號、番號及喪失事由等ヲ記載シタル
 書面及除權判決ノ確定謄本ヲ提出シテ代リ債
 券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
 本社債ノ利札ヲ喪失シタルトキハ代リ利札ヲ
 交付セズ但シ除權判決ノ確定謄本ヲ提出ノ上
 請求シタル者ニ限り其ノ支拂期日到来セルモ
 ノニ對シ其ノ利息ヲ支拂フ
 本社債ノ債券ヲ毀損又ハ汚染シタルトキハ其
 ノ債券ヲ提出シテ代リ債券ノ交付ヲ請求スル
 コトヲ得其ノ眞偽鑑別シ難キモノハ喪失ノ例
 ニ準ス
 第十二條 代リ債券交付ノ場合ニ於テハ甲ハ債券
 壹通ニ付手数料トシテ金五拾錢ヲ徴收ス
 第十三條 償還セラルヘキ本社債ノ債券ニシテ償
 還期日後ノ利欠シタルモノヲアルトキハ償
 還金額ヨリ其ノ利ノ額面金額ヲ控除シ其ノ
 殘額ヲ支拂フモノトス
 前項利札ノ所持人ハ何時ニテモ其ノ利札ヲ提
 出シテ前項控除金額ノ還附ヲ請求スルコトヲ
 得但利札ノ支拂期日又ハ本社債最終償還期日
 後五ヶ年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 第十四條 甲カ本社債ノ未償還金額ノ繰上償還又
 ハ一部償還ヲ爲サントスルトキハ償還期日參
 照前項ニ其ノ旨並ニ其ノ回、金額、期日、其
 ノ他必要ナル事項ヲ書面ヲ以テ乙ニ通知スヘ
 キモノトス

一部償還ヲ爲ス場各ハ甲ハ乙立會ノ上抽籤ニ
 依リ償還スヘキ債券ヲ決定ス
 甲ハ償還期日ノ遅クモ試問前ニ第一項ノ事
 項ヲ官報及甲ノ定款所定ノ新聞紙及何市何市
 ニ於テ發行スル各試種以上ノ新聞紙ニ公告ス
 ルモノトス
 第十五條 甲カ本社債ノ買入償却ヲ爲シタル場合
 ハ其ノ都度其ノ回、金額、種類、記號、番號
 其ノ他ノ必要事項ヲ記載シタル書面ト共ニ該
 債券ヲ乙ニ提出シ之カ廢棄手續ヲ受クヘキモ
 ノトス
 第二章 社債擔保
 第十六條 甲ハ本社債總額貳千萬圓ノ擔保トシテ
 其ノ所有ニ屬スル左記各財團ノ上ニ夫々順位
 第壹番ノ抵當權ヲ設定シ乙ハ總社債權者ノ爲
 ニ之ヲ取得スルモノトス
 一、何區裁判所登記第何號營業財團
 二、何區裁判所出張所登記第何號工場財團
 三、何區裁判所登記第何號倉庫財團
 其ノ所有ニ屬スル左記各財團ノ上ニ夫々順位
 第貳番ノ抵當權ヲ設定シ乙ハ總社債權者ノ爲
 ニ之ヲ取得スルモノトス
 一、何區裁判所登記第何號營業財團
 二、何區裁判所登記第何號工場財團
 三、何區裁判所登記第何號倉庫財團
 前條ノ各財團ノ上ニ設定セラレタル根抵
 當權及債權金額左ノ如シ
 一、前條第壹號ノ營業財團ノ上ニ設定セラレタ
 ル根抵當權及債權額
 根抵當權者 株式會社何銀行(順位第壹番)
 債權限度額 金五百萬圓(現在額同額)

二、前條第貳號工場財團ノ上ニ設定セラレタル
 抵當權及債權額
 抵當權者 株式會社何銀行(順位第壹番)
 債權額 第壹回物上擔保附社債總額四百萬圓
 (現在額同額)
 甲ハ本債社債發行後直ニ前項第壹號ノ根抵
 當權登記ヲ抹消シ前條第壹號ノ營業財團上ニ
 設定セラレタル本社債ノ抵當權ノ順位ヲ第壹
 番ト爲スモノトス
 甲カ第壹項第貳號ノ第壹回物上擔保附社債ノ
 金額ヲ償還又ハ償却シタルトキハ前條第貳號
 ノ財團上ニ設定セラレタル本社債ノ抵當權ノ
 順位ヲ第壹番ト爲スモノトス
 第十七條 甲ハ現ニ所有シ又ハ將來其ノ所有ニ屬
 スル財產ニシテ擔保財團ニ追加スルコトヲ得
 ヘキモノハ遲滞ナク之ヲ追加スヘキモノトス
 甲ハ每營業期間經過後六拾日以内ニ其ノ期間中
 ニ取得シタル前項財產並ニ擔保財團組成物件
 ノ改善變更等ニ關スル報告書ヲ作成シ乙ノ承
 認シタル社外技師ノ證明書ヲ添附シ乙ニ提出
 スヘシ
 甲ハ每營業期間終了後九拾日以内ニ前項報告
 書中登記又ハ登録ヲ要スル物件ニ付其ノ手續
 ヲ完了スヘキモノトス
 第十八條 甲ハ擔保工場財團所有權保存登記簿
 財團目錄簿本及其ノ後ノ追加並ニ變更登記簿
 證ヲ乙ニ供託スルモノトス
 第十九條 甲ハ擔保財團ニ屬スル土地、建物、機
 械器具、設備等ニシテ廢物ト爲リ又ハ使用ニ
 適セザルニ至リタルモノハ乙ノ同意ヲ得テ處

分スルコトヲ得
 前項ノ處分ニ因リ賣得金ハ之ヲ土地、建物、
 機械器具、設備等ノ新規取得又ハ設備ニ要ス
 ル金額ニ充當シ新規物件ハ之ヲ擔保財團ニ追
 加スヘキモノトス若シ賣得金ヲ取得後六ヶ月
 内ニ右目的ノ爲ニ使用セザルトキハ之ヲ乙ニ
 供託スルコトヲ要ス
 甲ハ毎決算期後拾日以内ニ第一項ニ依リ處分
 シタル財產ノ明細並ニ賣得金ノ使途ニ關スル
 報告書ヲ作リ乙ノ承認シタル社外技師ノ證明
 書ヲ添附シ乙ニ提出スヘシ
 第二十條 甲カ擔保財團物件ノ分離ヲ請求シタル
 トキハ乙ハ左ノ場合ニ限り社債權者集會ノ決
 議ヲ要セス之ニ同意ヲ與フルコトヲ得
 一、甲ノ取締役會ノ決議及乙ノ承認シタル社外
 技師ノ鑑定ニ依リ分離物件カ擔保財團ノ運用
 維持ノ爲メ必要又ハ有利ナラサルモノナルコ
 ト
 二、甲カ分離物件ヲ賣却若ハ交換契約ヲ爲シタ
 ルコト
 三、分離ト同時ニ賣却代金若ハ評價額ノ内何レ
 カ多額ナル方同額ノ金額ヲ乙ニ供託スルカ
 又ハ交換ニ依リ取得スヘキ物件ヲ擔保財團ニ
 編入スヘキコト
 前項ノ分離請求書ニハ甲ノ取締役會ノ決議錄
 謄本及乙ノ承認シタル社外技師ノ左記ニ關ス
 ル證明書ヲ添附スルコトヲ要ス
 一、前項第一號ノ鑑定
 二、賣却價格及評價額
 三、交換ノ場合ニハ交換ニ依リ取得スヘキ物件

ノ評價額ハ分離物件評價額ニ比シ相當又ハ夫
 以上ナルコト
 第二十一條 甲ハ擔保財團ニ屬スル物件カ公用徵
 收其ノ他ニ準スヘキ處分ヲ受ケントスル虞
 アルトキハ遲滞ナク之ヲ乙ニ通知シ其ノ補償
 金ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ乙ニ供託スヘシ
 第二十二條 甲ハ擔保財團ヲ整備シ其ノ完全ナル
 作業狀態ヲ保持シ之ニ必要ナル機械器具設備
 等ヲ常ニ完備スルコトヲ要シ毎年何月之ニ關
 シ乙ノ承認シタル社外技師ノ意見ヲ附シタル
 證明書ヲ乙ニ提出スヘシ
 甲ハ擔保財團ヲ乙ノ書面ニ依リ承諾ナクシテ
 他ニ擔保ニ供シ又ハ擔保財團若ハ其ノ組成物
 件ヲ質貸スル等直接又ハ間接ニ擔保財團ノ價
 額ヲ減シ又ハ減スル虞アル行爲ヲ爲スコトヲ
 得ス
 第二十三條 甲ハ擔保財團物件中火災保險ニ附シ
 得ヘキ一切ノ物件ニ付火災保險契約ヲ締結シ
 本社債全額償還済ニ至ル迄之ヲ繼續スヘシ但
 シ保險會社及保險金額ニ付テハ豫メ乙ノ同意
 ヲ要ス之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
 甲ハ乙ヲシテ直接保險金ヲ受領セシムル爲メ
 乙ニ對シ保險金請求權ノ上ニ質權ヲ設定シ若
 ハ之ヲ讓渡シ保險証券ヲ乙ニ交付スヘシ
 第一項ノ保險契約ノ繼續ハ保險契約滿期日前
 其ノ手續ヲ了シ該期日迄ニ其ノ繼續證券ヲ乙
 ニ交付スヘキモノトス
 第二十四條 甲ハ乙ニ於テ前條ノ保險會社又ハ保
 險契約ノ變更其ノ他權利保全ニ必要ナル請求
 ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ニ應スヘキ義務ヲ

ルモノトス
 甲カ本社債ノ擔保物件中火災保險ニ附シ得
 ヘキ物件ニ付保險契約ノ締結又ハ變更ヲ爲サ
 ル爲メ乙ニ於テ自ラ之ヲ目的トスル火災保險
 契約ヲ締結セントスル場合ニ於テハ何等ノ異
 議ナキモノトシ乙ハ本信託證書ヲ同意書トシ
 テ使用スルコトヲ得ヘシ
 乙カ權利保全ノ爲メ甲ニ代リ保險料ヲ支拂ヒ
 保險契約ノ繼續ヲ爲シタルトキ又ハ必要ナル
 保險契約ヲ締結シタルトキハ甲ハ乙カ支拂ヒ
 タル保險料ニ付第三十九條第二項ニ依リ利息
 ヲ附シテ乙ニ辨済スヘキモノトス
 第二十五條 保險事故發生シタルトキハ甲ハ直ニ
 其ノ旨ヲ乙ニ通知シ火災情況調查書相見積書
 ヲ提出シ損害額補償ノ協定ニ付豫メ乙ノ承認
 ヲ得ルコトヲ要ス
 乙カ保險金ヲ受領シタルトキハ甲ノ預金トシ
 之ニ付本社債ノ爲メ乙ニ對シ質權ヲ設定スル
 モノトス但シ甲カ保險事故ニ因リ損害額補償
 ノ爲メ改善、修繕、新設等復舊又ハ改善修設ヲ
 爲サントスルトキ又ハ本社債ノ元利支拂ニ充テ
 ントスルトキハ乙ハ甲ニ對シ保險金ノ全部又
 ハ一部ヲ還附スルコトヲ得
 甲カ乙ノ承諾ヲ得テ前項ノ金額ヲ國債其ノ他
 確實ナル地方債額ニ運用シタルトキハ其ノ債
 券ヲ乙ニ供託シ本社債ノ擔保ト爲スヘシ
 第二項及第三項ノ規定ハ第十九條第二項、第
 二十條第一項第三號及第二十一條ノ供託金ニ
 之ヲ準用ス
 第二十六條 甲ハ毎年何月末日及何月末日現在ニ

於ケル擔保財團其ノ他擔保物件ノ價額價格明細書ヲ作り翌月貳拾日迄ニ之ヲ乙ニ提出スルコトヲ要ス

第三章 い號社債

第二十七條 甲ハ本社債ノ第壹回發行分トシテ年月日左ノ要項ニ依リて號社債ヲ發行スルモノトス

- 一、今回發行スヘキ金額 金五百萬圓
- 二、各社債ノ金額 第五條ニ定ムル金額トシ無記名利札トス
- 三、利率 年四分五厘
- 四、發行價額 額面壹百圓ニ付金壹百圓
- 五、償還金額 額面壹百圓ニ付金壹百圓
- 六、償還方法及期限 年月日ヨリ年月日迄償還キ爾後毎半年額面金貳拾五萬圓以上ヲ償還又ハ買入償却シ年月日迄ニ完済スルモノトス但シ償還期間後ハ第十四條所定ノ手續ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ繰上償還スルコトヲ得
- 七、利息支拂ノ方法及期限 毎年六月拾日拾貳月拾日ノ貳回ニ各共ノ前日ニ至ル半年毎分ヲ支拂フ半々年ニ滿タサルトキハ日割計算ニ依ル償還期日及其以後ハ利息ヲ附セス
- 八、拂込期限 昭和年月日
- 九、元利金支拂場所 元利金ハ乙及株式會社何銀行ノ各本支店ニ於テ之ヲ支拂フ
- 十、期限ノ利益喪失ニ關スル特約 甲ハ左ノ場合ニ於テハ本號社債全額ノ償還ニ付期限ノ利益ヲ失フモノトス

- (1) 元利金ノ支拂ノ期日ニ意リタルトキ
- (2) 右ノ外本信託證書又ハ補充契約證書ニ定ムル約款條項ニ違反シ乙ノ指定スル六拾日ヲ下ラサル期間内ニ其ノ履行又ハ補正ヲ爲サザリシトキ
- (3) い號社債以外ノ或ル回ノ社債又ハ擔保財團ヲ擔保トスル他ノ債務ニ付期限ノ利益ヲ喪失シ若ハ期限ニ至リ償還セザルトキ
- (4) 本社債ノ擔保財團ニ對シ強制執行、競賣又ハ公賣ノ申立アリタルトキ
- (5) 甲カ破産宣告ヲ受ケ若ハ解散ノ決議(合併ノ場合ヲ除ク)ヲ爲シタルトキ

第二十八條 本號社債ハ乙ニ於テ其ノ全額ヲ引受タルモノトス

第二十九條 い號社債ノ債券ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

- 一、委託會社及受託會社ノ商號
- 二、社債ノ總額
- 三、社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スルコト
- 四、い號社債ノ發行金額
- 五、各社債ノ金額
- 六、社債ノ利率
- 七、社債償還ノ方法及期限
- 八、利息支拂ノ方法及期限
- 九、期限ノ利益喪失ノ約款
- 十、物上擔保附社債ナルコト
- 十一、信託證書ノ表示
- 十二、擔保ノ種類、目的物、順位、先順位ノ擔保ヲ附シタル債權金額等ノ概要
- 十三、乙ニ於テい號社債總額ヲ引受ケタルコト

- 十四、社債券ノ回、記號、番號及發行日
- 十五、社債ノ償還公告、社債權者ニ對スル通知方法、社債券又ハ利札ノ喪失、毀損若ハ汚染並ニ欠缺利札ニ關スル約款
- 十六、債券ノ分割、併合及様式ニ關スル事項

第四章 社債權者集會

第三十條 本社債權者集會並ニ擔保附社債信託法第六十七條ノ二及第六十七條ノ三ニ規定スル或ル回ノ社債權者集會ハ何市ニ於テ之ヲ召集スルモノトス

第三十一條 社債權者ニ對スル社債權者集會召集ノ通知ハ乙ノ定款所定ノ新聞紙及第十四條第三項所定ノ新聞紙ニ公告スルコトヲ要ス

第三十二條 本社債ノ各社債權者ハ社債額面壹百圓毎ニ壹個ノ議決權ヲ有ス

第三十三條 社債權者集會ニ於テ決議スヘキ事項ハ擔保附社債信託法ニ規定アルモノノ外左ノ場合トス

- 一、總社債權者ノ利益保護ノ爲メ必要ナル範圍内ニ於ケル社債ノ利率、償還方法及期限、利息支拂方法及期限其ノ他ノ條件並ニ信託契約ノ變更
- 二、仲裁契約ノ締結及和議手續ニ關スル一切ノ行爲

第三十四條 前條ニ掲ケル事項ノ決議ハ議決權行使ノ爲法定手續ニ從ヒ債券ヲ供託シタル者ノ半數以上ニシテ且社債總額ノ半數以上ニ當ル社債權者ノ議決權行使ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三十五條 社債權者集會ニ於テ豫メ其ノ決議スヘキ事項ノ決定ヲ一人又ハ數人ノ代表者ニ委

任シタルトキハ其ノ代表者ハ隨時必要ニ應ジ適宜ノ力決定ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 代表者中其ノ任務終了前ニ死亡其ノ他ノ事由ニ因リ退任シタル者アル場合ニ於テ尙殘存者アルトキハ其ノ補缺選舉ヲ行ハサルコトヲ得

代表者ノ任務ハ次回社債ノ發行アリタルトキハ終了スルモノトス

第三十六條 第三十一條乃至前條ノ規定ハ各回ノ社債權者集會ニ之ヲ準用ス

第五章 受託會社

第三十七條 乙ハ本信託證書ニ依リ本社債ニ關スル信託ヲ引受タルモノトス

第三十八條 乙ハ社債權者ノ爲ニ債權ノ擔保ヲ受ケタルニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有シ社債權者ノ爲メ擔保ヲ得タルトキハ遲滞ナク之ヲ債權額ニ應ジテ各債權者ニ交付又ハ供託ヲ爲スヘキモノトス

第三十九條 本社債信託事務處理ニ要スル費用ハ甲ノ負擔トシ乙ハ甲ニ對シ其ノ前拂ヲ請求スルコトヲ得

乙カ前項ノ費用ヲ立替ヘタルトキハ甲ハ立替ヲ受ケタル日以後ノ利息ト共ニ之ヲ乙ニ擔保スヘシ其ノ利率ハ立替日ニ於ケル日本銀行當座貸越利率ニ依ルモノトス

第四十條 甲ハ本社債信託事務處理ノ報酬トシテ別ニ定ムル金額ヲ乙ニ支拂フヘシ

前項ノ報酬ニ付乙ハ社債權者ニ優先シ本社債ノ擔保物件ヨリ擔保ヲ受ケタルコトヲ得別ニ定ムル乙カ甲ヨリ受ケタル本社債元利金支拂手數

料ニ付亦同シ

第四十一條 本社債ニ關スル登記又ハ登録ニ要スル費用ハ甲ニ於テ負擔スルモノトス

第四十二條 本社債權者乙トノ利益相反スル場合其ノ他正當ナル事由アルトキハ乙ハ何時ニテモ信託事務ヲ承繼スヘキ會社ヲ定メテ辭任スルコトヲ得

第六章 特約

第四十三條 甲カ他ノ會社ト合併シ又ハ資本減少ヲ爲サントスルトキハ豫メ乙ノ書面ニ依リ承認ヲ受ケタルコトヲ要ス

第四十四條 甲カ本社債ノ手取金ヲ以テ其ノ債務ヲ擔保スヘキ場合ニ於テハ甲ハ其ノ擔保ニ至ル迄該手取金中債務擔保ニ要スル金額ヲ乙ニ預託スヘキモノトス但シ乙ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條 乙ハ社債權者ノ利益保護及擔保確保存ニ必要アリト認メタルトキハ甲ノ費用ヲ以テ白ラ若ハ第三者ヲシテ何時ニテモ甲ノ事業擔保物及帳簿書類等ヲ調査シ又甲ニ對シ其ノ事業擔保物及帳簿書類等ニ關スル報告書ヲ提出ヲ請求スルコトヲ得

第四十六條 甲ハ毎月末日現在ニ於ケル收支月表ヲ翌月七日迄ニ乙ニ提出スルコトヲ要シ且毎決算期後遲滞ナク其ノ事業及財産ノ狀況ヲ乙ノ承認シタル計理士ヲシテ検査セシメ之ニ關スル報告書ヲ乙ニ提出スヘシ

前項ノ報告書ニハ期末貸借對照表、收支損益勘定明細表ヲ添附シ且該貸借對照表ニハ借入金及支拂手形ノ明細表ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十七條 甲ハ本信託證書ノ本旨ニ從ヒ誠實ニ其ノ事業ノ經營其ノ他一切ノ事務ヲ處理スヘキモノトス

本證書ハ原本試通ヲ作成シ甲乙ノ各代表者之ニ署名捺印シ夫々其ノ登通ヲ保有ス

年月日

何市區町番地
甲 委託會社 何株式會社
代表取締役 何 某
何市區町番地
乙 受託會社 株式會社何銀行
取締役頭取 何 某

〔書式六五五〕
第貳回ノ號物上擔保附社債發行契約證書

(數回ニ分割發行第二回分公募)

何市區町番地何株式會社(以下甲ト稱ス)ヲ委託會社トシ株式會社何銀行(以下乙ト稱ス)ヲ受託會社トシテ作成シタル年月日附第貳回物上擔保附社債總額金貳千萬圓(以下本社債ト稱ス)ノ内第壹回發行分ハ號社債金額五百萬圓ニ關シテハ右信託證書ニ之ヲ定メタル所更ニ第貳回分トシテ號社債金額五百萬圓ヲ發行スルニ付當事者間ニ本契約ヲ締結ス

第一條 甲ハ信託證書第何條第一項第二號(書式六五四第三條參照)ニ定ムル金額貳千萬圓ノ内金五百萬圓ヲ本社債ノ第二回發行分ノ號社債トシテ年月日左ノ要項ニ依リテ之ヲ發行スル

- 一、第貳回發行金額 金五百萬圓
- 二、各社債ノ金額 信託證券第五條ニ定ムル五種トス(書式六五四參照)
- 三、利率 年四分五厘
- 四、發行價格 額面壹百圓ニ付金壹百圓
- 五、償還金額 額面壹百圓ニ付金壹百圓
- 六、償還ノ方法及期限 各社債ハ發行ノ日ヨリ年月日迄償還キ爾後毎年各利拂期日ニ金何萬圓以上ヲ償還又ハ買入償却シ年月日迄ニ完済ス但シ償還期間後ハ其ノ全部又ハ一部ヲ繰上償還スルコトヲ得
- 七、利息支拂ノ方法及期限 各社債ノ利息ハ毎月何月及何月ノ各何日ニ其ノ前日ニ至ル六箇月分ヲ利引換ニ支拂フ但シ半箇年ニ滿タサルトキハ日割計算ニ依ル
- 八、元利金支拂場所 各社債ノ元利金ハ乙及株式會社何銀行株式會社何銀行ノ各本店ニ於テ之ヲ支拂フ
- 九、申込期間 年月日ヨリ年月日迄トス但シ期間中ト雖モ締切ルコトアルヘシ
- 十、申込證據金 額面壹百圓ニ付金壹圓(募入ノ上ハ拂込ノ際拂込金ニ之ヲ換替ス)
- 十一、募入方法 應募超過ノトキハ適宜之ヲ定ム

- 十二、拂入期日 年月日
- 十三、期限ノ利益喪失ニ關スル特約 甲ハ左ノ場合ニ於テハ本額社債金額ノ償還ニ付期限ノ利益ヲ失フモノトス
 - (1) 元利金ノ支拂ヲ期日ニ怠リタルトキ
 - (2) 右ノ外本信託證券ノ約款條項ニ違反シ乙ノ指定スル六拾日ヲ下ラサル期間内ニ其ノ履行又ハ補正ヲ爲ササルトキ
 - (3) 各社債以外ノ或ル回ノ社債又ハ擔保財團ヲ擔保トスル他ノ債務ニ付期限ノ利益ヲ喪失シ若ハ期限ニ至リ償還セサルトキ
 - (4) 本社債ノ擔保財團ニ對シ強制執行、競賣又ハ公賣ノ申立アリタルトキ
 - (5) 甲カ破産宣告ヲ受ケ若ハ解散ノ決議(合併ノ場合ヲ除ク)ヲ爲シタルトキ
- 十四、各社債ノ全額ハ乙ニ於テ其ノ募集ノ請負ヲ爲スモノトス
- 十五、既ニ發行ニ係ル社債ノ發行金額、其ノ未償還金額並ニ其ノ利率、償還方法及期限
- 十六、各社債ノ各社債ノ金額
- 十七、各社債ノ利率
- 十八、各社債償還ノ方法及期限
- 十九、各社債利息支拂ノ方法及期限
- 二十、各社債償還ノ期限ノ利益喪失ノ約款

- 二十一、物上擔保附社債ナルコト
- 二十二、信託證券及各社債ノ發行ニ付作成セル本契約證券ノ各表示
- 二十三、擔保ノ種類、目的物、順位、先順位ノ擔保ヲ附シタル債權金額等ノ概要
- 二十四、乙ニ於テ各社債全額ノ請負募集ヲ爲シタル事實
- 二十五、各社債ノ同、記號、番號及發行日
- 二十六、各社債ノ償還公告、社債權者ニ對スル通知方法、社債又ハ利札ノ喪失、毀損若ハ汚染並ニ欠缺利札ニ關スル事項
- 第四條 甲カ本社債ノ第壹回發行分トシテ既ニ發行シタル社債ノ要項左ノ如シ
 - 一、發行金額 金五百萬圓
 - 二、未償還額 何百萬圓
 - 三、償還金額 額面壹百圓ニ付金壹百圓
 - 四、利率 年四分五厘
 - 五、償還ノ方法及期限 發行ノ日ヨリ年月日迄償還キ爾後毎年各利拂期日ニ額面何萬圓以上ヲ償還又ハ買入償却シ年月日迄ニ完済ス但シ償還期間後ハ其ノ全部又ハ一部ヲ繰上償還スルコトヲ得
 - 六、一部償還ハ抽籤ノ方法ニ依リ買入償却ハ何時ニテモ爲スコトヲ得
 - 七、利息支拂ノ方法及期限 毎年六月拾日及拾貳月拾日ノ貳回ニ各其ノ前日迄ノ前半年分ヲ利引換ニ支拂フ但シ半箇年ニ滿タサルトキハ日割ヲ以テ計算ス
 - 八、償還期日及其ノ以後ハ利息ヲ附セズ

一、期限ノ利益喪失ニ關スル特約 甲カ元利金ノ支拂ヲ期日ニ怠リタルトキ、信託證券又ハ補充契約證券ニ定ムル約款條項ニ違反シ乙ノ指定スル六拾日ヲ下ラサル期間内ニ尙ホ其ノ履行ヲ爲ササルトキ、或ル回ノ社債又ハ擔保財團ヲ擔保トスル他ノ債務ニ付期限ノ利益ヲ喪失シ若ハ期限ニ至リ償還セサルトキ、本社債ノ擔保財團ニ對シ強制執行、競賣又ハ公賣ノ申立アリタルトキ、甲カ破産宣告ヲ受ケ若ハ解散決議(合併ノ場合ヲ除ク)ヲ爲シタルトキハ甲ハ各社債全額ニ付期限ノ利益ヲ失フモノトス

第五條 各社債ニ關シ本契約證券ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外信託證券及補充契約證券ノ規定ニ據ルモノトス

本契約證券ハ原本或通ヲ作成シ甲乙ノ各代表者夫々其ノ受通ヲ保有ス

年月日

何市區町番地

甲 委託會社 何株式會社

代表取締役 何 某

何市區町番地

乙 受託會社 株式會社何銀行

取締役頭取 何 某

〔書式六五六〕

信託契約締結届書

年月日何株式會社ト當會社間ニ別紙信託證券ノ通リ物上擔保附社債募集ニ關シ信託契約ヲ締結致候條此段及御届候也

添附書類

- 一、信託證券原本(信託證券カ主務官廳ノ認可ヲ要スルモノナルトキハ認可證明アル本ナラコト)
- 二、擔保ノ種類及價格ヲ記載シタル書面 登通
- 三、社債ノ總額ヲ引受ケ別ニ其ノ引受ニ關スル契約書アルトキハ其ノ契約書原本 登通
- 四、社債募集ノ事由ヲ記載シタル書面 登通
- 五、委託會社ノ最終ノ財産目録、貸借對照表、損益計算書、利益ノ處分ニ關スル書面其ノ他委託會社ノ營業狀態ヲ知ルニ足ル書面

年月日

何市區町番地

届出人 何信託株式會社

代表取締役 何 某

大藏大臣 殿

(備考) 添附書類一ノ認可カ效力ヲ失ツタトキハ通過ナク其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ルコト

〔書式六五七〕

外國會社ト信託契約締結許可申請書

社は次の申請書に申請書記載の書類を添附して提出すること(擔保細六)。

委託會社タル當會社ハ物上擔保附社債募集ニ付受託會社タル外國會社何々ト別紙信託證券案ノ通り信託契約ヲ締結致候條御許可相成度此段及申請候也

添附書類

- 一、信託證券案 登通
- 二、社債募集ニ關スル株主總會ノ議事録原本 登通
- 三、社債ニ附スヘキ擔保ノ種類及價格ヲ記載シタル書面 登通
- 四、社債募集ノ事由ヲ記載シタル書面 登通
- 五、委託會社ノ最終ノ財産目録、貸借對照表、損益計算書、利益金處分ニ關スル書面其ノ他委託會社ノ營業狀態ヲ知ルニ足ル書面 何通
- 六、信託ヲ引受ケントスル外國會社ノ定款其ノ他委託會社ノ性質ヲ識別スルニ足ル書面 何通
- 七、信託ヲ引受ケントスル外國會社ノ最終ノ財産目録、貸借對照表、損益計算書、利益ノ處分ニ關スル書面其ノ他委託會社ノ營業狀態ヲ知ルニ足ル書面 何通
- 八、右六ノ外、外國會社ノ主ナル出資者及役員ノ氏名国籍及住所ヲ記載シタル書面 登通
- 九、商業登記簿抄本 登通

(三) 信託契約の届出 信託會社が右の信託契約を締結したときは、遅滞なく次の様式によつて大藏大臣に届出ること(擔保細三)。

社債募集の手續 (14) 社債募集の各手續

年月日

何市區町番地

何株式会社

代表取締役 何 某

大蔵大臣 殿

右の許可があれば、更に前記の信託契約締結届を提出することを要する。その他一般の届出、許可認可の申請に付ては内國會社と全く同一である（猶施細八）。

乙、補充的信託契約

として、擔保附社債の基本的信託契約成立後締結し、基本的契約と同一の效力あるものとされる場合が三つある。

(一) 社債總額分割發行の場合の各回發行契約

(一) 契約證書の作成——社債總額を數回に分割發行する場合に、各回の發行金額及びその條件を信託證書に定めないとときは、委託會社は、受託會社との書面による契約で、發行毎に次の事

項を定め、委託會社及び受託會社の代表者が署名することを要する。この契約は、信託契約の補充たる性質を有し、信託契約と同一の效力がある（猶一九ノ三、一九ノ四）。

- (1) 發行金額
- (2) 各社債の金額
- (3) 社債發行の價額又はその最低價額
- (4) 社債の利率
- (5) 社債償還の方法及期限
- (6) 利息支拂の方法及期限
- (7) 債券に記載すべき事項の表示及利札附たるときはその旨の表示

(一) 契約の届出——信託會社が右の契約を締結したときは、遅滞なく次の届出をせねばならぬ（猶施細三ノ二）。

〔書式六五八〕

物上擔保附社債第何回發行

二關スル契約届

委託會社何株式会社受託會社當會社間年月日締結ノ信託契約ニ於テ其ノ社債總額ニ付各回ノ發行金額及其ノ募集條件ヲ定メサリシヲ以テ第何回物上擔保附社債募集ニ付年月日別紙契約證書ノ通り契約ヲ締結致候條此段及御届候也

- 一、契約證書原本 登通
- 二、社債總額ヲ引受ケ別ニ其ノ引受ニ關スル契約書アルトキハ其ノ契約書原本 登通
- 三、社債募集ノ事由ヲ記載シタル書面 登通
- 四、委託會社ノ最終ノ財産目録、貸借對照表、損益計算書、利益處分ニ關スル書面其ノ他委託會社ノ營業狀態ヲ知ルニ足ル書面

(二) 未發行に因る社債總額の減額契約

(一) 契約證書の作成——社債總額を數回に分けて發行する場合に、まだ發行しないものがあるときは、委託會社は受託會社との契約で、社債總額を、既に發行した額まで減額することができ。この場合は、受託會社は正當な事由がなければ、この契約の締結を拒むことはできぬが、この契約締結によつて生じた損害の賠償を委託會社に請求し得る（猶三一ノ三一一）。

これは社債の募集額を必要限度に止め得る便宜を委託會社に與へると共に、受託會社の利益をも保護する趣旨だ。

この契約は、委託會社及び受託會社の代表者の署名した書面を以てなすことを要する。右により成立した契約は、基本契約の補充たる性質を有し、信託契約と同一の效力を有する（猶三一ノ三三）。

〔書式六五九〕

未發行ニ因ル社債總額ノ減額

契約届 (書式六六〇ニ準スルコト)

(三) 擔保の追加又は變更契約

(一) 契約證書の作成——社債の擔保は、委託會社と受託會社の契約で追加し、又は社債権者集會の決議により、右當事會社間の契約で擔保を變更し得る（猶七四、七五）。この擔保の追加又は

變更契約は、信託契約の補充たる性質を有するから信託契約と同一の效力を有する（猶七六）。この契約は書面を以てなし、委託會社及び受託會社の代表者が署名せねばならぬ（猶七七一前）。

〔書式六六〇〕

社債擔保ノ追加(變更)契約届

委託會社何株式会社受託會社當會社間年月日締結シタル信託契約ニ付年月日別紙ノ通り社債擔保ノ追加(變更)契約ヲ締結致候條此段及御届候也

- 一、契約證書原本 登通
- 二、契約締結ノ事由ヲ記載シタル書面 登通
- 三、擔保ノ異動及價格ノ増減ニ關スル書面 登通
- 四、認可書原本(本契約カ主務官廳ノ認可ヲ要スルモノナルトキ) 登通

何市區町番地 何信託株式會社 代表取締役 何 某

附書類三ハ不要

(四) 公告・通知——以上の社債總額分割發行の場合の各回發行社債に關する契約證書、未發行による社債總額減額の契約證書、及び擔保の追加又は變更の契約證書を作つたときは、委託會社及び受託會社は各自之を公告し、且つ知れた社債権者及び社債總額引受第三者には、各別に通知をせねばならぬ（猶一九ノ四一、三一ノ三三、七七一）。

〔書式六六一〕

擔保變更(追加)契約締結公告

委託會社何株式会社受託會社何信託株式會社間ノ年月日作成ノ物上擔保附社債募集ニ關スル信託證書ニ依ル擔保ニ付右當事者間年月日其ノ擔保ノ變更(追加)契約ヲ締結致候條此段公告候也

委託會社 何株式会社 受託會社 何信託株式會社 二關スル契約締結公告、未發行ニ因ル社債總額減額契約締結公告モ本書式ニ準シ爲スコト

擔保變更(追加)契約締結ノ通知書

(書式六六一ニ準ス)

(五) 契約證書の備置・閲覧・謄本交付... 社及び受託會社各一通を保存し、その原本を本店に謄本を各支店に備置くことを要し、委託會社の株主・債權者又は社債權者・社債應募者は、營業時間内何時でもその閲覧を求め得る。社債を譲受けんとする者は、その謄本の閲覧を求め得る。委託會社又は受託會社は、右契約證書の謄本(會社代表者が原本と相違なきことを認證書名したものを)を社債總額引受第三者に交付を要する(以上第一九ノ四、三二ノ三、七七)。

社は遅滞なくその届出を要する。若しその契約又は契約の變更が主務官廳の認可を要するときは、届書にはその認可書謄本を添附せねばならぬ(擔保細則)

社債申込證の作成

商法は社債申込證の作成を命じ、その記載事項を法定してあるが、擔保法は社債申込證の作成を要求せず、従つて形式も定つてゐない。併し擔保附社債の募集登記には、申込證の添附を要するから、之を作成する必要がある。

社債申込證は誰が作るか

募債が直接募集のときは、社債申込證は起債會社の取締役が作り、委託募集の場合は受託會社が自己の名を以て起債會社のために作る(商三〇一、三〇四)。

社債申込證の記載事項

は次の通り(商三〇一)。

- (1) 發行會社の商號、受託會社の商號(委託募集の場合)
- (2) 社債の總額、各社債の金額、社債の利率
- (3) 社債償還の方法及期限、利息支拂の方法及期限
- (4) 數回に分けて社債の拂込をさせるときはその拂込の金額及時期
- (5) 社債發行の價額又はその最低價額
- (6) 債券を記名式又は無記名式に限つたときはその旨
- (7) 會社の資本及拂込んだ株金の總額
- (8) 最終の貸借對照表に依り會社に現存する純財産額
- (9) 舊社債償還の爲め拂込株金額を超え又は最終の貸借對照表により會社に現存する純財産額が拂込株金額未滿の場合にその財産額を超えて社債を募集するときその旨
- (10) 前に社債を募集したときはその償還を修へざる金額
- (11) 會社が社債を株式に轉換を認むる(轉換社債)決議をしたときは、社債申込證に前記の外次の事項の記載を要する(商三六六)
 - イ、社債を株式に轉換することを得べきこと
 - ロ、轉換の條件
 - ハ、轉換に因つて發行すべき株式の内容
 - ニ、轉換の請求をなし得る期間
- (12) 社債の應募額が、總額に達せざる場合に於て、受託會社がその剩額を引受くべきことを約したときはその事項

擔保附社債の場合も社債申込證を作る

擔保附社債に付ては、擔保法は社債申込證の作成を命じてゐないが、社債登記の場合に社債申込證及び引受證を要するから(非一九)、その作成は事實必要だ。その記載事項は、前記の無擔保社債申込證の記載事項の外に、後述の社債募集公告事項中擔保に關する事項を適宜記載すればよい。

(書式六六三)

社債申込證(一)

三線印紙

(無擔保、直接募集、轉換社債)

注意 本書ハ同一ノモノニ適用出スコト

一、何株式會社發回社債額面金額(万円)也

内訳

現金應募 額面金額(万円)也

發行價格 額面金額ニ付金額(万円)ノ割

申込證檢金 額面金額ニ付金額(万円)ノ割

乘換應募額面金額(万円)也

發行價格 額面金額ニ付金額九拾九圓ノ割
右左記事項承認ノ上引受申度證據金及第貳回社債
券相悉ハ此段申込證也
年月日
何市區町番地
申込人 何 某

何株式會社御中
當會社ハ左記事項ニ依り社債ヲ募集ス
一、會社ノ稱號 何株式會社
一、社債ノ總額 金五百萬圓
一、各社債ノ金額 壹百圓、五百圓、壹千圓、
五千圓、壹萬圓ノ五種、無記名利札付トス
一、社債ノ利率 年五分
一、償還方法及期限 發行ノ日ヨリ年月日迄据置
爾後毎半年額面金額拾萬圓以上ヲ償還又ハ買
入償却シ年月日迄ニ完済ス但年月日以降ハ其
ノ全部又ハ一部ヲ繰上償還スルコトヲ得一部
償還ハ抽籤ノ方法ニ依リ買入償却ハ何時ニテ
モ爲スコトヲ得
一、利息支拂方法及期限 毎年何月何日及何月何
日ノ貳回ニ各其ノ前日迄ノ前半年分ヲ利札
引換ニ支拂フ但半年ニ滿テサルトキハ日割
計算トス
一、元利金支拂場所 株式會社何銀行、株式會社
何銀行、何信託株式會社ノ各本支店
一、發行價格 額面金額ニ付金額(万円)ノ割
一、申込證檢金 額面金額ニ付金額(万円)ノ割
一、申込證檢金 額面金額ニ付金額(万円)ノ割

一、入ノ上ハ拂込金ニ振替フ
一、募入方法 應募超過ノ場合ニハ適宜之ヲ定ム
一、拂込期限 年月日 同日迄ニ拂込ナキトキハ其ノ申込ヲ無効トシ申込證檢金ハ返還セス
一、會社ノ資本金 貳千萬圓(全額拂込済)
一、現存純財産額 何千何百萬圓(年月日現在)
一、未償還社債總額 金何百萬圓(年月日現在)
一、舊社債ニ對スル特典 年月日償還ノ第貳回社債ノ償還金ヲ以テ拂込ニ充當スル乘換應募者ニ對シテハ發行價格ヲ額面金額ニ付金額九拾九圓トシ且其ノ申込ニ對シテハ優先募入トシ申込證檢金ヲ檢セス但舊社債券ヲ提供スルコトヲ要ス
(轉換社債ノ場合)
一、社債ノ轉換 本社債ハ左記ニ依リ之ヲ株式ニ轉換ヲ請求スルコトヲ得
(一) 轉換ノ條件 社債額面金額ニ付株式ノ割合
(二) 轉換ニ因リテ發行スヘキ株式ノ内容 壹株五拾圓全額拂込済ノモノ
(三) 轉換ノ請求ヲ爲スコトヲ得ヘキ期間 社債發行ノ日ヨリ滿何箇年
一、申込取扱場所 株式會社何銀行、株式會社何銀行ノ各本支店
何市區町番地
何株式會社
取辦役社長 何 某

〔書式六六四〕

社債申込書 (II)

(物上擔保附、全額一時募集)

注意一同一ノモノ試通差出スコト

- 一、何株式會社第貳回物上擔保附社債額面金額
- 申込價格 額面壹百圓ニ付金壹百圓
- 申込證據金 六百圓也但額面壹百圓ニ付金參圓ノ割
- 右裏面(又ハ左記)記載事項承認ノ上引受申度額
- 總金額相添ハ此段申込候也
- 年月日
- 何市區町番地
- 申込人 何 某

何信託株式會社 御中

- 何株式會社第貳回物上擔保附社債發行要項
- 一、委託會社 何株式會社
- 一、受託會社 何信託株式會社
- 一、社債總額 金五百萬圓
- 一、各社債ノ金額 壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬圓ノ五種トシ社債券(無記名式利札附トス)
- 一、發行價格 額面壹百圓ニ付壹百圓
- 一、社債ノ利率 年四分五厘
- 一、發行期日 昭和年月日
- 一、社債償還ノ方法及期限 發行ノ日ヨリ年月日迄償還キ爾後毎年四月拾日及拾月拾日各額面

〔書式六六五〕

社債申込書 (III)

(物上擔保額ヲ分割發行ニ四分)

注意一同一ノモノ試通差出スコト

- 一、何株式會社第貳回物上擔保附社債發行要項
- 一、委託會社 何株式會社
- 一、受託會社 何信託株式會社
- 一、社債總額 金五百萬圓
- 一、各社債ノ金額 壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬圓ノ五種トシ社債券(無記名式利札附トス)
- 一、發行價格 額面壹百圓ニ付金壹百圓
- 一、社債ノ利率 年四分五厘
- 一、發行期日 昭和年月日
- 一、社債償還ノ方法及期限 發行ノ日ヨリ年月日迄償還キ爾後毎年四月拾日及拾月拾日各額面

何信託株式會社 御中

- 何株式會社第貳回物上擔保附社債發行要項
- 一、委託會社 何株式會社
- 一、受託會社 何信託株式會社
- 一、社債總額 金五百萬圓
- 一、各社債ノ金額 壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬圓ノ五種トシ社債券(無記名式利札附トス)
- 一、發行價格 額面壹百圓ニ付壹百圓
- 一、社債ノ利率 年四分五厘
- 一、發行期日 昭和年月日
- 一、社債償還ノ方法及期限 發行ノ日ヨリ年月日迄償還キ爾後毎年四月拾日及拾月拾日各額面

- 一、委託會社 何株式會社
- 一、受託會社 株式會社何銀行
- 一、社債總額 金貳千萬圓
- 一、發行方法 社債總額ヲ數回ニ分チ發行ス
- 一、物上擔保附ナルコトノ表示 本社債ハ物上擔保附社債トス
- 一、今回發行スヘキ金額 金五百萬圓
- 一、各社債ノ金額 壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬圓ノ五種トシ無記名式利札附トス
- 一、社債ノ利率 年四分五厘
- 一、發行價格 額面壹百圓ニ付金壹百圓
- 一、償還金額 額面壹百圓ニ付金壹百圓
- 一、償還ノ方法及期限 (書式六六四参照)
- 一、利息支拂ノ方法及期限 (同)
- 一、信託證書及發行契約書ノ表示 年月日附第貳回物上擔保附社債信託證書及年月日附第貳回物上擔保附社債發行契約證書
- 一、擔保 本社債ノ擔保トシテ委託會社所有左記各財團上ニ夫々順位第壹番ノ擔當權ヲ設定シタリ
- 一、何區裁判所登記第何號營業財團
- 一、何區裁判所何出張所登記第何號工場財團
- 一、何區裁判所何出張所登記第何號工場財團
- 一、何區裁判所登記第何號營業財團(順位第貳番)
- 一、何區裁判所登記第何號工場財團(順位第貳番)

社債募集の手順 (14) 社債募集の各手順

- 一、委託會社(前項各財團上ニ設定シタル先順位ノ擔當權ヲ以テ擔保セラルル第壹回物上擔保附社債現存額金何百萬圓ノ全部ヲ償還又ハ買入償却シタルトキハ直ニ其ノ擔當權ノ登記ヲ抹消シ本社債ノ擔當權ノ順位ヲ夫々第壹番ト爲スモノトス
- 一、號社債權者ハ社債總額ノ内既ニ發行シタル號社債並ニ今後發行スヘキ各回ノ社債ト共ニ債券額ニ應ジ平等ニ擔保ノ利益ヲ享受スルモノトス
- 一、擔保ノ價格ニ關スル調査報告 受託會社株式會社何銀行ノ査定ニ依レハ前記財團ハ本社債總額金貳千萬圓ノ元利金ヲ擔保スルニ足ル價格ヲ有ス
- 一、元利金支拂場所 株式會社何銀行本支店
- 一、申込期間 年月日ヨリ年月日迄但期間中ト雖モ締切ルコトアルヘシ
- 一、申込證據金 額面壹百圓ニ付金參圓(募入ノ上ハ拂込ノ際ニ之ヲ拂込金ニ振替フ)
- 一、募入方法 應募超過ノ場合ハ適宜募入額ヲ定ム
- 一、拂込期限 年月日トス期限迄ニ拂込ナキトキハ其ノ申込ヲ無効トシ申込證據金ハ返還セス
- 一、委託會社ノ資本金 金參千萬圓内貳千萬圓拂込済(年月日現在)
- 一、未償還社債總額 金何百萬圓(年月日現在)
- 一、現存純財産額 金貳千五百萬圓(年月日現在)
- 一、信託證書並發行契約書閱覽場所及時 委託會社

社債の募集公告

社債募集条件の公示方法

には、一定事項を公告させる主義と、一定事項を記載した社債申込書を作り之に依らせる主義とがある。現行商法は申込主義を採り、擔債法は公告主義を取つてゐる。

- (1) もと商法は、公告主義を採つてゐた(舊商二〇三)が、公告を募集条件とする、之を怠つた場合に社債募集の無効を來すので、株式引受の場合と歩調を合せ申込主義に改めた。然るに擔債法は、その制定(明三八)當時商法が公告主義を採つてゐたので、公告主義によることとし、今日までそのままとなり

- 以上ヲ償還又ハ買入償却シ昭和拾年七月貳拾日迄ニ完済ス、一部償還ハ抽籤ノ方法ニ依リ、買入償却ハ据置期間中ト雖之ヲ爲スコトヲ得
- 一、利息支拂ノ方法及期限 毎年壹月貳拾日及七月貳拾日ノ貳回ニ各其前日ニ至ル六ヶ月分ヲ支拂フ但償還ノ場合ニ於テ六ヶ月ニ滿タサルトキハ日割ヲ以テ利息ヲ計算ス、償還期日及其以後ハ利息ヲ附セス
 - 一、元利金支拂場所 株式會社何銀行本支店並株式會社何銀行本支店ニ於テ債券又ハ利札引換ニ之ヲ支拂フ
 - 一、信託證書ノ表示 昭和拾年五月貳拾九日附信託證書
 - 一、擔保 當會社所有何區裁判所何出張所登記簿何工場財團(何工場)ノ上ニ順位第貳番ノ抵押權ヲ設定シタリ
 - 一、當會社ハ本社債發行日迄ニ前項工場財團上ニ設定セル先順位抵押權ノ登記ヲ抹消シ本社債抵押權ノ順位ヲ第壹番ト爲スモノトス
 - 一、擔保ノ價格ニ關スル調査報告 受託會社ノ査定ニ依リハ前記工場財團ハ本社債元利金ヲ擔保スルニ足ル價格アルモノト認ム
 - 一、未償還社債總額 金壹千五百萬圓(昭和拾年六月拾日現在) 但此内前記第三回社債現存額八百萬圓(本社債ニ乘換募入分ヲ除ク)ハ昭和拾年七月貳拾日滿期償還ス
 - 一、資本 金六千萬圓(内金參千六百萬圓拂込済) (昭和拾年六月拾日現在)
 - 一、現存純財産額 金四千八百萬圓(總財産額)

- 壹億貳千萬圓ヨリ未拂込株金及社債其他ノ債務ヲ除ク) (昭和拾年參月拾日現在)
- 一、申込期間 昭和拾年七月拾日ヨリ同月參日迄但期間中ト雖切ルコトアルヘシ
 - 一、申込證據金 額面壹百萬ニ付金參圓(募入ノ上ハ現金應募ニ對スル申込證據金ニ限リ拂込ノ際之ヲ拂込金ニ振替フ)但申込ノ際代用證券ノ提供アルトキハ之ヲ要セス
 - 一、申込取扱所 前記元利金支拂場所並ニ何證券株式會社ノ本支店
 - 一、募入方法 應募超過ノ場合ハ適宜之ヲ定ム
 - 一、拂込又ハ代用證券提供期限 昭和拾年七月貳拾日
 - 一、證券代用拂込超過額 昭和拾年七月貳拾日現金ヲ以テ拂込ヲ爲ス
 - 一、募集ノ委託ヲ受ケタル會社 株式會社何銀行及株式會社何銀行ハ共同シテ本社債全額ノ募集ノ委託ヲ受ケ且應募額カ募集全額ニ達セサル場合ニ於テハ其剩額ヲ引受クルモノトス
 - 一、信託證書閱覽場所及日時 委託會社及受託會社ノ本支店ニ於テ毎日營業時間中閱覽ニ供ス右擔保附社債信託法第貳拾貳條第參項ニ依リ承認候也
- 昭和拾年六月
- 何市區町番地
共同受託會社 株式會社何銀行
何市區町番地
共同受託會社 株式會社何銀行
共同受託會社 株式會社何銀行
(社債申込用紙參考資料等ハ右取扱所又ハ當會社)

- 本店(御申越次第御送附可申上候)
- (一) 募集公告を要しない場合——次の場合には、例外として募集公告を必要としない。
- (1) 受託會社が信託契約の定むる所によつて社債總額を引受けたとき(擔二五)
 - (2) 委託會社又は受託會社が信託契約所定により第三者に社債總額を引受けさせたとき(擔三〇一、二五五)。
 - (3) 社債總額を數回に分割發行する場合に、各回の發行金額の引受は社債總額の引受とされるから、その回の發行總額を右(1)(2)によつて引受のあつたとき(擔三三〇二)。
- この場合引受人は、無擔保社債募集に於て株式申込による申込を要しないと同様、發行會社の狀態を熟知してゐるから公告の必要を認めないのだから。
- 社債の賣出公告**
- 擔保附社債は、受託會社又は第三者が

その總額を引受ける場合には、前記の公告その他の募集手續を要せず、簡單に成立する(擔二五、二九一)。

この場合には、受託會社又は第三者は金融その他の事情から一旦總額を引受けたに止まるから、市場の好轉を待つて市場に賣出し、引受價格と賣出價格との差を稼ぐのが通常で、この賣出は實質上社債の募集と異らないから、法はその賣出に付ても募集の場合(擔二二)に準じて公告を命じた(擔二七)。

(一) 擔保附社債の賣出公告——社債の賣出は、實質上社債の募集と異らないから、擔債法は、社債募集に公告主義を採つたのを擴張して賣出公告を要するものとし、尙ほ受託會社は、社債を讓受けんとする者の請求があるときは、營業時間内何時でも信託證書又はその謄本を閱覽せしむべしとした(擔二七、三〇)。公告事項は次の通り。

- (1) 受託會社(又は第三者)が、信託契約の定むる所に依り引受けた社債總額を讓渡すべき旨。
 - (2) 前記七九一頁(一)の公告事項たる(一)～(四)及び(五)の事項(擔二二)。
- 擔債法は賣出公告を命じたが、その時期・期間・方法等に付ては規定しないから、公告する會社が株式會社るときは、定款所定の方法によつてすることになる。
- (二) 無擔保社債の賣出公告——いついては、法に何等の規定なく、商法は公告主義によらないから、總額引受者に於て適宜公告すればよいが、大體社債發行條件の要旨、賣出價格、申込期間、證據金、割當方法、拂込期日等を記載する。次にその一例を掲げる。
- (書式六六八)

- 社債賣出公告(無擔保社債)**
- 今回第參回日東製鋼所債券ヲ引受賣出申候間左記要項御承知ノ上御申込被下度候
- 一、發行總額 壹千萬圓
- 一、券面種類 壹百萬、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬圓
- 一、利率 年四分五厘
- 一、發行價格 額面百圓ニ付金九拾九圓五拾錢
- 一、償還方法 昭和拾貳年八月拾五日迄据置キ爾後拾ケ年間ニ每半期貳拾萬圓以上抽籤償還又ハ買入償却
- 一、利拂期 貳月拾五日、八月拾五日
- 一、元利金支拂場所 株式會社八田銀行本支店、株式會社川村銀行本支店
- 一、發行日 昭和拾年八月貳拾日
- 一、發行所 株式會社日東製鋼所
- 一、賣出價格 額面百圓ニ付金九拾九圓八拾錢
- 一、申込期間 八月六日ヨリ八月八日迄但期間中ト雖モ締切ルコトアルヘシ
- 一、申込證據金 額面百圓ニ付金參圓
- 一、割當方法 申込超過ノ場合ハ適宜之ヲ定ム
- 一、拂込期日 八月貳拾日
- 引受會社(申込取扱所)
- 高山證券株式會社本支店
川村證券株式會社本支店
大池證券株式會社本支店

(三) その他——巨額の社債を募集又は賣出すに當つては、任意既述の法定

の社債申込書又は公告による外、目録見書・趣意書・勸誘状等を廣く一般に配布し、新聞や官報等に公告するが、之に對しては法は直接干渉しないからその間相當の誇大虚偽の手段が弄され公衆を誤らせる場合がある。

社債引受の申込

原 則

社債の募集に應じようとする者は、右の社債申込書二通に、その引受くべき社債の數及び住所を記載し署名(又は記名捺印)を要し、社債發行の最低價額の定めがあるときは、社債應募者は社債申込書に應募價額の記載を要する(商三〇一―三〇三)。二通を必要とするのは一通は會社に保存し、一通は社債登記の場合に、裁判所へ提出せねばならぬからだ。擔保附社債の募集も同様。

例 外

社債引受が社債申込書によることを要する原則に對し、次の例外がある。
(一) 契約による社債總額引受の場合——には、社債申込書によることを要しない(商三〇二前)。
社債申込書による募集は、公衆をして會社の内容を知らしめ、之を保護するためだが、總額引受の場合は公衆性なく、引受人は會社の内容をよく知つてゐるからだ。

(二) 受託會社が自ら社債の一部を引受ける場合——に、その引受部分に付ては、社債申込書によるを要しない(商三〇二後)。他の適當の方法でなし得る。
(三) 債券賣出の方法による社債發行の場合——は社債申込書によることを要しない。

申込證據金

普通社債の應募には、申込書と同時に

申込證據金を拂込ませることは例外なく行はれる。わが國では、額面百圓に付三圓が常例のやうだ。この申込證據金は、募入外れの場合は返還されるべきものだが、この場合には利子を附けない。募入の場合は拂込金の一部に振替へられるが、若し拂込日に社債の拂込を怠ると、違約金として没收する。これ等の申込證據金の處理方法は、社債申込書や公告に記載されてある。この申込證據金は、株式申込證據金と同性質のものである。

社債の割當

社債申込書による申込が募集額に超過したときは、發行會社又は受託會社は社債の割當をし、募入又は募入外れを決定し、これを應募者に通知する。通知は申込書記載の應募者の住所に宛て

とする。

この通知によつて、社債引受契約は成立し、申込者は割當られた金額に付て拂込義務を負擔する。
(書式六六九)

社債割當通知書

拜啓年月日引受御申込相成候當會社第何回(又ハ何株式會社第何回)上擔保附)社債額面金貳萬圓中左記ノ通り割當確定致候ニ付此段御通知申上候
一、何株式會社社債 額面金壹萬五千圓
退テ豫テ御差出ノ社債申込證據金募入外分金壹百五十拾圓也ハ便宜募入社債拂込金中ハ充當可致候ニ付御了承被下度候
年 月 日

何市區町番地
何株式會社(又ハ受託會社何
信託株式會社)
取締役社長 何 某殿
引受申込人 何 某殿

社債の拂込

拂込の請求

社債募集が完了したときは、直接募集の場合は取締役、委託募集の場合は、受託會社は遅滞なく各社債に付てその全額又は第一回の拂込をさせねばならぬ(商三〇三、三〇四)。
(1) わが國では一般に全額一時拂込が行はれる
(2) 社債拂込には、株式拂込の場合の如く嚴格な規定はないから、反對の特約のない限り、必ずしも現金を以てするを要せず、小切手を以て拂込み、又は會社に對する債權を以て相殺し得る。
(3) 舊社債を以て新社債に應募する所謂乗換應募は、會社に對する債權を以て新社債金と相殺決定をする方法だ。
(書式六七〇)

社債拂込催告書

拜啓年月日御引受御申込相成候當會社第何回(又ハ何株式會社第何回)上擔保附)社債額面金何萬圓也
内申込證據金何圓也
差引殘額金何萬何千圓也
右金額來ル年月日迄ニ左記取扱所ニ御拂込相成度此段御催告申上候
退テ右期日迄ニ御拂込無之トキハ申込ヲ無効トシ證據金ハ當會社(又ハ何株式會社)ニ於テ取得可致候ニ付此段申添候

拂込を怠つたときの處置

社債の拂込遲滞に關しては、株式拂込の場合の如く社債處分の規定がないから、
(1) 一般原則に基いて判決を得て強制執行をするか
(2) 相當期間を定めて拂込を催告し、社債引受契約を解除して新な引受人を募集し、因つて生じた損害賠償を請求するの外の
未拂込ある社債が數人共有のとき——は、共有者は連帶して社債金拂込の義務を負ふ(商三一八、二〇三)。

通知催告の場所

社債應募者に對する通知又は催告は、その者が發行會社又は受託會社に通知した住所に宛ててなせば足り、到達の有無に拘らず、その通知催告は通常到達すべかりし時に到達したものと看なされる(商三一八、二三四)。

拂込金の取扱

は委託募集の場合は、例外なく銀行や信託會社が取扱ひ、直接募集の場合でも、その取引銀行をして取扱はせるのが普通である。これは應募者の拂込の便宜のためと、社債發行會社は、社債募集の事務處理に不馴であるから、その専門家たる銀行や信託會社に委任するのが、多少の手数料や報酬を支拂つても、却つて利益だからである。

この場合、社債登記申請書の添附書類として、必要な社債の拂込のあつたこととの證明書は、この取扱銀行や信託會

社に發行させる。第三者が社債總額を引受けたときは、發行會社は領收證を發行する。

〔書式六七二〕

證明書 (社債拂込)

一金何百萬圓也
但何株式會社第何回社債(第何回物上擔保附社債又ハ第何回物上擔保附社債總額金何百萬圓ノ内第何回發行分ラ社債金額何百萬圓)ニ對スル拂込金額面壹百萬圓ニ付金壹百萬圓ノ割右拂込金ハ當行ニ於テ取扱ヒ年月日其ノ全額拂込アリタルコトヲ證明候也
年 月 日
株式會社何銀行
頭取 何 某

〔書式六七三〕

領收證

何株式會社 御中
但當會社第何回社債(第何回物上擔保附社債金何百萬圓ニ對スル拂込金額面壹百萬圓ニ付金壹百萬圓ノ割)ニ對スル領收候也
右正ニ領收候也
(分割募集第二回分總額引受)
一金何百萬圓也

年 月 日
何株式會社
取締役社長 何 某

社債の登記

募集による登記

起債會社は、社債募集方法の如何に拘らず、又擔保附社債たる否とを問はず、社債の全額又は第一回の拂込完了の日より、本店の所在地では二週間内に支店の所在地では三週間内に、社債の登記をせねばならぬ。社債募集について許可を要するときは許可書の到達した時から起算し(商六六)、又外國で社債を募集した場合に、登記事項が外國で生じたときは、登記期間はその通知の到達した時から起算する(商三〇五)。登記を必要としたのは、社債は會社財政に重大な

影響があり、これは利害關係人に知らせる必要があるからだ。
この登記事項は無擔保社債と擔保附社債とで多少異なる。

(一) 無擔保社債の登記

〔I〕 登記事項 (商三〇五) 一

- (1) 社債の總額、各社債の金額、社債の利率
- (2) 社債償還の方法及期限、利息支拂の方法及期限
- (3) 社債募集の委託を受けた會社(受託會社)があるときはその商號
- (4) 各社債に付拂込んだ金額
- (5) 會社が轉換社債を認むる決議をした場合には、右の外次の事項の登記を要する(商三六六)
 - イ、社債を株式に轉換することを得べきこと
 - ロ、轉換の條件
 - ハ、轉換に因つて發行すべき株式の内容
 - ニ、轉換の請求を爲すことを得べき期間

(II) 添附書類——社債の登記は總取締役の申請によつてなし、申請書には

次の書面を添附すること(非一九一)。

- (1) 最終の貸借對照表
- (2) 社債の引受を認する書面
- (3) 社債申込證

- (4) 各社債に付商法三〇三條の拂込のあつたことを認する書面
- (5) 社債募集に關する株主總會の議事録
- (6) 社債募集の委託を受けた會社があるときはその委託を認する書面

〔書式六七三〕

株式會社社債登記申請書 (一)

(無擔保社債)

- 一、商 號 何株式會社
- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 社債ノ登記
- 一、登記ノ事由 株主總會ニ於テ社債金五百萬圓ヲ募集スルコトヲ決議シ何信託會社ト信託契約ヲ締結シ(許可ヲ要スル場合)——何官廳ノ許可ヲ受ケ、其ノ募集ヲ完了シ年月日各社債ニ付全額(又ハ第何回)ノ拂込アリタルニ付左記事項ノ登記ヲ求ム但何官廳ノ認可書ハ年月日到達ス
- 一、社債ノ總額 金五百萬圓
- 一、各社債ノ金額 壹百萬圓、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬圓
- 一、社債ノ利率 年五分
- 一、社債償還ノ方法及期限 發行ノ日ヨリ年月日迄据置爾後毎年六月拾日及拾貳月拾日ノ貳回ニ各金何萬圓以上ヲ抽籤ニ依リ償還シ年月日迄ニ完済ス
- 一、利息支拂ノ方法及期限 毎年六月拾日及拾貳月拾日ノ貳回ニ各其前日迄ノ前半箇年分ヲ

- 一、課税標準金額 金五百萬圓
- 一、登録税 金壹萬五千圓(償還期間三年超過千分ノ三、支店貳圓)
- 一、添附書類
 - 最終ノ貸借對照表 登通
 - 社債ノ引受ヲ認スル書面 何通
 - 社債申込證 何通
 - 株主總會ノ議事録 何通
 - 社債拂込金保管證明書 登通
 - 受託會社トノ契約書(委託募集ノ場合) 登通
 - (支店ハ本店ヲ爲シタ事項ノ登記簿抄本)
- 右登記相成度此段申請候也
年 月 日

何市區町番地
申請人 何株式會社
何市區町番地
取締役 何 某

(以下總取締役住所氏名按印)
何區裁判所(何出張所)御中

(二) 物上擔保附社債の登記

(I) 登記事項(擔三四)

- (1) 委託會社及受託會社の商號
- (2) 社債の總額、各社債の金額、社債の利率
- (3) 社債償還の方法及期限、利息支拂の方法及期限
- (4) 擔保の種類・目的物・順位、先順位の擔保を附したる債權の金額、その他の目的物に關し擔保權者に對抗することを得べき權利の表示
- (5) 會社が合同して發行する社債なるときは、その事實及各會社の負擔部分
- (6) 物上擔保附社債なること、信託證書の表示
- (7) 委託會社が信託契約により社債募集を受託會社に委任したとき、又は受託會社が信託契約の定むる所により社債の總額を引受けたるきはその事實
- (8) 委託會社又は受託會社が信託契約の定むる所に從ひ、第三者をして社債の總額を引受けせしめるときは、その事實及引受人の氏名又は商號

社債の總額を數回に分ち發行する場合
には(擔三四五)、

- (一) 第一回の發行に付ては
- (1) 前記(1)乃至(8)の事項及び
- (2) 社債を數回に分ち發行する旨の表示及び

その回の發行金額

(3) その回の發行に付擔一九ノ四Iの契約證書(毎回發行毎に定められた條件契約證書)あるときは、その證書の表示

(二) 第二回以後の發行に付ては、その發行毎に次の事項

- (1) その回の發行金額、各社債の金額、社債の利率
- (2) 社債償還の方法及期限、利息支拂の方法及期限
- (3) その回の發行に付擔一九ノ四Iの契約證書(前同)あるときはその證書の表示
- (4) 擔二による委任(委託會社が信託契約により受託會社に社債募集を委任)又は二五Iによる引受(信託契約による受託會社の總額引受)のあつたときはその事實
- (5) 擔二九Iによる引受(第三者の社債總額引受)があつたときは、その事實及引受人の氏名又は商號

(I) 添附書類(擔二一六)

- (1) 前記無擔保社債登記に付ての添附書類の外
- (2) 信託證書及び擔一九ノ四Iの契約證書あつたときはその證書

(II) 物上擔保附社債を分割發行したとき——はその回の發行金額に付ては引受又は募集の完了した日から二週間内に、もし社債を外國で募集した場合

に登記すべき事項が外國で生じたときは、その通知の到達した時から起算して二週間内に、發行會社は次の事項の登記を申請せねばならない。この登記はその社債の擔保權(質權、抵當權)に附記される(擔二一九ノ二)。

- (1) その回の發行金額
- (2) その回の社債に關する社債の利率
- (3) 同上社債償還の方法及期限
- (4) 同上利息支拂の方法及期限

〔書式六七四〕

株式會社社債登記申請書(二)

(物上擔保附各場合)

- 一、商 號 何株式會社
- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 物上擔保附社債ノ登記
- 一、登記ノ事由
- (一) 一時ニ全額發行) 株主總會ニ於テ物上擔保附社債金何百萬圓ヲ募集スルコトヲ決議シ當會社ト何信託株式會社間ニ信託契約ヲ締結シ(何信託株式會社)何官廳ノ許可ヲ受ケ)社債募集ヲ完了シ年月日各社債ニ付全額拂込アリタルニ付左記事項ノ登記ヲ求ム(但何官廳ノ許可書ハ年月日到達ス)
- 委託會社ノ商號 何株式會社

受託會社ノ商號 何信託株式會社

社債ノ總額 (書式六五三第一條參照)

各社債ノ金額 (同)

社債ノ利率 (同)

社債償還ノ方法及期限 (同)

利息支拂ノ方法及期限 (同)

各社債ニ付拂込ミタル金額 全額

擔保ノ種類 工場財團抵當

擔保ノ目的及順位 何區裁判所(何出張所)工場財團登記簿何號ノ工場財團順位第壹(貳)番

先順位ノ擔保ヲ附シタル債權金額 金何百萬圓

(之ノアル場合)

物上擔保附社債ナルコトノ表示 本社債ハ物上擔保附トス

信託證書ノ表示 委託會社何株式會社受託會社何信託株式會社間ニ年月日作成シタル擔保附社債信託證書

(二) 受託會社カ總額引受、數回ニ分割發行ノ第壹回發行) 株主總會ニ於テ物上擔保附社債金何百萬圓ヲ數回ニ分チ發行スルコトヲ決議シ當會社ト株式會社何銀行間ニ擔保附社債信託契約ヲ締結シ其ノ第壹回發行分ハ何株式會社何百萬圓ニ付(株式會社何銀行ハ何官廳ノ許可ヲ受ケ)其ノ總額ヲ引受け年月日其ノ全額ノ拂込ヲ完了シタルニ付左記事項ノ登記ヲ求ム(但シ何官廳ノ許可書ハ年月日到達ス)

委託會社ノ商號 何株式會社
受託會社ノ商號 株式會社何銀行

社債ノ總額 金何百萬圓

社債總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示 本社債ハ數回ニ分チ發行スルコトヲ得

各社債發行金額 金何百萬圓

社債ノ利率 (書式六五四第二十七條參照)

社債償還ノ方法及期限 (同)

利息支拂ノ方法及期限 (同)

各社債ニ付拂込ミタル金額 全額

擔保ノ種類 鐵業財團抵當及工場財團抵當

擔保ノ目的及順位

第壹番 何區裁判所登記簿何號鐵業財團順位第壹番

第貳番 何區裁判所何出張所登記簿何號工場財團順位第貳番

先順位ノ擔保ヲ附シタル債權金額 擔保ノ目的物第壹ニ付金何百萬圓、第貳ニ付金何百萬圓

引受ノ事實 本社債ハ信託契約ノ定ムル所ニ依リ受託會社株式會社何銀行ニ於テ其ノ總額ヲ引受けケリ

物上擔保附社債ナルコトノ表示 本社債ハ物上擔保附トス

信託證書ノ表示 何株式會社ト委託會社トシ株式會社何銀行ト受託會社トシ年月日作成シタル擔保附社債信託證書

一、課税標準金額 金何百萬圓
一、登録税 金何圓(償還期限三年超過千分三、支店代價)

一、添附書類

- 社債募集ニ關スル株主總會議事錄 登通
- 取締役會決議書(募集方法細目一任ノ場合) 登通
- 社債信託證書 登通
- 社債中込證(二ノ場合不要) 登通
- 各社債ニ付拂込アリタルコトヲ證スル書面 何通
- 最終ノ貸借對照表 登通
- 許可書(資金調整法ニ依リ受託會社ニ對スル日銀ノ同意書) 登通
- 委任狀 登通
- (支店テハ本店テ爲シタ事項ノ登記簿抄本) 登通
- 右登記相成度此段申請候也

何市區町番地 申請人 何株式會社
何市區町番地 取締役 何 某
(以下總取締役住所氏名列記)
何市區町番地 右代理人 何 某

〔書式六七五〕

株式會社物上擔保附社債登記申請書(三)

(數回ニ分割發行、第貳回發行分)
一、商 號 何株式會社

- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
- 二、登記ノ目的 物上擔保附社債ノ登記
- 三、登記ノ事由 株主總會ニ於テ物上擔保附社債金何百萬圓ヲ數回ニ分チ發行スルコトヲ決議シ當會社ト株式會社何銀行間ニ擔保附社債信託契約ヲ締結シ(株式會社何銀行ハ何官廳ノ許可ヲ受ケ)其ノ第貳回發行分ヲ號社債金何百萬圓ニ付社債ヲ募集シ年月日其ノ拂込ヲ完了シタルニ付左記事項ノ登記ヲ求ム(但シ許可書ハ年月日到達ス)
- 四、號社債發行金額 金何百萬圓
- 五、各社債ノ金額(書式六五四第二十七條參照)
- 六、社債ノ利率(同)
- 七、社債償還ノ方法及期限(同)
- 八、利息支拂ノ方法及期限(同)
- 九、各社債ニ付拂込ミタル金額 全額
- 十、契約證書ノ表示 委託會社何株式會社受託會社株式會社何銀行間ニ締結シタル年月日附信託證書ニ基キテ號社債發行ノ爲メ年月日作成シタル契約證書
- 十一、擔保ノ目的物 本社債ハ委託會社何株式會社受託會社株式會社何銀行間ニ締結シタル年月日附信託證書ニ基キテ第貳回發行ニシテ號社債ノ登記ニ表示シタル擔保目的物ハ同時ニ號社債ノ擔保目的物トス
- 十二、課税標準金額 金何百萬圓(ラ號金額)
- 十三、登録税 金何圓(償還期限三年超過千分ノ三、支店別別)
- 十四、添附書類

- 社債募集ニ關ル株主總會議事録(第壹回發行ニ添附ノモノ)
- 取締役會議決議書(募集方法細目一任ノ場合)
- 物上擔保附社債信託證書(第壹回發行ニ添附ノモノ)
- 最終ノ貸借對照表
- 號社債發行契約書
- 社債申込證
- 各社債ニ付拂込アリタルコトヲ證スル書面
- 許可書(資金調整法ニ依ル受託會社ニ對スル日銀ノ同意書)
- 委任狀
- (支店テハ本店テ爲シタ事項ノ登記簿抄本)
- 右登記相成度此段申請候也
- 年月日
- (後略— 總取締役ニ依ル申請)

變 更 登 記

以上に述べた社債の登記事項に変更を生じたときは、その變更の登記を要する(商三〇五五、六七、七一七)。

(一) 變更の生ずる場合——は

(1) 各社債の拂込金額の變更即ち第貳回以後の拂込のあつたとき

(2) 社債總額の變更即ち社債の償還や償却のあ

- (3) 社債の分割募集の場合の第貳回以後の募集
- (4) 轉換社債發行の場合に、社債を株式に轉換の請求のあつた場合(株式會社篇轉換擔保の項二九九頁以下參照)

(一) 登記期間——に付て、商法は本店の所在地では二週間、支店の所在地では三週間内に、變更の登記をなすことを要するとしてゐる(商三〇五五)の、擔債法には、遲滞なく登記を申請すべしとあり(擔一一七)、その間法制上の統一を缺いてゐる。

(二) 登記申請義務者——社債に關する變更登記は、委託會社を代表すべき總取締役又は株式合資會社を代表すべき無限責任社員の全員がなすべきもので、申請書には變更の事由を證する書面の添附を要する(擔一一七、非一九二、一九八ノ三)。

擔保附社債の募集 確定届

擔保附社債では、委託會社の委任による社債募集が確定したときは、受託會社は主務官廳に次の届出をせねばならぬ(擔施細五)。

〔書式六七六〕

擔保附社債募集確定届

- 一、應募ノ口數券面總額及其ノ申込價格ノ總額ヲ記載シタル書面 登通
- 二、募入ノ口數券面總額及總價格(即チ會社ノ實收スヘキ金額)ヲ記載シタル書面 登通
- 年月日
- 何市區町番地
- 受託會社 何信託株式會社
- 代表取締役 何 某

大藏大臣 殿

15. 社債總額引受

による募集

社債申込證によらないで社債を募集するには、引受契約によらねばならない

社債總額の引受

無擔保社債たると擔保附社債たるとを問はず、受託會社又は第三者は社債總額を引受けることができる。

この場合、無擔保社債に付ては特別の規定はないが、擔保附社債に付ては擔債法は規定を設け、

- (1) 受託會社が社債總額を引受ける場合
- (2) 第三者をして社債總額を引受けしめる場合に、社債總額を引受け得るものとし、これは信託證書に記載して置かねば、その效力を生じないとした(擔二五I、二九

引 受 契 約

(一) 社債募集は引受契約によつて成立する——社債總額引受による場合は先に述べたやうに、社債申込證も募集公告も要せず、引受契約書の作成のみで社債募集は成立する。

(二) 引受契約書——は申込證や信託證書の如く法定の要式證書でないから記載事項には制限はないが、この契約の内容に従つて、社債の發行、社債金の支拂、賣出等が行はれるから、その要項は必ず規定して置かねばならない。そして通常社債の元利支拂場所は、引受會社で行はれる結果、引受會社は元利金支拂代理事務を取扱ふのが一般でこれに關する契約も引受契約の中で定める。

〔書式六七七〕

社債總額引受契約書

委託會社何株式會社(以下甲ト稱ス)ト受託會社何信託株式會社(以下乙ト稱ス)間ニ年月日作成シタル信託證書ニ基キ甲カ發行スヘキ第壹回物上擔保附社債總額金貳千圓中第壹回發行分引受社債金五百圓ヲ右信託證書第二十八條ニ依リ引受タルニ付甲乙間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 甲ハ前記信託證書第二十七條ニ基キ年月日本以號社債總額金五百圓ヲ發行シ乙ハ同日之ヲ引受ケ其ノ拂込金ヲ甲ニ交付スルモノトス

第二條 甲ハ本以號社債引受手数料トシテ額面壹百圓ニ付金何圓總額金何圓也ヲ前條拂込金交付ト引換ニ乙ニ支拂フモノトス

第三條 乙ハ隨時任意ノ價格ヲ以テ本以號社債ノ全部又ハ一部ヲ賣出スコトヲ得

第四條 本以號社債券ハ豫メ乙ノ請求スル種類數額ニ從ヒ甲ニ於テ作成シ發行日貳日前ニ之ヲ乙ニ交付スヘキモノトス

第五條 乙ハ其ノ本店及内地各支店ニ於テ本以號社債元利金支拂事務ヲ取扱フモノトス

前項事務ノ取扱ニ關スル事項左ノ如シ

一、甲ハ元利金支拂期日ノ參日前(銀行休業日ニ當ルトキハ其ノ前日)ニ其ノ支拂資金ヲ乙ノ本店ニ交付スヘシ

二、甲ハ左記手数料ヲ乙ノ本店ニ支拂フヘシ但シ乙ノ支拂店所在地組合銀行ノ協定率カ之ヨリ高キトキハ其ノ支拂分ハ其ノ協定率ニ依ル

モノトス

(一) 元金償還 該額面金額ノ何分ノ何

(二) 利息支拂 該利息額ノ何分ノ何

三、償還濟債券及支拂濟利札ハ乙ニ於テ消印ノ上甲ニ返戻スルモノトシ甲ハ之ニ對シテ領收證ヲ交付スヘキモノトス

四、乙ニ於テ前號ノ手續ヲ爲シタルトキハ甲ハ之ト引換ニ第二號ノ手数料ヲ支拂フモノトス

五、本以號元利金支拂ニ要シタル郵稅其ノ他ノ實費ハ甲ノ負擔トス

第六條 甲カ第五條第二項第壹號ノ交付ヲ怠リタルトキハ其ノ交付金額ニ對シ一日百圓ニ付金何錢ノ遅延利息ヲ乙ニ支拂フヘキモノトス

右契約ヲ證スル爲メ本書貳通ヲ作成シ各其ノ壹通ヲ所持ス

年月日 何市區町番地

甲 何 株式會社
取締役社長 何 某

乙 何 信託株式會社
代表取締役 何 某

(備考) 書式六五四—二八條二九條參照。

拂込と登記

社債總額引受のあつたときは、受託會社又は第三者は、引受契約に基いて社

債金額の拂込をなすべきは當然だが、この場合は、一般公衆を相手とするのでないから簡單に行はれ、前記の如き拂込に付ての手續を必要としない。引受契約による募集の場合にも、社債の登記を要するのは勿論だ。

擔保權、引受者の地位

(一) 擔保權——擔保附社債に付て、受託會社が社債總額を引受け、又は第三者をして引受させたときは、その擔保に付ては、既に信託證書に基いて擔保權は設定されてゐるから、改めてその登記登錄を必要としないが、擔保權者に變更を生ずればその登記を要する

(二) 地位——社債總額を引受けた受託會社又は第三者の地位權限等に付ては先に述べた(七六〇頁、七六三頁以下參照)。

社債券・社債原簿・社債の讓渡質入・信託社債の公示

債券を意味する。

社債は公衆から長期に亘つて多額の資金を借入れらるから、その債權は最も簡便に處理し得る仕組とし、社債募集が容易に行はれるやうにする必要があることは株式と同様だ。このために社債券が發行される。

(一) 社債券は有價證券である——からその權利は債券に化體され、その表彰する權利と債券との間には、私法上分離すべからざる關係をもち、權利の

行使にはその占有を必要とし、權利の移轉には必ず債券の移轉を伴ふ。

(二) 社債券は債權的有價證券——だから、社債の成立に債券の發行を要件としない。この點は、手形や小切手の如く證券の作成自體を權利の發生とする設權證券と異なる。株券は、設權的有價證券でない點は社債券と同様だが、純然たる債權を表彰せず、自益權の外に共益權をも含む株主權を表彰する點が異なる。

(三) 社債券は要式證券——だから、法定の要式を具備することを要し、その要件を缺くと、社債券たる效力はない。社債券の要式性が強要されるのはそれが廣く第三者の間に轉轉するからだ。

(四) 社債券は發行を要する——法に直接の明文はないが、株券と同様社債券は必ず之を發行することを要する。

16. 社債券

社債券とは

社債權者の權利を表彰する債權的有價證券である。通常社債といへばこの社

社債券・社債原簿・社債の讓渡質入・信託社債の公示——(16) 社債券

これは法がその発行を前提とした規定を設けてゐる(商三〇六一三〇八、三〇九二、三一五三二七) 點から明かだ。

社債券の形式

社債券は株券と同様に、取引の對象として廣く第三者の間に輾轉するから、法は無擔保社債に付ても、擔保附社債に付てもその記載事項を一定し、何人でも一見して社債券たることを認識し得るやりにした。社債券の形式は、無擔保社債と擔保附社債とで多少異なるがこれに絶對的記載事項と任意的記載事項とがある。

(一) 絶對的記載事項——は法が必ず記載を要する事項だ。

(二) 無擔保社債券——の絶對的記載事項は次の通り(商三〇六一)。

(1) 番號、會社の商號、社債の總額、各社債の

- (1) 金額、社債の利率
- (2) 社債償還の方法及期限、利息支拂の方法及期限
- (3) 債券を記名式又は無記名式に限つたときはその旨
- (4) 社債募集の委託を受けた會社があるときはその商號
- (5) 取締役の署名又は記名捺印

右の外、會社が社債を株式に轉換する(轉換社債) 決議をし、定款に定めるときは、次の事項を債券に記載せねばならぬ(商三六四、三六六)。

- (1) 社債を株式に轉換し得べきこと
- (2) 轉換の條件
- (3) 轉換に因つて發行すべき株式の内容
- (4) 轉換の請求を爲し得べき期間

(三) 擔保附社債券——信託證書による債券には、次の事項の記載を要する(擔三五、三八一)。

- (1) 委託會社及受託會社の商號
- (2) 社債の總額
- (3) 各社債の金額、社債の利率
- (4) 社債償還の方法及期限
- (5) 利息支拂の方法及期限
- (6) 物上擔保附社債なること
- (7) 信託證書の表示

- (8) 社債の總額を數回に分ち發行するときは、社債を數回に分ち發行する旨の表示及その回の發行金額
- (9) その回の發行に付發行金額、前記(3)(4)(5)の事項、社債發行の價額又はその最低價額、債券に記載すべき事項の表示及び利札附なるときその旨の各事項に付定められた契約證書あるときはその證書の表示

(10) 委託募集又は受託會社の總額引受ありたるときはその事實

(11) 第三者が社債總額を引受けるときは、その事實及引受人の氏名又は商號

(12) 受託會社が委託會社に代つて債券を發行したときは、その旨及び受託會社の取締役又は代表社員の名

右の内事實のないものに付ては、その記載を要しないのは勿論だ。

以上の法定事項を記載せず、又は不實の記載をすると、會社の責任者は處罰される(擔二〇九、商四九八)。

(二) 任意的記載事項——は、債券としての要件ではないが、之に記載すれば效力を生ずる事項で、法令に反しない限り記載することができる。通常記

載される事項は次の通り。

- (1) 社債全額に付ての期限の利益喪失事項
- (2) 元利支拂の場所
- (3) 元利不足の場合の社債償還方法
- (4) 債券の喪失・毀損・汚染による代り債券交付請求手續その手数料
- (5) 社債償還及社債権者に關する公告方法
- (6) 元利金請求權の行使期間等

尙ほ記名社債は、その移轉の對抗要件として取得者の住所氏名を債券に記載を要するから(商三〇七)、社債が記名式るときは、債券の裏面に、株券の場合と同様讓渡欄を設ける必要があるが、事實記名債券の發行は絶無の情態だ。社債券には一枚に付參錢の印税を押捺せねばならぬ(印紙税法四一七)。

(三) 利札——社債券には利札が添附される。利札の記載事項は法に規定はないが、利息金額・利拂期日・番號・發行會社の商號等を記載する。社債券の雛形は次の書式六七八、六七九の如きものである。

社債券の發行

社債券は、それが無擔保たると擔保附たるとを問はず、社債全額拂込後でなければ發行し得ないが(商三〇六一)、各種の社債を發行した場合に、拂込済のものに付て順次發行することは差支なく又社債全額拂込後なら、社債の登記前でも發行することができる。この點は株式と異なる。

(一) 發行者

(1) 原則——として發行(委託)會社で、社債券には少くとも法定事項を記載し、社債券發行當時のその會社の代表取締役が署名又は記名捺印せねばならぬ。

(2) 例外——として、擔保附社債にあつては、

(1) 委託會社が信託契約によつて社債募集を受

託會社は委任したときは、信託契約に別段の規定がないとき(擔三三)

(2) 會社が合同して社債を發行する場合は、社債募集を受託會社に委任又は之に總額を引受させることを要し(擔三二)

何れの場合も、債券の發行權は受託會社にあるから(擔三三、三三三)、當然受託會社は委託會社に代つて社債券の發行をなし得る。この場合には受託會社は

- (1) 前述の普通の法定事項の外
- (2) 特に委託會社に代つて發行する旨を記載し
- (3) 受託會社の代表取締役(株式會社のとき)又は之を代表する社員(株式合資會社のとき)の署名

を要する(擔三八一)。

(二) 債券の分割發行——擔保附社債の受託會社又は第三者が、社債總額を引受けた場合でも、社債總額を如何様に分割して債券を發行するかは、債券發行の權限ある者が自由に決する。

所が總額引受者は、之を市場に賣出す都合があるから、社債券の發行に付て次の如く規定した。

〔書式六七八〕

社債

券 (一)

(無擔保、無記名式)

紙三
押錢
印

割印

株式會社興利
利率五

- 社債要項
- 一、本社債ノ總額ハ金五百萬圓トス
 - 二、各社債ノ金額ハ壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬圓ノ五種、債券ハ無記名式利札附トシ分割又ハ併合ヲ爲サス
 - 三、社債ノ利率ハ年五分トス
 - 四、本社債ハ昭和年月日ヨリ昭和年月日迄据置キ其後毎半年額面金貳拾五萬圓以上ヲ償還又ハ買入償却シ昭和年月日迄ニ完済ス但据置期間後ハ其ノ全部又ハ一部ヲ繰上償還スルコトヲ得
 - 五、本社債ノ利息ハ毎年壹月貳拾日、七月貳拾日ノ貳回ニ其ノ前日ニ至ル半箇年分ヲ利札引換ニ支拂フ但半箇年ニ滿タサルトキハ日割ヲ以テ計算ス
 - 六、本社債ノ全部又ハ一部ヲ償還スル場合ハ償還ノ期日及金額、償還スベキ債券ノ種類番號其ノ他必要事項ヲ償還期日ノ二週間前ニ何市ニ於テ發行スル何新聞紙ニ公告ス
 - 七、本社債ノ元利金ハ株式會社何銀行ノ各本支店ニ於テ支拂フ
 - 八、本社債ノ償還ノ際支拂期日未到來ノ利札不足スルトキハ其ノ不足利札ノ額面金額ヲ償還金額ヨリ控除シテ支拂フ
- 前項利札ノ所持人ハ何時ニテモ其ノ利札ヲ提出シテ支拂ヲ請求スルコトヲ得但該利札ノ支

株式會社興利
利率五
金五百圓
利札
昭和何年
七月
號五貳壹第丁

株式會社興利
利率五
金五百圓
利札
昭和何年
壹月
號五貳壹第丁

亞製所社債
圓千五
分五

- 第九、本債券ヲ喪失シタル者ハ其ノ種類、番號及喪失事由ヲ記載シタル書面及除權判決ノ確定謄本ヲ提出シテ代リ債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
- 本債券ノ利札ヲ喪失シタルトキハ代リ利札ヲ交付セス但除權確定判決ヲ得タル者ニ限り其ノ支拂期日到來セルモノニ對シ其ノ利息ヲ支拂フ
- 十、本債券ヲ毀損又ハ汚染シタルトキハ該債券ヲ提出シテ代リ債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但其ノ眞偽ヲ鑑別シ難キトキハ喪失ノ例ニ準ス
- 十一、代リ債券交付ノ場合ニハ債券壹通ニ付手数料トシテ金五拾錢ヲ徴收ス
- 十二、受託會社 株式會社何銀行
- 十三、社債ノ轉換ニ關スル事項
- 本社債ハ之ヲ株式ニ轉換ヲ請求スルコトヲ得
- 轉換ノ條件 社債額面壹百圓ニ付株式貳株ノ割合
- 轉換ニ因リ發行スヘキ株式ノ内容 五拾圓全額拂込済ノモノ
- 轉換ノ請求ヲ爲シ得ヘキ期間 本債券發行ノ日ヨリ五箇年

昭和 年 月 日

社印

株式會社興利製所
取締役社長 甲野一郎

社債券・社債原簿・社債の譲渡質入・信託社債の公示 (16) 社債券

株式會社興利製所
利率五
金五百圓
利札
昭和何年
七月
號五貳壹第丁

株式會社興利製所
利率五
金五百圓
利札
昭和何年
壹月
號五貳壹第丁

押印參
印紙錢

本社債券ハ旭工業株式會社昭和年月日ノ株主總會決議ニ基キ擔保附社債信託法ノ規定ニ依リ委託會社旭工業株式會社受託會社株式會社東京銀行間ニ作成セル年月日附信託證書ニ基キ當會社カ左記要項ニ依リ發行セル物上擔保附社債券ナリ
昭和 年 月 日

印社

旭工業株式會社
取締役社長 何 某印

社債要項

- 一、本社債ノ總額ハ金貳千萬圓トシ之ヲ數回ニ分チ發行ス各回ノ社債ハ其ノ發行日ニ從ヒテハ順ヲ以テ其ノ記號トス
- 二、本社債ノ發行額ハ金五百萬圓トス
- 三、本社債ノ各社債金額ハ壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬圓ノ五種、債券ハ無記名札附トシ分割又ハ併合ヲ爲サス
- 四、本社債ノ利率ハ年四分五厘トス
- 五、本社債ハ年月日ヨリ年月日迄據ルキ其ノ後毎半年額面金貳拾五萬圓以上ヲ償還又ハ買入償却シ年月日迄ニ完済ス但據置期間後ハ其ノ全部又ハ一部ヲ繰上償還スルコトヲ得
- 六、本社債ノ利息ハ毎月何月何日、何月何日ノ貳回ニ其ノ前日ニ至ル半箇年分ヲ利札引換ニ支拂フ但半箇年ニ滿タサルトキハ日割ヲ以テ計算ス
- 七、當會社ハ前記信託證書所定ノ約款ニ違反シ又ハ其ノ所定ノ事實發生シタルトキハ本社債全額ノ償還ニ付期限ノ利益ヲ失フモノトス
- 八、本社債ノ全部又ハ一部ヲ償還セントスルトキハ其ノ回、償還期日、償還金額其ノ他必要事項ヲ償還期日ノ貳週間前ニ

旭工業株式會社

第壹回金壹千

利率年

物上擔保附社債券

千圓第貳五〇號

四分五厘

- 官報及當會社定款所定ノ新聞紙ニ公告ス
- 九、本社債ノ元利金ハ株式會社何銀行、株式會社何銀行ノ各本支店ニ於テ債券又ハ利札引換ニ之ヲ支拂フ
 - 十、本社債ノ償還ノ際支拂期日未到來ノ利札不足スルトキハ其ノ不足利札ノ額面金額ヨリ控除シテ支拂フ前項利札ノ所持人ハ何時ニテモ其ノ利札ヲ提出シテ前項金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得但該利札ノ支拂期日又ハ本社債最終償還期日後五ヶ年ヲ經過シタルトキハ此限ニ在ラス
 - 十一、本社債ノ擔保トシテ當會社所有何區裁判所何出張所何工場財團ノ上ニ順位第壹番ノ抵當權ヲ設定ス(又ハ何々)
 - 十二、本債券ヲ喪失シタル者ハ其ノ回、種類、記號、番號及喪失ノ事由等ヲ記載シタル書面及除權判決ノ確定謄本ヲ提出シテ債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
 - 十三、本社債ノ利札ヲ喪失シタルトキハ代リ利札ヲ交付セス但除權確定判決ヲ得タル者ニ限り其ノ支拂期日到來セルモノニ對シ其ノ利息ヲ支拂フ
 - 十四、本社債ヲ毀損又ハ汚染シタルトキハ該債券ヲ提出シテ代リ債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ眞偽區別シ難キトキハ喪失ノ例ニ準ス
 - 十五、代リ債券交付ノ場合ニハ債券變通ニ付手数料トシテ金五拾錢ヲ徴收ス
 - 十六、本社債ニ關シ社債權者ニ對スル通知ハ株式會社東京銀行ノ定款所定ノ新聞紙及第八項所定ノ官報並ニ新聞紙ニ公告ス
 - 十七、本社債元利金ノ支拂請求權ハ其ノ支拂期日ヨリ五箇年間行使セサルトキハ消滅ス
- 株式會社東京銀行ハ受託會社トシテ本債券ハ昭和年月日旭工業株式會社ト株式會社東京銀行間ニ作成セル信託證書ニ依リ發行セラレタル債券ノ一ニシテ該證書ノ條款ニ適合セルモノナルコトヲ證明ス
- 昭和 年 月 日

銀行印

株式會社東京銀行
取締役頭取 八 田 善兵衛

(備考) 利札ハ債券ノ下部ニ書式六七八ト同形式ノモノヲ附屬セシムルコト

社債券・社債原簿・社債ノ讓渡質入・信託社債ノ公示(16) 社債券

(1) 信託契約の定むる所により、社債の總額を引受けた受託會社は、その引受けた社債を分割して、之に相當する債券の發行を委託會社に請求し得る(摺二六一)。この場合、信託契約により受託會社に債券發行の權限があれば、委託會社に請求して債券を發行させる必要はなく委託會社に通知して自ら債券を發行することができる(摺二六五)。

(2) 社債總額を引受けた第三者は、イ、その引受けた社債を分割して、之に相當する債券の發行を委託(發行)會社に請求し得る(摺二九五)。

ロ、右の場合に、受託會社が信託契約により債券發行の權限を有するときには受託會社に對して、イの債券發行を請求することができる(摺二九四)。

(三) 社債券の證明

(一) 原則——受託會社は、委託會社が信託契約の條款に適合する債券を發

行したときは、その請求によつて、債券が信託契約による債券なることを證明して、之を委託會社又はその指定した者に引渡さねばならぬ。

この證明は、各債券に記載して受託會社の取締役又は之を代表する社員が署名又は記名捺印する方法によつてする(摺三六)。

信託契約による債券は、右の證明がなければその效力を生ぜず(摺三七)、委託會社が受託會社の證明を受けずに社債券を他人に交付すると、責任者は處罰される(摺一〇九)。

(二) 例外——右の規定には次の例外がある。それは前述の受託會社が、委託會社に代つて社債券を發行したときは、代理發行なる旨を各社債券に記載し受託會社の代表取締役又は代表社員が之に署名又は記名捺印するを要するが(摺三八)、その署名又は記名捺印は同時に受託會社の證明たる實質を有するから、重ねて信託契約の條款に適

合する旨の證明を要しない(摺三八)。

社債券の變更

社債券には記名式と無記名式とあるが社債權の行使移轉等に付てそれら(特微があり、記名式を便とする場合と、無記名式を便とする場合があるから、法は債券を、

(一) 記名式又は無記名式に限る旨の定がない限り、社債權者は發行會社に對し、何時でも記名式債券を無記名式に、無記名式債券を記名式となすことを請求し得る(商三〇八)とした。これを擔保附社債に付ても同様だ。併しわが國の實際は例外なく無記名式で、記名式に變更を許さない場合が多い。

(二) 唯擔保附社債に於て、受託會社が委託會社に代つて債券を發行したときは、社債原簿は受託會社が保存する

から、受託會社に變換を請求すること(摺三九後)。

委託會社又は受託會社が社債變換の手續をしたら社債原簿に記入し、その都度その原本保存者に通知を要する(摺四三、四五)。この變換手續料は請求者が負擔するのが通常で、社債券又は信託證書に明定されてゐる場合が多い。

【書式六八〇】

記名式(無記名式)債券ヲ無記名式(記名式)ニ變更請求書

一、何株式會社第何回社債額面金貳千圓 四通
但し號自第五〇號至第五三號
右記名式(無記名式)債券ヲ無記名式(記名式)
ニ變更相成度債券相成へ此段請求候也
年 月 日
何市區町番地
社債權者 何 某
何株式會社 御中

17. 社債原簿

は、社債券及び社債權者に關する事項を明かにすることを目的とする帳簿で株主名簿に相應する。

社債原簿の記載事項

は、記名式債券と無記名式債券とで異り、更に無擔保債券と擔保附債券とで異なる。以下場合を分けて列挙しよう。だが記名式社債券は實際上全く發行されてないことは先に述べた。

- (一) 無擔保債券の場合(商三一七)
- (一) 記名式社債發行の場合
 - (1) 社債權者の氏名及住所、債券の番號
 - (2) 社債の總額、各社債の金額、社債の利率
 - (3) 社債償還の方法及期限、利息支拂の方法及期限

- (4) 數回に分けて社債の拂込を爲さしむるときはその拂込の金額及時期
- (5) 各社債に付拂込んだ金額及拂込の年月日
- (6) 債券發行の年月日、各社債取得の年月日
- (7) 社債募集の受託會社あるときはその商號
- (二) 無記名式社債發行の場合
 - (1) 債券の數、債券の番號、債券發行の年月日
 - (2) 社債の總額、各社債の金額、社債の利率
 - (3) 社債償還の方法及期限、利息支拂の方法及期限
 - (4) 社債募集の受託會社あるときはその商號

- (一) 右の外轉換社債を認めたとき——は、記名式・無記名式に拘らず次の事項(商三六八)
 - (1) 社債を株式に轉換することを得べきこと
 - (2) 轉換の條件
 - (3) 轉換に因り發行すべき株式の内容
 - (4) 轉換の請求を爲し得べき期間
- (二) 擔保附債券の場合(摺四〇)
 - (一) 擔保附記名式債券發行の場合
 - (1) 前記無擔保記名式社債に掲げた(一)乃至(六)の事項
 - (2) 委託會社及び受託會社の商號
 - (3) 擔保の種類・目的物・順位・先順位の擔保

- (4) 會社が合同して社債を發行したときは、その事實及び各會社の負擔部分
- (5) 物上擔保附社債なること及び信託證書の表示
- (6) 委託會社が社債募集を受託會社に委任したとき、又は受託會社が社債の總額を引受けたときはその事實
- (7) 第三者が社債の總額を引受けるときは、その事實及び引受人の氏名又は商號
- (8) 社債の總額を數回に分ち發行する場合に、その發行毎に社債總額を數回に分ち、發行する旨の表示とその回の發行金額
- (9) 右(8)の分割發行の場合に、その回の發行に付て作成した契約證書あるときはその證書の表示

〔I〕 擔保附無記名式債券發行の場合

- (1) 無擔保無記名式債券發行の場合の(一)の(1)に掲げた(1)乃至(4)の事項
- (2) 擔保附記名式債券の場合の(一)の(1)に掲げた(1)乃至(9)の事項

社債原簿の作成と備置

- (一) 社債原簿は誰が作るか
- (1) 社債原簿は、債券が記名式なると

無記名式なると、又無擔保なると擔保附なるとに論なく、社債の發行會社が作るのが原則で、その取締役はこれを作成して、本店に備へて置かねばならない(商二六三I、擔四二I)。

(2) 併し擔保附社債では、受託會社が信託契約によつて發行會社から募債の委託を受けた場合に、信託契約に別段の定めがなければ、受託會社は社債券發行に關する一切の權限を有し(擔三三)又會社が合同して社債を發行した場合に、受託會社は常に社債發行權を有するから(擔三三)、受託會社がこの權限に基いて社債を發行したときは、社債原簿は特に受託會社で作成し、その本店に備へ置かねばならない(擔四四I)。

(二) 社債原簿及び利札原簿の作り方
記名式社債を發行したときは、大體株主名簿に類したものを作るべきだが、實際上記名式社債は行はれず、全部無

記名式で、且つ一時に全額拂込だから前記記載事項の内、無記名式社債に關する事項のみを掲げればよく、發行條件は全社債に共通だから、社債原簿は帳簿を用ひ、共通記載事項はその第一頁に記載し、第二頁以下個別的事項を記載するのが便宜だ。

唯この場合、百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓の如く、數種の社債券を發行した場合に、發行額が少いときは一冊の原簿に種類毎に別口座を設け、發行額の多いときはその種類毎に別冊とし、各冊の冒頭には、共通記載事項を掲げることにするのが便利だらう。

〔書式六八一〕
興亞工業株式會社第壹回物上
擔保附社債(無記名式)
(各原簿冒頭記載)

本社債へ委託會社當會社受託會社何信託株式會社間ニ作成シタル年月日附信託證書ニ基キ發行セル物上擔保附社債ナリ

- 一、委託會社ノ商號 何株式會社
- 二、受託會社ノ商號 何信託株式會社
- 三、信託證書ノ表示 年月日附信託證書
- 四、社債ノ總額及分割發行ノ表示 本社債ノ總額ヲ金貳千圓トシ其ノ發行日ニ從ヒテは順ニ數回ニ分チ發行ス
- 五、擔保ノ種類目的物及順位 委託會社所有何區裁判所何出張所登記簿何工場財團ノ上ニ順位第壹番ノ抵押權ヲ設定ス
- 六、社債發行金額 金五百圓
- 七、社債各社債ノ金額 壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬圓ノ五種
- 八、社債利率 年四分五厘
- 九、社債償還ノ方法及期限 年月日ヨリ年月日迄償還キ其ノ後毎半年額面金貳拾五萬圓以上ヲ償還又ハ買入償却シ年月日迄ニ完済ス但據置期間後ハ其ノ全部又ハ一部ヲ繰上償還スルコトヲ得
- 十、一部償還ハ抽籤ノ方法ニ依リ買入償却ハ何時ニテモ爲スコトヲ得
- 十一、社債利息支拂ノ方法及期限 年月日ヲ第壹回トシ其ノ後毎年何月何日、何月何日ノ或回ニ其ノ前日ニ至ル半額年分ヲ支拂フ但半額年ニ滿タサルトキハ日割ヲ以テ計算ス
- 十二、償還期日及其ノ以後ハ利息ヲ附セス
- 十三、社債元利金支拂場所 株式會社何銀行株式會社何銀行ノ各本支店ニ於テ債券又ハ利札引換ニ支拂フ
- 十四、社債各社債ニ付拂ミタル金額及拂込ノ年月日 年月日全額拂込済

- 十三、S號社債債券ノ形式 無記名式利札附トシ 分割又ハ併合ヲ爲サス
 - 十四、S號社債債券ノ番號及枚數
五百圓券 五百枚 自No.001—自No.500(甲)
五百圓券 五百枚 自No.001—自No.500(乙)
一千圓券 壹千枚 自No.0001—自No.1000(丙)
五千圓券 四百枚 自No.001—自No.400(丁)
壹萬圓券 四百枚 自No.001—自No.170(戊)
十五、S號社債發行ノ年月日 昭和年月日
昭和 年 月 日
- 何株式會社
取締役社長 何 某

〔書式六八二〕

興亞工業株式會社第壹回物上擔保附社債(無記名式)

社債	金額	番號	枚數	合計金額	所有總額	所有枚數

尙ほ記名式社債原簿の雛形を參考に示すと次の書式六八三の通り、この場合、共通記載事項を原簿の冒頭に記載すべきことは無記名式の場合と同様だ。

〔書式六八三〕

社 債 原 簿 (記名式)

氏名	住所	社 債 券				買入債券			
		額面金額	番號	枚數	合計金額	額面金額	番號	枚數	合計金額

買入債券ノ姓名住所氏名
買權設定通知年月日

書名書換月日
書換請求

〔書式六八四〕

第何回物上擔保附社債第何號利札原簿

社債番號	昭和20年		昭和21年		昭和22年		昭和23年		昭和24年	
	1月渡 (1)	照合	7月渡 (2)	照合	1月渡 (3)	照合	7月渡 (4)	照合	1月渡 (5)	照合

(備考) 無擔保社債ノ場合モ同様ナル

(三) 社債原簿の謄本の作成と備置
 擔保附社債は無擔保社債と違つて、發行會社と社債權者との間に常に受託會社が介在し、

社債に附した擔保を受託し、總社債權者のためにその保存實行に當り、社債償還利息支拂に關する一切の權限を有し、社債權者集會の招集

等をなす特殊の關係があるから(擔七〇、三〇、四八、五三)等、委託會社が社債原簿

を作つた場合に、受託會社及び社債總額を引受けた第三者も原簿の謄本を必要とし、又受託會社が之を作つた場合には、發行會社及び右の第三者はその謄本を必要とする。

(一) だから法は、委託會社が社債原簿を作成したときは、その謄本を作つて、之を受託會社及び社債總額を引受けた第三者に交付するを要し(擔四一、四六)、受託會社が委託會社に代つて債券を發行し、社債原簿を作つたときはその謄本を作り、之を委託會社及び社

債の總額を引受けた第三者に交付すべきものとせよ(擔四五、四六一)。謄本の作成形式は次の通りで、

(1) この謄本には、之を作成すべき會社の取締役又は代表社員が署名して原本と相違なきことを認證せねばならぬ(擔四五、四六一、四六二)。

(2) 謄本は原本と同一のものでなければならぬ。

〔書式六八五〕

何株式會社第何回物上擔保附

社債い號原簿謄本

(前略) 書式六八一、六八二記載ノコト

昭和 年 月 日

何株式會社

取締役 何 某

此ノ謄本ハ原簿ニ據リ之ヲ作成シ原簿ト相違無キコトヲ認證候也

昭和 年 月 日

何株式會社

取締役社長 何 某

(一) 右の謄本の交付を受けた委託會社、受託會社は、之を本店に備置くこ

とを要する(擔四二、四五、四六一)。

原簿の記載事項の變更

(一) 變更取扱とその通知

(一) 記名社債の名義書換、質權の設定、消滅、債券の種別變更、社債償還債券の再發行、失効等によつて、原簿の記載事項に變更を生じたときは、その都度原簿を保存する會社が變更を加ふべきは勿論だが、之を保存しない會社に於ても、變更の取扱をすることがあるから、この場合にはその取扱をした者は、書面を以てその都度原本保存會社に通知を要する(擔四七)。

(二) 原簿を保存する會社は、自ら社債原簿に變更を加へ、又は變更の取扱をした會社から變更通知を受けたときは、原簿に變更を加へ、且つその都度取締役又は會社を代表する社員の署名

した書面を以て、謄本を保存する者に通知を要する(擔四三、四五、四六一)。

(二) 變更通知書の保存——謄本を保存する者が右の記載變更通知書を受取つたときは、社債原簿の謄本に添附して保存せねばならぬ(擔四三、四五、四六一)。

(三) 無擔保社債——に付ては別に規定はないが、原簿の記載事項に變更を生じたときは、その記載をすべきは勿論だ。

原簿又は謄本の閱覽

(一) 無擔保社債——に付ては、社債原簿は發行會社の本店に備置くことを要し謄本制度はない。株主及會社の債權者は、營業時間内何時でもその閱覽を請求し得、正當の事由なくして之を拒むと制裁がある(商二六三、四九八)。

社債原簿の効果

社債原簿に一定の記載をすれば、次の法律上の効果を生ずる。併しこれは記名式社債についてのみ適用あるもので、實際上記名式社債が全く發行されてゐないわが國の現状では、この規定は活用の餘地がない。

(一) 記名社債の移轉は、取得者の氏名及び住所

を社債原簿に記載し、且つその氏名を債券に記載することによつて、會社その他の第三者への對抗要件を備へる(商三〇七)。

(2) 記名式社債を質権の目的としたときは、質権者の氏名住所を社債原簿に記載し、且つ債券にその氏名を記載すれば、會社その他の第三者に對抗し得る(民三六五)。

(3) 發行會社又は受託會社が、社債権者に對してなす通知又は催告は、社債原簿記載の住所又はその者が會社又は受託者に通知した住所に宛て發送すれば足り、到達しなくともその通知又は催告は、通常到達すべかりし時に到達したものとみなされる(商三一八一)。

(4) 社債が數人の共有に屬する場合には、共有者は權利を行使すべき者一人を定むることを要し、權利を行使すべき者がないときは、發行會社又は受託會社の通知又は催告はその一人に對して爲せば足る(同條五)。

以上の規定は、記名社債の譲渡・質入、社債権者への通知に關し、社債原簿の記載に法律効果を認めたもので、これは記名株式の株主名簿記載に關する場合と、同一の効果を認めたのである。

18. 社債の譲渡・質入・信託の公示

社債の譲渡

社債券は、有價證券で權利を化體して輾轉流通する。ここに社債の經濟的妙味がある。社債券の譲渡に付ては、無記名式と記名式とに區別して考へる必要がある。

(一) 無記名式債券の譲渡——無記名債券は動産と看なされる(民八六三)から、その譲渡は債券の引渡によつて第三者に對抗し得(民一七八)、記名社債の如き手續を要しない。唯後日の紛争を防ぐため、譲渡證又は代金の受取證を取つて置く方がよい。

(二) 記名式債券の譲渡——記名式社債は實際上全く發行されてゐないが、この譲渡は當事者間では意思表示のみで效力を生ずる。

(1) 譲渡を以て會社その他の第三者に對抗するには、取得者の氏名及び住所を社債原簿に記載し、且つ取得者の氏名を債券に記載せねばならぬ(商三〇七)之は無擔保社債も擔保附社債も同様だ

(2) 唯擔保附社債の場合に、受託會社が委託會社に代つて債券を發行したときは、社債原簿は受託會社が保存し、委託會社はその謄本を有するに過ぎないから、債券の名義書換請求は受託會社にせねばならない(擔三九前)。

この記名社債の名義書換をした受託會社は、原簿にその記入をし、謄本を備へる者にその通知を要することは先に述べた(擔四三、四五)。

〔書式六八六〕

社債名義書換請求書

一、何株式會社第何回社債額面金何圓券 何通

但自甲第何號至第何號
右社債何某所有ノ處今般何某に讓渡致候間名義書
換相成度債券相添へ此段及請求候也
年月日

何市區町番地 何
讓渡人 何 某
何市區町番地 何
讓受人 何 某
何株式會社 御中

社債の質入

(一) 無記名社債券——は動産と看なされるから、その質入は債券の引渡のみによつて效力を生じ(民八六三、三四四)質権者又はその代理人が之を繼續占有すれば、その質権を以て第三者に對抗し得るが(民三五二、一八一、三四八)、實際問題として、後日の證據として質入者は質入證を出し質権者は質物預り證を取るがよい。

(二) 記名社債券——の質入は、債券の交付によつて效力を生ずるが(民三六

三)、會社その他の第三者に對抗するには、社債の譲渡に關する規定、即ち取得者の氏名及住所を社債原簿に記載し、且つその氏名を社債券に記載する(商三〇七)方法に從つて、會社の社債原簿に質権の設定を記入せねば、質権設定を以て會社、その他の第三者に對抗し得ない(民三六五)。

信託社債の公示

社債全額拂込前の債券發行を禁じた趣旨から、それ以前の社債譲渡は會社に對抗し得ないと解し得るからだ。

(1) 擔保附社債の場合に、受託會社が委託會社に代つて社債券を發行した場合には、社債原簿は、受託會社にあつて委託會社は謄本を有するに過ぎず、委託會社は原簿に質権の設定記入ができないから、受託會社に請求して質権設定の記入を受くべきである。

(2) 受託會社が右の質権設定を原簿に記入したときは、謄本保存者にその通知を要する(擔四三、四五)。

(三) 社債券發行前の譲渡又は質入——社債全額拂込前即ち債券發行前の社債の譲渡又は質入は、當事者間では有効だが、會社その他の第三者に對抗するには、全額拂込後、債券の發行を求めた上、右の對抗手續を要する。法が

(一) 信託社債たる對抗要件——社債券は無擔保、擔保附を問はず、信託財産とすることができ、法は受託會社の信託財産と固有財産を區別するために、公示方法を定め、この場合、社債券上に信託財産なることを表示し、且つ社債原簿に信託財産なる旨を記載せねば、之を以て第三者に對抗し得ないとした(信託法三三)。

信託財産は委託者の財産で、信託會社の財産ではないが、右の公示方法がしてないと、その信託會社が強制執行を受けたり、破産した如き場合に信託財産だと主張し得ないのだ。

(二) 公示方法

(1) 法は單に社債券といひ、記名式。

無記名式の區別をしないが、その性質上記名式社債は、債券上の表示と社債原簿上の記載とを要し、無記名式社債は、單に社債券上の表示のみで足りると解する。

(2) この信託公示手續の社債券上の表示は、發行會社又は公證人がなし、社債原簿上の記載は、發行會社のみがする(大一一勅五一五)。

だが擔保附社債で、受託會社が發行會社に代つて社債を發行した場合には、社債原簿は受託會社にあるから、受託會社が原簿上の記載をなすべきものだ信託公示の變更又は抹消も同様。

19. 社債の轉換

新商法は、會社が無擔保社債を募集する場合に、社債權者が社債を株式に轉換することを請求し得ることを認めた(商三六四―三六九)。即ち社債の株式への轉換制度である。この轉換社債を發行すると、それだけ資本の増加が豫定されるから、當然會社の増資を伴ふことになる。

擔保附社債の轉換に付ては、從來社債の轉換を認めないわが法制では、擔保法には勿論何等の規定はないが、無擔保社債を株式に轉換を認める以上、擔保附社債に之を認めない理由はないから、商法所定の社債の轉換の規定は、擔保附社債に當然類推適用さるべきものである。

轉換社債に付ては、株式會社篇の「社債の轉換による増資」の所で、詳しく述べた(二九九頁以下)から参照されたい。

減債基金、社債の 利拂と借換

20. 減債基金

は、國家が剩餘金を以て國債償還に當つたことに始まるが、これが株式會社の社債償還に應用された。

減債基金とは

減債基金は、それだけ社債償還のため

減債基金設定の効果

廣い意味では、社債償還に充つべき基金を指し、それが利益から積立てたものたると資産の一部たるを問はないが、狭い意味では、社債の減少又は償還のために、利益の中から設定される資金をいふ。通常は狹義の意味である

任意積立と強制積立

(1) 減債基金は、會社が財政擁護の立場から自發的に積立てる場合がある。社債權者としては有利なことは勿論だ

の擔保力を増大することになるから、社債權者を利する。その條項は社債發行の場合通常特約されるが、この制度は無擔保社債にも擔保附社債にも行はれる。その効果は次の點にある。
(1) 償還期限前又は償還日に社債の確實支拂を期待し得るから、社債の信用を増大する。
(2) 社債の擔保力を増大するから募債が容易となる。
(3) 平時収益から減債積立をすれば巨額の支拂資金の流失を押へる。
(4) 減債基金で自己社債に投資すれば社債相場の維持ができる。

が、これは優良な會社でない限り、會社の都合によつて取止め中止し、積立金を他に流用する等自由なだけに、確保が期し得られない。

(2) そこで社債募集に當つて、減債基金條項設定の特約が行はれる。起債會社も募債が容易になるから、進んでこれに應ずる。この特約によつて、減債基金の設定は強制的となる。近時社債引受業者の申合によつて、擔保制と並んで減債基金制の原則を立ててから、これによるものが多くなつた。

減債基金の積立に當つては、年々の積立額を一定する場合、一定額以上とする場合、商品の買上高の幾らとする場合等いろいろあるが、普通は利益から一定額又は一定額以上を積立るとするものが多い。

(3) 減債基金は強制設定の場合、これを起債會社に保管せると危険だとの見地から、受託會社に保管させる場合があり、又その保管方法を銀行預金

又は信託預金等と限定する場合もある。これを受託會社が保管するか否か保管するとすれば、如何なる方法で保管すべきかは、一に當事會社間の信託契約によつて決定される。

21. 社債の利拂

社債によつて調達した資金に對しては一定の利息を支拂ふ。利息は通常確定率を以て年何分といふやうに定める。米國では不確定率で定め、例へば通貨支拂は年六分、金貨支拂は年五分とし、或は一六〇年迄は年六分、その後は年七分の如く、償還期限の中途で利率を変更する場合があるといふ。

社債利率の定め方

は金融市場の趨勢殊に一般金利、會社企業の性質、會社の信用状態、社債擔保乃至保證の有無、募債條件殊に償還期限の長短、發行價格等を綜合考量して定められる。

利拂期

金は保管して置いて、利札所持人の請求によつて、その金額を支拂ふのである(商三一五)。これに付ては後述する(八二六頁)。
社債権者は、社債の償還金から欠缺利札の金額を控除されても、利札の譲渡によつて通常時價を得て居るから損はなく、利札の取得者は一定期日毎に利拂のあるべきことを信じて譲受けるから、これを保護するためだ。

(二) 利拂場所——は、社債の直接募集の場合は、發行會社の本支店・出張所とするのが普通で、委託募集その他の場合には社債権者の利子取立の便を考慮し、銀行・信託會社等に委託するのが普通だ。

利札の譲渡

(一) 利札は利息支拂請求権を化體する無記名有價證券だから、債券と切離して自由に譲渡し得られ、利札の所持人は、その期の支拂期が到來すれば、之を呈示し、引換に利子の支拂を請求し得る(東地昭二)。

(二) 右の如く利札は債券と分離して自由に譲渡轉轉するから、社債を繰上償還する場合に、利拂期未到來の利札があるときは、その金額だけは社債の償還金から控除して支拂ひ、その控除

は年二回が普通で、一回とする場合は少い。利拂期は六月二十日、十二月二十日の如く確定日とし、前毎半年分を支拂ふものとし、社債發行又は償還の場合は、半年に満たぬことがあるからこの場合は日割計算とする。又利拂當日及び社債償還日以後の償還金には、利息を附けないとすることが一般だ。

利拂の方法と場所

(一) 利拂は豫め支拂場所を定めて置き、

(1) 社債権者に受取りに來させ、又は直接送附する方法と、
(2) 債券に一覽拂約手の如き利札を附屬させ、その期分を切取つて利札引換に支拂をする方法

とがある。(1)は記名式債券利拂の方法であり、(2)は無記名債券利拂の方法だが、記名式債券でも利拂の簡易化のため(2)の方法が便宜だ。

22. 社債の借換

社債の借換は社債の轉換とは違ひ、新社債を發行してその資金で舊社債を償還することだ。

社債借換の行はれる場合

社債の借換は

- (1) 償還期限が満了したが、他に資金を得る方法がないとき
 - (2) 既發社債よりも有利な條件で募債し得るので、新債を起しその資金で舊債を全部償還するとき
- に行はれる。社債はなるべく有利な條件で、長期のものが最上だが、(1)の場合にはそんな事を考へておられず、案外

不良な條件でも新債の發行を餘儀なくされる。償還期限が來れば、更にその期限延長のために借換が行はれ、社債は無期限に繼續し得る。

右の(2)の場合には、社債負擔の利子輕減のためだが、單に低利だからとて行はれるのではなく、發行利廻(既述七六九頁)、引受手数料、募集費用、全部償還までの諸掛り、額面と發行價額との差損、その他を調査検討して借換を利益とする場合にのみ行はれる。

確定日分割償還の場合

は、低金利時代が來ても低利借換はできぬが、實際は社債募集の場合に、臨時償還をなし得るやうに定めてあるのが通常だから、据置期間後は何時でも借換ができるわけだ。

新舊社債の重複による法定額超過の場合

社債の發行總額は、拂込株金額又は最終の貸借對照表による會社の現存純財産額、その何れか少い額を超え得ない(商二九七II)。つまり拂込株金額と會社の純財産額と較べて、その少い金額を最高限度とする。唯特殊の銀行會社、事變關係事業會社等に付ては、特別の法規でこの制限超過を許されてゐるにすぎない。

(1) 所が社債借換の場合には、借換た資金で舊債を償還するのだが、その資金は償還期日の二三日前に支拂銀行に預託を要する。だが新債の拂込は、拂込期日の二三日後でないとい發行會社の資金とならないから、一週間位は新舊兩債が重複し、右の原則に反する。

借換の發行餘力が不足な場合

社債の分割發行に於て、總額三千萬圓の内二千萬圓を發行し、第一順位の抵當權を設定した場合に、これを借換へるには發行餘力は一千萬圓しかないもので、このまゝでは借換ができぬ。この場合二千萬圓を借換へるには、

- (1) 一千萬圓を他から一時借りて舊債を償還し、發行餘力を二千萬圓にして新債二千萬圓を起すか、
 - (2) 一千萬圓は第二順位の抵當權を設定して發行し、舊債を償還して之を第一順位に直すか、
- 何れかの方法によるの外はない。

乗換應募

借換のため新社債を募集するに當つて

は、舊社債權者に舊債を以て新債に應募を認めることは盛んに行はれる。これを乗換應募といふ。

社債借換は舊社債權者に強制するわけに行かぬから、希望者だけに乗換へて貰ふのだが、希望者を多くするため、新債發行に付て舊社債券を代用證券とすることを認め、これを提供するときには、乗換應募者に、

- (1) 社債申込證據金の差入を免除する
- (2) 優先募入する
- (3) 發行價格を幾分安くする

といふやうな種々の特典を與へることが一般に行はれてゐる。

- (2) そこで從來この形式を通れる方法として、償還と拂込を同一日中に行ひ舊債の償還登記を先にし、その直後新債の拂込登記をやればよいが、實際上償還が一日の内に完了することはないから、便宜上監査役が償還登記に添附すべき償還證明書を提出して間に合せてゐたが、これは已を得ざる方法だが法律的効力は疑はしい。
- この不便を除くため新商法は、舊社債償還のためにする社債募集(舊債借換)に付ては、その舊社債の額は社債總額中に算入しないこととし、この場合には拂込期日、若し數回に分割拂込をさせるときは、第一回の拂込の期日から六ヶ月内に舊債を償還することを要すとした(商二九七II)から、借換手續は非常に容易になつた。

社債の償還

社債の償還方法は、普通手続による方法と、強制手続による方法に分けることができ、又強制手続による場合は、無擔保社債の場合と擔保附社債の場合とで方法が違ふ。以下償還手続について説明する。

23. 普通手続による社債償還

社債の發行會社は、社債申込登記載の約款によつて社債を償還せねばならぬ

償還額は額面額が普通

であるが、理論上その上下に定めることは差支ない。併し實際上額面以下の償還や割増附の償還を約する場合はな

いやうだ。もし償還額が額面を超えることを定めた場合には、その超過額は各社債に付て同率でなければならぬ(商三〇〇)。
これは社債権者平等の原則の表れであり、射替の弊害防止にあるが、勲業債券には、抽籤による割増金附制度が認められ、又元本七圓の債券が、利拂なしの十七年満期償還額十圓といふ如き種類のものがある。

償還方法と期限

社債の償還方法は、信託證書・社債申込證・社債登記・社債券等に記載されてゐるが、これに隨時償還と定時償還と買入償却とがある。

(一) 隨時償還——社債には償還期限があるが、この期限の中途で會社が自由に償還し得るものを隨時償還といひ會社に取つては甚だ利益で、頗る弾力性に富み、償還に付て自由に裁量し得

る特徴をもつ。

この種社債は、償還資金を得た場合には何時でも社債の全部又は一部を償還し得るし、又低金利時代となれば低利債換もできる。故に隨時償還社債は現今の一般的傾向だ。

(1) だが、この隨時償還は、社債権者には極めて不利だから、その保護方法として据置期間を定める。据置期間中は、社債権者の意思に反して償還はできない(民一三六Ⅱ但)。通常一年乃至三年の期間を定めるが、その長短は大體償還期限に比例してゐる。

更に償還期限の長短は、社債の利廻(七六九頁)に關係をもつが、利廻の大きいときは償還期限は短期に、小さいときは長期とする傾向にある。

(2) 隨時償還が一部償還の場合は、抽籤償還によることも多く、番號順償還といふものもある。その方法を豫め定めたときはそれによらねばならぬ。

(二) 定時償還——は年々又は毎半年毎に期日を定めて、一定額又は一定額以上を償還する方法で、この方法を定

めたときはこれによるべきは勿論だ。

發行會社が右の約款に従つて一定時期に抽籤をしないときは、社債権者は違約を理由として會社に對して社債契約を解除し得るのであり(大審六一四)、又抽籤が不公正なときは、抽籤のやり直しの請求及び損害賠償の請求ができる(三) 一部償還と抽籤——隨時償還でも定時分割償還でも、社債の一部を償還する場合には、抽籤で定めるのが普通だ。

抽籤の方法は、豫告、抽籤の執行、當籤債券番號の公告の順で行はれる。

- (1) 豫告——償還さるべき社債の名稱、償還額、償還期日、抽籤執行日その方法を償還期日の一ヶ月又は二三ヶ月前に豫告する。
- (2) 抽籤の執行——抽籤は豫定期日に、受託會社立會又は公開で行ふ。償還さるべき總金額に對する各社債償還金額の割合は、總社債に於ける各社債券の金額別枚數別に比例して行ふのが公平だ。
- (3) 番號の公告——抽籤によつて當籤債券の番號が決つたら、償還期日の一週間乃至三十日

社債の償還(23) 普通手続による社債償還

位前に、社債券又は定款所定の新聞紙に公告する。
(四) 買入償却——社債については、自己株取得禁止の如き規定はないから會社は自由に自己の社債を買入れて償却することができる。これは通常、社債の市價が額面を相當割つたときに行はれる。買入價格は額面の上下、不均一を問はない。
會社が自己社債を取得しても、それは普通の債權と違ひ、有價證券だから混同(民五二〇)によつて消滅せず、更に手形如く、第三者に譲渡し得るものと解される。故に買入社債を破棄した場合にはのみ、社債の償還と同一の効果を生ずる。

社債償還手續

(一) 辨濟は債券と引換に——社債権者は債券と引換に償還額の支拂を請求

し得る(商三〇九)。故に發行會社又は受託會社は、これと引換でなければ社債の償還を拒絶して差支ない。これは社債が有價證券(殊に無記名式の場合)たる以上當然だ。

従つて債券を亡失した者は、公示催告手續を経て除權判決を得(民五七、民訴七六四以下)、債券の再交付を受けた上、社債償還の請求をするのが順序だが、事實債券の再交付を要せず、除權判決の名義人に支拂へばよい。除權判決を得た者がその權利を譲渡するには、指名債權譲渡の方式による(民四六七、四六八)。

(二) 償還金の交付義務者——は、直接募集の場合は發行會社が直接償還するが、委託募集の場合は、發行會社は受託會社に一括償還し、受託會社から社債權者に償還する。

發行會社が受託會社に社債償還額を辨済したときは、その責任を免れ(大審昭六)、たとへ會社が之を他に流用その他によつて社債權者に支拂を怠つても、發行會社に責任はない。受託會社は償還金受領の権限があるからだ。

(三) 繰上償還の場合に欠缺利札があるとき

るとき

(一) 發行會社が無記名社債を期限前に繰上償還する場合には、利拂期未到來の利札は、全部債券に添附されていなければならない筈だから、若し利札の缺けたのがあるときは、之に相當する金額を償還額から差引いて支拂をする(商三一五I本)。併し既に支拂期の到來してある利札に付ては、元金から獨立して別に發行會社が支拂ふ責任があるから、差引くことはない(同條I但)。

(二) 右の欠缺利札の所持人は、何時でも之と引換に、會社が保管する右の控除金額の支拂を請求し得る(同條II)。

(1) 債券所持人が、債券から利札を切離して他に譲渡することは常に行はれるので、この場合利札は債券と獨立に轉讓する。従つて利札所持人を保護する必要があり、債券の所持人は利札の譲渡に當つて相當の對價を得てゐるのだから、欠缺利札に相當する金額を控除されても不當にその利益を害することはないからだ。

(2) 欠缺利札の金額控除後の利札は、最早や利

息請求権を表彰するものでなく、控除金額請求権を表彰する。従つて法は、利札面の辨濟期如何に拘らず、右社債の償還後何時でも控除金額の請求をなし得るものとしたのだ。國債ニ關スル法律七五にも同様の規定がある。

(三) 擔保附無記名社債に付ては以上の如き規定はないから、この點について信託證書に別段の定を必要とする。

(四) 供託——社債元金の辨濟に當つて、社債權者がその受領を拒み又は受領することができないとき、若し社債權者を確知し得ないときは、會社はその辨濟金を供託して、債務を免れ得る(民四九四)。この場合、擔保附社債に付ては供託する義務がある(商八八I)が、無擔保社債にはそんな規定はないから供託するとは會社の自由だ。

社債償還に關する受託會社の権限と義務

(一) 権限——受託會社は、社債權者

のために社債の償還を受けるに必要な一切の裁判上・裁判外の行爲をなす權〔書式六八七〕

社債償還公告(一)

當社第何回社債償還額ヲ左記ノ通り満期償還シ、致候間社債券並利札引換ニ元利金御受取被下度此段公告候也

但右社債ハ昭和七年七月一日募集(昭和七年七月二十日發行)ノ當社第何回物上擔保附社債ニ乘換ノ便宜有之候
償還金額 金貳拾萬圓也
償還期日 昭和七年七月二十日
支拂場所 株式會社何銀行本店及内地各支店

償還債券ノ種類及記番號

壹百圓券(甲) 枚	840	228	124	457	890
壹千圓券(乙) 枚	126	65	78	4	90
壹千圓券(丙) 枚	117	19	12	4	90
壹千圓券(丁) 枚	22	8	5	2	0
壹千圓券(戊) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(己) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(庚) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(辛) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(壬) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(癸) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(甲) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(乙) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(丙) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(丁) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(戊) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(己) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(庚) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(辛) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(壬) 枚	33	2	8	5	2
壹千圓券(癸) 枚	33	2	8	5	2

昭和二十年七月三日 何株式會社

社債の償還(28) 普通手續による社債償還

社債償還公告(二)

當社第何回物上擔保附社債第何次定時償還ノ爲抽籤ノ結果下記番號債券當籤致候ニ付此段公告候也

償還金額 金貳拾五萬圓也
償還期日 昭和二十年七月十日
支拂場所 八田銀行本支店、三石銀行本支店

壹百圓券(甲) (15枚)	五百圓券(乙) (9枚)	壹千圓券(丙) (44枚)	五千圓券(丁) (10枚)	壹萬圓券(戊) (15枚)
自 116 至 120	自 24 至 51	自 451 至 459	自 47 至 48	自 20 至 22
251-255	86	766-774	101-102	51-53
426-430	181-184 381-382	861-868 961-969	171-172 241-242 381-382	86-88 121-123 161-163

昭和二十年六月

何株式會社

限を有する。受託會社が二以上あるときは、その権限に屬する行爲は、共同して行はねばならぬ(商三〇九I、三二〇)。擔債法にも同様の規定がある(擔八四)。

を公告し、且つ知れた社債權者には各別に之が通知を要する(商三〇九II)。社債權者は債券と引換に償還額の支拂を請求し得る(商三〇九III、同條III但)。

(2) 會社がある社債權者に對して爲した辨濟・和解その他の行爲が、著しく不公正なときは、受託會社は訴を以てその行爲の取消を請求し得る(商三四〇)。これについては後述する(八三一頁以下)。

(三) 義務——受託會社が二以上あるときは、社債權者に對して連帶して償還額の支拂をなす義務がある(商三一I) この義務は發行會社に代つて償還する意味ではなく、發行會社から交付を受けた償還金額に付てのみ受託會社間に連帶責任があるのだ。

擔債法は、受託會社が發行會社から辨濟を受けた金額を自己のため消費したときは、消費金額を辨濟すべきは勿論費消日以後の法定利息を支拂ふ外、社債權者が被つた損害を賠償すべきもの

としてゐるが(商八八五)、別に規定がなくとも當然だ(民六四七)。

時 效

(一) 社債の償還請求権——は發行會社に對すると受託會社に對するを問はず、十年を経過したときは時効によつて消滅する(商三二六一)。

(1) 社債は會社の附屬的商行為に因る債権だから、特別の規定がなければ五年で時効にかゝるが、これは公衆より募集するものであり、振替流通する性質のものだから、社債権者保護のため十年としたのだ。國債は十年、勸業興業債券は十五年となつてゐる。

(2) だが實際は、社債發行の特約によつてこの期間を五年とするのが一般の例である。

(二) 社債の利息債權——は民法で五年となつてゐるが(民一六九)、商法はこれと同様五年として規定し、尙ほ欠缺利札の表彰する控除金額請求權も同様五年と定めた(商三一六五)。

時効の起算點は支拂期日の翌日である。會社が整理上この五年とか十年とかの長期間保管するのを不便とするときは、供託することによつて債務を免れ得る(民四九四、四九五)。

(三) 擔保附社債に時効の定なし——擔債法は社債の元利償還に付て社債權者を確知し得ないとき、社債權者が受領を拒み若は受領不能の場合は受託會社はその社債權者の爲に交付すべき金額の供託を命じ(商八八五)、特に時効期間を定めてゐない。

登記 手 續

(一) 社債償還の登記——社債の償還は登記事項の變更となるから、無擔保社債に付ては、本店の所在地では二週間内に、支店の所在地では三週間内に擔保附社債に付ては遅滞なく、發行(委託)會社は社債償還の登記をせねばならない。この申請書には償還を證す

る書面を添附し、委託會社の總代表取締役が申請する(商三〇五五、六七、七一七、非一九二、一九八ノ三)。

〔書式六八八〕

株式會社社債償還登記申請書

- 一、商 號 何株式會社
- 一、本 店 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 社債一部(全部)償還ノ登記(又ハ物上擔保附社債一部(全部)償還ノ登記)
- 一、登記ノ事由 年月日登記シタル社債總額金五百萬圓ノ内金五拾萬圓ヲ年月日償還シ社債總額ヲ左ノ如ク變更(又ハ……金五百萬圓全額ヲ年月日償還)シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム
- 社債總額 金四百五拾萬圓

〔擔保附社債〕

- 年月日登記シタル物上擔保附社債總額金五百萬圓ノ内金五拾萬圓ヲ年月日償還シ社債總額ヲ左ノ如ク變更(又ハ……金五百萬圓全額ヲ年月日償還)シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム
- 社債總額 金四百五拾萬圓
- 一、登録税 金拾圓(支店貳圓)
- 一、添附書類 社債ノ一部(全部)ノ償還ヲ證スル書面 何通
- (支店ハ本店ヲ爲シタル事項ノ登記簿抄本)
- 右登記相成度此段申請候也
- 年 月 日

24. 強制手續による社債償還

る社債償還

發行會社が期日に利息又は社債金額を償還しないときは、社債權者は訴訟手續に訴へねばならなくなる。この場合社債には期限の利益喪失の制裁は記載されてないのが一般だから、會社の財政が悪化した場合でも、その請求權は既に發生した債權に限られる。これでは社債權者保護に缺けるから、法は特別規定を設けた。以下無擔保社債と擔保附社債の各場合に分けて述べる。

無擔保社債の場合

の強制方法は二つある。

何市區町番地 申請人 何株式會社
何市區町番地 代表取締役 何 某郎
何區裁判所(何出張所) 御中

(一) 社債轉換に因る資本増加及び社債減少の登記——社債を株式に轉換すると、社債の減少と同時に資本の増加を生ずるから、實質上社債償還を生ずる。この登記は、總取締役及び總監査役の申請によつてなし、その申請書には、社債轉換の請求書の添附を要する(非一九五、一八九ノ二)。社債を株式に轉換することに付ては、株式會社の増資の項で詳述したから参照されたい(二九九頁以下)。

〔書式六八九〕

株式會社社債轉換ニ因ル資本増加及社債總額變更登記申請書

- 一、商 號 何株式會社
- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 社債轉換ニ因ル資本増加及社債

總額變更ノ登記

- 一、登記ノ事由 社債ノ轉換ニ因リ昭和何年(上)下)半期ノ營業年度ノ終ナル年月日社債總額金壹千萬圓ノ内金四百萬圓ヲ株式ニ轉換シタルニ付社債總額ノ變更及資本増加ノ登記ヲ求ム
- 社債ノ總額 金六百萬圓
- 増加資本ノ額 金四百萬圓
- 各株ニ付拂込ミタル株金額 金五拾圓
- 一、課税標準價格 金四百萬圓
- 一、登録税 金八千圓(増資拂込株金額ノ千分ノ五但社債ニ付納付登録税額ヲ控除——支店貳圓)
- 一、添附書類 社債轉換請求書 何通
委任狀 何通
(支店テハ本店ヲ爲シタル事項ノ登記簿抄本)
- 右登記相成度此段申請候也
- 年 月 日

何市區町番地 申請人 何株式會社
何市區町番地 取締役 何 某
(以下總取締役及總監査役列記)
何市區町番地 右代理人 何 某郎
何區裁判所(何出張所) 御中

社債権者集會の決議による場合

(一) 辨済の請求——會社が社債の利息の支拂を怠つたとき、又は定期に社債の一部を償還すべき場合にその償還を怠つたときは、

(1) 社債権者集會の決議(八四九頁以下参照)によつて、會社に對し一定の期間内(二ヶ月を下るを得ない)に、その辨済をなすべき旨、及びその期間内に辨済しないときは、社債の總額に付て期限の利益を失ふべき旨を通知することが出来る(商三三四一)。

(2) この通知は確實を期し、且つ後日の證據のために、書面(内容證明が最も可)でなすことを要する(同條Ⅱ)。

〔書式六九〇〕
辨済ノ請求並二期限ノ利益喪失ノ通知書

拜啓貴會社發行ノ第何回社債ノ償還方法及期限ハ年月日迄償還キ爾後毎年何月何日、何月何日ノ或回ニ各額面金何萬圓以上ヲ償還スヘキ定(又ハ利息支拂方法及期限ハ毎年何月何日、何月何日ノ或回ニ各其前半年分ヲ支拂フヘキ定)ナル處年月日分ニ付テハ今日迄御支拂無之、就テハ右金額ヲ來年月日迄ニ御辨済相成度若シ右期間内ニ辨済無之トキハ右社債總額ニ付期限ノ利益ヲ喪失可致候右年月日社債権者集會ノ決議ニ基キ此段請求並ニ及通知候也

何市區町番地
受託會社 何信託株式會社
代表取締役 何 某
何 某
〔又ハ何株式會社債権者集會代表者ノ執行者
—何某節—
委託會社何株式會社
取締役 何 某
年 月 日

(3) 會社が右の指定期間内に、利息や分割元本の辨済をしないときは、社債の總額に付て期限の利益を失ひ(同條Ⅲ)元利一時に支拂はねばならなくなる。擔債法にも同様の規定がある(擔七九)。

公告し、且つ知れた社債権者には、各別に之を通知せねばならぬ(商三三五、擔八〇)。

この公告は發行會社の定款に定むる方法とする(改商施六一)。

〔書式六九一〕
社債總額ニ付期限ノ利益喪失公告

何株式會社發行ノ第何回社債ノ一部償還(又ハ利息)支拂ニ付社債権者集會ノ決議ニ依リ年月日同會社ニ對シ年月日迄ニ其ノ辨済ヲ爲スヘキ旨及其ノ期間内ニ辨済ヲ爲ササルトキハ社債總額ニ付期限ノ利益ヲ喪失スヘキ旨ノ請求並ニ通知ヲ爲シタルモ同期間内ニ辨済ヲ爲サリシニ因リ同會社ハ右社債總額ニ付期限ノ利益ヲ喪失シタルニ付此段公告候也

年 月 日
受託會社 何信託株式會社

(三) 訴の提起——かくて債権者集會の決議執行者は、その決議に基いて訴訟を起し、發行會社の財産に強制執行をして辨済を受ける順序となる。擔債法ではこの場合、強制執行又は擔保權の實行をする(擔八二、八三)。

詐害行為の取消

(一) 詐害行為——發行會社が財政難で、社債の利息や元本を償還しない場合、受託會社は社債の償還を受けるに必要な一切の權限を有するが(商三〇九)各社債権者も自己の權利行使は自由になし得るから、會社財産に對し、假差押や假處分又は破産申立等をして強硬に迫り、會社を強壓し、又は特別な關係を利用して有利に辨済を受ける等、拔駮の功名をやる者があるが、これは社債権者平等の原則に反し、他の債権者を詐害することになる。

(1) そこで法は、會社がある社債権者に對して爲した辨済・和解その他の行

爲が著しく不正なときは、受託會社は、又社債権者集會の決議があるときは、その代表者又は執行者は、訴を以てその行為の取消を請求し得るとした(商三四〇Ⅰ、三四一)。

(2) 受託會社の外、社債権者集會の代表者又は執行者が訴を起し得るものとしたのは、受託會社のない場合、又は受託會社が訴を提起しない場合があるからだ。この訴は、右の者以外の個々の社債権者の提訴權を認めない。

(二) 取消原因——は、會社の行為が同種の他の社債権者との公平を著しく害する事實があれば足り、發行會社の惡意を必要としない點は、民法の詐害行為が、債務者がその債権者を害することを知つて爲した法律行為なることを要する(民四二四)のと大いに異なる。

(1) 併しこの訴でも、受益者又は轉得者が、その行為又は轉得の當時、その

行為が著しく不正な事を知らなかつた場合には、取消原因とはならない(商三四〇Ⅱ、民四二四Ⅱ但)。

(2) 著しく不正とは、その行為が他の社債権者の利害に甚大な影響を及ぼし、その社債権者が他の社債権者より不當に良い待遇を受け、著しく公平を失する場合をいふ。

(三) 訴の提起

(1) 受託會社は、取消の原因たる事實を知つた時から六ヶ月、行為の時から一年内に訴を起すことを要し、

(2) 社債権者集會の代表者又は決議執行者は、右行為の時より一年内に限り訴を起し得る(商三四〇Ⅰ、三四一)。この訴は、發行會社の本店所在地の管轄地方裁判所に專屬する(商三四〇Ⅲ、八八)。

(イ) あまり行為の時から時日を経過しての訴は効果がなく、且つ發行會社に酷だから、除斥期間を設けたのだ。

(ロ) この訴と民法の詐害行為取消(民四二四)

の訴とは、同一原因に付て併存し得るのであり、又この訴の提起期間經過後は、民法規定によつて詐害行為取消の訴を起すことができる。但しこの訴が併存する場合、何れか一方が原告勝訴の判決を得れば、他の訴は目的を失つて取消権は消滅する。

(一) 訴の被告は、委託者と受託者又は轉得者を共同被告とすべきでなく、受託者又は轉得者のみを被告とすべきものである(大審大九、東地昭三、東地昭五)。

〔書式六九二〕

不正辨濟取消請求ノ訴狀

何市區町番地
原告 何信託株式会社
右法律上代理人 取締役 何 某
何市區町番地
被告 何 某

(以下列記ノト)

不正辨濟取消請求ノ訴
訴訟額金何圓
請求ノ趣旨
被告等カ年月日何株式会社ヨリ受ケタル別紙目録記載ノ各當該金額ノ辨濟ヲ取消ス訴訟費用ハ被告等ノ負擔トストノ判決ヲ求ム
請求ノ原因
一 原告ハ訴外何株式会社ノ第何回社債總額金何萬圓募集ノ受託會社ニシテ被告等ハ其ノ社債

權者ナル所右社債ノ償還方法及期限ハ年月日迄据置キ爾後毎年何月何日及何月何日ニ各額面金何萬圓以上ヲ償還スヘキ定ナリ

二、然ルニ右訴外會社ハ年月日償還スヘキ金何萬圓ノ辨濟ヲ爲ササルニ依リ社債權者集會ノ決議ニ基キ年月日右金額ヲ年月日迄ニ辨濟スヘク若シ期間内ニ辨濟セサルトキハ社債總額ニ付期限ノ利益ヲ喪失スヘキ旨ヲ請求並ニ通知ヲ爲シ同書面ハ年月日右訴外會社ニ到達シタルモ期間内ニ辨濟セザリシヲ以テ其ノ社債總額ニ付期限ノ利益ヲ喪失シタリ

三、而シテ右訴外會社ハ其ノ後一般ノ社債權者ニ對シテハ毫モ社債ノ辨濟ヲ爲ササルニ拘ラス被告等ニ對シテノ別紙目録記載ノ通り總額金何萬圓也ノ辨濟ヲ爲シタルハ著シク不正ナルヲ以テ其ノ辨濟ノ取消ヲ求ムル爲本訴ニ及ヒタリ

證據方法並ニ附屬書類
一、社債募集委託契約書、社債權者集會議事録、同決議認可決定書、請求並通知書寫各壹通
二、辨濟領收簿寫
三、商業登記簿抄本
年 月 日 右原告何信託株式会社 何通
取締役 何 某

(四) 裁判の效果——原告勝訴の場合には、發行會社の爲した行為は取消されて、初から無効と看なされ(民二二一)

本、復歸した財産は、總社債權者及びその他の會社債權者全體の利益のために效力を生ずる(商三四〇五、民四二五)。

擔保附社債の場合

擔保附社債の場合に社債の償還を強制する方法は、擔保權の實行によることは一般の場合と同様だ。擔保權の實行とは、社債の擔保物を法定手續によつて競賣し、その代金より債權の辨濟を受けることだが、擔債法は、この擔保の性質上種々の特則を設けた。

擔保權の實行をなし得る場合

に付ては、無擔保の場合と稍々重複する點もあるが次に列挙する。

(一) 社債總額を期限内に辨濟しないとき(擔八二前)——この場合は、受託會社は遅滞なく社債權者集會の決議によつて擔保權を實行する。

(二) 委託會社が社債の辨濟を完了せず解散したとき(同條後)——は、受託會社は遅滞なく社債權者集會の決議により擔保權を實行する。

この場合は、辨濟期の到来前でもなし得る。併し會社が解散しても、それが合併に因る場合は、合併による存續會社又は新設會社が權利義務を包括的に承繼するから、本條の適用はないものと解される。

(三) 委託會社が定期に社債の一部を償還すべき場合に之を遅延したとき(擔七九)——は、受託會社は(一)(二)の場合の如く、集會の決議によつて直ちに擔保權の實行はできぬ。この場合には次の條件を要する。

(1) 委託會社が一部償還を遅延して二ヶ月を経過したときは、受託會社は社債權者集會の決議により、一定の期間内に支拂を爲すべき旨及びその期間内に支拂をしないときは、社債の總額に付て期限の利益を失はせる旨を、書面を以て委託會社に催告する。この期間内に支拂のないときは、委託會社は總額に付て期限の利益を失ひ、全額一時に支拂の義務が生ずる。

(2) かくの如く、委託會社が支拂を怠つても、擔保權の實行までには相當の時日を要するから、通常信託契約で別段の定をなし、催告手續を要せず、一定期間を経過すれば當然直ちに期限の利益を失ふ旨を定めることが多い。

(3) 委託會社が期限の利益を失つたときは、受託會社は遅滞なく之を公告し、且つ知れた社債權者及び社債總額を引受けたる第三者に各別に通知を要する(擔八〇)。

この條件及び手續は、無擔保社債の場合と大體同様だ(八二九頁以下参照)。

(四) 委託會社が社債の利息の支拂を遅延したとき(擔八一)——利息の支拂を遅延して三ヶ月を経過したときは、前記(三)の場合と同様な手續、即ち集會の決議を経て一定期間を定めて催告しその期間内に支拂をしないときは、元利金の總額に付て期限の利益を失ひ、受託會社は擔保權の實行をなし得る。

この場合に期限の利益を失つたとき、受託會社は遅滞なく之を公告し、且つ知れた債權者及社債總額を引受けたる第三者に各別に通知を要する。

(五) 委託會社が信託契約に定めた特約に違反したとき——受託會社は、法

定の場合の外、信託契約で特約をし、委託會社に種々な義務を負はせるのが普通で、例へば、

- (1) 社債の手取金を以て、先順位の擔保を附した債務の全部又は一部を辨濟すること、
- (2) 委託會社が増設・改設・新設等により取得した財産を、直ちに擔保に追加すること
- (3) 他の社債又は借入金のために供する擔保又は株主配當の制限
- (4) 擔保物中保險に附し得るものに付ては、火災保險・損害保險等を附し、受託會社に保險金請求權を賣入又は讓渡の手續をすること

等で、委託會社が之等の特約に違反したときは、期間を定めて催告し、社債總額に付て期限の利益を失はせる場合と、何等の催告を要せず直ちに期限の利益を失はせる旨の特約をする。この場合には、直ちに集會の決議を経て擔保權の實行をなし得る。

擔保權を實行する者

は受託會社で、その實行をなすことは義務である(擔七〇五)。

通常の擔保権は、之を實行する否とは擔保権者の自由で、その實行の義務を負ふことはないが、本擔保権は、受託會社に歸屬するとは云へ、總社債権者のために取得・保存するものだから、實行の義務を負はせられた。

(一) 特別代理人の選任——受託會社が右の義務に違反して擔保權を實行しないときは、放任し得ないから、既に述べたやうに擔債法は、社債權者集會をして特別代理人の選任を主務官廳に申請させ、主務官廳の選任した特別代理人に、擔保權を實行させることとした(擔八九一―七六七頁以下)。

(二) 擔保權は總社債權者のためにのみ實行し得る(擔七八)——前述の如く、この擔保は總社債權者のために受託會社が保存するから、一部社債權者のために實行し得ないのは當然だ。

(三) 擔保權の實行には社債權者集會の決議を要する(擔八二一)——一般の場合には、擔保權を實行するや否やは

擔保權者の自由だが、既述の如く、受託會社は總社債權者のために擔保權を有し、擔保の利益を享ける者は總社債權者だから、之を實行すべきや否やをその團體たる集會の意思によつて決するためだ。集會の決議に付ては後述する。

擔保權の實行方法

には、強制執行による競賣と競賣法による競賣とある。先に述べたやうに、本法は流質契約・動産質の代物辨濟を認めないから(擔七三、八二二、商五一五、民三五四)、受託會社が擔保權を實行するには、強制執行又は競賣法による競賣の申立をなす外ない(擔八三三)。その何れによるかは擔保の種類によつて異なる。この場合の債權者に對する異議は受託會社に對して主張し得る(同條三)。甲、強制執行の方法によるもの

は鐵道抵當・軌道抵當・運河抵當・自動車交通事業抵當で、之に對しては、受託會社は總社債權者のために付與された執行力ある正本に基き、擔保物に付て強制執行をする(擔四〇、軌抵一、運一三、自交四九)競賣法による競賣は認められない。

(一) この強制執行の手續——に關し軌道抵當・運河抵當・自動車交通事業抵當に付ては、鐵道抵當法が全般的に準用され(軌抵一、運一三、自交三八)、大體同一の法令に従ふから、次に鐵道抵當の實行に付て概説するが、自動車交通事業抵當に付ては、監督官廳は原則として干與しないから、鐵道抵當法で監督官廳へ通知・届出・申請を要する場合でも之を要せず、以下の説明で監督官廳とあるのは、登記所又は裁判所の意味である。その詳細は各法令に付て見られたい。

(二) 鐵道財團に對する抵當權の強制執行——は強制競賣又は強制管理によつてするが、抵當權者はその選擇に従つて、その一又は二の方法を併せて強制執行をなし得る(擔四〇)。

(一) 債務名義——抵當證書又は信託證書及び之に記載した事項を變更する契約證書は、強制執行に關しては、公證人の作成した債務名義と看なされ、その執行力ある正本は、監督官廳たる鐵道省の官吏が付與する(同四一)。その申請書式は次の通り(擔抵規二七)。
但し自動車交通事業財團に對する抵當權の強制執行には、執行し得べき一定の債務名義を要しない(自交四九一)。
〔書式六九三〕

執行文付與申請書
何市區町番地
何市區町番地
代表取締役 何 某

債務者 何鐵道株式會社
代表取締役 何 某
鐵道財團所有者ノ名稱及住所
右債務者ノ記載ノ通り(又ハ何々)
申請ノ趣旨
右債務者カ申請人ニ對シ設定シタル鐵道財團ニ對スル抵當權ノ強制執行ノ爲メ別紙信託證書(又ハ抵當證書)及契約證書ニ執行文ノ付與ヲ求ム
一、強制執行ヲ要スル事由
一、何々一、何々
添附書類
一、抵當證書(又ハ信託證書) 登通
一、擔保附社債信託法第十九條ノ三第一項ノ契約證書並ニ之ニ記載ノ事項ヲ變更シタル契約書 各登通

右申請書
年月日
鐵道大臣 股
右申請會社
代表取締役 何 某

(二) 強制競賣の申立——は、書面を以て、鐵道財團の所有者たる會社の本店所在地を管轄する區裁判所にする。その申立書の書式は次の通り(擔抵四二、四三)。
〔書式六九四〕

強制競賣ノ申立

何市區町番地
申立人(抵當權者) 何信託株式會社
代表取締役 何 某
何市區町番地
被申立人(債務者) 何鐵道株式會社
代表取締役 何 某
鐵道財團ノ所有者タル會社ノ商號及其ノ本店ノ所在地
右被申立人ノ記載ノ通り(又ハ何々)
強制競賣申立事件
競賣ニ付スヘキ鐵道財團ノ表示
一、別紙記載ノ通り
競賣ノ原因タル事由
一、何々
二、何々
添附書類
一、執行力アル何々正本 何通
一、鐵道抵當原簿ノ謄本 登通
(強制管理ノ開始ノアツタ場合ハ不要)
一、商業登記簿抄本(取締後ノ資格證明書) 何通

右申立會社
代表取締役 何 某
何區裁判所 御中
強制競賣の申立は競落期日までは競買人の同意があれば取下げ得る(擔抵四四)
(1) 競賣の開始決定・登録・公告

競賣の申立をする、裁判所は競賣開始決定をし、直に鐵道抵當原簿に競賣申立の登録方を監督官廳に囑託し(鐵抵四五、四六)、官報を以て、租税その他の公課を主管する官公署に對し、一定の期間内に鐵道財團の所有者に對する権利の有無及その限度を申出づべき旨を公告する(同四七)。

(2) 鑑定・競賣公告

次に裁判所は、監督官廳の意見を聽き、鑑定人を選定して、競賣に附すべき鐵道財團を鑑定させ、その評價額を最低競賣價額とし、競賣期日を定めて一定事項を官報に公告する(同四八、四九)。

(3) 競賣

競賣入札によつて行ひ、競買人の面前で開封するが、同價額の入札が二以上あるときは、同價額の者に再入札をさせて競買人を決定する(同五二、五三)。期日に入札のないときは、最低價額に達する入札のないときは、裁判所は職權を以て更に競賣期日を指定し、鑑定人の意見を聽いて最低價額を低減し得る(同五五)。

(4) 競落許可の決定

かくて競落人があれば、許可の決定をする。競落人が政府でないときは、決定確定の日より三ヶ月

内に鐵道大臣の許可を受けること。この決定に對しては、一定事由のあるときに限り異議の申立ができる(同五九、六〇)。

競落許可決定が確定すると、裁判所はその決定原簿を監督官廳に送附する。競落人が政府でないときは、競落人はその競落に付て、右の決定確定の日から三ヶ月内に鐵道大臣に許可の申請を要するこの申請に對しては監督官廳は許可せねばならぬ(同七三、七六)。

(5) 競落代金

競落代金は、競落許可決定の日又は監督官廳の許可を受けた日から一週間内に裁判所に支拂ふこと。但し債権者が競落人のときは、競賣代金中から自己の受取るべき金額を差引いた殘額のみを支拂へばよい(同六五)。

(6) 配當

競賣代金は裁判所が順次に、競賣費用—公租公課—抵當權の順位による配當—をし、殘額があれば鐵道財團の所有者に交付する(同六八)。

(一) 強制管理——は、債務者の所有する鐵道財團の収益を以て債務の辨済に充てる手續だ。擔保權者が強制競賣の申立をしたも、債務者は財團の使用収益の權利を失はないから、前記の強制競賣と強制管理とは併行し得る。

(一) 前記の如く、強制競賣は最低價額を定め、債権者に優先する執行費用・公租公課等の差引殘額で辨済に充て得る許りでなく、競賣期日までには、鑑定・調査・公告等長い時日を要し、更にその評價は、調査の困難等から正確になり勝たぬ。

(二) 強制管理にはかかる困難なく、しかも強制競賣と併行すれば、財團は管理人の手にあるから、調査の便宜從つて評價が正確に行はれ且つ競落許可決定まで収益を以て債務辨済を受け得る利益がある。唯強制管理のみを行ふと、果して収益を擧げ得るやが疑問であり、一舉に債務の辨済を受け得られない不利がある。

(1) 鐵道財團に對する強制管理の申立手續——は

強制競賣の申立手續に準ずる(鐵抵七八、四三、四五—四七)。強制管理の決定が確定したときは裁判所はその決定原簿を鐵道大臣に送附する。

(2) 管理人の選任

右の決定原簿の送附があつたときは、鐵道大臣は一人又は數人の管理人を選任する。但し強制管理の申立人は、適當な人を推薦し得る。商事會社は管理人となることが出来る(同八〇)。管理人推薦の書式は次の通り(同施行則二八)。

(書式六九五) 強制管理人推薦ノ申立書

は次の場合に裁判所が決定を以てする(同九〇)。
イ、強制管理を申立てた抵當權者が辨済を受けたいとき

ロ、強制管理の申立人が管理費用の立替支拂をしなない場合に、管理人の申立のあつたとき
乙、競賣法による競賣によるもの

(一) 執行手續——前記の鐵道抵當・軌道抵當・運河抵當・自動車交通事業抵當以外の動産質・證書ある債權質・株式質・不動産抵當・船舶抵當・工場抵當・鑛業抵當、漁業財團抵當に付ては競賣法の規定に從つて、擔保權の實行をする。

(二) 動産質(無記名の國債・公債・社債・株式を含む)——は競賣をなすべき地の區裁判所所屬の執達吏に競賣を委任してする(競三)。これは動産質の實行である。

(三) 證書ある債權質——に付ては、競賣法に規定がない。従つて質權者は(1)質權の目的たる債權を直接取立てるか(民三六七)。

何市區町番地
申立人 何信託株式會社
代表取締役 何 某
申立人對何鐵道株式會社間ノ何區裁判所昭和何年
〇鐵道財團強制管理申立事件ニ付年月日強制管理開始決定アリ同決定ハ年月日確定致候左記ノ者ヲ管理人ニ推薦致候御選任相成度候

管理人タルニ適當ト認メタル事由及經歷
一、何々
二、何々
右申立候也
年月日
右申立會社
代表取締役 何 某

鐵道大臣 殿
鐵道大臣は管理人を監督し、管理方法に付て指揮し、管理人に與ふべき報酬額を決定する。鐵道大臣は以上の事項に付て、債務者、鐵道財團の所有者、抵當權者及鑑定人の意見を聽くことができる(同八一)。

(3) 管理人任免の通知

監督官廳が管理人を任免したときは、その旨を債務者・財團所有者・抵當權者及び裁判所に通知する(同八二)。

(4) 鐵道財團その他の引渡

財團の所有者が管理人選任の通知を受けたときは

直に鐵道財團を管理人に引渡すことを要し、管理人は、財團所有者に對して管理に必要な書類その他の物の引渡を求め得る。若し以上の引渡をしなないときは、裁判所は管理人の申立によつて、執達吏をしてその引渡をさせる(同八三)。管理費用は管理人の申立によつて強制管理の申立人が立替支拂する(同八四)。

(5) 管理人の職務權限

管理人は鐵道財團の管理及び収益に付て、必要な裁判上裁判外の行為をなすことを要し、財團の管理に付て、官廳に對する取締役の責任は管理人が負ふ(同八五、八六)。

イ、計算報告——管理人は毎營業年度の終に於て計算報告書を監督官廳に提出することを要し、監督官廳は、その原簿を債務者・財團所有者及抵當權者に送付し、且つ一定期間を定め、異議申出の催告をする。この期間内に異議の申出がなければ計算を承認したものと看なされ、異議申立があれば、監督官廳は管理人の陳述を聽いて決定をする。裁定は終局だ(同八八)。

ロ、配當額の交付——管理人は、右の異議申立期間經過後若し異議申立があつたときは、裁定後でなければ抵當權者に配當の交付をなし得ない。配當の交付をしたときは、抵當權者の名稱及び配當額を、監督官廳及び裁判所に通知せねばならぬ(同八九)。

(6) 強制管理の取消

(2) 民三六八に基いて、民事訴訟法に定める執行方法即ち取立命令、又は轉付命令(民訴六〇〇)、換價処分(同六一三)によるか、
 (3) 質権の目的が有價證券(無記名式のものを除く)のときは、競賣(同五八一以下)の方法によつて擔保権を實行する。
 (四) 右以外の不動産・船舶・工場・鑛業・漁業財團の各抵當に付ての擔保権の實行——は、目的物所在地の管轄區裁判所に、競賣法の規定に基いて、抵當權實行の申立をして行ふのである。之等の詳細な手續は都合上一切省略する。

配當要求の申立

受託會社以外の者が、社債擔保の目的物に對し、強制執行又は競賣法による競賣の委任又は申立をしたときは、受託會社は之に参加して配當要求の申立をなし得る(擔八四)。
 この場合、競賣代金から競賣手續費用

を差引き、その残額は先順位にある擔保權者が優先辨濟を受け、後順位にある者は、その残額に付てのみ辨濟を受ける。若し同順位なら債權額に應じて辨濟を受け、尚ほ餘額があれば擔保權設定者に交付する。

競賣金の支拂等

(一) 擔保權實行完了公告——受託會社が擔保權の實行を完了したときは、遅滞なく之を公告し、知れた債權者及び社債總額を引受けた第三者に對して各別に通知を要する(擔八七)。

(二) 支拂と供託——受託會社が總社債權者のために辨濟を得た金額は、遅滞なく債權額に應じて各社債權者に交付することを要し、若し社債權者を確知し得ないとき、社債權者が受領を拒み若は受領不能のときは、その者のために供託を要する(擔八八)。

(三) 支拂供託の委任——社債を外國で募集した等の場合、又受託會社は必要ある場合には、社債の總額を引受けた第三者に、右の辨濟金の交付供託の行爲を委任することができる(同條)。
 (四) 交付金の費消責任——受託會社が、社債權者に交付すべき金を自己のため費消すると、その辨濟をし、尚ほ費消の日から利息を附し、尚ほ生じた損害の賠償を要する(擔八九)。これは當然なことで、注意的な規定である。

社債に關する會計上の處理

25. 社債の募集

直接募集の場合

或る會社が、社債總額百萬圓を無擔保で額面百圓に付九十八圓にて直接募集する。申込證據金は百圓に付三圓。

社債に關する會計上の處理——(25) 社債の募集

(1) 右の株主總會の決議をしたときは

貸方 未拂込社債	1,000,000
貸方 無擔保社債	1,000,000

と仕譯する。わが國では無擔保も擔保も共に社債期定で處理してあるやうだが、無擔保と擔保とは區別した方がよい。

(2) 社債公募の結果、應募高百二十萬圓、この申込證據金三萬六千圓を現金で受入る。

貸方 現 金	36,000
貸方 社債申込證據金	36,000
貸方 社債申込證據金	30,000

證據金は假受金期定で處理してもよい。この證據金は募入確定の上は拂込金に換替へる。

(3) 募債を打ち切り社債割當確定したときは、

貸方 社債申込證據金	30,000
貸方 未拂込社債	950,000

委託募集の場合

社債をある銀行に請負募集させる。發行總額百萬圓、證據金百圓に付三圓。

(1) 拂込證據金が發行會社の當座預金(受託會社を取引銀行とする)に換替へられたときは

貸方 當 座 預 金	30,000
貸方 社債申込證據金	30,000

(2) 社債が、一發行で募入確定、證據金を差引き現金拂込があつたときは、

貸方 當 座 預 金	970,000
------------	---------

(4) 募入外れ分の申込證據金六千圓を現金で返戻す。

貸方 社債申込證據金	6,000
貸方 現 金	6,000

(5) 募入分の拂込があればその都度拂込金額を以て、

貸方 現 金	xxx
貸方 未拂込社債	xxx
貸方 現 金	950,000
貸方 社債割引	20,000
貸方 社債申込證據金	30,000
貸方 未拂込社債	1,000,000

社債申込額	30,000
貸方 未拂込社債	1,000,000
借方 額面百圓に付九十八圓の割引發行で 募入確定、證據金を差引き現金拂込のあつた ときは	
貸方 當座預金	950,000
借方 割引	20,000
社債申込額	30,000
貸方 未拂込社債	1,000,000
借方 受託會社に發行手数料額面百圓に付壹圓五 拾銭を支拂ふ。	
貸方 社債發行費	15,000
借方 當座預金	15,000

社債發行費 20,000
貸方 無擔保社債 1,000,000

その他各場合の會計上の仕譯・處理等
については、會社の設立、資本増加の
場合の株式募集に關する會計上の處理
の項を参照されたい。

26. 社債割引額及び 發行費の處理

社債割引額の處理

社債割引は、社債發行較差又は差損と
もいふ。

(一) 社債割引額は繰延勘定として處
理する——社債がパーで發行されず、
割引發行の必要が起るのは、發行當時
の金融市場の金利に比して社債利子が
低過ぎるからだ。故に社債割引は損失
とも經費とも云へず、社債利子の前拂
と見るべきものだ。従つて社債割引は
一種の前拂經費繰延勘定として貸借對
照表の借方に計上し、社債償還期間内
に定期的に處理すべきものである。

社債總額引受によ る場合

額面百圓に付九十七圓の割で社債百萬
圓を發行することとし、引受手数料額
面百圓に付二圓の割で八田銀行をして
一手に引受させ、同銀行より手取金九
十七萬圓を受取り、即時同銀行へ當座
預とする。

借方 當座預金	970,000
借方 社債割引	30,000

商法も、社債權者に償還すべき總金額が募債によ
つて得た實額を超えるときは、その差額は貸借對
照表の資産の部に計上し得るものとし、この場合
には、社債償還期限内に毎決算期に於て均等額以
上の償却を要するとしてある(商二八七)。
この差額は、社債割引額又は割増償還額と後述
の社債發行費の合計額である。

(二) 社債割引額をどんな方法で償却
するか——に付て、代表的な方法とし
て、直線法と真正率法の二つがある。

(I) 直線法——は等額割賦法ともい
ひ、社債割引額を年々等額宛償却して
行く方法で、これを表にすると直線を
なすので直線法と呼ぶ。

(1) 例へば社債割引額萬圓、償還期限拾年、利
拂期年貳回で、壹回の利拂貳萬五千元、一期
毎の償却高は千五百圓とすれば、その場合次
の仕譯をする。

借方 社債利子	25,500
貸方 社債割引	1,500
貸方 現金	25,000

(2) この社債利子の中には、社債割引の償却金
を含むことは勿論で、十年後には全額全部
償却となる。この方法は、計算が極めて簡單
な長所はあるが、社債が期限内に全部償還され
ず、一部償還に止まるときは、將來の償却費

擔が大となる短所をもつ。

(II) 真正率法——は、償却が科學的
な所から科學法とも云はれ、正確で最
上の方法だとされるが、計算が極めて
複雑な短所がある。

例へば社債百萬圓、發行額九十七萬二千九百十
四圓十錢、償還期限三ヶ年年五分の利息を年二回
支拂ふものとすれば、真正利子は次表の通り年六
分で、社債割引の毎期償却高は右端の如くなる。

利拂期	發行價額	真正利子 年 6 分	現金支拂 年 5 分	社債 割引
第一期	972,914.10	29,187.40	25,000.00	4,187.40
第二期	977,101.50	29,313.00	25,000.00	4,313.00
第三期	981,414.50	29,442.40	25,000.00	4,442.40
第四期	985,856.90	29,575.70	25,000.00	4,575.70
第五期	990,432.60	29,713.00	25,000.00	4,713.00
第六期	995,145.60	29,854.40	25,000.00	4,854.40
		177,085.90		27,085.90

社債發行費の處理

右の表によつて、第一期に於て利拂と社債割引を
償却したときは、次の如く仕譯をする。

借方 社債利子	29,187.40
貸方 現金	25,000.00
借方 社債割引	4,187.40

(1) 故に社債發行の最初の年度が負擔すべき金
額を除いて、社債割引と同様、繰延勘定とし
て貸借對照表の借方に計上し、前述の直線法
又は真正率法によつて償却する。この點に付
て、商法(二八七)も同様の規定をしてある
ことは先に述べた。

(2) この場合、發行費を社債割引と一括して、
社債發行較差又は社債發行差損勘定で處理す
ることも行はれてゐる。

27. 社債の利拂と

社債の償還

社債の利拂

は、發行會社自ら支拂ふ場合と、銀行等に支拂はせる場合とがある。この利拂に際しては、社債割引額及び發行費用のその期の負擔額を併せて記帳すること。又利拂期が過ぎて、未請求分はその支拂の用意があるから、未拂社債利子勘定を設け、繰延負債に計上する。一定期間を経過しその支拂請求權を失つたときは雑収入として處理する

(1) 社債利子を發行會社自ら期日に支拂つたときはその金額を以て次の仕譯をする。

借方	社債利子	×××
貸方	現金	×××

(2) 社債利子を自ら支拂はずに取引銀行に支拂はせたときはその額だけ當座預金が減るから

借方	社債利子	×××
貸方	現金	×××

社債の償還

(一) 定時又は隨時償還の場合

(1) 社債の内十萬圓を定時又は隨時償還と決定したときは

借方	社債(償還額)	100,000
貸方	現金	100,000

(2) 實際償還をしたときはその支拂金額を以て

借方	社債(償還額)	×××
貸方	現金	×××

(3) 會社の決算期までに右の償還を終へなかつたときは、決算期に於てその未償還金額を以て次の仕譯をする。

借方	未償還社債(償還額)	×××
貸方	社債	×××

(二) 買入償却の場合

社債額面十萬圓を額面百圓に付き九十七圓の割合で買入償却し代金は現金支拂。但し現在未償還社債割引額面百圓に付き二圓。

借方	社債(買入額)	100,000
貸方	現金	97,000
貸方	社債	2,000
貸方	雑収入	1,000

(三) 額面超過償還の場合——額面超過償還即ち割増金附償還は、社債利子が低いとき募債の容易化のため行はれ超過償還額は利子の前取と解されるから、その超過金は償還期の損失として處理すべきでなく、償還期間に按分し利拂毎にその期の負擔額を社債超過償還準備金の如き名目で計上留保し、之を額面超過支拂に充てるのが相當だ。

(四) 減債基金設定の場合——減債基金は積立金だから貸方に計上し、それが銀行預金又は有價證券等に投資された場合には、貸方減債基金勘定に對する借方勘定として運用先を示す。社債償還を終へた残額は、右の貸方勘定は利益金又は他の積立金勘定へ振替へる

(1) 株主總會の決議により利益金の内二萬圓を減債基金として積立つ。

借方	損益勘定	20,000
貸方	減債基金	20,000

(2) 現金三萬圓を減債基金に繰入る。

借方	現金	30,000
貸方	現金	30,000

社債権者集會

28. 社債権者集會

の意義

社債権者集會制度の必要

(一) 舊商法——は、社債募集に付て可成り厳格な規定を設けてゐたが、社債募集後の社債権者保護の規定を缺いてゐた。だが、一般應募者は社債に付

て素人だから、社債が償還されるまで之を保護する必要がある。

社債の内容は、一般の債權と異り定型化されて居り、各社債権者の利害は共通だから、之を一團體として行動させることが最も合理的で、社債権者・發行會社共に利益である。

例へば發行會社が社債不拂の情態に陥つたとき、延期に同意するとか、一部免除を承諾して解決するのが大局から有利だが、一部社債権者の反對のため罷らない場合に、之を社債権者團體としてその代表者が行動し、それが全社債権者に對して拘束力をもつとすれば、一部の者の反對を抑壓して(多数決だから)、社債権者一般の利益であり會社としてもその團體の代表と交渉すれば、解決も甚だやうくなる利益がある。

(二) 新法——は、そこで無擔保社債に付ても擔保附社債信託法に規定すると同様の社債権者集會制度を設け、社債権者は、多数決によつて團體的行動をなすべきものとした。

社債権者集會の性質

社債権者集會は、社債権者全員の利益を擁護するため、社債権者によつて構成される合議體である。株主總會の如く、會社の機關でなく會社外部に存在し、社債権者全體の利益を圖る團體として集會の決議は、團體最高の意思として團體員を拘束する效力をもつ。

29. 社債権者集會の招集

に付ては、無擔保社債の場合と擔保附社債の場合とに分けて説明する。

無擔保社債の場合

- (一) 集會を招集すべき場合——は
- (1) 商法に規定ある場合(無擔保社債に付)を除く外、
- (2) 社債権者の利益に重大な關係を有する事項がある場合は、その決議のため裁判所の許可を得て招集し得る(以上商三一九)。
- (一) 商法に規定のある場合——は次の通り。
- (1) 受託會社の辭任——には社債権者集會の同

- 意を要する(商三二二)。
- (2) 受託會社の辭任——は發行會社又は集會の請求によつて裁判所がする(商三二三)。
- (3) 事務承繼者の選任——は發行會社及び集會の一致を以てするが、已むを得ざる事由があるときは、集會その他の利害關係人の申請によつて裁判所がする(商三一四)。
- (4) 集會の代表者の選任(商三二九)、集會決議の執行者の選任(商三三〇)。
- (5) 代表者又は執行者の辭任、委任事項の変更(商三三三)。
- (6) 發行會社が利息支拂、定期の分割償還を怠つたとき、期限の利益喪失の條件附催告(商三三四)。
- (7) 發行會社のなした不公正な辨濟・和解その他の行為取消の決議(商三四一)。
- (8) 減資に對する異議申述の決議(商三七六)。
- (9) 會社の合併に對する異議申述の決議(商四一六、三七六)。

(一) 重大な事項ある場合——集會は社債権者の權利擁護のために設けたものだから、その利害に重大な關係を有する事項に付ては、何事でも自由に決議し得るわけだが、この決議は社債権者を拘束する力があり、濫りにこれを認めると、一部の者の專斷に流れる弊

害があるから、法は右法定の場合以外は、その決議をなすに付ては裁判所の許可を要するものとし(商三一九)、果して社債権者の利害に重大な關係を有する事項なりや否やに付て判斷させることとした。

- (1) この許可申請は、發行會社の本店所在地を管轄する地方裁判所に、社債権者集會の招集者が、申請事由を説明してなすことを要する(非一三五ノ一五、一三五ノ一七)。
- (2) 裁判所は利害關係人の陳述を聴き、理由を附した決定を以て裁判する。申請を認許する裁判に對しては、不服申立を許さないが、認許しない裁判に對しては即時抗告をなし得る(非一三五ノ一七)。

〔書式六九六〕

社債権者集會決議事項許可申請

何市區町番地、
申請人 何信託株式會社
右法律上代理人 何 某
申請ノ趣旨、
何々ノ件ニ付社債権者集會ニ於テ之ヲ決議スルコトヲ許可ストノ御裁判ヲ求ム
申請ノ理由
申請會社ハ何株式會社ノ第何回社債募集ノ受託會

社ナルトコロ前記何々ノ件ハ商法ニ規定ナキ事項ナルモ社債権者ニ重大ナル關係ヲ有スル事項ナルニ付社債権者集會ノ決議ヲ爲スヲ相當ト認メ本申請ニ及ヒタリ
説明方法及及添附書類
一、何々 何々 各何通
一、商業登記簿抄本 一通
右申請候也
年 月 日
申請人 何信託株式會社
取締役 何 某印

(二) 招集權者

(一) 原則——集會は發行會社又は受託會社が招集するのが原則である(商三二〇)。

(二) 少数社債権者——社債總額の十分の一以上に當る社債権者(少数社債権者)は、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を發行會社又は受託會社に提出して、集會の招集を請求し得る(同條三)。十分の一以上は一人たると二人以上たるとを問はない。この制限は緩和し得るが加重し得ない。

少数社債権者を不當に害するからだ。
(1) 右の請求があつた後、二週間内に發行會社又は受託會社が集會招集の手續をしないときは、請求をした少数社債権者は、裁判所の許可を得て自らその招集をなし得る(商三二〇)。

(2) この場合、請求者が無記名社債権者の場合は、その債券を供託せねば、右の會社に對する集會招集請求權並に裁判所に對する招集の許可申請をなし得ない(商三二〇)。

(3) 供託は供託局又は司法大臣の指定する銀行又は信託會社になすことを要する(改施六〇)。

イ、この少数社債権者を認めたるのは、少数株主を認めたと同趣旨で、會社が招集の必要なしとする場合でも、社債権者が必要と認める場合があり、これを不問に附するとその保護に缺けるからだ。
ロ、無記名社債権者とその債券の供託を命じたのは、無記名社債は單なる交付によつて譲渡され、集會招集の請求當時社債権者でも、そ

の權利行使中に社債権者でなくなることがある(故意にもできる)から、少くとも權利行使中は、社債権者たる資格の存在することが必要であるからだ。
(ハ) 招集請求は、發行會社又は受託會社(二以上あるときはその全部に)商三二〇、三一、民四三四參照)の何れか一方に對してなせば足り、双方に對してなすことを要しないものと解する。法文上は明かでないが擔保法上明かであり(同法四九)、かく解するも招集に裁判所の許可を要するから(商三一、三二〇)重)、權利濫用に陥る虞はないからだ

(4) 少数社債権者の集會招集の許可申請は、發行會社の本店所在地の地方裁判所に、書面を以て會社が集會招集を怠つた事實を説明してなすことを要する(非一三五ノ一五、一三五ノ一八、一三一)。

この申請があつたときは、裁判所は理由を附した決定を以て裁判をする。申請を認許する裁判に對しては不服申立を許さない(同上三三)。

擔保附社債の場合

〔書式六九九〕

社債権者集會招集公告

(受託會社カ公告)

左記ノ通り何株式會社第何回社債ノ社債権者集會招集致候間無記名式社債権者各位ハ月日迄ニ御所有社債券ヲ當會社本店又ハ支店ニ御供託ノ上御出願相成度此段御通知申上候

- 一、無記名式社債権者各位ハ集會御出席ノ際ハ供託債券預リ御持參相成度何代人御出席ノ場合ハ委任狀御持參相成度候
二、集會ノ日時 年月日午前十時
三、集會ノ場所 何市區町番地何會館
四、集會ノ目的タル事項
何株式會社ニ對シ社債金額一部辨濟請求及一定期間内ニ辨濟セサルトキハ社債總額ニ付期限ノ利益喪失ノ通知ヲ爲ス件
年月日
何市區町番地
受託會社 何信託株式會社

〔書式七〇〇〕

社債権者集會招集請求書

拜啓左記目的及理由ニ依リ社債権者集會招集ノ必要有之候間早速招集手續相成度社債總額ノ十分ノ一以上ニ當ル拙者等ニ於テ請求候也

- 一、何株式會社ニ對シ社債金額一部辨濟請求及一定期間内ニ辨濟セサルトキハ社債總額ニ付期限ノ利益喪失ノ通知ヲ爲ス件
二、何株式會社ニ對シ社債金額一部辨濟請求及一定期間内ニ辨濟セサルトキハ社債總額ニ付期限ノ利益喪失ノ通知ヲ爲ス件
年月日
何株式會社
社債権者 何 某御
(以下列記捺印ノコト)

テ社債権者集會ヲ招集スルコトヲ許可ストノ御裁判ヲ求ム

- 一、申請ノ理由
申請人等ハ何株式會社ノ社債ノ十分ノ一以上ニ當ル社債権者ニシテ同會社ハ何信託株式會社ヲ受託會社トシテ年月日第何回社債金額何萬圓ヲ發行シ其ノ社債償還方法及期限ハ毎年何月何日及何月何日ノ二回ニ各金何萬圓以上ヲ償還スヘキモノナル所同會社ハ何年月日ノ社債ヲ償還セス
二、依テ申請人等ハ年月日受託會社タル右何信託株式會社ニ申請ノ趣旨記載ノ目的及理由ニ依リ社債権者集會ノ招集ヲ請求シタルモ今日迄其ノ手續ヲ爲ササルニ依リ本申請ニ及ヒタリ
三、社債権者集會招集請求書寫
一、社債権者集會招集請求書寫
二、申請人等ノ資格證明書
一、受託會社カ招集ヲ意リタルコトノ證明書
二、申請人等ノ資格證明書
一、商業登記簿抄本
右申請候也
年月日
右申請人 何 某御
同 何 某御
(以下列記捺印ノコト)

〔書式七〇一〕

社債権者集會招集許可申請

申請ノ趣旨
何株式會社ニ對シ社債金額一部辨濟請求及一定期間内ニ辨濟セサルトキハ社債總額ニ付期限ノ利益喪失ノ通知ヲ爲スコトノ決議ノ爲メ申請人等ニ於テ

- 申請ノ趣旨
何株式會社ニ對シ社債金額一部辨濟請求及一定期間内ニ辨濟セサルトキハ社債總額ニ付期限ノ利益喪失ノ通知ヲ爲スコトノ決議ノ爲メ申請人等ニ於テ
何株式會社
社債権者 何 某御
何株式會社社債権者
申請人 何 某
(以下列記)

〔書式七〇二〕

社債権者集會招集通知書

何地方裁判所 御中
右申請人 何 某御
同 何 某御
(以下列記捺印ノコト)

載した書面を添附して届出を要するものとした(擔保細九一)。

〔書式七〇三〕

社債権者集會招集ノ届出

何株式會社物上擔保附イ號第何回社債ニ付左記ノ通り社債権者集會招集致(相成)候條此段及御届候也

- 招集ノ趣旨 何株式會社社債總額ノ十分ノ一以上ニ當ル社債権者又ハ何々
集會ノ目的 何々
集會ノ場所 何市區町番地何會館
集會ノ期日 年月日午前十時
招集ノ理由 何々
年月日
何市區町番地
届出人 何信託株式會社
代表取締役 何 某御
大藏大臣殿

30. 社債権者集會の決議

に付ては、商法の規定と擔保法の規定とは異なるから、區別して説明する。

商法規定による集會の決議(無擔保社債)

は、無擔保社債に關するもので、株主總會の規定が準用される(商三三九一)。これに特別決議と普通決議とある。

特別決議が原則

(一) 無擔保社債の集會決議は特別決議が原則——で、法はこの決議を重大視し、株主總會の特別決議の方法によるべきものとした。即ちその決議は、

并啓拙者等ハ左記目的ノ爲年月日社債権者集會ノ招集ヲ受託會社何信託株式會社ニ請求シタルモ之ニ應セザリシヲ以テ年月日何地方裁判所ノ許可相受候ニ付テハ年月日午前十時何市區町番地何會館ニ於テ何株式會社社債権者集會ヲ招集致候間御出席相成度此段御通知申上候
退テ當日御出席無之トキハ別紙委任狀ニ記名御調印ノ上御返送相願シ度申添候
集會ノ目的タル事項
一、何株式會社ニ對シ社債金額一部辨濟請求及一定期間内ニ辨濟セサルトキハ社債總額ニ付期限ノ利益喪失ノ通知ヲ爲ス件
年月日
何株式會社
社債権者 何 某御
(以下列記捺印ノコト)

(備考)
一、發行會社及受託會社ニ對スル本通知ノ準ニ準スルコト
二、退テ書不要、宛名ヲ改メコト

(三) 集會招集の届出——擔保附社債に付ては、法は主務官廳の集會監督上から特則を設け、社債権者集會の招集があつたときは、受託會社は自ら招集したと否とに拘らず、遲滞なく集會の目的・場所・期日及び招集の理由を記

總社債權者の半數以上にして、總社債金額の半額以上に當る社債權者が出席し、その議決權の過半數を以て決する(商三三九I、三四三I)。

(二) 議決權

(I) 原則——各社債權者は、社債の最低額毎に一個の議決權を有する(商三二二I)。各社債の金額は、均一又は最低額を以て整除し得べきものに限るから(商二九九I)、端數の議決權は生じない(II) 議決權の制限——右の原則に對し、議決權の行使について次の制限がある。擔債法にも同様の規定がある(商五二II)。

(1) 發行會社は、その有する自己社債に付ては議決權を有しない(商三三九I、二四二II)が、その有する社債金額は社債總額に算入される(商三三四Iは三四四Iに準用されないから)。

社債權者は議決權を行使し得ず、この者の有する議決權は、總議決權の數に加算しない(商三三九I、二九九II、二四〇II) (3) 無記名式社債權者は、會日より一週間前に債券を供託せねばその議決權を行使し得ない(商三三二II)。供託は供託局又は司法大臣の指定した銀行又は信託會社にすることを要する(改施六〇) この供託をしない者は、總社債權者の員數に加算しない(商三二四I、三四四II) (4) 社債權者は、代理人を以て議決權を行使し得るが、この場合には、代理權を證する書面を集會の招集者に差出すことを要し(商三三九I、二九九II)、この代理權を證明せざる者は議決權を行使し得ない。

債權者集會では、(A)は員數には算入するが、社債總額に加算しない。(B)は員數から除外するが債權總額には加算する。(C)は不出席と同様だから員數より除外せず。(I) 假決議——右決議をなすに當つて定足數を缺くときは、出席した社債權者の過半數を以て假決議をすることが出来る。この場合には、各社債權者にその假決議の趣旨の通知を發し、且つ無記名式債券を發行したときは、その趣旨の公告をし、更に一ヶ月内に第二回の集會を招集することを要し、第二回の集會では、出席社債權者の議決權の過半數を以て假決議の認否を決する(商三三四I、三四三II)。

普通決議による例外

右の特別決議によることの原則に對して、普通決議即ち出席社債權者の議決

權の過半數による決議を以て足る例外がある(商三二四II)。

- (1) 受託會社の辭任に對する集會の同意の決議(商三二二I)
(2) 受託會社の解任請求の決議(商三三三I)
(3) 右の辭任・解任に因る事務承継者の選任決議(商三三四I)
(4) 集會に發行會社の代表者の出席を求むる決議(商三三三I)

擔債法による集會

の決議(擔保附社債)

は擔保附社債に關するもので、之にも特別決議と普通決議とがある。

普通決議が原則

(一) 擔保附社債の集會決議は普通決議が原則——この點は無擔保社債の集會と反對だ。即ち信託契約に別段の定がなければ、行使された議決權の過半數を以て爲すのが原則だ(擔五二I本)。

(二) 普通決議事項

- (1) 受託會社の清算人の解任(擔一五II)
イ、受託會社が免許の取消によつて解散したときは、主務官廳は、利害關係人の請求によつて清算人を選任する(擔一四I)、その他の事由に基き解散した場合に、清算人がないとき又は裁判所が選任すべきときは、裁判所は利害關係人の請求によつて清算人を選任し、重要な事由あるときは、監査役・少數株主又は社員の請求によつて之を解任し得るものとしてゐる(商二二二I、一三三II、一三八、四一七II、四二六II、有七二II、七四II)。
ロ、擔債法はその特質より、之等の場合の清算人の選任解任は主務官廳がなすものとし、株式會社の普通清算・特別清算・有限會社の清算の場合、重要な事由あるとき(商四二六II四五八II、有七四II)は、委託會社又は社債權者集會も亦、委託會社の清算人の解任を主務官廳に請求し得ることとした(擔一五II)。之等の者は、清算事務の執行如何に付て重要な關係があるからだ。

[書式七〇四]

- 清算人選(解)任申請書(擔施細三二)
一、之ニ付テハ書式二七九・二八〇参照
二、添附書類
(一) 請求者カ利害關係ヲ有スル事實ヲ證スル書面

- (2) 清算人ノ選(解)任ヲ必要トスル事由ヲ認シテ書面
(3) 商業登記簿抄本 何通
(4) 請求者カ社債總額ノ十分ノ一二當ル社債權者ナルトキハ右書類ノ外
イ、社債權者カ各自有スル債權額及社債原簿ニ現存セル社債總額ヲ記載シ且其ノ事實ヲ證スル書面
ロ、無記名社債券ハ信託會社ニ提換又ハ大藏大臣指定銀行ニ預入レテ預リ證書
三、申請ノ相手方ハ大藏大臣

特別決議による例外

(一) 擔保附社債の集會では特別決議は例外——として一定事項に付てのみ行はれる。特別決議は、議決権を有する者(記名社債権者及び會日より一週間前に招集者に債券を供託した者)の半數以上で、且つ社債總額の半數以上に當る社債権者が議決権を行使してなすことを要する(商五二I但)。

(二) 特別決議事項(商五二I但)

- (1) 社債権者集會の代表者の選任(商六四I)・解任又はその權限の變更(商六七I—後述)。
- (2) 擔保の變更(商七五I—前述)。
- (3) 社債總額に付て支拂を猶豫し、不履行に因る責任を免除し又は和解をすること(商八五)。

この猶豫は一部に付てなし得な。之を認めると他の社債権者との衡平を失する許りでなく、擔保權の實行ができなくなる(商七八)。支拂猶豫とは、單なる猶豫のみでなく、社債の償還期限の延長も含む。

(4) 總社債権者のために、受託會社をして訴訟行爲又は破産手續に屬する一切の行爲を爲さしむること(商八六)。

(5) 受託會社の解任(商九七I)。

(三) 議決權

(I) 議決權——に付ては、大體の趣旨は株主總會に於けると同様で、各社債権者は社債の最低金額毎に一箇の議決權を有する(商五二II)。但し社債最低額の十一倍以上を有する社債権者の議決權は、信託契約を以て制限することができる(同條III但)。各社債に付て全額拂込のないときは額面額で算定する。

(II) 議決權の行使方法並に制限——に付ては、無擔保社債の場合と同様だが(商五二II—八四九頁以下)、唯本集會では集會に出席しない社債権者は、信託契約に別段の定がないときは、書面を以て議決權を行使し得る(同條III)。

(四) 擔債法は、擔保附社債権者集會

で、商法の如く特別決議の場合に、假決議の便法を認めてゐない。

會社及び第三者の

代表者の出席

(一) 出席權

(I) 無擔保社債の場合——發行會社又は受託會社は、集會の決議如何に重大な利害關係があるから、その代表者を集會に出席させ、又は出席しないときは書面を以て意見を述べることができ(商三三I)。これは會社の權利だが、出席して意見を述べるに止り、決議に加はり得ないのは勿論だ。

従つて集會の招集通知は、之等の會社にも一般社債権者に對すると同様の方法・方式によつてなすことを要する(商三三II但)。この場合會社が集會に出席するると否とは自由だ。

(I) 擔保附社債の場合——の集會に

は社債總額を引受けた第三者、その引受者が會社のときはその代表者及び受託會社の代表者(受託會社と社債権者と利害相反する場合に、總社債権者のため裁判上裁判外の行爲をなす決議の場合を除く)は、集會に出席して發言し、又は書面を以て意見を述べることができ(商五三、五四)。これを認める理由及び之等の者に招集の通知を要することは前記の通り。

(II) 集會に出席請求權——集會が決議をなすには、發行會社の資産情態の説明、その意見聴取等が必要な場合があるから、集會又は集會の招集者は、必要を認めるときは、發行(委託)會社に對してその代表者の出席を求めることができ(商三三、三五六)。

(1) 出席の請求に對し、出席しなくても別に罰罰はないが、發行會社がかかる態度に出た場合

合は、不利な決議を受ける虞がある。

(2) 出席の請求があつた場合、代表者が自ら出席せず、集會の同意を得て使用人を代理として出席させることは差支ないが、同意を得ずに出附させることは不合法である。

(3) 發行會社の代表者が出席せずに書面を以て意見を述べるときは、この場合義務を果したとは云へぬ。本條は責任ある代表者から親しく種々な陳述を聴取すべき趣旨だからだ。

〔書式七〇五〕

會社代表者出席請求書

拜啓儀ニ御通知(又ハ同封通書ノ通り)年月日
午前十時何市區町番地何會館ニ於テ貴會社社債権者集會開催致候ニ付テハ同日ノ集會ニ貴會社ノ代表者ヲ出席セシメラレ度此段及請求候也

何株式會社 受託會社 何信託株式會社
取締役社長 何 某殿 代表取締役 何 某印

會議の延期又は續行

集會は延期又は續行の決議をすることができ(商三三九I)。この場合には、改めて集會招集の手續を必要としない(商三三九I)。

二四三)。これは株主總會と同様だ。擔債法にはこの場合の規定を缺くが、總會で適宜に決議をして差支ない。

議事録の作成・備置

閱覽

(一) 議事録の作成——集會の議事に付ては議事録を作成せねばならぬ。議事録には議事の經過の要領及びその結果を記載し、議長並に集會を招集した會社の出席取締役及び監査役が署名し少数社債権者が招集したときは、議長並に招集者の代表者が署名する(商三三九I、二四四)。擔債法は招集者が署名すべきものとしてゐる(商五九)。

〔書式七〇六〕

社債権者集會議事録(一)
(普通決議ノ場合)
年月日午前何時何市區町番地何會館ニ於テ何株式會社社債権者集會ヲ開催ス

出附社債権者（委任状共）何百人
定期何株式會社取締役何某議長等ニ着キ開會ヲ宣シ
一、受託會社何信託株式會社解任並ニ其ノ事務承ヲ附議シタルニ滿場異議ナク解任ヲ承認シ其ノ事務承權者ノ選任ニ付テハ社債権者何某ノ動議ニ依リ議長指定ト決シ議長ハ何信託株式會社ヲ指定シタリ
依テ議長ハ開會ヲ宣ス時ニ午前十時二十分右議事ノ經過及結果ヲ明確ニスル爲メ本議事録ヲ作リ議長及出附社債権者二名署名捺印ス
年 月 日
何株式會社社債権者集會
議長 取締役 何 某
社債権者 何 某
同 何 某

〔書式七〇七〕

社債権者集會議事録（二）

（特別決議ノ場合）
年月日午前十時何市區町番地何株式會社ニ於テ何株式會社社債権者集會ヲ招集ス
社債権額 壹百萬圓
社債権者 壹百人
内出附社債権者（委任状共）百八拾人
此社債金額 金貳百萬圓
定期社債権者何某議長等ニ着キ本集會ハ定足數ニ達シタルヲ以テ開會スル旨ヲ宣ス

一、社債権額ノ五百分ノ一以上ヲ有スル社債権者中ヨリ社債権者集會ノ代表者三名選任ノ件ヲ附議、社債権者何某氏代表者三名ノ選任ハ議長一任トナスコトノ動議ヲ提出シ滿場之ニ賛成シタルヲ以テ議長ハ左記三名ヲ指名シテ議場ニ報告シ被選者ハ何レモ就任ヲ承諾シタリ
何市區町番地 何 某
何市區町番地 何 某
何市區町番地 何 某
二、前議ニ依ル代表者ニ對スル委任事項決定ノ件ヲ附議シ社債権者何某氏ヨリ本委任事項ハ社債権者集會ニ於テ決議スヘキ事項全部ヲ委任スヘキ旨ノ動議ヲ提出、議長ハ之ヲ議場ニ贊成シタルニ大多數賛成シタルヲ以テ
右代表者ニ對スル委任事項ハ社債権者集會カ決議スヘキ事項全部トス
ト決定議長開會ヲ宣ス時ニ午前十一時右議事ノ經過並ニ結果ヲ證スル爲メ此ノ議事録ヲ作リ議長及社債権者二名署名捺印ス
年 月 日
何株式會社社債権者集會
議長 何 某
社債権者 何 某
同 何 某

決議の認可

（無擔保社債の場合）

(1) 無擔保社債の發行會社は、集會の議事録をその本店に備へて置くことを要し、委託會社及び社債権者は、營業

時間内何時でも議事録の閲覧を求めることが出来る（商三三九ⅡⅢ）。
(2) 擔保附社債の集會決議録の原本又は謄本は、受託會社の本店及び支店に備へ置き、受託會社は委託會社又は社債権者の閲覧に供し、受託會社以外の者が決議録を作つたときは、自らその原本を保存し、その謄本を受託會社に交付すること、受託會社は之を閲覧に供する（擔六〇、六一）。

してする（非一三五ノ一五、一三五ノ一九Ⅰ）
〔書式七〇八〕

社債権者集會決議認可申請書

申請ノ理由
別紙議事録記載ノ年月日何所ニ於テ爲シタル何株式會社社債権者集會ノ決議ヲ認可ストノ御決定ヲ求ム
申請ノ理由
年月日何所ニ於テ申請會社ノ社債権者集會ヲ開催シ申請會社ノ第何回社債募集ノ受託會社タル何信託株式會社解任並ニ其ノ事務承權會社選任ノ決議ヲ爲シタルヲ以テ本申請ニ及ヒタリ
添附書類
一、社債権者集會議事録寫 一通
一、商業登記簿抄本 一通
年 月 日
申請人 何株式會社
取締役 何 某
何市區町番地
申請人 何株式會社
右法律上代理人
取締役 何 某

會の招集に付て許可を要し（商三一九）、更に招集に許可を要すると否とを問はず、すべてその決議のみで效力を發生せしめ更に裁判所の認可を得て始めて效力を生ずるものとした（商三二七）。擔債法にはかくの如き規定はないから集會の決議は直ちに效力を生ずる。
(一) 認可申請
(1) 申請期間
(1) 集會の招集者は、決議の日より一週間に決議の認可を裁判所に申請せねばならぬ（商三二五）。
(2) 集會の代表者も、その委任事項の決定をしたときは、決定の日より一週間内にその決定の認可を申請せねばならぬ（商三二九、三二五）。
(二) 申請手續
(1) この認可申請は、發行會社本店所在地の管轄地方裁判所に對し、集會の招集者が申請書と同時に議事録を提出

(2) 裁判所は利害關係人の陳述を聴き理由を附した決定を以て裁判をする。この裁判に對しては即時抗告をなし得

る。この抗告は執行停止の效力を有する（非一三五ノ一九Ⅱ）。
(3) 一旦認可があると、それに対して抗告はなし得るが、次の不認可事由の如きを理由として決議の無効又は取消の訴を起すことはできぬ。
(一) 決議不認可の場合——裁判所は次の場合には集會の決議（又は代表者の決定）を認可し得ない（商三二六）。
(1) 集會の招集手續又はその決議方法が、法令又は社債募集の目論見書の記載に違反するとき——これは株主總會では、決議無効確認の訴によつて争ひ得る事項だが、集會では決議の不認可事項とした。
イ、招集手續の法令違反は、招集の通知・公告の不適法、發行會社・受託會社への招集不通知、本法に規定のない事項に付て裁判所の許可を受けずに集會を招集した場合等
ロ、決議の方法の法令違反は、議決権のない者が議決権を行使した如き場合で
ハ、目論見書の記載違反とは、集會の招集地が目

論見書に記載してある場合に他の地で招集した如き場合だ。

(2) 決議が不当な方法によつて成立するに至つたとき——議決権の行使が買収又は詐欺強迫等によつて行はれた如き場合だ。

(3) 決議が著しく不公正なとき——社債権者間に著しき不公平を來す決議、誠意のない發行會社に不當に利益を與ふる如き決議である。

(4) 決議が社債権者一般の利益に反するとき——大局的に觀て、債権の一部免除・支拂猶豫等が社債権者に不利益な場合だ。

(5) 尙ほ招集権なき者による集會の決議・決議内容が、強行規定や公序良俗に反し、當然無効な場合は認可すべからざるは勿論だ。

(六) 斟酌による認可の場合——右の内(1)(2)に該当する場合でも、裁判所は

決議の内容その他一切の事情を斟酌して決議を認可し得る(商三二六五)。

例へば一部の者に對する通知漏れがあつたとか、一部の者を買収したとかの事實があつても、それが極めて輕微で、結局採決に影響なく、決議を認可するのが妥當と認め得る場合には認可し得るとしたのだ。

(三) 決議の效力發生時期——集會の決議は認可の確定によつて效力を生じ(即時抗告は執行停止力を有するから)その效力は總社債権者に對して生ずる(商三三七)。従つて集會の決議に反對した者も、加はらなかつた者も一樣に決議に拘束される。

(四) 裁判の公告——右の決議に對し認可又は不認可の決定が確定したときは、發行會社は遲滯なくその旨を公告せねばならぬ。公告は定款所定の方法とする(商三二八、一六六II)。これを怠ると、五千圓以下の過料に處せられる(商四九八)。認可の申請者は集會招集

者だが、この公告義務者は發行會社であることに注意を要する。

〔書式七〇九〕

社債権者集會決議認可(不認可)公告

年月日何所ニ於テ開催シタル當會社社債権者集會ノ左記決議ニ對シ年月日何地方裁判所ニ於テ其ノ認可(不認可)決定アリタルヲ以テ此段公告候也
一、何々
二、何々
年月日

社債發行會社 何株式會社

集會狀況の届出(擔保附社債)

(一) 無擔保社債に付ては、前記のやうに集會の決議のみでは決議の效力は發生せず、更に裁判所の認可を要するが、擔保附社債の集會の決議は認可を要せず、直ちに效力を生ずる。

(二) だが主務官廳は、集會監督の上からその狀況を知る必要があるから、法は受託會社が社債権者集會の決議錄

を作成し、又は社債總額を引受けた第三者・委託會社若は少數社債権者が集會を招集し、委託會社がその招集者から決議錄の謄本の交付を受けたときは遲滯なく謄本に集會の狀況を記載した書面を添へ、主務官廳に届出を要することとした(擔保細九五前)。

〔書式七一〇〕

社債権者集會狀況届

年月日當會社(又ハ何々)招集ニ係ル何株式會社
イ號第何回社債ノ社債権者集會ノ狀況ハ別紙ノ通
ニ有之候條同狀況報告書並ニ同決議錄(又ハ決議
錄謄本)相添ヘ此段及御届候也
年月日

何市區町番地
届出人 何信託株式會社
取締役社長 何 某
大藏大臣 殿

31. 社債権者集會の

代表者、特種の

社債権者集會

社債権者集會の代表者

(一) 代表者制度——社債権者集會は多數決によつて決議事項を決定するのを原則とするが、社債権者は多數で各地に散在するのが普通で、少額の社債権者の如きは権利の行使に餘り熱心でなく、殊に無記名社債権者に對する公告も全般に行渡ることは困難等の事情から、集會の決議殊に特別決議を得ることは簡單でなく、屢々この決議を要する如き場合は尙更であり、手續も煩瑣だ。そこで法は、之に處する便法と

して、社債権者集會の代表制度を認め(商三二九I、擔六四I)。

社債権者集會の代表者とは、集會で一定の手續に従つて選任した社債権者團體の代表者で、社債権者集會に代つてその權限を行使する者をいふ。

(二) 代表者の選任

(I) 無擔保社債の場合——には、集會は社債總額の百分の一以上を有する社債権者中から一人又は數人の代表者を選任し、その決議すべき事項の決定を之に委任し得る(商三二九I)。

(1) 總額の百分の一以上としたのは、利害關係の多い有力者中から選任する趣旨だ。
(2) 代表者は集會の特別決議を以てし、同時に決定すべき事項をも併せて決議し、委任するを要するが、集會はその決議事項全部を委任しても差支ない。
(3) それは集會は何時でも代表者を解任し、又は委任事項を變更し得るから、全部を委任しても弊害を生ずる虞がないからだ(商三三三)

(II) 擔保附社債の場合——は信託契約に別段の定がないときに限り、集會

の特別決議を以て、一人又は数人の代表者を選任し、その決議すべき事項の決定を之に委任することができる（六四一、五二一）。

別段の定めは、集會がその代表者の選任を禁止又は選任に付ての制限を意味する。

(1) 代表者たるべき者は

(一) 社債總額を引受けた第三者（二九）

(二) 社債總額の千分の一以上を有する者——選任當時現存する社債總額の千分の一以上の社債権者だ。

代表者數には制限なく、一人でも數人でもよいが、餘り多數を選ぶと代表者制度の趣旨を没却する。員數は過半數の決議によつて權限を行ふから奇數の方が便。

(2) 就任の公告と通知——代表者が就任したときはその公告をなし、委託會社・受託會社及び社債總額を引受けた第三者にその通知を要する（六六）。

(三) 代表權の行使——代表者が數人

あるときは、その權限に屬する決議事項の決定は、その過半數を以て決する（三三九、六四四）。従つて集會の特別決議事項でも過半數によつて決定することになる。

(1) 代表者の義務——代表者は委任の本旨に従ひ、善良な管理者の注意を以て決定をなすことを要し、この義務に違反すると損害賠償の責任を負はねばならぬ（六四四、四一五）。

(2) 決定事項の記録——に付ては規定はないが、それを明かにするために集會の場合に準じて記録を作成し、原本又は謄本を受託會社に備へ置くべきものと解する。

(四) 決定の認可と届出

(1) 認可——無擔保社債の集會の決議は、裁判所の認可を受けて初めて效力を生ずるが、代表者の決定した事項は集會の決議に代るものだから、裁判

所の認可を必要とする（三三七）。

(2) 届出——擔保附社債の集會の決議は、その状況の届出を要するが、代表者の決定は集會の決議に代るものだから、代表者が集會の決議すべき事項の決定をしたときは、受託會社は、遅滞なくその決定の内容及顛末を記載した書面を添附して主務官廳に届出を要する。

〔書式七一〕

社債權者集會代表者ノ決定

事項届書

何株式會社物上擔保附い號第何回社債ノ社債權者集會ニ於テ年月日選任シタル代表者ニ於テ年月日別紙ノ通り決定致候條其ノ決定ノ内容及顛末書相添へ此段及御届候也

年 月 日

何株式會社受託會社

届出人 何信託株式會社

取締役社長 何 某

大藏大臣 殿

(五) 代表者の解任、權限の変更——集會は何時でも代表者を解任し、又は

委任事項を變更することができる（三三三、六七一）。

商法には何等の規定はないが、擔保附社債では、この場合には集會はその公告をし、且つ委託會社及び社債總額引受第三者に通知を要する（六七一）。

受託會社に通知を要しないのは、受託會社以外の者が代表者の解任又は權限變更のため集會を招集した場合に、招集者は決議録の謄本を受託會社に交付すべきものだから、受託會社は之によつて代表者の解任又は權限の變更を知り得るからだ。

特種の社債權者集會

以上述べた一般の社債權者集會に對し次の特種の集會がある。

(一) 數種の社債發行の場合の集會

(1) 條件を異にする數種の社債が發行されてある場合には、共通事項もないとは限らないが、同時に集會を招集するのは却つて手續が複雑するから、集會は各種類に付て各別に招集するこ

とを要する（三三八）。つまりこの場合

には、同一條件の集會毎に招集されるから、一の集會が招集されても他種の集會が招集されるとは限らない。

(2) 集會の招集手續、決議事項、議決權の行使、議事録の作成・備置・閲覧等は一般の集會の場合と同様だ。

(3) 社債總額を分割發行の場合の集會——社債總額を數回に分ち發行する場合に、

(1) 或る回のみは社債權者に利害關係があつて、他の回の社債權者に損害を及ぼさない事項——はその回の社債權者の集會の決議によつて定める。この場合の集會に關する手續一切は、通常の集會に關する規定が準用される（六七二）。

(2) 社債總額を數回に分ち發行する場合に、集會の決議が或る回のみは社債權者に損害を及ぼすべきときは

一般の社債權者集會の決議の外に、その回の社債權者集會の決議を必要とする。この特種集會の手續に付ては、一般の集會に關する規定が準用される（六七三）。

これは或る回の社債權者の利益を、多數を以て壓迫するのを保護するためで、特種株主總會の決議と同趣旨である。

32. 集會の決議の無効

には、訴を以て無効を主張し得る場合と、當然無効な場合とある。

集會決議無効の訴

社債権者集會招集の手續又はその議決方法が法令に違反したときは、その決議は無効たるべきものだが、

(一) 無擔保社債に付ての集會決議は無効——に付ては、商法には何等規定はないから、一般原則に従ひ、民法によつて管轄地方裁判所に決議無効の訴を起す外なく、その訴に付て利益ある者は何人でも起し得る。提起期間の制限はない。

(二) 擔保附社債権者集會の決議無効——に付ては、擔債法は規定を設け、集會招集手續又はその議決方法が、同法又は信託契約に違反するときは、委託會社・受託會社又は各社債権者は、その決議無効の宣告を、決議の日より一ヶ月内に裁判所に請求し得るとした(擔五七II)。

この訴は、株主總會の決議無効の訴と同様、一應有効に成立した決議を無効とする判決を求めらるから、無効確認の訴でなく形成の訴である。決議無効の訴は、信託契約を以てしても奪ふことはできぬ。

(I) 訴の提起

(1) 提訴期間の一ヶ月は、決議の翌日から起算する(民二四〇)。法定期間内に訴の提起がないときは、決議の効力は動かし得ないものとなる。

(2) 集會決議無効宣告の請求は訴を以てのみなし得る。管轄裁判所は地方裁判所で(裁構二六)、訴訟の相手方は集會

の招集者である。

(3) 提訴権者は委託會社・受託會社・各社債権者に限る(擔五七I)。

各社債権者は、集會に出席したと否と、招集手續が自己に對し法令又は信託契約に違反すると他の社債権者に對するものたるを問はず、又社債権者の資格の制限はないから、最少の社債権者單獨で訴を提起し得る。

(4) 社債總額引受第三者は明文がないから訴を提起し得ない。

(II) 擔保の提供——委託會社・受託會社が訴を起す場合には、擔保の提供を要しないが、社債権者がこの訴を起したときは、

(1) 記名式たる無記名式たるを問はず、その債券を供託し且つ、

(2) 集會招集者の請求によつて、相當の擔保の提供を要する(擔五七II)。濫訴の防止と損害保障のためだ。擔保の額並に供託期日は、申請によつて裁判所が決定する(民訴一七一―一七八参照)。

(I) 決議無効の訴の効果

(1) 訴の提起があつても、宣告が確定するまでは決議を執行し得るから、その執行を阻止するには、訴提起と同時に決議執行停止の假處分を要する(民訴七六〇)。

(2) 決議無効の宣告が確定したときはその決議は當初に遡つて無効となり、その決議に基いて執行された行爲は全部無効となる。従つてその決議を要するときは、適法にやり直す外はない。

(3) 決議無効宣告の請求が棄却され確定した場合には、決議の効力に影響なく、訴を起した者は、相手方に對し損害賠償の責任を負ふのは勿論だ。

(4) 決議無効宣告の届出——決議無効の宣告又は無効宣告の取消があつたときは、受託會社は遅滞なく判決の謄本を添へて、主務官廳に届出ねばならぬ(擔施細九II後)。

集會決議無効確認の訴

集會の決議が形式的又は實質的に、法律上當然無効な場合、即ち

(1) 集會を招集手續によらずになした決議、又は決議をしないのに決議があつたものとした場合

(2) 決議の内容が法令の強行規定に反する場合
例へば決議が公序良俗に反し、又は社債権者の議決権を不當に剝奪する決議

(3) 決議事項に關しない事項に付ての決議をした場合(擔五八)
等の決議は、法律上當然無効で、何人も裁判上裁判外何時でもその無効を主張することができる。裁判上之を主張するには、民法の一般原則に従つて決議無効確認の訴を提起する。

33. 決議の執行

無擔保社債権者集會の決議

は、裁判所の認可があつて效力を生ずれば、直に目的を達するものもあるが、更に之が執行を必要とするものもある

(一) 決議執行者——は、(1) 受託會社の代表者 (2) 集會の決議を以て別に執行者を定めたときはその執行者——である(商三三〇)

(1) 決議執行者は集會の代表者と異り、必ずしも社債権者たるを要せず、又一人でも數人でも差支ない。

(2) 數人の代表者又は執行者があるときは、その権限に關する行爲は、共同してなすことを要する(商三三一、三三〇)。

(3) この點は、擔債法が集會の決議は受託會社、

が執行するを原則とし、唯その性質が受託會社に於て執行するを許さない場合に、集會が執行者を定めることとしてある(擔六三)のと違ふ。

(二) 執行者の權限——決議の執行者又は代表者は受任者だから、善良な管理者の注意を以て決議を執行すべきは勿論だが、社債償還に關する決議の執行に付ては、法は特に次の規定を設けた(商三三二)。

(1) 執行者又は代表者は、社債權者のために、社債の償還を受けるに必要な一切の裁判上又は裁判外の行爲をなす權限を有し(商三〇九)。

(2) 社債の償還を受けたときは、遲滞なくその旨を公告し、且つ知れた社債權者には各別に通知を要する(同條二)。この場合には、社債權者は債券と引換に償還額の支拂を請求し得る(同條三)。この請求權は十年の時効に罹る(商三一六)。

(3) 執行者又は代表者が二人以上あるときは、社債權者に對して連帶して償還額の支拂をなす義務を負ふ(商三一〇)。

(4) 執行者又は代表者は重大な責任を負ふから、その職務執行に關する不正行爲は處罰される。即ち

- イ、自己又は第三者を利し、社債權者を害せんことを圖つた背任行爲又はその未遂行爲は、五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金(商四八七、四八八)。
- ロ、その職務に關し賄賂を受け又は約束した者は、三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金(商四九三)。
- ハ、その他の商法違反は五千圓以下の過料(商四九八)。

擔保附社債權者集會の決議

は主務官廳の認可を要せず、直ちに效力を生ずるが、無擔保社債の場合と同様、決議の執行を要するものと要しないものがある。例へば

(一) 執行を要する決議と執行を要しない決議

(I) 決議の執行を要しないものは、擔保の変更(擔七五)、社債の一部償還又は利息支拂並に條件附利益喪失の催告通知(擔七九、八一)、擔保權の實行(擔八二)、總社債に付ての支拂猶豫・不履行に因る面賣・和解(擔八五)、訴訟行爲・破産手續(擔八六)、信託事務の承継(擔九七)等の場合。

(II) 決議の執行を要するものは、清算人の解任(擔一五五)、社債權者集會の代表者の選任、決議事項の委任(擔六四)並に代表者の解任、その權限の変更(擔六六)、特別代理人の選任(擔八九)、受託會社に對する減損擔保に代る金額供託(擔九四)、受託會社の解任(擔九九)等。

の場合は、決議のみでは目的を達しないから、決議の執行として通知催告、主務官廳に對する申請手續等を要する。

(二) 決議の執行——を爲す者は、

(I) 原則——として受託會社である(擔六三本)。これは集會が一々執行するのは煩雜であり、受託會社は信託事務

處理の當路者だからである。

(I) 例外——だが決議の性質上受託會社の執行を許し得ないときは、集會でその執行者を定める(擔六三但)。性質上決議の執行を許さない場合とは、

- (1) 受託會社と社債權者との利害相反する場合で、受託會社の清算人の解任申請を主務官廳にする場合(擔一五五)。
- (2) 受託會社が總社債權者のために爲すべき行爲を怠つた場合、及び社債權者と受託會社と利害相反する事項に付て、總社債權者のために裁判上・裁判外の行爲をなすため主務官廳に特別代理人を申請する場合(擔八九)。
- (3) 受託會社解任の申請を主務官廳になす如き場合(擔九九)で、

集會の代表者に之等の行爲をなす權限があればこの者が執行し、ないときは總會で適當な者を選任して執行せしめる。總會決議の執行者は必ずしも社債權者たることを要しない。

決議執行者は、委任の本旨に従つて善良な管理者の注意を以て執行せねばならない(民六四)。

(三) 決議執行の届出——社債權者集會の決議又は集會が選任した代表者がなした決定を執行したときは、その執行者は、遲滞なくその顛末を記載した書面を添附して主務官廳に届出を要する(擔九四)。

〔書式七二二〕

社債權者集會ノ決議(社債權者集會代表者ノ決定) 執行願末届

年月日何株式会社上擔保附(號第何同社債ノ社債權者集會代表者力決定(又ハ……集會力決議)シタル左記事項ニ付別紙願末書ノ通り執行致候條此段及御届候也

一、何々
二、何々
年月日

何市區町番地
何株式会社社債權者集會
代表者 何 某

大藏大臣 殿
(備考) 願末書適宜作成添附ノコト

信託事務の承継 終了・社債に關する 費用・罰則

- (1) 受託會社の辭任・解任に付ては先に述べた(七五八頁以下)。
- (2) 資格喪失は、受託會社の免許の取消又は解散である。

事務承継者の選任

(一) 裁判外での選任——辭任又は解任によつて受託會社がなくなつた場合には、發行會社及び社債權者集會の一致を以て、その事務の承継者を定めることができる(商三二四I)。受託會社は社債權者の權利擁護のため缺くべからざるものだからである。

(二) 裁判所での選任——發行會社と社債權者集會の意見が一致せず、數受託會社の内、一部の辭任又は解任の場合に、殘存受託會社のみでは事務遂行困難とか、迷惑するとかの已むを得ざる事由あるときは、利害關係人(發行會社・殘存受託會社・社債權者・社債

無擔保社債の場合

信託事務承継の原因

は受託會社の辭任・解任又は法定資格の喪失だ。

34. 信託事務の承継

に付ては、無擔保社債の場合と擔保附社債の場合とに分けて説明する。

權者集會)は、事務承継者の選任を裁判所に請求することができる(商三一四I)。

〔書式七一三〕

事務承継者選任申請

何市區町番地
申請人 何株式会社
右法律上代理人
取締役 何 某

申請ノ理由
申請人ノ社債募集受託會社ノ事務承継者ノ選任ヲ求ム

- 申請ノ理由
 - 一、申請會社ノ社債募集ノ受託會社何信託株式會社ハ年月日辭任(解任)シタルニ因リ社債募集受託會社ナキニ至リタリ
 - 二、依テ申請會社ハ社債權者集會ト相諮リ其ノ事務承継者ヲ選定セントシタルモ意見ノ一致ヲ得サルヲ以テ已ムヲ得ズ本申請ニ及ヒタリ
- 疏明方法及添附書類
 - 一、辭任同意書(解任決議書)寫
 - 一、社債權者集會トノ交渉報告書
 - 一、何々
 - 一、商業登記簿抄本

申請人 何株式会社

年月日

信託事務の承継・終了・社債に關する費用・罰則——(34) 信託事務の承継

受託會社の辭任・解任、事務承継の裁判

何地方裁判所 御申

取締役 何 某

- (一) 裁判管轄と裁判——本件の裁判管轄は會社本店所在地の地方裁判所で已むを得ざる事由に基く受託會社の辭任許可申請、受託會社解任申請、受託會社の事務承継者の選任申請があつたときは、裁判所は利害關係人の陳述を聴き、理由を附した決定を以て裁判する(非一三五ノ一五、一三五ノ一六I)。
- (二) 即時抗告——申請を認許する裁判に對しては不服申立を許さないが、不認許の裁判に對しては即時抗告をなし得る(非一三六ノIIIII)。

事務を承継する者とその法律關係

(一) 信託事務承継者たり得る者——

は銀行・信託會社・有價證券引受會社に限る(改施五六I、證券引受五)。

(二) 事務承継の法律關係——は、

- (1) 發行會社・社債權者の決議による場合は、之等のものと被選會社との契約で
- (2) 裁判所の選任による場合は契約ではない。

故に(1)の場合には、被選會社の承諾を要するが、(2)の場合には、承諾を要しない。併し事實は裁判所が選任命令を發する前にその會社の意見を徴する。

事務承継の範圍

事務承継者は、契約又は裁判により、當然前受託會社の締結した契約によりその事務を處理することとなり、前受託會社が發行會社又は社債權者集會に對して有した權利義務を承継することになる。

前受託會社が自己に取得した報酬請求權及びその債務不履行、不法行為に基く義務は承継しないものと解する。かゝる義務の承継を認むることは、承継人に甚しく酷であり、不合理だからだ。擔保法

にはこの旨の明文がある(摺一〇三)。権利義務は、契約又は裁判の効力の發生する時に移轉するが、擔債法では、前受託會社の辭任・解任・免許の取消又は解散の時に遡つて新受託會社に移轉するとしてゐる(摺一〇三)。

受託會社の變更登記・公告・原簿記載

受託會社の辭任・解任・事務承繼者の選任があつたときは、その變更登記・公告を要し、且つ社債原簿への記載を要する(商三〇五Ⅲ、三一七三、三〇一Ⅳ)。

擔保附社債の場合

委託會社と受託會社が、信託契約締結の際に、豫期し又は豫期しない事由によつて受託會社が退任し、新に選任された受託會社がその信託事務を承繼す

る場合がある。

信託事務承繼の原因

(一) 受託會社の辭任——には次の三場合がある。

(一) 自由辭任——受託會社は、信託契約の定めによつて自由に辭任し得る(摺九七Ⅰ前)。

(二) 同意辭任——信託契約に別段の定めをしないときでも、受託會社は、委託會社及び社債權社集會の同意のあるときは、信託事務を承繼すべき會社を定めて辭任し得る(摺九七Ⅰ後)。

(三) 許可辭任——受託會社は已むを得ざる事由あるときは、主務官廳の許可を得て辭任し得る(摺九八)。

何が已むを得ざる事由かは、各場合に付て主務官廳が判断する。この場合には承繼會社を定めることを要しない。事緊急の場合があるからだ。この許可申請には次の書類を提出する(摺九八一六)。

〔書式七一四〕

受託會社辭任許可申請書

當會社へ何株式会社ノ物上擔保附社債募集ニ付同會社ト年月日締結シタル信託證書ニ基キ信託事務ヲ處理シ來リタル所今般別紙記載ノ通り已ムヲ得サル事由ニ因リ受託會社ヲ辭任致度候條御許可相成度此段申請候也

- 添附書類
一、辭任ヲ要スル事由ヲ記載シタル書面 一通
二、信託事務ニ關スル計算書 一通
年月日

何市區町番地
申請人 何信託株式會社
代表取締役 何 某

(二) 受託會社の解任——次の場合には、主務官廳は委託會社又は社債權者集會の申請により、受託會社を解任することができる(摺九九)。

ができる(摺一二)。

(一) 解任——商法の規定によつて解散した場合で、右一の免許取消によつて信託事業を専業とする會社は解散するが(摺一三)、この場合は免許取消によつて當然失格するから、ここに解散に含まない。

(二) 解散——商法の規定によつて解散した場合で、右一の免許取消によつて信託事業を専業とする會社は解散するが(摺一三)、この場合は免許取消によつて當然失格するから、ここに解散に含まない。

新受託會社の選任

以上述べた事由によつて、受託會社の任務が終了しても信託事務は終了しないから、この事務を處理すべき新受託會社の選任を要する。新受託會社の選任者は、受託會社の場合と主務官廳の場合がある。

(一) 受託會社が選任する場合——は

(1) 受託會社がその義務に違反したとき

これは信託義務に違反した場合で、その違反が公益違反の場合は、主務官廳は職權により免許を取消し得(摺一二)、又裁判所は檢事の請求又は職權により會社の解散を命じ得る(商五八Ⅱ)からこの場合は申請を要しない。

(2) 信託事務を處理するに不適當なとき

例へば受託會社が著しく信用を失墜した場合、信託事務處理に必要な知識技能を缺ぐ如き場合だ。

(3) その他正當な事由あるとき

右の申請があつたときは、主務官廳は果してかゝる事由ありや、解任の必要ありや等を調査して、申請を相當と認めれば解任する。その解任申請には次の書面を提出する(摺九七一七)。

〔書式七一五〕

受託會社解任申請書

何市區町番地
申請人 何株式會社
代表取締役 何 某
申請會社へ其ノ物上擔保附社債募集ニ付何信託株

信託事務の承繼・終了・社債に關する費用・罰則——(34) 信託事務の承繼

(1) 信託契約に定むる事由發生による辭任の場合(擔九七I前)
 (2) 委託會社及び社債権者集會の同意による辭任の場合(同條I後)

で、受託會社は誠實公平に善良な管理者の注意を以て選任せねばならぬ(擔六八、六九)。

若し信託事務を承継すべき會社が外國會社のときは、主務官廳の許可を受けて、承継契約を締結することができる(擔九七II、一七I)。この認可申請は次の様式による(擔施細一五)。

〔書式七一六〕

外國會社ト信託事務ノ承継

契約締結許可申請

申請會社ノ物上擔保附債募集ニ關シ申請會社ハ年月日外國會社ト信託契約ヲ締結シタルトコト同會社ハ右信託契約ノ定ムル所ニ依リ(又ハ委託會社タル申請會社及社債権者集會ノ同意ヲ得)辭任シタルニ因リ外國會社ト其ノ信託事務ノ承継契約ヲ締結致度候間御許可相成度此段及申請候也

添附書類
 一、信託契約ノ定ムル所ニ依リ辭任シタルコト(又ハ委託會社及社債権者集會カ辭任ニ同意シタルコト)ヲ表示シタル書面
 二、信託事務ニ關スル計算書
 三、承継契約書
 四、信託ヲ引受ケントスル外國會社ノ定款寫又ハ會社ノ性質ヲ識別スルニ足ル書面
 五、右四ノ外國會社ノ最終ノ財産目録・貸借對照表・損益計算書・利益ノ處分ニ關スル書面其ノ他會社ノ營業狀態ヲ知ルニ足ル書面
 六、右四ノ外國會社ノ重ナル出資者及役員ノ氏名國籍及住所ヲ記載シタル書面

年月日
 何市區町番地
 申請人 何株式会社
 右代表取締役 何 某印

タルコト)ヲ表示シタル書面 一通
 二、信託事務ニ關スル計算書
 三、承継契約書
 四、信託ヲ引受ケントスル外國會社ノ定款寫又ハ會社ノ性質ヲ識別スルニ足ル書面
 五、右四ノ外國會社ノ最終ノ財産目録・貸借對照表・損益計算書・利益ノ處分ニ關スル書面其ノ他會社ノ營業狀態ヲ知ルニ足ル書面
 六、右四ノ外國會社ノ重ナル出資者及役員ノ氏名國籍及住所ヲ記載シタル書面

年月日
 何市區町番地
 申請人 何株式会社
 右代表取締役 何 某印

(二) 主務官廳が選任する場合——は

(1) 已むを得ざる事由による辭任の場合(擔一〇〇)
 (2) 解任・免許取消・解散の各場合(同條)

で、主務官廳は新受託會社の意向を徴し、之に對する命令の形式で選任する

承継の效力發生の時期

は、受託會社が選任した場合と主務官廳が選任した場合と異なる。

(一) 受託會社が新受託會社を選任したとき——は、委託會社・前受託會社及び新受託會社三者の代表者の署名した契約書を作成することによつて承継の效力を生ずる(擔一〇一I)。

この契約書を作つたときは、各會社は遅滞なく書面を以て主務官廳に次の届出をせねばならぬ(同條II、擔施細一八)。

〔書式七一七〕

信託事務承継契約届

何株式会社何信託株式會社間ノ何株式会社擔保附債募集ニ關スル信託契約ニ付右受託會社何信託株式會社ハ何々ノ事由ニ因リ(右何株式会社及社債権者集會ノ同意ヲ得テ)何信託株式會社ヲ新受託會社ニ選任シ年月日辭任シ右三者間ニ其ノ信託事務承継ニ付年月日別紙承継契約ヲ締結致候也此段及御届候也

添附書類
 一、承継契約書原本
 二、信託契約ノ定ムル所ニ依リ辭任シタルコト又ハ委託會社及社債権者集會カ辭任ニ付同意シタルコトヲ表示シタル書面
 三、信託事務ニ關スル計算書
 (新受託會社カ外國會社ト承継契約締結ニ付官廳

ノ許可手續ヲシタルトキハ二、三ノ書類不要)
 年月日 何市區町番地
 届出人 何々株式会社
 代表取締役 何 某印

(二) 主務官廳が新受託會社を選任したとき——は、その承継は受託會社に對する命令書の交付によつて效力を生ずる(擔一〇一II)。この場合は官廳の命令によるから、承継契約書の作成も届出も要しない。

承継の公告と通知

新受託會社が選任され、承継の效力を生じたときは、新受託會社は承継の時期等を利害關係者に知らせる必要があるから

(1) 前受託會社が選任したとき——は、委託會社・前受託會社及新受託會社に於て
 (2) 主務官廳による選任のとき——は、委託會社及新受託會社に於て

各自遅滞なく公告し、且つ知れた社債

信託事務の承継・終了・社債に關する費用・罰則——(34) 信託事務の承継

權者及び社債總額引受第三者には、各別に通知を要する(擔一〇二)。之等の公告は連名でも差支ない。

承継の效力

新受託會社は、前受託會社の有した信託上の地位を包括的に承継する。即ち

(一) 前受託會社の地位の承継——社債権者又は委託會社の爲に前受託會社に歸屬した權利義務は、前受託會社の辭任・解任・免許の取消又は解散の時に遡つて新受託會社に移轉する。但し前受託會社の契約違反又は不法行為によつて生じた責任は、前會社の固有關係によつて生じたものだから移轉しない(擔一〇三II)。尙ほ前會社の信託事務處理に關する報酬、正當に支出した費用償還、信託事務處理によつて生じた損害賠償の各請求權は、承継の目的とならぬと解する。信託法には明文があ

(一) 信託事務の處理——新受託會社は、前受託會社の締結した條款に從つて信託事務を處理せねばならぬ(擔一〇三I)。受託會社の交替によつて、信託契約の内容に變更を生ぜず、新契約が成立するのでなくて、從來のままの契約が存続するからだ。

(二) 質物の不法處分の處理——前受託會社の不法處分に因つて質物の占有を得た者が悪意のときは、新受託會社はその者の爲に占有を奪はれた者と看做される(擔一〇四)。

(1) 従つて右の質物の取得者が悪意なる限り、新受託會社は之に對して占有回收の訴を起すことができる。

(2) 理論上は前受託會社が不法に處分をしても占有を奪はれたものではないから、新受託會社も取返し得ないわけだが(民二〇〇)、法は委託會社及び社債権者保護のため、質物取得者の悪意を條件として回收し得ることとしたのだ。

(3) 悪意を要するから、たとへ重大な過失によ

つて、買物だといふことを知らなくても取返し得ない。

信託事務の引継

信託の承継が效力を生じたときは、新舊受託會社間に遅滞なく事務の引継をせねばならぬ。

(一) 引継をする者——は、前受託會社が

- (1) 存続するときはその取締役又は代表社員
- (2) 解散したときは清算人
- (3) 破産したときは破産管財人

である。

(二) 引継の目的物——は、

- (1) その委託會社又は社債権者の爲に保管する物即ち擔保物、受領した金銭等
- (2) 信託事務に關する一切の帳簿書類等——で、之等の物を新受託會社に移付するを要し、
- (3) その他引継のため必要な一切の行為、即ち引継に付登記登録その他の對

抗要件に必要な一切の手續を要する。

(三) 引継の届出——以上の引継を完了したときは、各會社は共同して、書面を以て主務官廳に届出を要する (擔一〇五ⅡⅢ、擔施細一九)。

〔書式七一八〕

信託事務引継完了届

委託會社何株式会社前受託會社何信託株式會社新受託會社何信託株式會社問年月日締結シタル信託事務承継契約書(又ハ何株式会社ノ擔保附社債募集ニ付受託會社何信託株式會社ノ解任(又ハ何)ニ因リ年月日御廳ノ信託事務承継命令)ニ基キ新舊受託會社問ニ於テ年月日信託事務ノ引継ヲ完了致候此段及御届候也

添附書類

- 一、引継願末書
- 二、移付シタル物件目録

一通 一通

何市區町番地

前受託會社 何信託株式會社

代表取締役 何 某

何市區町番地

新受託會社 何信託株式會社

代表取締役 何 某

大藏大臣 殿

承継の監督

承継に關する事務は、主務官廳の監督に屬し、主務官廳は何時でも信託承継の監督上必要な検査をすることができ (擔一〇六)。

これは擔保附社債の信託は、社債権者が多數で、社債額も多額に上るのが常であつて、事務引継には特に監督を嚴重にし、その間不正不當の行はれることを防止することは、關係者の保護上必要だからである。

35. 信託の終了

信託終了の場合

には、目的達成による場合と目的不達成による場合とある。

(一) 目的達成による終了——社債總額が期日に完済され、又は擔保權の實行によつて各社債権者が償還を得たときは、社債權及び擔保權は消滅し、信託事務は終了する。この場合は、目的の達成によつて終了するのだ。

(二) 目的不達成による終了——物上擔保權は信託契約によつて設定され、信託契約によつて社債が發行されるから、通常は社債成立前に設定され (擔七二)、主たる債務の成立を豫想して擔保權を設定する。

所が社債を募集しても、應募者がなくて社債募集が不成立に終つた如き場合は、主たる債權が成立しないから、擔保權は當然消滅し、信託は目的不達成によつて終了する。

信託終了の効果

(一) 擔保物及び殘餘財産の返還——信託が終了したときは、擔保權は消滅するから、擔保權の實行をしなかつたときは、動産質として受託會社が保管する物は返還し又登記・登録の抹消手續等を要し、尙ほ擔保の代償として預つた金銭等を返還し、擔保權を實行した場合、社債権者に分配した殘額があればその返還をせねばならぬ。

(二) 總計算・公告・届出——かくて信託事務が終了したときは、受託會社は總計算書を作つて公告することを要

し (擔一〇七)、更に遅滞なく主務官廳に届出をせねばならない (擔施細二〇)。

〔書式七一九〕

信託事務終了届

委託會社何株式会社ノ擔保附社債募集ニ付受託會社タル當會社ニ於テ信託事務處理中ノ所年月日信託事務終了致候條其ノ總計算書相添ヘ此段及御届候也

年月日

何市區町番地

何信託株式會社

代表取締役 何 某

大藏大臣 殿

36. 社債に關する費用

社債に關する事務の處理には相當の費用を必要とし、又社債權者集會に關しても費用を要する。法は之等の費用に付て規定を設けた。

社債事務處理に關する費用

これに付ては無擔保社債と擔保附社債とに區別して述べる。

無擔保社債の場合

(一) 費用の負擔者——社債の募集を初とし、その他の社債事務を處理するには、印刷物・公告・通信・交通の諸

費から事務費・人件費・登記費用等を要する。直接募集の場合には、發行會社が之等一切を負擔すべきは當然だが、委託募集に付ては次の規定がある。
(一) 契約に定のある場合——受託會社や債權者集會の代表者又は決議の執行者に對する報酬及びその事務處理のために要する費用は、發行會社との委託契約、又は社債發行條件中に定める(商三三六I前)。この場合にはその定によるべきは勿論だ。
(二) 契約に定のない場合——には裁判所の許可を得て會社に負擔させることができる(同條I後)。
これは受託會社や社債權者集會の行爲は發行會社の爲にもなるし、社債權者側のみの利益になる如き場合は、多く發行會社の債務不履行に基く場合だからである。
この許可申請は、
(1) 發行會社本店所在地の地方裁判所に、受託會社若は債權者集會の代表者

又は決議執行者が申請する(非一三五ノ一五、一三五ノ二〇)。
(2) 右の申請があつたときは、裁判所は利害關係人の陳述を聴き、理由を附した決定を以て裁判する。この裁判に對しては即時抗告をなし得る。即時抗告は執行停止の效力を有する(非一三五ノ二〇)。
(一) 費用の優先辨濟——受託會社、集會の代表者又は決議執行者は、償還を受けた金額より、社債權者に先つて右の報酬及び費用の辨濟を受けることができる(商三三六II)。之は共益費用だからである。
擔保附社債の場合
にも大體同様な次の規定がある(商九二、九三)。即ち
(一) 委託會社は、受託會社が信託事務を處理するため正當に支出した一切

の費用は誰が負擔するか。

無擔保社債の場合

の費用及び支出日以後に於けるその利息を償還し、又過失なくして受けた一切の損害を賠償する義務がある。
(二) 受託會社は委託會社に信託事務處理のため必要な費用の前拂を請求し得る。
以上(一)(二)の規定は、社債總額を引受けた第三者に準用される。

(一) 原則——として無擔保社債では發行會社が負擔する(商三三七I)。
集會の存在は、社債權者の利益ばかりでなく、發行會社の利益ともなるからであり、社債權者のみの利益となる如き場合は、多く發行會社の債務不履行に基くからだ。

(二) 例外——として

(三) 信託契約による物上擔保權は、右の(一)によつて受託會社に生ずることあるべき債權をも擔保する。
(四) 受託會社は(一)の債權に付て、(三)の擔保權により社債權者に優先して辨濟を受ける権利がある。

社債權者集會に關する費用

集會を招集するには、通知・公告・會場・印刷物その他の費用を要する。こ

これは往々招集が正當な理由に基かな

(一) 原則——として、集會の費用は委託會社の負擔である(商九二)。受託會社や社債總額引受第三者は、特殊の立場上委託會社又は社債權者總會のために集會を招集するもので、その費用を負擔すべき理由がないからだ。
(二) 例外——として受託會社・社債

信託事務の承繼・終了・社債に關する費用・罰則——(36) 社債に關する費用

總額引受第三者が招集した場合を除き集會の招集者（少數社債権者）が負擔する（摺六二）。この場合、信託契約で別段の定をし、委託會社負擔とすることは差支ない。

(三) 決議執行の費用——受託會社・社債總額引受第三者が集會の決議を執行するに要した費用も、委託會社に償還を請求し得る。この場合委託會社に對し、集會の費用及その決議執行費用の前拂を請求し得る（摺九二）。
之等の費用は、信託契約による物上擔保によつて保障され、社債権者に優先して擔保物から辨濟を受けることができる（摺九三）。

37. 罰 則

無擔保社債に關する罰則

社債についての罰則は、無擔保社債に關しては商法中に規定されてゐる。これについては、先に株式會社篇中で他の罰則と共に説明した（四三二頁以下）。

擔保附社債に關する罰則

擔保附社債の罰則は、擔債法が獨立の特別法だから、同法中に規定されてゐるが、同法は明治三十八年七月の施行に係るもので、舊商法規定との權衡を

考へて規定されてゐる。所が新商法は昭和十五年一月改正施行されたが、その罰則は舊法に比して甚だしく詳細且つ嚴罰主義を取つたのに、擔債法所定の罰則は從來のまゝだから、同一事案について、兩者の罰則に可成りの不權衡が生じ、無擔保社債については嚴罰で、擔保附社債は遙かに軽い結果となつた。

將來擔債法の改正に當つては、この點も改められやうが、それまでは裁判所で罰則の運用に留意し右の不權衡を補ふやうにされるだらう。だが擔債法では、罰則の最高限が低いため、兩者に甚だしい不權衡の生ずることは否めない。

以下擔保附社債に關する罰則について概説しより。

無免許營業

擔保附社債に關する信託營業は、特別の法律による場合を除き、主務官廳の免許を要するに、無免許で擔保附社債に關する信託事業を營む者は、十圓以上千圓以下の過料（摺一〇八）

一般取締法令・信託事務に關する違反

次の場合には、會社の業務執行社員・取締役・清算人・破産管財人・社債總額引受第三者（以下集會とする）の申請によつて選任された特別代理人又は外國會社の代表者は、十圓以上千圓以下の過料（摺一〇九）
(1) 信託會社は銀行事業以外の事業を兼營することを得ない（但し銀行事業を兼營しない株式會社は信託業法により信託業を營み得る）のに、之に違反したとき（摺六）
(2) 信託會社は資本又は金銭出資の拂込金額が五十萬圓に達するまではその事業に着手し得ないのに之に違反したとき（摺八）
(3) 本法による主務官廳の命令に違反し又はその検査を妨げたとき
(4) 外國で物上擔保附社債を募集し又は信託事務の承繼會社が外國會社のときは主務官廳の許可を要するの之に違反したとき（摺一七I、九七II）
(5) 本法により債券に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載をしたとき
(6) 委託會社が信託契約に適合する債券を發行した場合には、受託會社は請求により、それが信託證書による債券なることを證明（その旨の記載をし取締役又は會社代表社員が署名する）して委託會社又はその指定者に引渡を要するが、その手續を履行せず之を交付し

届出・通告・書類の交付・閱覽に關する違反

次の場合には、會社の業務執行社員・取締役・清算人・破産管財人・社債總額引受第三者・社債権者集會の代表者・社債権者集會の申請による選任特別代理人又は外國會社の代表者は、五圓以上五百圓以下の過料（摺一一〇）
(1) 本法に定められた届出・公告若しは通知を怠り、又は不正の公告若しは通知をしたとき
(2) 本法により交付すべき書類を交付せず又は之に不正の記載をしたとき
(3) 本法により閱覽を許すべき書類を正當の理由なくして閱覽させなかつたとき
(4) 本法により備置すべき書類を備置せず、之に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき

會社整理篇

★ 7 章 12 節

總 說

整理の開始

會社の検査

整理の立案と
和議の立案

整理の實行と
會計上の處理

監督命令と
管理命令

整理の終結と罰則

◇ 廣く會社の整理と云へば株式會社のみでなく、凡ゆる種類の會社についてもあり得るわけで、從來會社が破綻に瀕した場合に實際上屢々行はれてゐるが、本篇での説明は、新法が創設した株式會社の整理に付てのみの説明に止める。

◇ 商法の規定によると、會社整理の説明は株式會社篇中解散の直前でなすべきだが、本書では便宜上別篇として説明した。

◇ 會社の整理は、從來これに關する規定がなかつたので、裁判外の實際上の問題として行はれてゐた。所が整理案の成立その實行共に、一寸した障碍のため所期の目的を達し得ない場合が多かつたが、本規定の創設によつてその活用は大いに期待されてゐる。

總

說

裁判外の整理協定の弱點

(一) 會社の整理は新法の劃期的制度——で、特別清算制度・轉換社債制度等と共に、將來大いに期待をかけられてゐるものである。

會社の財政が悪化し、債務超過となれば、それは破産原因となる。かくの如き場合には、從來多くは會社の重役が債權者に事情を話して集合して貰ひ、會社の内情、營業繼續の見込、債務辨

濟の程度方法等を詳細に説明諒解を求め、整理案を作つて、支拂猶豫や一部免除その他支拂方法を協議決定し、會社の更生策を講ずることが行はれてゐた。この場合、強硬な債權者のためこの協定が不成立となる場合もあるが債權者としては、潰してしまふと云ふ法なるから、生かして取り戻さうといふ方法で、會社が誠意さへ示せば成立する場合も多かつた。

(二) 事實上の整理協定には種々の弱點がある——右の整理協定は裁判外のものだから、裁判所の監督に服せず、

債務の辨濟等は全債權者に公平妥當に行はるべきなのに、特別關係者や強硬な者には、不當な辨濟を餘儀なくされることが屢々である。又協定に何等の公力を伴はぬから、折角まとまつたこの協定を、之に参加を肯じなかつた二三の債權者の強制執行等で、忽ち更生の曙光は臺なしにされてしまふ。又會社が協定條項を履行しないときは、改めて和議や破産を申立ねばならない不便があつた。

新法の制度

そこで新法は、會社の整理制度を創設し、裁判所の監督の下に、公正に有效適切に整理を行はせ、會社を更生させると共に、債權者の利益を保護せんと圖つた。

整理制度を株式會社のみに限つたのは

株式會社は一般に大企業且つ物的會社だから、利害關係者が多く、その破綻の影響が特に大きいからで、他種の會社にはそれ程の關係はないからだ。

和議との關係

(一) 破綻會社の更生策には和議制度がある——が、同法に會社のみに關する詳細な規定をすることは不適當であり、和議は既に破産原因が現に存する場合、破産の豫防策として行はれるが整理は破産原因たる事實の不確定な状態に於てもなし得る。
(二) 實際問題として和議成立後の協定履行は頗る不成績——だ。從來の成績に徴しても、和議條項を履行し終つた會社等は頗る稀で、その條項を履行せず、有耶無耶になつて了ふものが多かつた。その原因はいろいろあらうが

再起不能に陥らない前に有效適切な方法を講じないことが重大な原因だから法は、破産や和議開始の明確な原因のないときは勿論、整理手続は破産や和議の明かな開始原因のあるときでも、開始し得ることとした。

特別清算との關係

整理は不良會社の解散前に、裁判所の監督の下に、會社の更生を圖り、債權者及び株主を保護する制度だが、株式會社の特別清算は、解散會社の財産状態が不良な場合に、裁判所の監督の下に公正に清算手続を行ひ、債權者及び株主を保護せんとするもので、一は會社を更生させるにあり、他は會社を消滅せしめる點は甚しく異なるが、その制度の趣旨に於て共通するから、裁判所の干與方法・手續等は、大體同一規定

に從ひ、整理に關する規定の大部分は特別清算に準用されてゐる。故に株式會社の整理については、以下に説明するところの外に、既述の株式會社の特別清算の説明(三九九頁以下)を参照されたい。

整理の開始

1. 整理開始の原因

因・條件・登記

整理開始の原因

會社の現況その他の事情により、支拂不能又は債務超過に陥る處ありと認められるときは、申立により又は職權を以て、裁判所が整理開始を命ずる(商三八一)。このまゝでは破産に迫るま

れる外なしと認められるときだ。

(一) 會社の現況その他の事情とは——會社の收支状態・資産状態・業績・將來の見込・事業經營方法等一切の事情をいふ。

(二) 支拂不能とは——辨濟期に債務を事實上支拂ひ得ないこと、換言すれば支拂能力のないことで、自己資産では勿論、第三者からの金融も得る見込のない状態に立至ることだ。この事實は破産原因となる。

(三) 債務超過とは——文字通り債務が資産に超えることで、現在支拂不能

でなくとも、早晚支拂不能に立至るべき状態で、これ亦破産原因となる。

(1) 破産法は、破産原因として、支拂を爲すこと能はざるとき、その財産を以て債務を完済すること能はざる場合と云ひ、債權者が支拂を停止したときは支拂不能と推定した(破二六I、二七I)。

(2) 整理開始はかくの如く明確にその原因が認定されるを要せず、支拂不能又は債務超過に陥る處又は疑ありと認められるを以て足る。處も疑も實質上同じだ。

(3) 即ち破産開始の一步手前の状態にあり、この儘で行けばやがて破産の外なしとの疑を生ずる程度でも、整理開始の原因となる。

(四) 右の虞又は疑の域を脱して、支拂不能又は債務超過の明白な場合にも整理を開始し得る——この原因ある場合でも、必ずしも和議や破産によるを要せず、却つて整理手續によるのが相互に利益な場合があるからだ。法は破産又は和議手續中でも、整理の申立をなし得るものとしてゐる(商三八三)。

整理開始の條件

整理は裁判所に對する申立により、又は當該事業を監督する監督官廳からの通告に基く裁判所の職權によつて開始される。

申立による整理開始

(一) 申立をなし得る者——は、取締役・監査役・三ヶ月前より引續き資本の十分の一以上に當る株式を有する株主(少數株主)又は拂込株金額の十分の一以上に當る債權者(少數債權者)である(商三八一)。

(1) 特別清算開始の申立は、單なる株主・單なる債權者にも申立權を認めてゐる(商四三二)。(2) 此れ等に整理開始の申立權を認めないのは、兩者は目的を異にし、整理は營業繼續を前提とするから、その濫用により會社の事業經營に障害を與へる虞があるからだ。

をし、更にその認可を得て整理の申立をなし得る(商三一九、三二七)。

(二) 申立の手續

會社の整理に關する非訟事件手續は、會社本店所在地の地方裁判所の管轄である(非一三五ノ二四)。

(1) 事實及び債權の疏明——整理開始の申請をなすにはその事實の疏明を要し、債權者が申請をするには、その債權の疏明をも要する(非一三五ノ二六)。(書式七二〇)

整理開始ノ申立

何市區町番地
申立人 何 某
何市區町番地
被申立人 何株式會社
右法律上代理人 取締役 何 某
申請ノ趣旨
被申立人ニ對シ整理開始ノ命令ヲ求ム
申請ノ理由
一、被申立會社ハ資本金百二十萬圓内金九十萬圓拂込済ノ株式會社ニシテ、申立人ハ被申立會社ニ對シテ金拾萬圓ノ貸金ヲ有スル債權者ナリ

二、而シテ右貸金ハ公正契約ニ依ルモノニシテ其ノ辨濟期ハ年月日ナリシ所被申立會社ハ元本ハ勿論利息ノ支拂ヲモ爲サザリシヲ以テ年月日其ノ有體動産ニ對シ強制執行ヲ爲シタルニ僅ニ金五千圓ノ辨濟ヲ得タルノミニテ其ノ餘ニ付テハ毫モ辨濟セズ
三、依テ申立人ハ被申立會社ノ財産狀態ヲ調査シタル所殆ト資産ナク融資極度シ全ク支拂不能ナルコト判明シタルヲ以テ本申請ニ及ヒタリ
疏明方法及附屬書類
一、公正證書寫、執行證書寫、財産目錄、貸借對照表寫、登記簿謄本寫、報告書 一通
右申請候也
年 月 日
右申請人 何 某

何地方裁判所 御中

(1) 手續費用の豫納——整理開始の申請をなすには、整理手續費用として裁判所が相當と認むる金額の豫納を要し、豫納をしないときは、その申請を却下し得る。費用の豫納に關する裁判には不服を申立て得ない(非一三五ノ二七)整理手續費用は會社の負擔だが、費用の豫納がないのに裁判所が整理の開始を命じたとき、又は豫納が不足するに

至つたときは、その費用は假に國庫から支辨する(非一三五ノ二八、一三五ノ二九)。

(1) 開始申立の通知——整理開始の申立があつた場合、その會社の業務を監督する官廳があるときは、裁判所はその旨を同官廳に通知を要する(非一三五ノ三〇)。

(三) 裁判

(1) 整理開始の申立が權利の濫用その他不當の目的に出たものと認むるときは、裁判所はその申立を却下することができる(商三八一)。

會社に前記の虞又は疑の事由があつても、取締役又は監査役が眞に整理の意思なく、義務回避(整理開始により強制執行は排斥される)を目的とし又は整理開始による會社の不信用暴露で得難し、株主又は債權者が不當な利得を目的として申立をした如き場合だ。

(2) 整理開始の命令は、理由を附した決定を以てする。整理開始の申請却下の場合も同様。この却下をした場合には、裁判所はその會社業務の監督官廳

があれば、その旨を同官廳に通知を要する(非一三五ノ三一)。

(3) 整理開始命令に對しては、會社に限り即時抗告をなし得る。整理開始の申請却下の裁判に對しては、申請人に限り抗告をなし得る(非一三五ノ三三)。

通告による整理の開始

(1) 監督官廳の通告——會社の業務を監督する官廳は、會社に支拂不能又は債務超過に陥る虞ありと認むるときは、裁判所にその旨を通告し得る。この場合には、裁判所は職權を以て整理の開始を命ずることができる(商三八一)。(2) この場合は、通告がなければ裁判所は整理開始命令を發し得ない。又通告があつた場合でも、開始命令を發する与否とは裁判所の自由だ。

(1) 茲に監督官廳とは、銀行信託會社に對する大藏大臣、保險會社に對する商工大臣の如く法規上明なものは勿論、會社業務及び財産に

對し、監督上指揮命令し得る官廳も含まれる。(2) 之等の官廳は當該會社の事情に精通し、且つそれが公益的關係を有するから、この通告權を認められたのである。裁判所はこの通告に對しては、なるべく協調を保つやう處理すべきものと思はれる。(3) 裁判所はこの場合、會社の業務の監督官廳に意見を求め、又は調査を囑託する(商三八一)が、同官廳は囑託がなくとも裁判所に對し意見を述べることが出来る(非一三五ノ二五)。

(二) 手續費用——裁判所が通告に基いて職權を以て整理の開始を命じた場合も、整理手續費用は會社の負擔だがその費用は假に國庫から支辨する(非一三五ノ二八、一三五ノ二九)。

(三) 抗告——この整理開始命令に對しては、會社に限り即時抗告をなし得る(非一三五ノ三三)。

整理に關する登記

(一) 整理開始の登記——裁判所が整理開始命令を發したときは、直に會社

の本店及び支店の所在地の登記所に整理開始の登記を嘱託せねばならぬ(商三三二)。この場合には、登記所は遅滞なくその登記をなすことを要するが、公告を要しない(非一三五ノ三五)。

この登記は、裁判所の職權登記で開始命令の確定を待たず直にする。

(一) 整理開始登記の抹消——もし開始命令に對し會社が即時抗告をなし、開始命令を取消す決定が確定したときは、裁判所は前同様、直に會社の本店及び支店所在地の登記所に、整理開始の登記の抹消を嘱託せねばならぬ。この場合も登記所はその旨の公告を要しない(商四〇〇、三三二、非一三五ノ五七、一三五ノ三五)。

2. 整理と裁判手續

整理開始の申立又は通告のあつた場合

(一) 破産・和議手續の中止——整理開始の申立又は通告のあつた場合に、裁判所は必要と認めるときは、破産手續及び和議手續の中止を命じ得る(商三三三)。この中止命令に對しては、不服申立を許さない(非一三五ノ三六)。

この中止を命ずるのは、申立によらず裁判所が職權を以てなし得るが、その申立が不當の目的に基くと認められる如き場合には、中止命令は發せられない。

(二) 會社財産保全の處分——裁判所は整理開始前でも、整理開始申立權者の申立により、又は職權を以て次の處分をなし得る(商三六六)。

整理開始の申立又は通告があつた場合に、裁判所

が開始命令を發するまでには、書證や人證調査等により相當の時日を要し、その間會社財産を不正に隠匿又は過散されるのを防止するため、この處分は整理開始命令後になすを原則とするが、緊急事態に對處するための便法だ。

- (1) 會社の業務の制限その他會社財産の保全處分——會社財産に對する假差押・假處分手續だ。
- (2) 株主の名義書換の禁止
- (3) 會社の業務及び財産に對する検査命令
- (4) 發起人・取締役又は監査役に對する損害賠償請求權に付、之等の者の財産に對してなす保全處分
- (5) 會社の業務及び財産に關する監督命令

以上(1)乃至(5)の詳細に付ては後述する(八八五頁以下)。

整理開始命令のあつた場合

ものに付ては、開始命令前でも發し得ることは先に述べた。

(1) 會社業務の制限その他會社財産の保全處分

整理の開始があつても、會社はその財産の管理、處分の權限を失はないから、之を隠匿し又は故意に不當に處分する如きことがないとも限らぬ。そこで裁判所は、會社財産の譲渡の制限又は禁止、會社の金銀有價證券の第三者保管その他各種の保全處分をなし得ることとした。

この業務の制限をしたときは、會社の本店及び支店でその旨の職權登記を要し(商三三七I後)、その處分が登記又は登録をなすべき財産(不動産・特許權等)に關するものに付ては、裁判所は直に、管轄登記所にその登記又は登録の嘱託を要する(同條II)。

(2) 株主の名義書換の禁止

整理實行には株金の拂込を要するから、株主の移動を防ぐ必要がある。この譲渡禁止は、任意譲渡は勿論、質權實行、強制執行による取得等も含むと解する。これは拂込徴収を見越しての譲渡が多いから、敢て株主に酷とも云へぬ。

この場合に於て、個々の權利の實行その他による會社財産の散失は、會社の整理を困難乃至不能ならしめるから、法は次の規定をした。

(一) 一定手續の禁止——破産若し和議の申立又は會社財産に對する強制執行・假差押、若し假處分をなすことを得ない(商三三三)。

(二) 一定手續の中止——破産手續・和議手續、既になしたる強制執行・假差押・假處分は中止する(同上)。

(三) 競賣手續の中止——債權者の一般の利益に適應し、且つ競賣申立人に不當な損害を及ぼす虞なきものと認むるときは、裁判所は相當の期間を定め、競賣法による競賣手續の中止を命じ得る(商三三四)。

(1) 整理の開始は、會社債權者の強制執行力を排除する力があるが、會社財産に對する擔保權者の擔保權實行を阻止する力はない。
(2) だがこの場合、自由に擔保權の實行を認めると、債權者は自己の債權回収のみ没頭し

この禁止をしたら裁判所は會社の登記事項を公告すると同一方法で公告せねばならぬ(非一三五ノ四〇、一三三ノ二五V)。

(3) 會社の業務及び財産に對する検査命令
整理を實行するには、會社の營業並に財産状態を正確詳細に知つて置く必要があるからだ。この検査は、公正を期するため裁判所が選任した検査役がする(後述)。

(4) 整理又は和議に關する立案及び實行命令
整理は整理案を立て(立案)、之に基づいて行ふ(實行)ことが必要だ。立案は會社取締役又は裁判所の選任した整理委員がなし、實行は取締役が(又は整理委員の協力で)當る(後述)。

(5) 取締役又は監査役の解任
整理には人を得なければ圓滑に行はれないから、會社重役が不適当なときは解任し得ることとしたこの解任をするには、裁判所は解任せんとする取締役又は監査役の陳述を聴かねばならぬ(非一三五ノ四七)。解任の裁判をしたときは、裁判所は直に會社の本店及び支店所在地の登記所にその

登記を囑託することを要する(商三八七I、非一三五ノ三九I)。

(6) 發起人・取締役又は監査役の責任の免除の禁止
會社を整理に追込んだ場合には、これ等の者の責任を追及すべき場合が多いが、その責任を免除するには特別決議を要する(商一九六、二四五I)とは云へ、その地位を利用して容易になし得るから、これを防止するため、この禁止に反する決議は無効だ。この禁止處分に對しては不服申立を許さない(非一三五ノ四八)。

(7) 發起人・取締役又は監査役の責任免除の取消。但し整理開始より一年前に爲した免除に付ては、不正の目的に出たものに限る。
適法になされた免除でも、それが不當な場合には取消し得る。但し開始より一年前に免除を受けた者に對しては、それが整理開始による責任追及の手を免れる等、不正な目的に出ない限り取消されることはない。

この取消處分をなすには、利害關係人の陳述を聴き、理由を附した決定を以て裁判する。この裁判には即時抗告をなし得る。抗告は執行停止の效力を有

する(非一三五ノ四九)。

(8) 發起人・取締役又は監査役の責任に基く損害賠償額の査定
この賠償義務を任意に果さないときは、本來會社は訴訟によつて請求する外ないが、法は簡易手續によつて、その責任の有無、數額を査定し得ることとした(後述)。

(9) 右(8)の損害賠償請求權に付、發起人・取締役又は監査役の財産に對して爲す保全處分——損害賠償の査定のみをしても實效を擧げ得ない場合には、請求權を確保するため假差押又は假處分をする。その處分が登記又は登録を爲すべき財産に關するものに付ては、裁判所は直にその登記又は登録を管轄登記所に囑託せねばならぬ(商三八七I、非一三五ノ三九I)。

(10) 會社の業務及び財産に關する監督命令——(1)の保全處分の外裁判所は、會社が、一定の行爲をなすには、裁判所の選任した監督員の同意を受くべき

ことを命じ得る(九〇三頁以下)。

裁判所が監督命令を發したときは、直に會社の本店及び支店所在地の登記所にその登記を囑託せねばならぬ(商三八七、非一三五ノ三九I)。

(11) 會社の業務及び財産に關する管理命令
會社の現取締役又は總會の選任する取締役に、業務執行や整理を委せたのでは、整理の目的を達し得ないと認められたときは、裁判所は傳家の實力を以て會社の取締役の財産管理・業務執行權を奪つて、裁判所の選任に係る管理人にその權限を專屬せしめるのだ(後述)。

裁判所が管理命令を發した場合にも、(10)と同様その登記を囑託する(同上)。

(六) 整理開始命令の取消と變更——
裁判所は、必要に應じて以上の命令を發し得ると同時に、何時でもその命令を取消し、又は變更し得る。又抗告裁判所で取消されることもある。

(一) 前記(1)(5)(10)(11)の處分を取消し又

は變更したときは、裁判所は會社の本店及び支店所在地の登記所にその登記を囑託することを要し、受託登記所は遅滞なくその登記をせねばならぬ(商三八七I、非一三五ノ三八I、一三五ノ三九I)。

(一) 前記(1)(9)の處分を取消し又は變更したときは、裁判所はその登記又は登録を囑託しなければならぬ(商三八七I、非一三五ノ三八I、一三五ノ三九I)。

整理開始命令が確定した場合

整理開始命令に對しては、會社は即時抗告をなし得るが、開始命令告知の日から一週間内に抗告を申立てず、又申立てても棄却され、再抗告をしないとときは、開始命令は確定する。この確定によつて次の效力を生ずる。

(一) 整理開始の申立又は通告によつて中止を命じられた破産手續・和議手續

(2) 整理開始命令により當然中止となつた破産手續・和議手續並に會社財産に對し既になしたる強制執行・假差押・假處分手續
は、何れも整理の關係に於てはその效力を失ふ(商三八三III)。效力を失ふのは整理の關係に於て失ふのだから、既に繫屬中の訴訟を進行し、又は新に訴を起すことは自由だが、それによつて得た判決によつて、強制執行はなし得ないのは勿論であり、又整理開始命令が取消されたときは、開始命令が發せられなかつたものと看なされるから、之等の手續は開始命令確定前の情態に復歸し、自由に各種の手續を進行し得ることとなる。

會社の検査

4. 検査役

検査役の選任と退任

(一) 裁判所が検査命令を發するとき、同時に検査役を選任せねばならぬ(非一三五ノ四一)。検査役には法律や計理に明るい人が適任だから、辯護士や計理士が選任されるだらう。その人数は一人でも数人でも差支ない。

(二) 裁判所は何時でもその選任した検査役を改任し得る。検査役が辭任せんとするときは、裁判所にその旨を届出でること。この場合には裁判所は更に検査役を選任する。検査役の選任又は改任の裁判に對しては不服の申立を許さない(非一三五ノ四二)。

3. 検査命令

(一) 検査命令を發する場合——裁判所は

(1) 整理開始命令を發したときは職權を以て

(2) 又整理開始の申立又は通告があつた場合に、開始命令を發する前でも急迫な事情があるときは整理開始申立權者の申立により、又は職權を以て

會社の業務及び財産に對する検査命令

を發することができる(商三八六)。

(二) 検査命令の目的——は、

(1) 整理開始命令前の検査命令は、整理開始の必要ありや否やを決する資料を得るために發し、

(2) 開始命令後の検査命令は、整理又は和議に關する立案及び整理實行命令を發する資料を得る目的で發する。この検査は裁判所が選任した検査役がする。

検査役の權限と義務

(一) 検査役は、法定事項に付て調査報告をなす權限を有する。検査役が数人あるときは、共同してその職務を行ふのが原則だが、裁判所の許可を得て職務を分掌し得る。検査役が数人ある場合には、第三者の意思表示はその一人にすればよい(商四〇三、破一六三)。

(二) 検査役は臨時故障ある場合に備へ、臨時故障ある場合にその職務を行はせるため、豫め代理人を選任し得るが、その者の行爲に付ては自ら責任を負ふ。この代理人の選任は裁判所の認可を必要とする。(同上、破一六五)。

(三) 検査役が一定事項の調査や検査をするには、種々の費用や手数を要するから、その費用の前拂及び報酬を請求し得る。その額は裁判所が定める。

検査役の職務

その決定に對しては即時抗告ができる(同上、破一六六、非一三五ノ六四)。

(四) 検査役は善良なる管理者の注意を以て職務を執行することを要し、之を怠つた者は利害關係人に對し、連帶して損害賠償の責任を負はねばならぬ(同上、破一六四)。

(一) 検査役の調査事項——は次の通りである(商三八八)。

(1) 會社の業務及び財産の狀況その他會社の整理に必要な事項

(2) 會社の業績が不良となつた事情及び發起人・取締役又は監査役に不正又は懈怠なかりしや否や

(二) 調査事務の執行——検査役が右の事項を調査するには、會社の事情に精通する者の協力が必要だから、検査役は、

(1) 發起人・取締役・監査役及び支配人その他の使用人に對し、會社の業務及び財産の狀況に付て報告を求め、會社の帳簿・書類・金錢その他の物件を検査することができるが(商三九〇)、報告を求め得るに止まり、訊問はなし得ない。

(2) 検査役はその調査をなすに當り、必要があれば裁判所の許可を得て、執達吏又は警察官吏の援助を求め得ることが出来る(商三九〇)。但しこの援助は調査の援助に止まり、家宅搜索等はなし得ない。検査役の検査又は調査を妨げた者は、五千圓以下の過料に處せられ(商四九八)、執達吏や警察官吏の援助行爲を妨げると、公務執行妨害罪に問はれる(刑九五、九六)。

(三) 検査役の報告——検査役は前記の調査事項に付て調査をしたら、その結果、殊に次の事項を書面を以て裁判

所に報告することを要する。裁判所は検査に付て説明を必要とするときは、検査役を審訊し得る。(商三八九、非一三五ノ四、二二八)。右の報告書は必ずしも全部まとめて提出する必要なく、事の性質上緊急のものから先にすべきものと解する。

(1) 整理の見込あるや否や——見込があれば、整理を進行して整理の立案實行命令を發することになるが、見込がなければ破産に移行する。

(2) 發起人・取締役・監査役に付て次の責に任すべき事實あるや否や——これ等の者の責任に基く、損害賠償請求權の査定開否を決するため。

イ、會社設立の場合、發起人は引受なき株式・株式申込取消・拂込未済株式があるときは、連帶して株式の引受又は株金の拂込義務があり、因つて生じた損害の賠償責任があるが(商一九二)、かゝる責任の有無
ロ、會社設立に關し發起人が任務を怠つたときは、その發起人は會社に對して連帶して、損害賠償の責任を負ひ、又發起人に惡意又は重大な過失があつたときは、その發起人は第三者に對しても連帶して損害賠償の責任を負ふが(商一九三)、かゝる責任の有無
ハ、取締役又は監査役がその任務を怠つたときは、その取締役又は監査役に對し連帶して損害賠償の責任を負ふが(商二六六、二八〇)、かゝる責任の有無
ニ、會社増資の場合に前記(一)の事實があるときは、取締役は連帶して株式の引受又は株金拂込の義務を負ひ、因つて生じた損害の賠償責任があるが(商三五六)その責任の有無

(3) 會社の業務及び監督又は管理をなす必要あるや否や——監督命令又は管理命令を發すべきや否やの資料を得るためだ。

(4) 會社財産の保全處分をなす必要あるや否や——會社財産の處分その他について、從來のまゝ會社の自由に放任して置くと、不正不當な處分が行はれる虞があれば、これをなし得ないやう

にして置く必要があるから、その必要ありや否やを調査する。

(5) 會社の損害賠償請求權に付き、發起人・取締役又は監査役の財産に對し保全處分をなす必要あるや否や——(2)の調査によつて、損害賠償責任のあることが明かな場合に、これ等の者の財産が不正不當に處分隠匿され、損害賠償請求權の行使が効果を奏しなくなる虞があるときは、その自由處分を禁ずる必要がある。

〔書式七二一〕

検査役ノ調査報告書

(書式三〇三参照)

整理の立案と和議の立案

裁判所は検査役の報告に基いて(又は基かずに)、會社の現状保持・會社重役に對する權利行使の保全等の處分等をする。これは云はゞ消極的の處分だが、整理の見込が附けば、積極的に整理又は和議に關する立案及び實行の命令を發することができる(商三八六、四)

5. 整理委員

整理委員の選任と退任

(一) 選任——會社の整理又は和議の立案は、會社の取締役の手でもなし得るが、多くの場合不適當だから、裁判所は必要を認めるときは、整理委員を

選任することができる(商三九一)。委員の数は一人でも數人でもよい。

(二) 退任——裁判所は何時でもその選任した整理委員を改任し得る。整理委員が辭任せんとするときは、裁判所にその旨を届出ること、この場合には裁判所は更に整理委員を選任する。整理委員の選任又は改任の裁判に對しては不服を申立て得ない(非一三五ノ四二、四〇、四〇ノ二)。

整理委員の權利義務

(一) 代理人の選任——整理委員は臨時故障ある場合に備へ、その職務を行はせるため、豫め裁判所の認可を得て、自己の責任を以て代理人を選任し得る(同上、破六五)。

(二) 費用の前拂及報酬——整理委員は費用の前拂及び報酬を受けることが

できるが、その額は裁判所が決定するこの決定に對しては即時抗告をなし得る(同上、破一六六、非一三五ノ六四)。

(三) 注意義務——整理委員は、善良なる管理者の注意を以てその職務を行ふことを要し、この注意を怠つたときは、その者は利害關係人に對して連帶して損害賠償の責に任ずる(同上、破一六四)。

整理委員の職務権限

整理委員は、整理又は和議に關する立案をなすこと。及びその立案を實行するのは取締役だが、取締役がその立案を實行するに付て協力することを職責とする(商三九一Ⅰ)。

(一) 職務の分掌ができる——整理委員が數人あるときは、共同してその職務を行ふを原則とするが、裁判所の許

可を得て職務を分掌し得る。この場合第三者の意思表示はその一人に對してなすを以て足る(商四〇三Ⅰ、破一六三)。

(二) 報告を求め検査をする権能——整理委員は整理又は和議の立案をなし又は立案の實行に協力するに當り、取締役の調査報告やその資料の適正なりや否やを検討する必要があるから、この場合には、發起人・取締役・監査役及び支配人その他の使用人に對し、會社の業務及び財産の状況に付て報告を求め、會社の帳簿書類金銭その他の物件を検査し得る(商三九一Ⅱ)。

この場合、検査役の如く執達吏や警官の援助を求め得ない。これは主として取締役の提出した資料に基いて立案協力をなすからだ。

6. 整理の立案と和議の立案

整理の立案

立案の必要

整理の目的は、會社を破産から救ひ、會社の債權債務を整理調整して企業を繼續し得る状態に置き、會社を更生させて債權者をも生かすにある。故に整理の見込があれば、整理委員は整理案を立て、これを實行に移さなければならぬ(商三九一Ⅰ)。

整理案の内容

整理案は

(一) 一方に於て整理の目的に適ふや

りに、營業の方針・收支から、債權の取立、回收の見込、發起人・取締役・監査役に對する責任の査定・追及、株金の拂込、會社財産の換價、第三者からの金融等の方法、能否等を正確に判斷計算し、

(二) 他方會社債權者に對し、支拂猶豫、債務の一部免除、割賦辨済等に付て豫め讓歩を求め、諒解を得て立案し實行可能のものでなければならぬ。その立案は書面を以てなすことを要し、裁判所は立案に付て説明を必要とするときは、整理委員を審訊し得る(非一三五ノ四二、一七八)。

【書式七二二】

何株式會社整理案

何市區町番地 何株式會社 整理案
右會社ニ對スル何地方裁判所昭和何年〇第何號會社整理開始命令事件ニ付本整理委員等ハ會社ノ業務及財産ノ狀況ニ付詳細ナル調査ヲ遂ケ會社整理ノ立案ヲ爲スコト左ノ如シ

整理の立案と和議の立案 (6)

整理の立案と和議の立案

一、會社破産ノ原因

本會社ハ年月日設立セラレ資本金五十萬圓内參拾五萬圓拂込済ノ株式會社ニシテ何々機具ノ製作ヲ業トスルモノナルトコロ日支事變ニ際會シ其ノ需要額ニ増大シタルヲ以テ金拾貳萬圓ヲ年一割五分以上ノ高利借入ヲ爲シ生産設備ヲ俄然三倍ニ擴大シタルモ金物類ノ統制漸次強化セラレ材料ノ入手難ニ因ル業績不振ニ加ヘ偶々年月日火災ノ爲工場ヲ全燒シ之カ再建並ニ機械設備ニ多額ノ資金ヲ費シ爲ニ借入資金ノ利拂ニ追ハレ遂ニ支拂不能ノ状態ニ陥リタルモノナリ

二、業務ノ状況

(一) 本會社ノ製作ニ係ル何々ハ其ノ優秀ナルコトハ定評アリ然モ和戰兩時ニ於テ不可缺ノモノナルノミナラス其ノ収益率極メテ良好ナルハ其ノ經營方法ヲ改革シ相當寬大ナル條件ヲ以テ舊債ヲ整理セハ本會社ノ更生ハ見込十分ナリ

(二) 而シテ本整理後ニ於テハ何株式會社ノ専屬工場トシテ材料ノ供給、必要ナル資金ノ供給ヲ受クヘキ假契約ヲ締結シタルヲ以テ業務ノ執行ハ圓滑ニ行ハルヘシ

三、會社ノ財産狀況

(一) 資産
イ、何市區町番地所在宅地何百坪此價額金參萬圓
ロ、右同所々在木造スレート葺二階建一棟建坪何十坪二階何十坪及木造トタン葺工場平

家ニ棟此合計建坪何百坪

(2) 動産 此價額金貳萬貳千圓

イ、工場内機械設備及附屬品一式、營業用什器一切 此價額金貳拾萬圓

ロ、製品及仕掛品、手持材料 此價額金五千圓

(3) 現金銀行預金 金八百圓

有價證券 金千貳百圓

(4) 債券

イ、受取手形四千圓(内回收見込貳千圓)

ロ、貸掛代金六千圓(内回收見込參千圓)

(5) 未拂込株金 拾五萬圓(徴收見込拾萬五千圓)

合計 金參拾六萬九千圓

(一) 負債

(1) 擔保附借入金 元利金貳拾參萬七千圓 内譯別紙ノ通り

(2) 無擔保借入金 元利金拾四萬九千圓 内譯別紙ノ通り

(3) 支拂手形 壹萬四千圓

合計 金四拾萬圓

差引債務超過額參萬壹千圓

四、整理案

(一) 返済金ノ調達
本整理ニ要スル資金ハ未拂株金ノ徴收、債權ノ回收、將來ノ事業收益ニ需メサルヘカラス而シテ本會社ノ不動産及機械設備ハ其ノ餘力ナキ迄ニ擔保權ノ設定アルノミナラス會社ノ更生ヲモ主要目的トスル本整理ニアリテハ會

社財産ノ處分ハ債權者トシテハ效果薄キモ
社トシテハ存亡ニ關スルヲ以テ之カ處分ハ爲
スコトヲ得ス此ノ前提ノ下ニ整理資金調達ニ
付検討スレハ左ノ如シ

- (1) 株金ノ未拂込徴収 本會社ハ資本金五拾萬
圓ニシテ現ニ未拂込株金拾五萬圓アルヲ以テ
此ノ拂込ヲ爲サシムルコト但シ之ニ因テ得
キ拂込見込額ハ其ノ七割金拾萬五圓ニシテ
其ノ徴収ニハ約六ヶ月ノ期間ヲ要ス
- (2) 債權ノ回收 之ニ付テハ整理案成立後直チ
ニ着手スヘキモ其ノ回收見込額ハ其ノ五割金
五萬圓ニシテ之カ回收ニハ左ノ如ク相當ノ時
日ヲ要ス

- イ、金參千圓 六ヶ月以内ニ回收シ得ルモノ
- ロ、金貳千圓 參ヶ年位ニ割賦回收シ得ルモノ
- (3) 事業利益金 之ニ付テハ準備期間ヲ壹ヶ年
トシ貳年目即チ何年度ヨリ毎年金四萬圓以上
ノ純益ヲ得ル見込アリ其ノ收支明細ハ別紙ノ
通り此ノ内債務辨濟ノ繰入ヲ爲ス

- 右ノ結果
- 一、現金及銀行預金 金八百圓
- 二、有價證券 金千貳百圓
- 三、未拂込株金徴収金 金拾萬五圓
- 四、債權回收金
- (一) 六ヶ月以内ニ回收シ得ヘキ參千圓
キモノ 貳千圓
- (二) 參年間ノ割賦辨濟ニヨリ回收シ得ヘ
キモノ 貳千圓
- 一、事業純益金一ヶ年金四萬圓
ノ辨濟金ヲ得ヘシ
- (二) 債務ノ辨濟方法

前期辨濟調達金ヲ以テ左ノ方法ニ依リ債務ヲ
辨濟スルモノトス

- (甲) 擔保附借入金 金貳拾萬五圓
- 元本 未拂利息並ニ損害 金參萬貳千圓
- (1) 本案成立日現在ニ於ケル未拂利息並ニ
損害金ハ其ノ百分ノ五拾ヲ免除百分ノ五拾
ヲ年月日(本案成立後六ヶ月)支拂ヒ元本
ニ對シ本案成立日ヨリ年月日迄(一年間)
ハ無利息トシ爾後年六分ノ利息ヲ支拂フコ
ト
- (2) 本借入金ハ年月日迄(本案成立後一ヶ
年間)据置キ爾後拾ヶ年間ニ毎年六月貳拾
日、拾貳月貳拾日ノ貳回ニ前號利息ヲ加算
シタル元利合計額ヲ均等割賦辨濟法ニ依リ
支拂ヒ年月日完済スルコト但シ會社ハ期限
前ト雖モ隨時償還ヲ爲スコトヲ得
- (3) 會社カ前號ノ割賦辨濟ヲ貳回以上怠リ
タルトキハ債權者ハ何等ノ催告ヲ要セス直
ニ元利金全額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

- (乙) 無擔保借入金 金拾貳萬圓
- 元本 未拂利息並損害 金貳萬九千圓
- (1) 本案成立日現在ニ於ケル未拂利息並ニ
損害金ハ之ヲ免除シ且ツ同日以降本項ニ依
ル辨濟完了ノ日迄ハ無利息トス
- (2) 本項ノ債務ハ年月日(本案成立後六ヶ
月)前號ノ免除殘額ノ百分ノ四拾ヲ支拂ヒ
年月日迄(本案成立後一年間)据置キ昭和
何年ヨリ何年迄拾ヶ年間毎年六月貳拾日及

拾貳月貳拾日ノ貳回ニ各回百分ノ參宛半年
賦ヲ以テ辨濟スルコト

- (3) 會社カ前號前段ノ金額ヲ期日ニ支拂ハ
ス又ハ後段ノ割賦辨濟ヲ貳回分以上怠リタ
ルトキハ債權者ハ何等ノ催告ヲ要セス直ニ
元利金全額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得此ノ
場合ニ於テハ會社ハ第一號ノ將來ニ對スル
利息ノ免除ヲ受ケサルモノトス

五、整理委員ノ意見
本會社ハ右二及三記述ノ如キ業務及財産狀況
ニアルヲ以テ右四ノ整理案ヲ立テタリ今若シ
同案ヲ更ニ債權者側ニ有利ニ爲サンカ本會社
ハ到底債務ノ辨濟ハ爲シ得サルヘク結局破産
手續ニ依ルノ外ナク無擔保債權者ノ如キハ其
ノ得ル所殆ントナキニ至ル是決シテ債權者ヲ
益スル所以ニ非ス
本整理案ニ依レハ其ノ支拂ハ可能ニシテ會社
ハ之ニ因リテ更生スヘク債權者モ破産手續ニ
依ルニ比スレハ適ニ有利ナル條件ヲ以テ辨濟
ヲ得ヘク結局當業者双方ヲ益スルモノトス
年月日

何株式會社 整理委員 何 某
同 何 某
(備考) 債權者一覽表、會社事業收支明細書添附
ノコト

和議の立案

和議に移す場合

右の整理案に大部分の債權者は同意し
たが、一部債權者が異議を唱へ、整理
案の成立の見込が立たぬ場合に、強行
的な和議法による和議にかければ、和
議が成立する見込があれば、整理委員
は前記整理案の如き和議の立案をして
(商三九一)、整理事件を和議手續に移
し、多数決を以て和議を成立させるこ
とができる。

法が整理に關する立案をなし得ると共
に、和議に關する立案をもし得るも
のとしたのは、和議による強行を以て
頑迷な債權者への對抗手段を興へ、こ
れを抑へて大局的見地から會社を破産
から救ひ、營業を繼續させてその更生
を圖らんとしたのである。

整理の立案と和議の立案 (6)

整理と和議の關係

事件が和議に移れば整理手續は行はず
和議法に基いて處理される。整理開始
命令があつたときは、和議の申立をな
し得ないのが原則だが(商三九一)、
この場合には特別な理由から、特に會
社に和議申立をなし得ることを認めた
のである。但し和議の申立をなすこと
自體に裁判所の認可を要する。之に付
ては後に詳しく説明する(九〇八頁以下參
照)

和議案の内容

は整理案と大體同様で、會社の純資産
と負債及び和議案の條件、履行の可能
性等諸般の事情を脱合はせて立案せね
ばならない。この詳細は整理の立案と
大體同様によればよいから、既述の整
理の立案の項を參照して頂くこととす

整理の立案と和議の立案

る。

[書式七二二]

何株式會社和議案 (書式七二二參照)

(備考) 前號書式七二二準シテ作製ノコト

整理の實行と會計上の處理

損害賠償請求權の査定

査定制度

7. 整理案の實行

整理案が成立したら、それを實行に移さねばならない。整理案の實行は、原則として取締役が整理委員の協力を得て行ふ。整理案の實行に當つては、その案に基いてなすべきは勿論だが、これがためには一般債權の取立、會社重

役に對する損害賠償の請求、株金の未拂込徴收等をなすべきは勿論で、これ等によつて得た金額又は會社の營業利益によつて、整理條件に従つて債務を辨済して行くのだが、如何なる債務でも自由に辨済又は相殺し得るものとする、債權者平等の原則を破り不都合な場合が生ずるから、法はある債權については相殺を禁止してゐる。以下これ等について説明する。

- (1) 會社を整理にまで陥らしめた責任は、發起人・取締役・監査役等の任務懈怠、不正不當の行爲に基くことが少くない。會社整理の場合には、これ等の者に對する損害賠償請求權を行使することも必要である。その請求權行使には、先づ責任の有無及び賠償額の決定を必要とする。
- (2) そこで裁判所は、整理開始命令を發したときは、必要に應じ検査役をしてその責任の有無を他の事項と共に調査報告させ、通常これに基いて損害賠償請求權を査定するのだ。

査定手續の開始

右の損害賠償請求權の査定は、會社の申立又は裁判所の職權（検査役の報告に基き）によつて開始される（商三六八、三九六）。

(一) 査定の申請——はその原因たる事實を疏明して會社本店所在地の管轄地方裁判所にする。査定の申立又は職權による査定手續の開始は、時効中斷に關しては裁判上の請求と看なされる（商三九六、非一三五ノ五〇）。

(二) 査定の裁判——査定の申請があつたときは、裁判所は利害關係人の陳述を聴き、理由を附した決定を以て裁判をする。申請を認許する裁判に對しては不服申立を許さない。認許せざる裁判に對しては即時抗告をなし得る。裁判所が職權を以て査定をする場合にも、決定による裁判をする（非一三五ノ五二、一三五ノ五一）。

査定の裁判に對する異議の訴

(一) 訴訟手續

(1) 右の査定の裁判に對して不服ある者は、査定決定の告知を受けた日から一ヶ月内に、異議の訴を起すことができる（商三九四）、不服ある者は、會社のこともあり、相手方のこともあり、又双方のこともある。

〔書式七二四〕

損害賠償請求權ノ査定決定ニ對スル異議ノ訴狀

（書式三〇四參照）

(2) 右の異議の訴提起期間内に訴の提起のないときは、査定は給付を命ずる確定判決と同一の效力を有する。訴を起しても、それが不適法で却下されたときも同様（商三九五）。

(3) この訴は會社本店所在地の地方裁

判所に提起する。

(4) 口頭辯論は、異議の訴提起期間經過後でなければ開始し得ない。數個の訴が同時に繫屬するときは、辯論及び裁判は併合される（以上商三九四）。

(二) 判決の效力

(1) 査定不服の訴に於て査定を認可し又は之を變更した判決は、強制執行に關しては給付を命ずる判決と同一の效力を有する（商三九四）。この判決に對する不服は、民事訴訟法の一般原則によつて、控訴・上告を以て争ふことができる。

(2) 判決に假執行の宣言があれば、判決確定前に直に強制執行をなし得、判決が確定すれば、査定の内容に付て争ひ得なくなる。

株金の簡易徴收の便法

この制度の必要

會社整理の實行には、未拂込株金の徴收は殆んど例外なく必要だ。特に破産せんとする會社に進んで株金を拂込まうとする者は稀だから、一般原則によれば甚だ多くの株金拂込請求の訴訟を起し、強制執行によつて取立てる外はない。併しこれには長い期間と莫大な費用がいる。

そこで法は、整理の目的に適合させるため、株金徴收の簡易手續を定め、整理の實行上又は和解に入る前提として必要な場合には、取締役(管理命令のあつたときは管理人)は、この方法によつて徴收し得るものとした(商三九二、三九三)。

徴收手續

は次の順序によつて行ふ。

(一) 異議申述の催告——取締役は各株主に對し、その有する株式の數及び未拂込株金額を通知し、異議あらば一定の期間内(一ヶ月を下るを得ない)に之を述べべき旨を催告することができ(商三九二)。この催告は、一般の株金拂込の場合と同様、全株主に對してなすことを要する。

- (1) この株主中には、假設人名義、他人名義を以てする實質上の株主(商二〇一)は當然に株金拂込期日後の株式譲渡人は、株金拂込に付株主と連帯責任を負ふから、本制度の趣旨に鑑み含まれるものと解する。
- (2) 株式總分による不足額辨済の責任ある従前の株主・株式譲渡人(商二一四、二一九)は含まれないと解する。この者に辨済させるには、豫め株式の總分通知を必要とするから

〔書式七二五〕
株式數及未拂込株金額ノ通

知並ニ異議申述催告書

今般會社ニ於テ整理ノ實行上(又ハ和解ノ爲メ)株金ノ拂込ヲ爲サシムル必要有之資殿御所有ノ當會社株式數及未拂込株金額左記ノ通りニ候間之ニ對シ御異議有之候ハ年月日迄ニ其ノ御申述相成度此段通知並ニ及催告候也

年月日

何市區町番地 何株式會社
取締役社長 何 某

何市區町番地 何株式會社
取締役社長 何 某

何市區町番地 何株式會社
取締役社長 何 某

〔書式七二六〕
右の指定期間内に異議を述べなかつたときは、通知した事項を承認したものと看なされる(商三九二)。

異議申述書 (書式三〇九参照)

(三) 異議を述べたとき——は取締役はその確定を裁判所に請求せねばならぬ(同條三)。

〔書式七二七〕

株式數及未拂込株金額ノ確定申請

(書式三一〇参照)

(1) この確定申請があつたときは、裁判所は取締役及び異議を述べた株主の陳述を聴き、理由を附した決定を以て裁判する。この決定は、取締役及び異議を述べた株主に告知する(非一三五、四三一)。

(2) この裁判に對しては即時抗告をなし得る。抗告は執行停止の效力を有する(同條二)。

(四) 株主表の作成・提出・備置

(一) 株主表の作成——取締役は、右(二)による承認又は(三)による裁判所の確定事項に基いて株主表を作ら

ねばならない(商三九三)。株主表を作るのは、之に基いて請求又は強制執行をするためだ。

〔書式七二八〕

株主表 (書式三一三参照)

(一) 提出——取締役は、作成した株主表に異議なき株主の承認の事實を證する書面又は裁判により確定したことを證する書面を添へ、裁判所に提出することを要する(非一三五、四四一)。

(二) 備置——裁判所は、株主表及び右の添附書類は利害關係人の閲覧に供するため、之を裁判所に備へて置かねばならぬ(同條二)。

(三) 拂込の請求——取締役が株金の拂込をさせるには、株主表に記載された金額の内、現實に拂込ませようとする金額に付て、裁判所の認可を受けねばならぬ(商三九三)。

認可は株主表に記載して爲される。この認可に對

しては不服を申立て得ない。會社及び株主は、手数料を納付して株主表の抄本の交付を申請し得る(非一三五、四五)。

〔書式七二九〕

拂込株金額認可申請(書式三一三参照)

(六) 拂込の強制——右の請求に對し株主が任意に拂込をしないときは、會社は右の認可の記載ある株主表の抄本に基いて、強制執行をなすことができ(商三九三)。

(1) この場合の債務名義は認可決定だが、株主表の抄本自體が執行力ある債務名義となるか、又は執行文の附與を必要とするかは疑問で、同様の破産法の規定(破二五)には、執行文を要するものとしてゐる。

(2) この強制執行には、民事訴訟法の一般的規定が準用される(非一三五、四六)

相殺の禁止

相殺禁止の理由

(一) 整理の立案・實行は、會社債權者の讓歩によつて行はれる。この場合整理開始の當時、會社の債務者が反對債權を有し相殺したとすれば、その債務者は全額の債權の辨濟を受けたと同様になり、恰も破産に於ける別除權者と同様な待遇を受け不公平な結果を生ずるが、この相殺を全然認めないとその債務者に甚だ酷だから、破産法も之を認める(破九八一〇三)。

(二) 併し整理開始後負擔した債務又は取得した債權を以て相殺を無條件に認めると、故意に會社に債務を負擔して、相殺により全債權の回収を圖り、或は會社に對する債權を只同様で手に

入れ、相殺の手段に出で、會社の債權者平等待遇の原則を破ることになるから、法は次の如く相殺禁止の規定を設けた。

相殺禁止の債權

は次の通りである(商四〇三I、破一〇四)
 (一) 會社債權者が整理開始決定後會社に對して債務を負擔したとき——例へば會社財産の賣買・貸借・消費貸借等

(二) 會社の債務者が整理開始決定後他人から會社に對する債權を取得したとき——それが指名債權たるし手形の如き指圖債權たるを問はない。

(三) 會社の債務者が支拂停止又は整理開始の申立又は通告のあつたことを知つて會社に對する債權を取得したとき——右の(一)(二)は善意惡意を問はないがこの場合は、他の債權者を詐害

する性質のものだから禁止したので。但しその債權取得が

- (1) 法定の原因に基くとき
- (2) 債務者が支拂停止若し整理開始の申立又は通告のあつたことを知つた時より以前に生じた原因に基くとき
- (3) 整理開始命令のあつた時より一年前に生じた原因に基くとき

には、詐害行爲とは認め得ないから、相殺を妨げない。

(四) その他一般原則により相殺を許さざるもの——例へば不法行爲によつて生じた債權、差押禁止の債權、支拂の差止を受けた第三債務者がその後取得した債權(民五〇九一五一)、株金拂込債務(商二二三以下)等。

8. 會社整理に關する會計上の處理

整理案の作成

整理案は前記の書式七二二による條件のものとして假定すれば、整理委員が各債權者の同意を求むべきものとして作成した貸借對照表は下記の如くなる。

整理案成立第一回の支拂

は、整理案成立後六ヶ月目である。

(1) 債權の取立——をしたときは、その都度科目別に次の如く仕譯する。この場合一時假勘定で處理して置き、第一回支拂期前に締切つた場合にこれを科目別に處理するよ。

借方 現 金 × × × ×
 未拂込株金(又へ何々) × × × ×

資 産 ノ 部	帳簿額	回収不能損失	實收額	負 債 ノ 部	帳簿額	資本	負債
土地	30,000		30,000	拂込資本金	350,000	350,000	
建物	22,000		22,000	公稱資本			
機械設備及一切品	200,000		200,000	500,000			
在庫	5,000		5,000	未拂込株金			
現金及預金	800		800	150,000			
有價證券	1,200		1,200	擔保附借入金	205,000		205,000
受取手形	4,000	2,000	2,000	未拂利息金	32,000		16,000
賣掛代金	6,000	3,000	3,000	無擔保借入金	120,000		120,000
未拂込株金	150,000	45,000	105,000	未拂利息金	29,000		0
欠損金	331,000		0	支拂手形	14,000		14,000
	750,000	50,000			750,000		
整理費用		10,000					
欠損金		331,000		差引正味不足		41,000	
		391,000				391,000	
				整理費支辨			10,000
				利 餘 金			4,000
			369,000				369,000

(備考) 1. 帳簿額へ最終ノ貸借對照表ノ記載數字
 2. 擔保附借入金ノ利息並損害金へ其ノ五割ヲ支拂フ
 3. 無擔保借入金ノ利息並損害金へ全部免除

(2) 債務の辨濟——右の取立金を以て整理案成立後六ヶ月目に第一回の支拂をする。支拂の都度その金額を以て、

借方	無擔保借入金(又へ何々)	×××
貸方	現 金	×××
借方	小切手を振出して支拂つた場合は無擔保借入金(又へ何々)	×××
貸方	無擔保借入金(又へ何々)	×××
借方	擔 保 預 金	×××
貸方	この場合も各回の支拂は取立金で處理し、支拂の都度その金額を以て、	×××

整理案成立後六ヶ月目

科 目	收入額	科 目	支出額
現金及預金	800	擔保附借入金	16,000
有 價 證 券	1,200	利息並償還金	49,000
取 立 金	3,000	無擔保借入金	5,600
取 扱 金	105,000	支 拂 手 形	8,400
		整 理 費	32,000
		利 益	110,000
	110,000		110,000

第二回の支拂

は第一回支拂の日より一年目、整理案

成立の日より一年半目にする。整理案成立の日より一年間は準備期間として債務辨濟、無利息

(1) 債権の取立その他の入金、第二回の債務辨濟の場合の仕譯方法は第一回支拂と同様。
(2) かくして第二回支拂直後の整理状況は次の如くなる。

整理案成立後一年半目

科 目	收入額	科 目	支出額
現金及預金	32,800	擔保附借入金(無半年賦金)	13,500
利 子	300	無擔保借入金(半年賦金)	2,160
有 價 證 券	1,200	無擔保借入金(半年賦金)	252
取 立 金	700	支 拂 手 形	160
取 扱 金	5,000	整 理 費	23,928
利 益	40,000	利 益	40,000
	40,000		40,000

第三回以後の支拂

以上の説明では、整理の立案通り債権の取立がなされ、會社の營業收益があ

つたものと假定しての話である。所が實際にはなかなかこんな旨いわけには行かない場合が多い。

第三回以後の支拂についても、前記に倣つて作ればよい。右の貸借対照表は債務辨濟のみに關するものだから、會社としては、之等を包含した會社全部についての貸借対照表を作る必要がある。

監督命令と管理命令

9. 監督命令

監督命令の必要

(一) 取締役は前記の如く整理委員の選任があるときは、その協力を得て整理案の實行をするのだが、會社の業務

執行、財産の管理處分權は完全に持つて居るから、協力をなす職務權限を有する整理委員の協力に俟たず、取締役が獨斷専行してもその行爲は有効だ。

(二) 故に取締役が此の如き行爲をなす虞があるときは、裁判所は監督命令を發し、監督員を選任して監督員の同意を得なければ爲し得ない行爲を定め得ることとした。破産法が破産管財人の行爲を監査せしむるため、監査委員

制度を設けたのと同じ趣旨である。

監督員

(一) 監督員の選任と退任——裁判所は會社の業務及び財産に關する監督命令を發するときは、同時に監督員を選任し、取締役が監督員の同意を得ることを要する行爲を指定せねばならぬ(非一三五ノ五三I)。

(1) 裁判所は何時でも選任した監督員を改任し得る。監督員が辭任せんとするときは、裁判所にその旨を届出ること。この場合には裁判所は更に監督員を選任する。

(2) 監督員の選任、改任の裁判に對しては不服申立を許さな(一三五ノ五三II)。

(二) 監督員の權利義務——監督員が數人ある場合の職務執行、職務の分掌第三者の意思表示、代理人の選任、費用の前拂及び報酬、注意義務、その懈怠に因る損害賠償責任等は検査役や整理委員と全く同様である(前四〇三II)。

従つてこれ等に付ては、検査役・整理委員に付ての説明を参照されたい。

(三) 監督員の職務権限——監督員は取締役が指定した行為をなすに付て同意を與へることを職責とするものである(商三九七I)。

(I) 同意を要すべき行為

(1) 取締役が監督員の同意を要すべき行為として如何なる行為を裁判所が指定するかは、諸般の事情に照し裁判所が自由裁量によつて決めるが、商二四五、四四五、破一九七等の事項はその主なものだらう。裁判所は一旦之を指定しても何時でもその指定を變更増減し得る(非一三五ノ五三II)。

(2) 取締役が監督員の同意を要すべき行為を同意を得ずに行つた行為は無効である。

(II) 報告と検査——監督員はその同意を與へるに付き必要を認めるときは發起人・取締役・監査役及び支配人その他の使用人に對し、會社の業務及び財産の状況に付報告を求め、會社の帳簿・書類・金銭その他の物件を検査することができる(商三九七II)。

10・管理命令

管理命令の必要

(一) 取締役は、整理委員協力の下に整理案の實行をするが、業務の執行、財産の管理處分の権限は取締役に屬する。この整理案が豫期の如く實行されるか否かは、一に取締役の人物、手腕熱誠如何にかゝる。取締役に餘り信頼が置けず、從來債権者との關係上、會社以外の有力者が代つて整理案を實行することがより良好な効果を擧げることがあり、又取締役が不正不當な行為をやる如き場合は全然委せて置けぬ場合もある。

(二) そこで裁判所は必要を認めるときは、會社の業務及び財産に關する管

理命令を發し、取締役の業務執行、財産の管理處分の権限を剝奪し、裁判所の選任した管理人に之を附與し整理を實行させるのだ。云はゞ取締役絕對不信任としての強行手段だ。

管 理 人

(一) 管理人の選任と退任——裁判所が會社の業務及び財産に關する管理命令を發したときは、同時に管理人を選任することを要する(非一三五ノ五四I)。

管理人は一人でも數人でも差支ない。

(1) 裁判所は何時でもその選任した管理人を改任し得る。管理人が辭任せんとするとき、裁判所にその旨を届出ること。この場合には裁判所は更に管理人を選任する。

(2) 管理人の選任・改任の裁判に對しては不服を申立て得ない(同條II)。

(二) 管理人の權利義務——管理人が數人あるときは、共同して職務を行ふのが原則だが、裁判所の許可を得て分

掌し得ること、第三者の意思表示はその一人になすを以て足ること、管理人は臨時故障ある場合にその職務を行はせるため、自己の責任に於て裁判所の認可を得て豫め代理人を選任し得ること、費用の前拂及び報酬を受け得ること、職務執行に付ての注意義務、その懈怠に因る損害賠償義務等は、検査役・整理委員及び監督員と同様だ(商四〇三II)。

(三) 管理人の職務権限——管理人は會社の業務及び財産に關する一切の管理を、取締役の地位に立つて行ふものだから、管理人の選任後取締役はその権限を行ふことはできぬ(商三九八I)。

(1) 事務の引渡

管理人は就任後速速なく取締役から事務の引渡を受け、取締役が引渡をしないときは五千圓以下の過料に處せられる(商四九八五)。

(2) 代表權・業務執行權の專屬

會社の代表、業務の執行並に財産の管理及びその處分をなす權利は、管理人に專屬する(商三九八I前)。その職務執行に當つては、法令・定款・總會の決議等に從ふべきは當然で、株金徴收の簡易手續その他整理案の實行をなし得ることは勿論だ。

(3) 訴權の行使

株主總會の決議取消の訴(商二四七)、増資無効の訴(商三七I)、減資無効の訴(商三八〇)、合併無効の訴(商四一五)、會社設立無効の訴(商四二八)に付ても、管理人は取締役に代つて整理中の訴を進行し又は提起し得る(商三九八I後)。

(4) 報告・検査

管理人は、會社の業務並に財産の管理處分權を有するから、發起人・取締役・監査役及び支配人その他の使用人に對し、會社の業務及び財産の状況に付て報告を求め、會社の帳簿・書類・金銭その他の物件を検査し得る。

その調査に必要なならば、裁判所の許可を得て、執達吏又は警察官吏の援助をも求め得る(商三九八I)。この點は整理委員・監督員の調査權より範圍が廣い。

整理の終結 と罰則

〔書式七三〇〕

整理終結決定ノ申立

何市區町番地
何株式會社取締役
申立人 何 某
御座昭和何年〇第何號ヲ以テ何株式會社ニ對シ
年月日整理開始命令アリ爾來整理ニ努メタルコ
ロ年月日整理終結シ(又ハ何々ノ事由ニ因リ整理
ノ必要ナキニ至リ)タルヲ以テ整理終結ノ御決定
相成度此段及申請候也
附屬書類
一、何々 何々
年月 日
各何通

右申立人 何 某印

何地方裁判所 御中

(一) 整理開始命令の取消——又整理開始命令があつた場合に、不服申立の結果、その命令が取消されたときは、一旦開始した整理手続は終了する。
(二) 公告と通知——裁判所が整理終結の決定をした場合又は整理開始命令の取消決定が確定した場合には、裁判所は遅滞なく登記事項の公告と同一の方法を以て公告を要し、且つ會社の業

11. 整理の終結

會社の整理は次の場合に終結する。

整理終結の決定

整理案を立て、それが實行されて會社が更生し、事業繼續可能の状態となれ

ば整理は終了する。又會社の財政が良好となり、整理が不必要となる場合もある。

(一) 整理終結決定の申立——整理が終了し、又は整理の必要なきに至つたときは、裁判所は取締役・監査役・少数株主権者・少数債権者・検査役・整理委員・監督員又は管理人の申立により、整理終結の決定をすることができ(商三九九)。

務を監督する監督官廳にその旨を通知せねばならぬ(非一三五ノ五五)。

(四) 即時抗告——整理終結決定に對しては、その公告のあつた日から二週間内に即時抗告をなし得る。故に整理終結決定は、確定後でなければその效力を生じない(非一三五ノ五六一)。

(五) 整理終結の効果

(一) 登記登録に及ぼす効果——整理終結決定又は整理開始取消決定が確定したときは、會社は整理状態から整理前の自由な立場に復歸し、整理に關して裁判所がなした種々の處分は效力を失ふから、

(1) 整理終結の登記——裁判所は、會社の本店及び支店所在地の登記所に整理終結の登記を囑託することを要し、登記所は遅滞なくその登記をせねばならぬが、公告を要しない(商四〇〇、三八二、非一三五ノ五七)。

(2) 業務制限・監督命令の抹消——裁判所が整理開始命令を發した際になしたところの

イ、業務の制限
ロ、取締役又は監査役の解任
ハ、會社の業務及び財産に關する監督命令又は管理命令

があるときは、整理の終結又は整理開始命令の取消が確定したときは、不必要となり失効するから、裁判所は直に會社の本店及び支店所在地の登記所にその登記を囑託することを要する。但し右のロの取締役又は監査役の解任の登記はこの限りでない(商四〇〇、三八七一、非一三五ノ五八)。受託登記所は遅滞なくその登記をなすことを要するが、公告を要しない(非一三五ノ五七)。

(3) 保全處分登記・登録の抹消——裁判所が整理開始命令を發した際になした

イ、會社財産の保全處分
ロ、發行人・取締役・監査役に對する損害賠償請求權に付て、之等の者の財産に對して爲した

保全處分

中に、登記又は登録をしたものがあるときは、裁判所は直にその登記又は登録の抹消登記を囑託することを要する(商四〇〇、三八七五、非一三五ノ五八)。

(一) その他の効果

(1) 各種手續の效力復活——整理開始命令の確定によつて整理の關係に於て失効した破産手續・和議手續、既になした強制執行・假差押・假處分(商三八三)の效力は當然に復活する。

但し整理手續中適法になされた事項は復活の餘地なく、復活しても整理條件に支配され、制限を受けることは勿論だ。和議手續・破産手續は、復活してもこの場合直に終了するのが普通だ。

(2) 取締役・監査役の地位——取締役・監査役の裁判所による解任處分は、整理開始命令の取消決定が確定したときは當然復活するが、整理終結決定の確定によつては復活しない。
(3) 株主表に基く株金拂込請求——は

なし得なくなるが、拂込に付て既に裁判所の認可を得たものに付ては執行し得ると解する。

(4) 會社重役に對する損害賠償請求權の査定——はそれが異議提訴期間徒過によると、査定認可又は變更の判決によるを問はず、確定判決と同一の效力を有するから(商三九四、三九五)、整理終結によつて失効することはない。

和議申立の認可

は整理終結の一原因である。

(一) 和議申立の場合——整理開始の申立があつたときは、和議の申立をなすことを得ず、既に申立た和議は中止となり、整理開始命令が確定したときはその效力を失ふが(商三八三)、整理開始命令があつた場合、整理の立案及び實行が一部債權者の反對により圓滑に

進行終了し得ない場合に、和議成立の見込があり、それが債權者一般の利益のため、強制的に整理を進行終結せしめることが必要と認められる場合には、例外的に裁判所は和議の申立を認可し得る(商四〇一)。

この和議認可の前提として、裁判所は和議に關する立案を命じ(商三八六)、會社に於て和議のため株金の拂込徴収に付て、簡易手續をなし得る(商三九二)ことは先に述べた。

(二) 和議申立の認可申請——は、整理開始命令を發した裁判所に總取締役又は總管理人がする。申請を認許する裁判に對しては、不服申立を許さない(非一三五ノ五九、一三五ノ六〇)。(書式七三二)

和議申立ノ認可申請

何市區町番地
申請人 何株式会社
取締役 何 某

(以下總取締役列記)

申請ノ趣旨
申請人ニ對シ和議ノ申立ヲ爲スコトヲ認可ストノ御裁判ヲ求ム

申請ノ理由

御監照和何年〇第何號ヲ以テ申請會社ニ對シ年月日整理開始命令アリタルヲ以テ整理案ヲ立テ債權者大部分ノ同意ヲ得タルモ二三大口債權者ノ強硬反對ニ依リテ之カ成立ヲ見ルコト能ハス依テ和議手續ニ依リテ整理ヲ爲スコトヲ會社及債權者一般ノ利益ト認ムルヲ以テ和議申立ヲ爲スコトノ御認可ヲ求ムル爲メ本申請ニ及ヒタリ

證明方法及附屬書類
一、整理開始命令正本寫
一、債權者一覽表
一、整理案並同意書
一、商業登記簿抄本
右申請候也

年 月 日

右申請人 何株式会社
取締役 何 某
(以下總取締役記名捺印)
何地方裁判所 御中

(三) 和議申立認可の効果——裁判所が和議申立の認可をしたときは、整理手續は廢止され、爾後和議法に從ひ、和議手續によつて處理をなすことを要

する(商四〇一)。

(一) 和議事件の管轄——は一般には區裁判所だが(和三)、この場合は整理開始を命じた會社本店所在地管轄の地方裁判所である(非一三五ノ二四、一三五ノ六〇)。

(二) 和議が開始されたときは、整理手續は和議手續に移行するから、裁判所は、

(1) 會社業務の監督官廳に、整理手續の廢止・和議手續開始の旨を通知すること(非一三五ノ六一)。

(2) 整理開始命令の際又は開始命令前になした

イ、會社の業務並に財産に關する制限、監督命令、管理命令の登記の抹消登記(取締役又は監査役解任登記の抹消はしない)を囑託する(非一三五ノ六一)。

ロ、會社財産の保全處分、發起人・取締役・監査役の財産に對する保全處分、登記又は登録のなされたものに付てはその抹消を囑託する(同様)。

整理の終結と罰則——(二) 整理の終結

(3) 和議手續が開始されたときは

イ、和議法一〇條及び五六條の適用に付ては、整理開始命令は、その前に和議開始の申立のなしたときは、之を和議開始と看なし、

ロ、整理のために生じた債權及び整理手續費用は、之を和議のため生じた債權及び和議手續の費用と看なされる(非一三五ノ六二)。整理開始命令前に和議開始の申立のあつたときは、右の如く看なされない。

(4) 事件が和議手續に移ると、和議法に基いて整理委員や管財人が選任される(和二、二七)。

破産の宣告

(一) 整理開始命令があつた場合に、整理開始の見込がないときは、裁判所は當事者の申立を俟たず、職權を以て破産法に從ひ、破産の宣告をなすことを要する(商四〇二)。従つてこの宣告によつて整理手續は終了し、事件は破産手續に移る。

(1) 和議手續への移行は、會社の更生を目的とするが、破産手續の開始は、更生の見込なしとして會社を死滅へ導く大掃除だ。

(2) 破産事件の管轄は本來區裁判所だが(破一〇五、一〇七)、この場合は整理開始を命じた地方裁判所である(非一三五ノ二四、一三五ノ六〇)。

(一) 破産宣告によつて、和議の場合と同様整理手續は終了するから、裁判所は

(1) 會社業務の監督官廳にその旨の通知を要し(非一三五ノ六一、一三五ノ三〇)。

(2) 和議の場合の(三)の(二)のイ、ロの登記・登録の抹消の囑託を要する(非一三五ノ六一、一三五ノ五八)——本頁上段イロ)。

(三) 右の破産宣告があつたときは、破産法第一編實體規定の適用に付ては整理開始命令はその前に支拂停止又は

會資
社金
經調
理整
篇

★ 2 章 14 節

臨時資金調整法

會社經理統制令

破産の申立がないときは、之を支拂停止又は破産の申立と看なし、整理のため生じた債權及び整理手續費用は、之を財團債權とする（非一三五ノ六三）。

12・罰則

會社の整理に關する罰則に付ては、株式會社篇の罰則の項で同時に詳細に説明した（四三三頁以下参照）から、それを參照して頂くこととし、茲で説明を繰返さない。

◇今次聖戰の目的貫遂のため、幾多の非常時法令が施行されてゐるが、本篇では會社の法律實務に直接關係をもつ臨時資金調整法と會社經理令とに付て説明した。

◇事業設備の資金調整に付ては、臨時資金調整法が施行され、資本金二十萬圓以上の會社の設立・増資・合併・目的變更は、政府の認可を受けねばその效力を生ぜず、又第二回以後の株金の拂込催告、社債の直接募集は、政府の許可を要すとされてゐるので、商法の規定による手續のみでは、之等のことは行ふことはできない。

◇會社の利益配當や給與の制限統制等に付ては、會社經理統制令が施行されて居り、之に付ても亦商法規定による條件を満たしただけでは、自由に利益金の處分ができなくなつた。

◇故に臨時資金調整法と會社經理令の法規乃至手續は、必ず心得て置かねば、商法及びその關係法規のみの智識では、會社の法律實務の運用は殆んどできない事情にあるから、本篇では之等について極めて詳しく説明した。

臨時資金調整法

1. 本法制定の理由と法の内容

戦争と資材の調整

(一) 大東亞戦争勃發による巨額の戦費の調達、軍需資材の夥しい使用による政府支拂資金の撤布は、民間企業を刺戟して、一般物資の異常なる需要を喚起し、國家の戦争目的遂行上、不急不

要な方面に資金や資材が浪費される。

(二) 戦時にあつては何事も戦争第一主義、戦に勝たねばならぬ。このためには凡ゆるものを犠牲とするも己むを得ない。近代戦争は國家總力の戦だ。國家經濟としては極力必要物資の輸入を促進し、国内では生産力の擴大強化を圖ると共に、国内消費を節して軍需物資の調達に遺憾なからしめると共に輸出の増進を圖つて國際貸借の維持均衡に努め、この際不急不要の方面への物資や資金の流出を抑へねばならぬ。

(三) 本法は大東亞戦争に關聯し、そ

の聖戰目的貫遂に必要な物資と資金の適合を圖るため、國內資金を時局に喫緊重要な事業に對して優先的に供給し、不急不要な事業に對しては一定の基準に従つて制限又は禁止し、以て國內資金運用を國家的に調整せんとする目的で制定されたものである。本法がその第一條に於て——本法は大東亞戦争に關聯し物資及資金の需給の適合ニ資スル爲國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス——と云つてゐるのは正にこの意味だ。國外への資金の流出を防ぐためには、別に外國爲替管理法が施行されてゐる。本法は大東亞戦争に關聯する法律だから貯蓄債券・報國債券に關するものを除き、戦争終了後一年内に廢止することになつてゐる(法附則Ⅱ)。

(四) 流動資金や運轉資金の統制——本法は主に事業設備の資金調整に付て規定してゐるが、これ以外の流動資金

や運轉資金の統制に付ては、銀行等資金運用令が昭和十五年十月二十日から施行されてゐる。

現下の重大時局下にあつては、事業設備資金のみの調整を行つても、他方で流動資金の貸付を自由として置いては圓滑なる國民經濟の運営は期し得ないからで、本法と同令と相俟つて、不必要な方面への資金の流出を抑へ、喫緊重要な部面へ之を振向け、以て聖戰の目的貫遂、高度國防の目的達成を期せんとしたのである。銀行等資金運用令に付ては、茲に説明する餘裕がないから省くこととする。

本法の内容

(一) 本法は以上の目的から、二十萬圓以上(二十萬圓丁度を含む以下同様)の會社の設立・増資・合併・目的變更

は、原則として政府の認可を受けねば效力を生じないものとし、資本金二十萬圓以上の會社が、第二回以後の株金の拂込をさせ、又は社債を直接募集するには原則として政府の許可を要するものとした(法四)。だから資本金二十萬圓以上の會社は、株式會社たるその他のの會社たるを問はず、商法の規定のみでは之等の事項は全く處理できなくなり、直に本法によつて「一寸待て」をやらされる。だから會社一般に關する手續として、本法は極めて重要な地位を占めるに至つた。

(二) 本法は國家事變に際しての臨時立法だから、本來數個の法律とすべきものを、一個の法律として規定されてゐる。これを大別すると、

(1) 事業資金の調整

即ち金融業者の融資・會社の設立・増資・合併・目的變更・第二回以後の株金の拂込・社債の直接

募集・事業設備の新設・擴張・改良を許可又は認可制度とした。

- (2) 興業債券の發行限度の擴張及び割増附貯蓄債券・報國債券の發行
 - (3) 金融事項の調査
 - (4) 中止命令・罰則
- となつてゐるが、この内根幹をなすものは(1)の事業資金の調整である。

2. 事業資金の調整

に付て、本法は之を資金供給者側からと事業主側からの二方面から調整することに規定してゐる。

資金供給者

本法の資金供給者は、金融機關と證券引受業者である。

(一) 金融機關——本法の金融機關は銀行・信託會社・保險會社・産業組合中央金庫・商工組合中央金庫・戰時金融金庫及び北海道府縣を區域とする信用組合聯合會である(法三前)一般に金融機關と稱せられる無盡會社や信用組合等は、本法の金融機關に入らない。之等は庶民階級を相手とする小口の金融

機關だから、相當大口の金融を調整せんとする本法の對象から除いたのだ。
(二) 證券引受業者——本法の證券引受業者は、金融機關に非ざる有價證券の引受又は募集の取扱を業とする者である(法二後)。

金融機關・證券引受業者の資金貸付、有價證券の應募・引受・募集取扱

金融機關が、

- (1) 事業に關する設備の新設・擴張若は改良に關する資金の貸付をなさんとするとき
- (2) 有價證券の應募・引受若は募集の取扱を爲さんとするとき

又は證券引受業者が

有價證券の應募・引受又は募集の取扱をなさんとするとき

は、原則として政府の許可を受けねば

ならない(法二)。

(1) 有價證券の應募・引受又は募集の取扱に付ては、金融機關も證券引受業者も本法の適用を受けるが、設備資金に貸付に付ては、金融機關のみ適用を受ける。

(2) 本條の貸付は、事業設備資金の貸付のみに限られ、法はその調整を目的とし、その他の運轉資金の貸付等は對象としてゐない。運轉資金の貸付に付ては、別に銀行等資金運用令が施行されてゐる。

(3) 法は金融機關・證券引受業者の取扱に係る有價證券に付ては、その應募・引受又は募集の取扱のみを對象とし、有價證券の賣買等は除いてゐる。

(4) 茲に有價證券とは、凡ゆる有價證券を全部含むのではなく、國債・地方債、わが國に本店を有する會社の株式を除外したもの(法二)だから、社債・

産業債券、外國の有價證券（外國の國債・地方債・社債・株式等）等が主なものである。わが國債・地方債は、政府又は公共團體の發行するものであり株式に付ては、法第四條に特別の規定を設けたから、共に除外したのだ。

原則

- (一) 許可を要する場合
 - (1) 貸付金——右の金融機關が、事業設備の新設擴張又は改良のために使用されると認むる一口五萬圓以上の資金の貸付をせんとするとき
 - (2) 貸付總額が五萬圓以上に及ぶべき數口に亘る資金の貸付をしようとするとき
- は、主務大臣の許可を受けねばならぬ（令一）。
- 茲に五萬圓以上とは——次に掲ぐる事業設備で、主務大臣の定むるものに付

ての新設・擴張又は改良のために使用されると認むる資金に付ては、三萬圓以上とされるから（令一三九三頁以下）、この場合は三萬圓から許可が必要となる

- (一) 化粧品・化粧用具・喫煙用具・身邊用細貨類・毛皮製品・羽毛製品若しは羽毛を用ひた製品・皮革製品・玩具・室内遊戯具・樂器・樂器部分品若しは附屬品・室内裝飾用品・照明器具・家具・飲酢飲料・清涼飲料・調味料・菓子又は船の製造用の設備
- (二) 映畫製作用の設備
- (三) 物品販賣用の設備
- (四) 理容店用・浴場用・旅館用・料理店用又は貸席用の設備
- (五) 興行用の設備
- (六) 社交用・娯樂用又は遊興用の設備

(1) 有價證券の應募・引受・募集の取扱——金融機關又は證券引受業者が額面總額五萬圓以上の有價證券（國債・地方債及び本法施行地内に本店を有する會社の株式を除く以下同様）の應募引受又は募集の取扱をしようとするときは、主務大臣の許可を受けることが必要である（令二）。

(二) 許可を要しない場合——右(一)の(1)(2)の場合には、原則として許可を要するが、次の(1)(2)(3)の何れかに該当する場合には、その事項については既に許可又は認可を受けてゐるから、重ねて許可又は認可は必要でなく（令三一）、又(4)は法が特別の理由から許可を要しないものとした（令三三、法三）。

- (1) 行政官廳の認可又は許可を受け、借入れる資金の貸付をなすとき
 - (2) 行政官廳の認可又は許可を受けて發行する有價證券の應募・引受又は募集の取扱をするとき
 - (3) 本法以外の法令により、行政官廳の認可又は許可を受け、有價證券の應募・引受又は募集の取扱をするとき
 - (4) 金融機關又は證券引受業者が自治的調整により事業資金の貸付・有價證券の應募・引受若しは募集の取扱をするとき
- 右(1)(2)(3)の認可又は許可をしようとするときは、その事項の主務大臣は、前記(一)のIの事項に付ての主務大臣に協議せねばならぬ（令三三）。(4)の自

治的調整に付ては後述する。

- (三) 許可申請の手續——右(一)のIの事項の許可申請に關する事務は之に精通する日本銀行が取扱ふことになつてゐる。そしてその取扱経費は日銀の負擔とし、當該事務に従事する日銀職員は、法令により公務に従事する職員と看なされる（法五）。
- 許可申請は、貸主又は取扱者たる金融業者又は證券引受業者が、その申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出する。

- (1) ここに主務大臣とは (1)銀行・信託會社及び證券引受業者に付ては大藏大臣 (2)保險會社に付ては商工大臣 (3)商工組合中央金庫に付ては大藏大臣及び商工大臣 (4)産業組合中央金庫及び北海道府縣を區域とする信用組合聯合會に付ては大藏大臣及び農林大臣である（令一一）。
- (2) 大藏大臣が銀行・信託會社又は證券引受業者に右(一)のIの許可をしようとする場合には商工大臣に協議を要し、商工大臣が保險會社に右(一)のIの許可をしようとする時は大藏大臣に協議せねばならぬ（令一二）。

この許可申請をするに付て注意せねばならないことは、後述の如く事業資金調整標準が定められ、時局に必要な事業なりや否やによつて、許可となるか否かを豫測し得るから、この點に付て豫め研究調査して置く必要がある。その詳細は法の運用の項で述べる。

(1) 資金貸付の許可申請書——は次の書式によつてする（細二）。

事業設備資金貸付許可申請書

- 何市區町番地 何株式会社
- 代表取締役 何 某
- 一、借主ノ住所及氏名商號(又ハ名稱)
 - 二、貸付ノ要項
 - (1) 貸付金額(數口ニ亘ルトキハ貸付總額並ニ各口ノ貸付ノ種類・時期及金額)
 - (2) 貸付ノ時期
 - (3) 貸付ノ種類
 - (4) 貸付ノ利率
 - (5) 償還期限
 - (6) 其ノ他ノ條件(擔保物件、保證人、償還方法等)

- 三、借主カ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要
 - 四、右資金ノ調達方法
 - 五、其ノ他參考トナルヘキ事項
- 添附書類
- 一、借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二、借主ノ最後ノ貸借對照表及損益計算書(會社ノトキ)
- 右資金ノ貸付御許可相成度此段及申請候也
- 年月日

右申請人 何株式会社
代表取締役 何 某

大藏大臣 殿
何大臣 殿
(備考)

- 一、本申請書ハ日本銀行ノ本店又ハ支店ニ提出スルコト
 - 二、次ノ事業ニ在リテハ其ノ旨附記スルコト
 - (1) 國家カ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業
 - (2) 政府カ資金ノ調達ヲ承認シタル事業
 - (3) 政府カ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業
- (1) 有價證券の應募の場合(細三)
- 〔書式七三三〕

有價證券ノ應募許可申請書

何市區町番地 何株式会社
申請人 何株式会社
右取締役社長 何 某

- 一、有價證券發行者ノ住所及商號(又ハ名稱)ニ應答スル有價證券ノ種類・數量及價額
 - 二、有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 三、社債申込書(又ハ之ニ準スヘキモノ)ノ雛形及募集趣意書
- 右有價證券ノ應答許可相成度此段及申請候也
- 年月日
- 右申請人 何 株式会社
取締役社長 何 某
- 大藏大臣殿
何大臣殿
(備考) 書式七三二備考ト同様

〔書式七三四〕
有價證券ノ引受又は募集取扱の場合

許可申請書

- 一、有價證券發行者ノ住所及商號(又ハ名稱)ニ應答スル有價證券ノ種類・數量及價額
 - 二、引受(又ハ募集ノ取扱)ヲ爲ス有價證券ノ種類數量及價額
 - 三、引受(又ハ募集ノ取扱)ニ關スル條件
 - 四、有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
- 何市區町何番地
申請人 何 株式会社
右取締役社長 何 某

- 五、有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ用途
 - 六、資金ノ事業設備ノ新設・擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 右有價證券ノ應答許可相成度此段及申請候也
- 年月日
- 右申請人 何 株式会社
取締役社長 何 某
- 何大臣 何 某
(備考) 書式七三二備考ト同様

金融機關・證券引受業者の自治的調整

金融機關又は證券引受業者が、事業設備の新設・擴張若は改良資金の貸付をなし、又は有價證券の引受・應募若しくは募集の取扱をしようとする場合には

右の如く、一定限度額以上は許可を受けねばならぬのが原則だが、本法は之に一大例外を認め、
金融機關又は證券引受業者が、(一)に述べた貸付又ハ有價證券の應募・引受若しくは募集の取扱に關し、本法の目的に從つて政府が適當と認むる方法により、自治的に調整をすることに協力するときは、之に對し命令の定むる所により前述の許可を受けらることを要しない。
とした(法三)。

(一) 例外を認めた理由——銀行・信託會社・保險會社・產業組合中央金庫・商工組合中央金庫・戰時金融金庫・信用組合聯合會等は、一般企業と異つて政府の特別の監督を受けるので、特に本法によつて一々許可を受けさせる必要なく、資金の貸付は特に敏活を要するのに、その都度許可を受くべしと要求することは、金融機關の機能を去勢するばかりでなく、借主たる企業者に大なる苦痛を與へ、延いては金融の圓滑な疏通運行を阻害する結果ともなる

ので、一々許可を受けさせる代りに、國家が一定の準則標準を定めて之に遵據させ、自治的に資金調整を行はせることとしたのだ。これは例外規定であるに拘らず、事實は反對で、殆んどすべての有力な金融機關や證券引受業者は自治的調整をやつてゐる。
(二) 自治調整を許される金融機關又は證券引受業者——は主務大臣が定める(編一)。

(一) その機關——は既存のものをその儘利用したものと、新に團體を結成させたものがあつて、現在までに認可されたものは、特別法令により設立された特殊銀行七行、農工銀行七行による農工銀行同盟會、信用組合聯合會及び產業組合中央金庫四十八組合による產業組合金融統制團、普通銀行三百七十四行による銀行金融統制團、貯蓄銀行七十二行による全國貯蓄銀行協

會、信託會社二十七社による信託協會、證券引受業者五社による資金自治調整證券團、生命保險會社三十社及び損害保險會社四十一社による各資金自治調整保險團等である。

(一) 自治調整機關に對する命令——自治調整を許された金融機關又は證券引受業者に對しても、主務大臣が必要ありと認めたときは、事項を指定し法第二條の許可(事業資金の貸付又は有價證券の應募・引受若しくは募集の取扱)を受くべきことを命ずることが出来る(編一)。

自治的資金調整の方法

主務大臣が指定した金融機關又は證券引受業者が、事業設備の新設擴張若は改良に關する資金の貸付又は有價證券の應募引受若しくは募集の取扱をするにはどんな方法・標準に基いてやるかに付ては、法は「政府の適當と認むる方法」

によらせることとし、この方法として「事業資金調整標準」及び「自治的資金調整標準」を臨時資金調整委員會に諮問決定しそれを施行してゐる。

(一) 自治的資金調整標準——は次の通りで、之は後述の事業資金調整標準の第三項と全く同様である(法の運用の項参照)が、自治的調整の場合にも、事業資金調整標準が適用されることは勿論で、これによると、後に詳述するやうに、事業を時局下に於て重要なものと否とを標準として、甲乙丙に分類し更に甲はイロ、乙はイロハに細分して甲は最重要なもの、丙は重要でないもの、乙は中間のものとし、イはロよりロはハより一層重要性あるものとし、許可に當つては重要なもの程優先させる方針を採つてゐる。

右の如く、事業別に甲乙丙に分類し、更にそれを細分した別表事業資金調整

標準は、便宜上法の運用の項（九四一頁以下）に掲げて置いたから、参照された。

自治的資金調整準則

（昭一三、九）改正昭一三、八一四、四一四、一一二

- 一、臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ適用ヲ受ケサル金融機關又ハ證券引受業者ハ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券（國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク）ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲スニ付別表事業資金調整標準（以下別表標準トス）ニ基キ左記ニ依リ之ヲ自治的ニ調整スルモノトシ但シ一件ノ金額三萬圓未満ノモノニ付テハ同様ノ趣旨ニ基キ適宜ニ取扱ヒテ差支ナシ
(1) 別表標準中甲類ニ關スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲スコト
但シ(イ)ニ關スルモノハ(ロ)ニ關スルモノニ優先セシムヘキモノトス猶ホ
A、(イ)ニ關スルモノニ關シテハ一件ノ金額五十萬圓ヲ超ユルトキ
B、(ロ)ニ關スルモノニ關シテハ一件ノ金額二十萬圓ヲ超ユルトキ
ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
(2) 別表標準中乙類ニ關スル事業ニ關スルモノニ付テハ其ノ事業ガ

- (一) (イ)ニ關スルモノニ關シテハ一件ノ金額十萬圓ヲ超ユル場合ニハ大體甲(ロ)ニ準シ取扱ヒテ差支ナキコト一件ノ金額十萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲スコト
(ロ)ニ關スルモノニ關シテハ之ニ對シ事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ爲スヲ適當ト認ムルモノニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲シ差支ナキコト
(二) (イ)ニ關スルモノニ關シテハ大體事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ差控フルヲ可トスルモノ之ヲ爲スヲ必要ト認ムル事情アル場合ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
(3) 別表標準中丙類ニ關スル事業ニ關スルモノニ付テハ事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ差控フルコト但シ特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認ムルモノアルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
(4) 別表標準中甲類又ハ乙(イ)ニ關スル事業ニ關スルモノト雖モ事務所、青年學校、寄宿舎等生産ニ直接關係ナキ事業ノ新設、擴張又ハ改良ニ對スルモノニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
(5) 別表標準中甲類又ハ乙(イ)ニ關スル事業ニ關スルモノト雖モ當該事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ著シク長期間ヲ要シ從テ差控リ急速ニ效果ヲ期待シ得スト認メラルルト

- キハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
(6) 別表標準中乙(ロ)、(ハ)及ビ丙ニ關スル事業ニ關スルモノニ付テモ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ依リ直接輸出ヲ増進セシメ差當リ國際收支ノ改善ニ資スルコトヲ得ヘキモノト認メタルトキ又ハ重要農林水産物増産計畫ノ遂行ニ直接必要ナリト認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ニ便宜ノ取扱ヲ爲シ差支ナキコト
(7) 別表標準中乙(ハ)及ビ丙ニ關スル事業ニ付テモ事業ノ運轉ニ支障ヲ來ササル爲ニスル程度ノ設備ノ改良前ニ安全及保健上ノ見地ヨリ必要ナル改良又ハ災害ニ依リ設備ノ復舊ニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト
(8) 地方公共團體ノ事業、國家カ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政府カ資金ノ調達ヲ承認シタル事業若ハ政府カ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ本標準ノ分類ニ拘ラス特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資金ヲ融通シタル事業ニ關シテハ該融通資金ニ付亦同様トス
(9) 朝鮮、臺灣其ノ他ノ外地ニ於ケル事業ニ關スルモノニ在リテハ前掲ノ方針ニ依ラス各外地ノ標準ニ依ルコト
(10) 滿洲及海外ニ於ケル事業ニ關スルモノニ付テ特別ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルコト不適當ト認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト
二、政府ハ必要アリト認ムルトキハ金融機關又ハ

證券引受業者ニ對シ資金ノ自治的調整ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトアルヘシ
三、尙事業設備資金以外ノ資金ノ貸付例ヘハ運轉資金等ノ貸付ニ付テハ從來ノ審り取扱ヒテ差支ナシ
(備考) 本文中一件ノ金額何萬圓トアルハ貸付ニ付テハ一口何萬圓ノ貸付ノ外貸付總額何萬圓以上ニ及フヘキ數口ニ亘ル貸付ヲ含ム

(二) 自治的調整の場合の貸付及び有價證券の引受等の許可不要の限度

は令一條又は二條の如く、五萬圓以上とせず、大體三萬圓を最低限度の目標とし、それ未満のものは、調整準則の趣旨に従つて適宜取扱ひ得るものとしてゐるが、乙のハ及び丙に屬する事業資金に付ては自由限度を認めず、すべて日銀に協議して決定することゝなつてゐる。本法の自治的調整は、事業資金のみに關し、運轉資金は本調整の範圍外たることは勿論で、之に付ては銀行等資金運用令によつて資金が統制されてゐる。

(三) 自治的調整による事業資金貸付又は有價證券の應募・引受又は募集取扱手續

- (5) 擔保物件
(6) 償還期限及其ノ他ノ條件（保人、償還方法等）
(7) 貸付ヲ必要ト認ムル事情
(8) 債主カ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設擴張又ハ改良ニ關スル計畫（註）及其ノ豫算ノ大要
一、右資金ノ調達方法
一、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由
一、其ノ他參考トナルヘキ事項
添附書類
(借主カ會社ナルトキハ）
一、定款
一、最近ノ貸借對照表及損益計算書
右及御協議候也
年月日
協讀者
日本銀行
(備考)
一、申請書及添附書類ハ各正副四通提出ノコト
二、借主ノ事業力次ノモノナルトキハ其ノ旨附記スルコト
(1) 國家カ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業
(2) 政府カ資金ノ調達ヲ承認シタル事業
(3) 政府カ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業
三、(註) 書式七三七参照ノコト
(書式七三六)

- 一、債主
住所
商號（共同融資ノトキハ連記ノコト）
商號
資本金並ニ拂込資本金
代表取締役
配當率
事業並ニ業態ノ大要
一、貸付ノ要項
(1) 貸付金額（數口若ハ數回ニ亘ルトキハ貸付總額並ニ各口若ハ各回ノ貸付ノ種類・時期及金額ニ付細記ノコト）
(2) 貸付ノ時期
(3) 貸付ノ種類
(4) 貸付利率

會社經歷書

- 一、商號
- 一、本店
- 設立年月日
- 設立事情
- 資本金及拂込資本金
- 資本系統
- 事業設備
- 事業ノ大要
- 最近ノ業績(生産高、利益金、配當率等)
- 取引銀行

事業計畫明細書中主要事項の記載方法

本明細書は自治的調整の場合の日本銀行との協議書や、後に述べる各申請書に添附することとなつて居る。その主要事項記載の参考様式を示すと次の通りで、各項目別に別紙に記入し、申請者名記載のもの一通を添附すること。

〔書式七三七〕
事業計畫明細書ノ主要事項ノ記載様式

一、土地

(1) 購入地	
用途	所在地
計	所在地
	地目
	地積
	單價
	買入價格
	整地費
	買入先

(2) 借地

用途	所在地
計	所在地
	地目
	地積
	借入先
	賃貸價額

(備考) 用途へ何々工場敷地、倉庫敷地、事務所敷地等ノ區別ヲ示シ、地目へ現在ノ使用目的ニ從ヒ田、畑、宅地、山林、原野等ノ區別ヲ掲グルコト
尙ホ買入價格ニ付テ分割拂ナルトキハ其ノ時期並ニ金額ヲ附記スルコト

二、建物其ノ他工作物

種別	構造	棟數	延坪	單價	建設費	所要資材		
						資材名	數量	價額
計								
附帶工事								

(備考) 所要資材ハ鉄、鋼、銅、鉛、亜鉛其他ノ金屬又ハ輸入木材等ニ付主要ナルモノヲ記入スルコト

三、機械其ノ他ノ設備

(1) 國產機器

分類	機器名	型式、機能	數量	單價	價額	買入先	納入豫定期期
分							
計							
原動機							
製造又ハ加工用機械							
其他ノ計							
其他ノ計							
計器							
器具							
合計							

(備考) 各工場事業場毎ニ記入スルコト

(2) 輸入機器

機器名	型式及機能	製造者名	數量	單價	價額	為替許可申請ノ要項	輸入時期	輸入理由
計						許可ノ許可申請ノ要項 有無請者名年月日種類		

(備考) 各工場事業場毎ニ記入スルコト

(1) 設備ノ新設、擴張又ハ改良前ノ生産能力並ニ實際生産高(一箇年)

臨時資金調整法 (2) 事業資金の調整

會社の設立・増資・合併・目的變更の認可
及び第二回以後の株
金拂込、社債の直接
募集の許可

總説

(一) 認可を要する場合——資本金二十萬圓以上の會社の設立・増資・合併又は目的變更をするには、必ず政府の認可を必要とし、認可を受けないとその手續は無効である(法四一)。

(1) この規定は極めて重要で、商法が會社設立に付て準則主義を採り、法定條件を満たした有機的組織體を造成し設立登記をすることによつて何人でも

自由に會社を設立し得ることとしてゐる(尤も特別な法令に規定あるものは別—銀行・信託・鐵道の各會社等)のを、實質上免許主義に變更したもので、資本金二十萬圓未満の小會社の設立は格別、會社らしい會社を設立するには、必ず主務大臣の認可を必要とするこゝとなつたのである。

(2) 資本の増加、會社の合併及び目的變更に付ても亦同様で、必ず主務大臣の認可を必要とする。

(3) 認可を受けずに會社の設立・増資・合併・目的變更等をして、その手續は全く無効で、これ等の登記には、主務大臣の認可書を登記申請書に添附せねばならないから、認可なしで登記されることはないわけだが、假に之が看過されて登記されたとしても無効だ。

(二) 許可を要する場合—資本金二十萬圓以上の會社が

(2) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ因リ増加スベキ生産能力並ニ生産豫想高(一箇年)

計	製品名	生産能力		實際生産高		主要納入先
		數量	價額	數量	價額	

五、所要運轉資材

(1) 設備ノ新設、擴張又ハ改良前ノ所要運轉資材(一箇月)

計	資材名	數量	價額	生産豫想高		主要入手先
				數量	價額	

(2) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ因リ増加運轉資材(一箇月)

計	資材名	數量	價額	生産豫想高		主要入手先
				數量	價額	

(備考) 各月ノ所要運轉資材ニ著シキ増減アル場合其ノ事情ヲ附記スルコト
 六、著工及竣工ノ時期並ニ操業開始ノ時期
 但シ設備ノ完了ニ先立チ一部運轉開始ヲナスモノアル場合ニハ當該設備ノ種類、生産品名並ニ其ノ時期等ヲ併記スルコト

(1) 第二回以後の株金の拂込をさせようとするとき
 (2) 他人をして引受又は募集の取扱をさせず自ら社債を募集(即ち直接募集)をしようとするとき

は、政府の許可を必要とする(法四四、令四一、五一、六一)。 (2)の場合を社債の直接募集に限つて許可を要としたのは、他人即ち金融機關や證券引受業者が、社債の引受又は募集取扱をするには、之等のものに於て別に許可を受け、又は自治的調整によつてなし得ることとなつてゐるからだ。

(三) 認可又は許可を要するのは資本金二十萬圓以上の會社—に限られる資本金二十萬圓以上とは、丁度二十萬圓も含む意味である。従つて資本金二十萬圓未満の會社に付ては、本規定の適用はないから、本規定による認可や許可を受ける必要はなく、自由に商法の規定のみに基いて、會社の設立・増

資・合併・目的變更・第二回以後の株金徴收・社債の直接募集をすることが出来る。唯増資又は合併に因り資本金二十萬圓以上となる場合には認可を必要とする(令五一)。

要するに本規定は資本金二十萬圓以上の會社のみを資金調整の對象とし、それ以下の小會社は調整の範圍外に置いたのである。

(四) 適用會社中認可又は許可を要しない場合—資本金二十萬圓以上の會社の設立、その他前述の事項に付ては認可又は許可を必要とするのが原則だが、これ等について特に行政官廳の認可・許可又は免許を受くべきもの又は之を受けたものは、本法による認可又は許可を受けることを要しない(令四一但、五一但、六一但)。

認可又は許可を受けることを要しないとしたのはこの場合に、行政官廳が認可・許可又は免許をしようとする場合は、本法の主務大臣に協議すること

とを要し(令四四、五一、六一)、内部手續で本法の所定事項を一纏に済すことになつてゐるから、更に認可許可を受けさせるのは、二重の手續をさせることとなつて無意味だからである。

(五) 會社設立等の事務取扱—會社の設立・増資・合併・目的變更の認可第二回以後の株金拂込・社債の直接募集に付ての許可に關する事務は、之等に精通する日本銀行にその取扱が委任され、その取扱に要する經費は日本銀行の負擔とし、この事務に従事する日銀職員は、法令により公務に従事する職員と看なされる(法五)。

(六) 募債會社の監督—政府は、商法規定の制限を超えて社債を募集した會社に對しては、その業務及び會計に關し、監督上必要な命令を發し、又は處分することができる(法一〇)。

會社の設立

(一) 原則—として資本金(出資總

類・株金總額・出資總額及び株金總額の合計額又は基金總額をいふ以下同様）二十萬圓以上の會社を設立するには、大藏大臣及び商工大臣の認可を要する認可を受けぬ會社設立はその效力を生じない（法四一前、令四一木、一一一）。

(二) 例外——として次に該當する會社は(一)の認可を要しない(令四一但)。

- (1) 特別の法令により設立される會社（日本發送電・帝國燃料・各國策會社等）
- (2) 本法以外の法令により會社の設立に付て行政官廳の認可・許可又は免許を受くべき會社（農工銀行・取引所等）又は行政官廳の命令により設立せらるる會社
- (3) 目的とする事業の全部に付て行政官廳の許可又は免許を受くべき會社（銀行・信託會社・保險會社・鐵道會社・瓦斯事業會社等）

右の(2)(3)の會社に付て行政官廳が認可許可・免許又は命令をしよとする場合は、その事項の主務大臣は大藏大臣及び商工大臣に協議を要する（令四一、一一一）。この協議によつて本法による認

可の趣旨が徹底し得るからだ。協議を要するのは認可しよとする場合に限り、不認可とする場合には必要でない

(三) 認可申請手續

(1) 本會社の設立について認可を受けらるには、發起人又は社員たるべき者は定款作成後次の書式による認可申請書を、日本銀行の本店又は支店を経て大藏大臣及び商工大臣に提出する(細五一、一八)。申請書は主務大臣に二通、日銀本店及び支店各一通を必要とする。(書式七三八)

何會社設立認可申請書

- 何市區町番地
- 何會社發起人(又ハ社員タルヘキ者) 申請人 何 某
- (以下發起人住所氏名連記)
- 一、會社ノ住所、商號(又ハ名稱)及資本金額
- 二、會社ノ目的タル事業ノ大要(事業ノ内容ヲ詳細ノコト)
- 三、會社ノ設立ヲ必要トスル事由
- 四、會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法(工場建設豫定地及其ノ坪數、

建物ノ構造、建坪、設置機械ノ種類及數量、之ニ要スル經費ノ豫算額、自己資本ニ依ルカ金融機關ヨリノ借入金又ハ起債ニ依ルカ等詳細ノコト)

五、第一回ノ拂込ノ時期及金額
添附書類
一、定款
二、事業計畫明細書(註)及事業收支目録見書
右ノ通り會社設立致度候條御認可相成度此段及申請候也
年月日
右會社設立發起人 何 某
(以下發起人記名捺印)
大藏大臣 何 某殿
商工大臣 何 某殿
(備考)

- 一、申請書ハ正副控共四通作成ノコト
- 二、添附書類ハ申請書ト同様作成ノコト
- 三、次ノ事業ニ在リテハ其ノ旨附記スルコト
- (1) 國家カ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業
- (2) 政府カ資金ノ調達ヲ承認シタル事業
- (3) 政府カ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業
- 四、(註)書式七三七参照ノコト

(2) 會社の創立總會で(1)の認可申請書に添附して提出した定款を變更したとき、又は創立總會の終結が右の會社設立の認可の日より六ヶ月以上を經過し

た後の場合は、發起人は創立總會の終結後、更に前記(1)に準じて認可申請書を作り、これを大藏大臣及び商工大臣に提出せねばならない(細五一、一八)。

會社の増資・合併・目的變更

(一) 原則——として會社の合併・目的變更に付て、大藏大臣及び商工大臣の許可を要するものは、

- (1) 資本金二十萬圓以上の會社の合併又は目的變更
- (2) 増資又は合併によつて資本金二十萬圓以上の會社となるべき場合の増資又は合併の場合である(令五一、一一一)。

この場合注意すべきは、例へば現在資本金十五萬圓の會社が増資又は合併によつて三十萬圓の會社となる場合、申請を要するのは命令の定むる會社は資本金二十萬圓以上の會社となつてゐるが、その超過十萬圓のみに付てでなく、三十萬圓全部に付て認可を必要とすることだ。増資又は合併をしても資本金二十萬圓未滿のときは無論認可を要しない。

(二) 例外——右(一)は原則だが、會社の増資・合併・目的變更に付て、

當該行政官廳の認可・許可若は免許を受けたもの、又は行政官廳の命令により之等のことをなすものは本法の認可を要しない(令五一但)。この場合に、行政官廳が右に付て認可・許可・免許又は命令をしよとする場合には、その事項の主務大臣は大藏大臣及び商工大臣に協議を要する(同條五)。

(三) 認可申請手續

(1) 會社の資本増加——に付て認可を受けるには、次の書式による認可申請書を、日本銀行の本店又は支店を経て、大藏大臣及び商工大臣に提出すること(細六、一八)。

何會社資本増加認可申請書

- 何市區町番地
- 申請人 何 會社
- 右取締役(又ハ何) 何 某
- 一、會社ノ現在ノ資本金額
- 二、資本増加ノ金額並第一回ノ拂込ノ時期及金額
- 三、資本増加ノ方法(株金増加、株數増加又ハ其

- ノ併用ノ別、普通株・優先株ノ別等詳細)
- 四、資本増加ヲ必要トスル事由
- 五、資本増加ニ依リ調達スル資金ノ使途(工場建設費ノ充當、借入金償還等詳細)
- 六、資金カ事業設備ノ新設・擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 添附書類
- 一、資本増加ニ關スル株主總會ノ議事録(又ハ之ニ準スヘキモノ)ノ謄本
- 二、定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 三、資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

右當會社ノ資本増加ノ件御認可相成度此段及申請候也
年月日
右申請人 何 會社
取締役社長(又ハ何) 何 某殿
大藏大臣 殿
商工大臣 殿
(備考) 書式七三八備考ト同様

右の場合に新株募集に關する事項の報告をなすべき株主總會(報告總會)の終結が、増資認可の日より六ヶ月以上を經過した後のときは、會社はその株主總會の終結後、更に前記の書式に準じて作成した認可申請書を提出せねば